



国会用資料（実問）

内容 問1 解散後40日以内に総選挙を行うことが困難な場合、現行制度においてどのように対処することとなっているのか。（議員は、制度の詳細については質問しないので、繰延べ投票などの制度がある旨を答弁してくればよいと述べていた。）

（答）

1 憲法第54条第1項においては、衆議院が解散された場合、解散の日から40日以内に総選挙を行うと規定しているところであり、災害等が発生した場合であっても、同項及び公職選挙法の規定に従って、解散の日から40日以内の日を施行期日として、衆議院議員の総選挙の施行が公示されることとなる。

2 その上で、公職選挙法第57条第1項においては、「天災その他避けることのできない事故により、投票所において、投票を行うことができないとき、又は更に投票を行う必要があるとき」は、選挙管理委員会の判断により、更に期日を定めて投票を行わせるという「繰延投票」の制度が規定されており、その繰延投票が解散の日から40日を超えて行われたとしても、当該総選挙自体は、その公示された施行期日に行われたものということができる と解している。



（セット版）【対長官問1】300206 衆・予算委 奥野議員jtd

分類 作成日：2018/02/06

大分類	中分類	小分類

問番号：001 奥野君対長官問1

件名： 問1 解散後40日以内に総選挙を行うことが困難な場合、現行制度においてどのように対処することとなっているのか。（議員は、制度の詳細については質問しないので、繰延べ投票などの制度がある旨を答弁してくればよいと述べていた。）

答弁：平成30年2月6日（第196回国会）

院：衆議院 予算委員会 答弁有り

質問者：奥野総一郎

党派：希望

答弁者：横島裕介 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備考：

国会答弁抄採録先：

国会議事録採録先：

対長官

平成30年2月6日（火）衆・予算委 奥野 総一郎君（希望）

問1 解散後40日以内に総選挙を行うことが困難な場合、現行制度においてどのように対処することとなっているのか。（議員は、制度の詳細については質問しないので、繰延べ投票などの制度がある旨を答弁してくればよいと述べていた。）

（答）

- 1 憲法第54条第1項においては、衆議院が解散された場合、解散の日から40日以内に総選挙を行うと規定しているところであり、災害等が発生した場合であっても、同項及び公職選挙法の規定に従って、解散の日から40日以内の日を施行期日として、衆議院議員の総選挙の施行が公示されることとなる。
- 2 その上で、公職選挙法第57条第1項においては、「天災その他避けることのできない事故により、投票所において、投票を行うことができないとき、又は更に投票を行う必要があるとき」は、選挙管理委員会の判断により、更に期日を定めて投票を行わせるという「繰延投票」の制度が規定されており、その繰延投票が解散の日から40日を超えて行われたとしても、当該総選挙自体は、その公示された施行期日に行われたものということができると解している。

【参照条文】

○日本国憲法（昭和二十一年十一月三日憲法）

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一～三 （略）

四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

五～十 （略）

第五十四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（総選挙）

第三十一条 衆議院議員の任期満了に因る総選挙は、議員の任期が終る日の前三十日以内に行う。

2 前項の規定により総選挙を行うべき期間が国会開会中又は国会閉会の日から二十三日以内にかかる場合においては、その総選挙は、国会閉会の日から二十四日以後三十日以内に行う。

3 衆議院の解散に因る衆議院議員の総選挙は、解散の日から四十日以内に行う。

4 総選挙の期日は、少なくとも十二日前に公示しなければならない。

5 衆議院議員の任期満了に因る総選挙の期日の公示がなされた後その期日前に衆議院が解散されたときは、任期満了に因る総選挙の公示は、その効力を失う。

（繰延投票）

第五十七条 天災その他避けることのできない事故により、投票所において、投票を行うことができないとき、又は更に投票を行う必要があるときは、都道府県の選挙管理委員会（市町村の議会の議員又は長の選挙については、市町村の選挙管理委員会）は、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。この場合において、当該選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示するとともに、更に定めた期日を少なくとも二日前に告示しなければならない。

2 衆議院議員、参議院議員又は都道府県の議会の議員若しくは長の選挙について前項に規定する事由を生じた場合には、市町村の選挙管理委員会は、当該選挙の選挙長（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参

議院合同選挙区選挙については、選挙分会長)を経て都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。

【参考2】質問主意書・答弁書

(平24・3・23 対近藤三津枝・衆)

(質問主意書)

二 次に、内閣法制局長官は、公職選挙法第五十七条の繰延投票について、「憲法第五十四条第一項では解散の日から四十日以内に選挙を行うことになっているが、これに関わらず、四十日を超えて、適正な選挙が実施できる状態になってから繰延投票を実施することができる」と明言された。これに対し、私が「解散後、四十日を超えた繰延投票はそもそも憲法第五十四条第一項に違反するのではないか」と更なる質問をしたところ、内閣法制局長官は「憲法に違反するものではない」と答弁された。

この件に関し、次の二点について質問する。

(1) 内閣法制局長官の答弁は、選挙とは「公示から始まって、選挙運動期間を経て、投票・開票・当選人の決定に至る一連の手續」を指すものであることを前提として、被災地などで行われる繰延投票が解散の日からたとえ四十日を超えて行われた場合でも、その一連の手續の一部である被災地などの「投票(これ以降の手續を含む。)」のみが四十日を超えて行われたに過ぎず、国政選挙の「(全体としての)選挙」は四十日以内に行われたといえる、という趣旨と理解してよいか。

すなわち、憲法第五十四条第一項にいう「(総)選挙」は、この「一連の手續」を指すものと理解してよいか。その場合、「解散の日から四十日以内に・・・総選挙を行ひ」や「その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない」という「(総)選挙の日」とは、いつの日のことか。

(2) その上で、選挙という「一連の手續」の中でも、「投票」はまさにその中核と考えられるが、被災地などにおいてこの投票が四十日以内に終了しない場合でもなお、「(全体としての)選挙」は四十日以内に行われ、憲法第五十四条には違反しないといえるのか、政府の見解如何。

(答弁書)

二について

憲法第五十四条第一項の衆議院議員の総選挙の日とは、憲法第七条第四号及び第五十四条第一項並びに公職選挙法第三十一条第三項及び第四項の規定に基づき公示された期日をいうものである。

したがって、当該期日が衆議院の解散の日から四十日以内である以上、御指摘

の「被災地などで行われる繰延投票が解散の日からたとえ四十日を超えて行われた場合」や「被災地などにおいてこの投票が四十日以内に終了しない場合」においても、衆議院議員の総選挙は解散の日から四十日以内に行われたものということができる。

(平23・12・9 対近藤三津枝・衆)

(質問主意書)

- 一 東日本大震災のような大災害が国政選挙の公示日の直前に発生した場合においても、国政選挙の選挙期日を延期するとともに国会議員の任期を延長することができないならば、大災害の発生という不可抗力によって、被災地では実際上選挙が行われなくなるおそれがある。その場合、被災地の住民にとっては実質上参政権が奪われてしまうことにならないか。また、憲法前文では、「国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来」するとされているが、これでは、そのような国民主権や、憲法第十四条の法の下での平等という憲法の根本の原理が侵されることにならないか。このようなことになるのは、やむを得ないものとするか、政府の見解如何。
- 二 一に述べたような観点から考えれば、現行憲法の下でも、大災害が発生した場合等の非常時においては、必要最低限の範囲で、国政選挙の選挙期日を延期するとともに国会議員の任期を延長することが必要ではないか。これを踏まえても、法律によってこれらを行うことは許されないか、政府の見解如何。

(答弁書)

一について

憲法第四十五条本文は衆議院議員の任期を四年、憲法第四十六条は参議院議員の任期を六年と規定しており、その任期が満了するときは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の定めるところにより、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙を行うこととされ、また、衆議院が解散されたときは、憲法第五十四条第一項の規定により、解散の日から四十日以内に衆議院議員の総選挙を行うこととされているところであり、御指摘のような場合であっても、公職選挙法の下で、これらの選挙が執行されることとなると考えている。

二について

先の答弁書（平成二十三年十一月十一日内閣衆質一七九第二三号）でお答えしたとおり、法律を制定することにより「国政選挙の選挙期日を延期するとともに国会議員の任期を延長すること」は、できないものとする。



国会用資料（実問）

内容 問2 大災害により衆議院議員の任期満了に伴う選挙を行うことができず、任期満了により衆議院議員が失職したときに、緊急集会を開くことができるのか。

(答)

1 衆議院議員の任期満了による総選挙が行われた昭和51年に、必ずしも大災害という前提ではないが、内閣法制局において検討したことがあり、

① 参議院の緊急集会の制度は、極めて特殊な場合の変則的・異例の措置であって、解散という予期しない事態の場合に限って特に明文の規定をもって認めたものであり、それ自体としても抑制的に運用されるべきであるため、消極的に解すべきとする見解

② 解散による選挙と任期満了による選挙の間に根本的な差異があるとは考えられず、解散の場合の条件よりも厳格に考えるべきであるが、真に国政上の緊急の必要があるときは憲法第54条第2項の類推適用が許されるとする見解の両論があったが、結論を得るに至っていない。

3 いずれにせよ、お尋ねの点は憲法改正の要否にも関わるものであり、国会で御議論いただくべき事柄であると考えている。



(セット版)【対長官問2】300126 衆・予算委 奥野議員jtd0206対奥野君 答弁参考資料.pdf

分類 作成日:2018/02/06

大分類	中分類	小分類

問番号:002 奥野君対長官問2

件名: 問2 大災害により衆議院議員の任期満了に伴う選挙を行うことができず、任期満了により衆議院議員が失職したときに、緊急集会を開くことができるのか。

答弁:平成30年2月6日(第196回国会)
院:衆議院 予算委員会 答弁有り

質問者:奥野総一郎 党派:希望

答弁者:横島裕介 内閣法制局長官

答弁作成者:内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対長官

平成30年2月6日（火）衆・予算委 奥野 総一郎君（希望）

問2 大災害により衆議院議員の任期満了に伴う選挙を行うことができず、任期満了により衆議院議員が失職したときに、緊急集会を開くことができるのか。

（答）

1 お尋ねについては、衆議院議員の任期満了による総選挙が行われた昭和51年に、必ずしも大災害という前提ではないが、内閣法制局において検討したことがあり、

① 参議院の緊急集会の制度は、極めて特殊な場合の変則的・異例の措置であって、解散という予期しない事態の場合に限って特に明文の規定をもって認めたものであり、それ自体としても抑制的に運用されるべきであるため、消極的に解すべきとする見解

② 解散による選挙と任期満了による選挙の間に根本的な差異があるとは考えられず、解散の場合の条件よりも厳格に考えるべきであるが、真に国政上の緊急の必要があるときは憲法第54条第2項の類推適用が許されるとする見解

の両論があったが、結論を得るに至っていない。

2 いずれにせよ、お尋ねは、憲法上の国会の権能に関することであり、国会で御議論いただくべき事柄であると考えている。

【参考1】 参照条文

◎憲法

第五十四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

- 2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。
- 3 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

【参考2】 質問主意書・答弁書

(平28・3・18 対蓮舫議員・参)

(質問主意書)

十二 現行憲法下において、衆議院議員の任期満了により閉会となっているときに、内閣は参議院の緊急集会を求めることができるか、という点についての、過去の検討状況及び過去の答弁等を全て明らかにされたい。

(答弁書)

十二について

御指摘の「過去の検討状況及び過去の答弁等」を網羅的にお答えすることは困難であるが、旧憲法調査会法（昭和三十一年法律第百四十号）第一条の規定により内閣に置かれた憲法調査会の昭和三十四年七月二十二日及び九月二十三日に開催された第二委員会において、衆議院議員の任期満了による総選挙は、原則的には任期満了以前に行われるが、常会の会期が衆議院議員の任期満了によって終了するような場合には、総選挙は任期満了後に行われることになり、このあとの場合に何らかの緊急事態が発生したときには、衆議院解散の場合と同じく、緊急集会的制度が必要なのではないかという指摘がされたことがあると承知している。

また、衆議院議員の任期満了による総選挙が行われた昭和五十一年には、内閣法制局において検討したことがあるが、結論を得るに至っていないものと承知している。

【参考3】 参考文献

◎憲法（下）〔新版〕 ポケット注釈全書（抄）

第54条

〔5〕（一）・・・参議院の緊急集会に関する規定は、衆議院解散後総選挙を経て特別会が召集されるまでの最長七〇日間に、緊急の必要が生じた際には、衆議院が欠けているため、臨時会を召集することはできないので、特に参議院一院を以て国会の権能を代行せしめようとするものである。

〔部内資料〕

1(問) 衆議院議員の任期満了後衆議院の未構成の間において參議院の緊急集会を求めることができるか。

(昭五一・九 第七八回国會)

(答)(一) 衆議院が解散されたときは、參議院は同時に閉會となるが、内閣は、國に緊急の必要があるときは、參議院の緊急集会を求めることができることは、憲法第五四條第二項に明定されているところである。しかしながら、設問の場合のような、衆議院議員の任期満了後、次期議員による衆議院の構成ができていない間に、國に緊急の必要が生じた場合のことについては、憲法は何らの規定を設けていない。

(二) 衆議院議員の任期が満了したにもかかわらず、次期議員による衆議院の構成ができていないという事態が生ずることは、公職選挙法第三一條第二項の規定の予定しているところであるが、この規定のように、國會の會期との関連で総選挙の期日を遅らすこと自体は合理的理由があり、憲法がそれを禁止しているとは考えられない。また、その間に緊急事態が発生する可能性についても、衆議院の解散後の場合と変わるところはない。

(三) それにもかかわらず、憲法が何らの規定も設けていないことについて、一応二つの考え方があり得るであろう。

第一の考え方は、參議院の緊急集会の制度は、兩院制の國會に対する極めて特殊な場合の変則的・異例の措置であつて、解散という予期しない事態の場合に限つて特に明文の規定をもつて認められたものであり、それ自体としても抑制的に運用されるべきである。したがつて、衆議院議員の任期満了の場合におこる設問のようなケースについては、憲法の態度は消極的であるというべく、あくまで衆議院の構成の完了を待つほかはないとするものであろう。

第二の考え方は、(二)に述べたように、全く同じような緊急事態の発生が考えられるにもかかわらず、憲法が一方の場合を認め、他方の場合について消極的であるとするのは合理的でない。また解散は予期しない事態において行われ、任期満了は予期されているといわれるが、政治的には予期された解散がしばしば行われるし、任期満了の間近では、解散による選挙と任期満了による選挙のいずれかが政治的に選択されるのが通常である。してみれば、突発性という点でも、両者の間に根本的な差異があるとは考えられない。そこで、真に国政上の緊急の必要があるときは(それは、解散の場合の参議院の緊急集会を求め得る条件よりも厳格に考えるべきであろう)、設問のようなケースについても、憲法第五四条第二項の類推適用が許されるとするものであろう。

(四) 以上の二つの考え方にはそれぞれ理由があり、にわかにかにそのいずれが正しいかを論定することは困難である。しかし、任期満了による総選挙の期日の決定(実質的には、その前の国会の会期の定め方によつて左右される。)について配慮し、できる限り衆議院の未構成の期間を短くするとともに、参議院の緊急集会に付すべき案件の要件を真に緊急なものに限定するならば、憲法第五四条第二項の類推適用が許されないものではあるまい。

2) 参議院の緊急集会に議決を求める措置の実施期間の問題

(昭五一・九・九大出メモ) (参議院緊急集会の場合の「国に緊急の必要があるとき」について)・抄

ところで、ある措置について、国法上国会の議決を緊急に求める必要がある場合においても、更に議決を求めようとする措置の実施される期間については、いかにあるべきかの問題がある。

(一) 第一に、議決を求めようとする措置の実施が一回限りで完了するような場合又は当該措置の実施される期間を次の特別会の召集以後に及ぼす必要がないものについては、特に問題がない。例えば、任命について事前に承認を求

執務參考資料集

6

〔第四一條、第六三條關係〕

内閣法制局第一部



国会用資料（実問）

内容 問1 昨年6月22日に臨時国会の召集を求めたにもかかわらず、約3か月も放置して、9月28日まで召集しなかったことは、憲法違反ではないのか。

(答)

1 一般論として申し上げれば、憲法第53条の規定により、いずれかの議院の総議員の四分の一以上から、国会の臨時会の召集要求があった場合には、内閣は、臨時会で審議すべき事項等をも勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に臨時会の召集を行うことを決定しなければならないと考えている。

2 その上で、お尋ねの昨年の臨時国会については、平成29年6月22日に衆議院及び参議院から送付のあった臨時国会召集要求書を踏まえ、内閣として諸般の事情を勘案した上で、同年9月28日に国会の臨時会を召集することを、同月22日に決定したものと承知しており、憲法違反に当たるとは考えていない。



【セット版】【対長官問1】290207 衆・予算委 高井議員 .jtd

分類 作成日:2018/02/08

大分類	中分類	小分類

問番号:001 高井君対長官問1

件名: 問1 昨年6月22日に臨時国会の召集を求めたにもかかわらず、約3か月も放置して、9月28日まで召集しなかったことは、憲法違反ではないのか。

答弁:平成30年2月7日(第196回国会)
院:衆議院 予算委員会 答弁無し

質問者:高井崇志 党派:立憲

答弁者:横島祐介 内閣法制局長官

答弁作成者:内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対長官

平成30年2月7日（水）衆・予算委 高井 崇志君（立憲）

問1 昨年6月22日に臨時国会の召集を求めたにもかかわらず、約3か月も放置して、9月28日まで召集しなかったことは、憲法違反ではないのか。

（同旨 内閣官房長官）

（答）

- 1 一般論として申し上げれば、憲法第53条の規定により、いずれかの議院の総議員の四分の一以上から、国会の臨時会の召集要求があった場合には、内閣は、臨時会で審議すべき事項等をも勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に臨時会の召集を行うことを決定しなければならないと考えている。
- 2 その上で、お尋ねの昨年の臨時国会については、平成29年6月22日に衆議院及び参議院から送付のあった臨時国会召集要求書を踏まえ、内閣として諸般の事情を勘案した上で、同年9月28日に国会の臨時会を召集することを、同月22日に決定したものと承知しており、憲法違反に当たるとは考えていない。

【参照条文】

○日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第53条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院

の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

【参考2】過去の国会答弁

（ 参・外交防衛委 平15・12・16
秋山内閣法制局長官 答弁 ）

○政府参考人（秋山收君） 憲法第53条の問題でございますので、一般的な考え方を御説明いたしたいと思っております。

憲法53条後段は、「内閣は、」その要求があった場合に「その召集を決定しなければならない。」と規定しておりますが、召集時期につきましては何ら触れておりませんで、その決定は内閣にゆだねられております。

このことから、…いつ召集してもいいということではもちろんございません。臨時会の召集要求があった場合に、仮にその要求において召集時期に触れるところがあったとしても、基本的には、臨時会で審議すべき事項なども勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に召集を行うことを決定しなければならないというふうには考えられているところでございます。

もっとも、この合理的な期間内に常会の召集が見込まれるというような事情がありましたら、国会の権能は臨時会であろうと常会であろうと異なると、異なるところはございませんので、あえて臨時会を召集するというをしなくても、憲法に違反するというふうには考えておりません。

（ 参・予算委 平28・1・15
菅内閣官房長官 答弁 ）

○長浜博行君 …なぜ臨時国会を開かなかったのか、官房長官、御説明ください。

○国務大臣（菅義偉君） 一般的な考えを申し上げれば、臨時会の召集要求について定める憲法第53条の後段は、「内閣は、その召集を決定しなければならない。」、先ほども読み上げさせていただきましたこの規定にとどまっており、召集時期については何ら触れておらず、当該時期の決定は内閣に委ねられているというふうには考えています。

基本的には、臨時会で審議すべき事項なども勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に召集を行うことを決定をしなければならないと理解をしております。この合理的な期間内に常会の召集が見込まれる事情があれば、国会の権能は臨時会と常会とで異なるところはないため、あえて臨時会を召集しなくても憲法に違反すると考えておりません。

昨年の臨時国会召集の要求に対しては、政府としては、現下の諸課題を整理し、補正予算、また来年度予算編成などを行った上で、本年、新年早々1月4日に本通

常国会の召集を図ったものであり、適切に対応していると考えております。

○長浜博行君 官房長官の御答弁にありました合理的期間とはどのぐらいを指すんですか。

○国務大臣（菅義偉君） 合理的期間とは、召集に当たって整理すべき諸課題によって変わるものであるために、一概に申し上げることはできないというふうに考えています。

ただ、過去の例を申し上げますと、憲法53条の要求から召集まで100日以上を要した例もあります。また、直近でも、平成17年の小泉内閣当時においては、臨時国会召集の要求が出されたが、80日後の常会を召集することで対応されたという例もあります。

今回は昨年臨時国会召集の要求から75日後の召集となったわけでありましてけれども、先ほど申し上げましたけれども、政府としては、現下の諸課題を整理をし、補正予算、来年度予算の編成などを行った上で、本年早々、国会を召集をさせていただいたということでありまして。

（参・本会議 平29・11・22）
安倍内閣総理大臣 答弁

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 長浜博行議員にお答えいたします。

国会の召集、衆議院の解散についてお尋ねがありました。

まず、憲法53条による臨時会の召集の決定と憲法7条による衆議院の解散とは個別の事柄です。

臨時会については、本年6月22日の臨時国会召集の要求を踏まえ、同年9月28日に召集しました。これは、予算編成に向けた概算要求作業、北朝鮮情勢が緊迫する中での外交日程など、内閣として諸般の事情を勘案した上で適切に行ったものです。

内閣が衆議院の解散を決定することについて、憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えています。

国民の信任なくして、緊迫する北朝鮮情勢、急速に進む少子高齢化といったまさに国難とも呼ぶべき課題を乗り越えることはできないため解散を行ったものであり、国会軽視との御指摘は当たりません。

総選挙で示された国民の意思を踏まえ、この国会においてそれぞれの政策を大いに闘わせ、建設的な議論を行ってまいりたいと考えています。

（参・本会議 平29・12・4）
安倍内閣総理大臣 答弁

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 難波奨二議員にお答えをいたします。

国会における審議についてお尋ねがありました。

臨時国会については、本年6月22日の臨時国会召集の要求を踏まえ、同年9月28日に召集しました。これは、予算編成に向けた概算要求作業、北朝鮮情勢が緊迫する中での外交日程など、内閣として諸般の事情を勘案した上で適切に行ったものです。また、国会の会期については国会においてお決めいただくものと承知しております。

政府としては、森友学園への国有地売却や加計学園による獣医学部の新設を始め、閉会中審査を含め、国会の審議においてできる限り丁寧に説明する努力を積み重ねてきており、今国会においても引き続き丁寧な説明を行ってきております。

【参考3】質問主意書・答弁書

(平29・11・10 対逢坂誠二・衆)

(質問主意書)

- 一 平成29年の通常国会の閉会後の6月下旬から、野党各党は、森友・加計学園をめぐる疑惑解明のために必要だとして、臨時国会の召集を求めてきた。野党各党の要求は約三カ月間も放置されていたが、臨時国会が9月下旬に召集されたものの、何ら審議が行われることなく、安倍総理は衆議院を解散した。これらの内閣の判断は、日本国憲法第53条の要請するところを踏みにじることにほかならないのではないか。見解を示されたい。
- 二 安倍総理は9月28日に衆議院を解散した。総選挙後、特別国会が召集されたものの、現時点で何ら審議が行われず、国会は議論の場として全く機能していない。内閣の判断は日本国憲法第53条の要請するところを踏みにじることにほかならないのではないか。見解を示されたい。
- 三 日本国憲法第53条では、「いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」と規定されているが、本条文でいう「決定しなければならない」という規定には、例えば「要求があれば」、速やかに、かつ、具体的な時間的制約があると考えているのか。あるとすれば、その時間的制約はどの程度のものか。見解を示されたい。
- 四 日本国憲法第53条でいう、「いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」との規定は、いわゆるプログラム規定で、内閣に政治的な要請を行うに止まり、時間的制約を課すものではないという理解でよいか。
- 五 国会での質問時間について、政府・自民党は野党への配分を減らして与党への配分を増やすことを検討していると承知している。10月30日の記者会見で、菅官房長官は、自民党が野党側に多く配分されてきた国会での質問時間を、今後、議

席数に応じて改めることを検討していることについて、「当然のことだと思う」と述べた。また菅官房長官は「国会議員が等しく質問できるよう、各会派の議席数に応じた質問時間の配分を行う。全体の質問時間を考慮する中で、国会において、よく検討されるべきだというふうに思う」と発言している。このような認識を官房長官がお持ちならば、日本国憲法第53条でいう、「いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」との規定に基づき、6月下旬以後、速やかにまず国会を召集し、質問時間を確保して議論を行うべきではなかったのか。見解を示されたい。

(答弁書)

一、二及び五について

憲法第53条による臨時会の召集の決定と憲法第7条による衆議院の解散とは別個の事柄であり、また、お尋ねの「質問時間を確保して議論を行う」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、平成29年6月22日に衆議院及び参議院から送付のあった臨時国会召集要求書を踏まえ、内閣として諸般の事情を勘案した上で、同年9月28日に国会の臨時会を召集することを、同月22日に決定したところである。他方、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。こうしたことから、「日本国憲法第53条の要請するところを踏みにじることにほかならない」との御指摘は当たらない。

三及び四について

お尋ねの「時間的制約」、「いわゆるプログラム規定」及び「政治的な要請」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、憲法第53条の規定により、いずれかの議院の総議員の四分の一以上から、国会の臨時会の召集要求があった場合には、内閣は、臨時会で審議すべき事項等をも勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に臨時会の召集を行うことを決定しなければならないものと考えている。



国会用資料（実問）

内容 問2 政府は、臨時国会の召集に関して、内閣は、臨時会で審議すべき事項等をも勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に臨時会の召集を行うことを決定すると答弁するが、何日であれば許されていると考えているのか。

(答)
合理的な期間とは、召集に当たって整理すべき諸課題によって変わるものであるために、一概に申し上げることはできないと考えている。



【セット版】【対長官問2】290207 衆・予算委 高井議員jtd

分類 作成日:2018/02/08

大分類	中分類	小分類

問番号:002 高井君対長官問2

件名: 問2 政府は、臨時国会の召集に関して、内閣は、臨時会で審議すべき事項等をも勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に臨時会の召集を行うことを決定すると答弁するが、何日であれば許されていると考えているのか。

答弁:平成30年2月7日(第196回国会)
院:衆議院 予算委員会 答弁有り

質問者:高井崇志 党派:立憲

答弁者:横島祐介 内閣法制局長官

答弁作成者:内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対長官

平成30年2月7日（水）衆・予算委 高井 崇志君（立憲）

問2 政府は、臨時国会の召集に関して、内閣は、臨時会で審議すべき事項等をも勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に臨時会の召集を行うことを決定すると答弁するが、何日であれば許されていると考えているのか。 （同旨 内閣官房長官）

（答）

合理的な期間とは、召集に当たって整理すべき諸課題によって変わるものであるために、一概に申し上げることはできないと考えている。

【参照条文】

○日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第53条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

【参考2】過去の国会答弁

（ 参・外交防衛委 平15・12・16
秋山内閣法制局長官 答弁 ）

○政府参考人（秋山收君） 憲法第53条の問題でございますので、一般的な考え方を御説明いたしたいと思っております。

憲法53条後段は、「内閣は、」その要求があった場合に「その召集を決定しなければならない。」と規定しておりますが、召集時期につきましては何ら触れておりませんで、その決定は内閣にゆだねられております。

このことから、…いつ召集してもいいということではもちろんございません。臨時会の召集要求があった場合に、仮にその要求において召集時期に触れるところがあったとしても、基本的には、臨時会で審議すべき事項なども勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に召集を行うことを決定しなければならないというふうに考えられているところでございます。

もっとも、この合理的な期間内に常会の召集が見込まれるというような事情がありましたら、国会の権能は臨時会であろうと常会であろうと異なると、異なるところはございませんので、あえて臨時会を召集するというをしなくても、憲法に違反するというふうには考えておりません。

〔 参・予算委 平28・1・15
菅内閣官房長官 答弁 〕

○長浜博行君 …なぜ臨時国会を開かなかったのか、官房長官、御説明ください。

○国務大臣（菅義偉君） 一般的な考えを申し上げれば、臨時会の召集要求について定める憲法第53条の後段は、「内閣は、その召集を決定しなければならない。」、先ほども読み上げさせていただきましたこの規定にとどまっており、召集時期については何ら触れておらず、当該時期の決定は内閣に委ねられているというふうに考えています。

基本的には、臨時会で審議すべき事項なども勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に召集を行うことを決定をしなければならないと理解をしております。この合理的な期間内に常会の召集が見込まれる事情があれば、国会の権能は臨時会と常会とで異なるところはないため、あえて臨時会を召集しなくても憲法に違反すると考えておりません。

昨年の臨時国会召集の要求に対しては、政府としては、現下の諸課題を整理し、補正予算、また来年度予算編成などを行った上で、本年、新年早々1月4日に本通常国会の召集を図ったものであり、適切に対応していると考えております。

○長浜博行君 官房長官の御答弁にありました合理的期間とはどのぐらいを指すんですか。

○国務大臣（菅義偉君） 合理的期間とは、召集に当たって整理すべき諸課題によって変わるものであるために、一概に申し上げることはできないというふうに考えています。

ただ、過去の例を申し上げますと、憲法53条の要求から召集まで100日以上を要した例もあります。また、直近でも、平成17年の小泉内閣当時においては、臨時国会召集の要求が出されたが、80日後の常会を召集することで対応されたという例もあります。

今回は昨年の臨時国会召集の要求から75日後の召集となったわけでありましてけ

れども、先ほど申し上げましたけれども、政府としては、現下の諸課題を整理をし、補正予算、来年度予算の編成などを行った上で、本年早々、国会を召集をさせていただいたということであります。

〔参・本会議 平29・11・22〕
安倍内閣総理大臣 答弁

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 長浜博行議員にお答えいたします。

国会の召集、衆議院の解散についてお尋ねがありました。

まず、憲法53条による臨時会の召集の決定と憲法7条による衆議院の解散とは個別の事柄です。

臨時会については、本年6月22日の臨時国会召集の要求を踏まえ、同年9月28日に召集しました。これは、予算編成に向けた概算要求作業、北朝鮮情勢が緊迫する中での外交日程など、内閣として諸般の事情を勘案した上で適切に行ったものです。

内閣が衆議院の解散を決定することについて、憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えています。

国民の信任なくして、緊迫する北朝鮮情勢、急速に進む少子高齢化といったまさに国難とも呼ぶべき課題を乗り越えることはできないため解散を行ったものであり、国会軽視との御指摘は当たりません。

総選挙で示された国民の意思を踏まえ、この国会においてそれぞれの政策を大いに闘わせ、建設的な議論を行ってまいりたいと考えています。

〔参・本会議 平29・12・4〕
安倍内閣総理大臣 答弁

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 難波奨二議員にお答えをいたします。

国会における審議についてお尋ねがありました。

臨時国会については、本年6月22日の臨時国会召集の要求を踏まえ、同年9月28日に召集しました。これは、予算編成に向けた概算要求作業、北朝鮮情勢が緊迫する中での外交日程など、内閣として諸般の事情を勘案した上で適切に行ったものです。また、国会の会期については国会においてお決めいただくものと承知しております。

政府としては、森友学園への国有地売却や加計学園による獣医学部の新設を始め、閉会中審査を含め、国会の審議においてできる限り丁寧に説明する努力を積み重ねてきており、今国会においても引き続き丁寧な説明を行ってきております。

【参考3】質問主意書・答弁書

(平29・11・10 対逢坂誠二・衆)

(質問主意書)

一 平成29年の通常国会の閉会後の6月下旬から、野党各党は、森友・加計学園をめぐる疑惑解明のために必要だとして、臨時国会の召集を求めてきた。野党各党の要求は約三カ月間も放置されていたが、臨時国会が9月下旬に召集されたものの、何ら審議が行われることなく、安倍総理は衆議院を解散した。これらの内閣の判断は、日本国憲法第53条の要請するところを踏みにじることにほかならないのではないか。見解を示されたい。

二 安倍総理は9月28日に衆議院を解散した。総選挙後、特別国会が召集されたものの、現時点で何ら審議が行われず、国会は議論の場として全く機能していない。内閣の判断は日本国憲法第53条の要請するところを踏みにじることにほかならないのではないか。見解を示されたい。

三 日本国憲法第53条では、「いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」と規定されているが、本条文でいう「決定しなければならない」という規定には、例えば「要求があれば」、速やかに、かつ、具体的な時間的制約があると考えているのか。あるとすれば、その時間的制約はどの程度のものか。見解を示されたい。

四 日本国憲法第53条でいう、「いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」との規定は、いわゆるプログラム規定で、内閣に政治的な要請を行うに止まり、時間的制約を課すものではないという理解でよいか。

五 国会での質問時間について、政府・自民党は野党への配分を減らして与党への配分を増やすことを検討していると承知している。10月30日の記者会見で、菅官房長官は、自民党が野党側に多く配分されてきた国会での質問時間を、今後、議席数に応じて改めることを検討していることについて、「当然のことだと思う」と述べた。また菅官房長官は「国会議員が等しく質問できるよう、各会派の議席数に応じた質問時間の配分を行う。全体の質問時間を考慮する中で、国会において、よく検討されるべきだというふうに思う」と発言している。このような認識を官房長官がお持ちならば、日本国憲法第53条でいう、「いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」との規定に基づき、6月下旬以後、速やかにまず国会を召集し、質問時間を確保して議論を行うべきではなかったのか。見解を示されたい。

(答弁書)

一、二及び五について

憲法第53条による臨時会の召集の決定と憲法第7条による衆議院の解散とは別個の事柄であり、また、お尋ねの「質問時間を確保して議論を行う」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、平成29年6月22日に衆議院及び参議院から送付のあった臨時国会召集要求書を踏まえ、内閣として諸般の事情を勘案した上で、同年9月28日に国会の臨時会を召集することを、同月22日に決定したところである。他方、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。こうしたことから、「日本国憲法第53条の要請するところを踏みにじることにほかならない」との御指摘は当たらない。

三及び四について

お尋ねの「時間的制約」、「いわゆるプログラム規定」及び「政治的な要請」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、憲法第53条の規定により、いずれかの議院の総議員の四分の一以上から、国会の臨時会の召集要求があった場合には、内閣は、臨時会で審議すべき事項等をも勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に臨時会の召集を行うことを決定しなければならないものと考えている。



国会用資料（実問）

内容 問1 日本における内閣による衆議院の解散権にはどのような意義があるのか。衆議院の解散権に制限を加える方向で憲法論議を進めるべきではないか。

（同旨 内閣総理大臣）
【注】議員が属する立憲民主党は、昨年12月7日、憲法に関する当面の考え方において、衆議院の解散権に制限を加える方向で、憲法論議を進めるべきとしている。

（答）

1 衆議院の解散権は、内閣が、国政上の重大な局面等において主権者たる国民の意思を確かめる必要があるというような場合に、国民に訴えて、その判定を求めることを狙いとし、また、立法府と行政府の均衡を保つ見地から、憲法が行政府に与えた国政上の重要な権能であると考えている。

2 なお、お尋ねの衆議院の解散権に制限を加えることについては、憲法改正に関する事項であり、国会で御議論いただくべきものであると考えている。

更問 内閣による衆議院の解散には、制約はないのか。

（答）

衆議院の解散は憲法第7条の規定により天皇の国事に関する行為とされているところ、実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するのは、天皇の国事に関する行為について助言と承認を行う職務を有する内閣であり、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。



【セット版】【対長官問1】300214 衆・予算委 枝野議員jtd

分類 作成日:2018/02/14

大分類	中分類	小分類

問番号:001 枝野君対長官問1

件名: 問1 日本における内閣による衆議院の解散権にはどのような意義があるのか。衆議院の解散権に制限を加える方向で憲法論議を進めるべきではないか。

（同旨 内閣総理大臣）
【注】議員が属する立憲民主党は、昨年12月7日、憲法に関する当面の考え方において、衆議院の解散権に制限を加える方向で、憲法論議を進めるべきとしている。

答弁:平成30年2月14日（第196回国会）

院:衆議院 予算委員会 答弁有り

質問者:枝野幸男 党派:立憲

答弁者:横島祐介 内閣法制局長官

答弁作成者:内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対長官

平成30年2月14日（水）衆・予算委 枝野 幸男君（立憲）

問1 日本における内閣による衆議院の解散権にはどのような意義があるのか。衆議院の解散権に制限を加える方向で憲法論議を進めるべきではないか。

（同旨 内閣総理大臣）

【注】議員が属する立憲民主党は、昨年12月7日、憲法に関する当面の考え方において、衆議院の解散権に制限を加える方向で、憲法論議を進めるべきとしている。

（答）

- 1 衆議院の解散権は、内閣が、国政上の重大な局面等において主権者たる国民の意思を確かめる必要があるというような場合に、国民に訴えて、その判定を求めることを狙いとし、また、立法府と行政府の均衡を保つ見地から、憲法が行政府に与えた国政上の重要な権能であると考えている。
- 2 なお、お尋ねの衆議院の解散権に制限を加えることについては、憲法改正に関する事項であり、国会で御議論いただくべきものであると考えている。

更問 内閣による衆議院の解散には、制約はないのか。

(答)

衆議院の解散は憲法第7条の規定により天皇の国事に関する行為とされているところ、実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するのは、天皇の国事に関する行為について助言と承認を行う職務を有する内閣であり、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。

【参考1】 参照条文

○日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一・二 略

三 衆議院を解散すること。

四～十 略

第69条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

【参考2】 質問主意書・答弁書

(平29・10・6 对小西洋之・参)

一から四までについて

…衆議院の解散は憲法第7条の規定により天皇の国事に関する行為とされているところ、実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するのは、天皇の国事に関する行為について助言と承認を行う職務を有する内閣であり、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解

散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。この衆議院の解散権は、内閣が、国政上の重大な局面等において主権者たる国民の意思を確かめる必要があるというような場合に、国民に訴えて、その判定を求めることを狙いとし、また、立法府と行政府の均衡を保つ見地から、憲法が行政府に与えた国政上の重要な権能であり、その行使が、法の支配との関係で問題があるとは考えていない。

(昭60・12・27 対飯田忠雄・参)

三から五までについて

衆議院の解散は、憲法第7条において天皇の国事に関する行為として規定されており、この場合、実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するのは、天皇の国事に関する行為について助言と承認を行う内閣である。

六について

憲法第69条は、同条に規定する場合には、内閣は、「衆議院が解散されない限り」、総辞職をしなければならないことを規定するにとどまり、内閣が実質的に衆議院の解散を決定する権限を有することの法的根拠は、憲法第7条の規定である。

【参考3】過去の国会答弁

参・予算委 平28・10・21
横畠内閣法制局長官・菅内閣官房長官 答弁

○高井委員 …解散権というのは総理の専権事項なんですか。

○横畠政府特別補佐人 専権事項と一般に言われておりますが、衆議院の解散の憲法上の根拠ということでありますれば、憲法第7条の規定により、天皇の国事に関する行為とされておりまして、実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するのは、天皇の国事に関する行為について助言と承認を行う内閣であるというふうに解されております。

○横畠政府特別補佐人 解散権の行使についての制約条件というお尋ねだと思えますけれども、衆議院の解散は、先ほどお答えしたとおり、実質的には内閣に与えられた権能であって、いかなる場合に衆議院を解散するかは、内閣が政治的責任において決すべき事柄であり、憲法上はこれに関する制約は規定されておられません。

○菅国務大臣 まず、衆議院の解散権というのは、内閣が、国政上の重大な局面等における、主権者たる国民の意思を確かめる必要があるような場合に、国民に訴えて、その判定を求める、このことを狙いとするというふうに思っています。そしてまた、立法府と行政府の均衡を保つその見地から、憲法が行政府に与えた国政上の重要な権能であるというふうに考えています。

さらに、いかなる場合に衆議院を解散するかは、内閣がその政治責任で決すべき事柄だというふうに思っています。ですから、党利党略のために衆議院を解散するようなことは、そこは考えられないというふうに思います。

【参考4】「憲法に関する当面の考え方」（抜粋）

（平29・12・7 立憲民主党）

○ 衆議院の解散について

衆議院の解散については、内閣不信任案の可決あるいは信任案の否決の場合についての規定が69条にあるのみで、実質的な解散権が内閣にあることすら明文で規定されていない。このことから、第2回の解散以来、天皇の国事行為に関する7条を理由に解散が行われている。

解散は、選挙で選ばれている衆議院議員を任期満了前にその任期を終わらせるものである以上、相応の理由が必要なはずで、大義なき解散は許されることではない。しかし実際には、政権は自身に都合のよい時期に自由に解散権を行使できてしまっている。

そもそも議会の解散制度は、君主側が民選議会に対する抑制手段として行使してきたという歴史があり、民主政治の発達とともに解散権の行使は抑制されるようになってきている。内閣が恣意的に総選挙のタイミングを選べるような運用は是正されるべきであり、この点についての憲法論議を進める。



国会用資料（実問）

内容 問2 憲法53条後段の臨時会召集要求にはどのような法的効果があるのか。臨時国会召集要求についても召集期限を設けるかどうか議論を進めるべきではないか。総理の見解を伺う。（同旨 内閣総理大臣）
 【注】議員が属する立憲民主党は、昨年12月7日、憲法に関する当面の考え方において、臨時国会召集要求について召集期限を設けるかどうか議論を進めるとしている。

（答）

1 憲法第53条の規定により、いずれかの議院の総議員の四分の一以上から、国会の臨時会の召集要求があった場合には、内閣は、臨時会で審議すべき事項等をも勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に臨時会の召集を行うことを決定しなければならないと考えている。

2 なお、お尋ねの臨時国会召集要求について召集期限を設けるかどうかについては、憲法改正に関する事項であり、国会で御議論いただくべきものであると考えている。

更問 「合理的な期間を超えない期間内」とは、具体的に何日以内か。

（答）

合理的な期間とは、召集に当たって整理すべき諸課題によって変わるものであるために、一概に申し上げることはできないと考えている。

更問 昨年、憲法第53条による臨時会の召集要求がなされた上で召集された臨時会の召集当日に衆議院が解散されたが、憲法上問題があるのではないか。

（答）

1 憲法第53条による臨時会の召集の決定と憲法第7条による衆議院の解散とは別個の事柄である。

2 平成29年6月22日に衆議院及び参議院から送付のあった臨時国会召集要求書を踏まえ、内閣として諸般の事情を勘案した上で、同年9月28日に国会の臨時会を召集することを、同月22日に決定したところであると承知している。

3 他方、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。



【セット版】【対長官問2】300214 衆・予算委 枝野議員jtd

分類 作成日:2018/02/14

大分類	中分類	小分類

問番号：002 枝野君対長官問2

件名： 問2 憲法53条後段の臨時会召集要求にはどのような法的効果があるのか。臨時国会召集要求についても召集期限を設けるかどうか議論を進めるべきではないか。総理の見解を伺う。（同旨 内閣総理大臣）
 【注】議員が属する立憲民主党は、昨年12月7日、憲法に関する当面の考え方において、臨時国会召集要求について召集期限を設けるかどうか議論を進めるとしている。

答弁：平成30年2月14日（第196回国会）
 院：衆議院 予算委員会 答弁有り

質問者：枝野幸男 党派：立憲

答弁者：横島祐介 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備考：

国会答弁抄採録先：

国会議事録採録先：

対長官

平成30年2月14日（水）衆・予算委 枝野 幸男君（立憲）

問2 憲法53条後段の臨時会召集要求にはどのような法的効果があるのか。臨時国会召集要求についても召集期限を設けるかどうか議論を進めるべきではないか。総理の見解を伺う。 (同旨 内閣総理大臣)

【注】議員が属する立憲民主党は、昨年12月7日、憲法に関する当面の考え方において、臨時国会召集要求について召集期限を設けるかどうか議論を進めるとしている。

(答)

- 1 憲法第53条の規定により、いずれかの議院の総議員の四分の一以上から、国会の臨時会の召集要求があった場合には、内閣は、臨時会で審議すべき事項等をも勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に臨時会の召集を行うことを決定しなければならないと考えている。
- 2 なお、お尋ねの臨時国会召集要求について召集期限を設けるかどうかについては、憲法改正に関する事項であり、国会で御議論いただくべきものであると考えている。

更問 「合理的な期間を超えない期間内」とは、具体的に何日以内か。

(答)

合理的な期間とは、召集に当たって整理すべき諸課題によって変わるものであるために、一概に申し上げることはできないと考えている。

更問 昨年、憲法第53条による臨時会の召集要求がなされた上で召集された臨時会の召集当日に衆議院が解散されたが、憲法上問題があるのではないか。

(答)

- 1 憲法第53条による臨時会の召集の決定と憲法第7条による衆議院の解散とは別個の事柄である。
- 2 平成29年6月22日に衆議院及び参議院から送付のあった臨時国会召集要求書を踏まえ、内閣として諸般の事情を勘案した上で、同年9月28日に国会の臨時会を召集することを、同月22日に決定したところであると承知している。
- 3 他方、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散す

るかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。

【参考1】 参照条文

○日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第53条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

【参考2】 質問主意書・答弁書

（平29・11・10 対逢坂誠二・衆）

一、二及び五について

憲法第53条による臨時会の召集の決定と憲法第7条による衆議院の解散とは別個の事柄であり、また、お尋ねの「質問時間を確保して議論を行う」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、平成29年6月22日に衆議院及び参議院から送付のあった臨時国会召集要求書を踏まえ、内閣として諸般の事情を勘案した上で、同年9月28日に国会の臨時会を召集することを、同月22日に決定したところである。他方、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。こうしたことから、「日本国憲法第53条の要請するところを踏みにじることにほかならない」との御指摘は当たらない。

三及び四について

お尋ねの「時間的制約」、「いわゆるプログラム規定」及び「政治的な要請」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、憲法第53条の規定により、いずれかの議院の総議員の四分の一以上から、国会の臨時会の召集要求があった場合には、内閣は、臨時会で審議すべき事項等をも勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に臨時会の召集を行うことを決定しなければならないものと考えている。

【参考3】 過去の国会答弁

参・外交防衛委 平15・12・16
秋山内閣法制局長官 答弁

○政府参考人（秋山收君） 憲法第53条の問題でございますので、一般的な考え方を御説明いたしたいと思えます。

憲法53条後段は、「内閣は、」その要求があった場合に「その召集を決定しなければならない。」と規定しておりますが、召集時期につきましては何ら触れてお

りませんで、その決定は内閣にゆだねられております。

このことから、…いつ召集してもいいということではもちろんございません。臨時会の召集要求があった場合に、仮にその要求において召集時期に触れるところがあったとしても、基本的には、臨時会で審議すべき事項なども勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に召集を行うことを決定しなければならないというふうに考えられているところでございます。

もっとも、この合理的な期間内に常会の召集が見込まれるというような事情がありましたら、国会の権能は臨時会であろうと常会であろうと異なると、異なるところはございませんので、あえて臨時会を召集するというをしなくても、憲法に違反するというふうには考えておりません。

〔 参・予算委 平28・1・15
菅内閣官房長官 答弁 〕

○長浜博行君 …なぜ臨時国会を開かなかったのか、官房長官、御説明ください。

○国務大臣（菅義偉君） 一般的な考えを申し上げますれば、臨時会の召集要求について定める憲法第53条の後段は、「内閣は、その召集を決定しなければならない。」、先ほども読み上げさせていただきましたこの規定にとどまっており、召集時期については何ら触れておらず、当該時期の決定は内閣に委ねられているというふうに考えています。

基本的には、臨時会で審議すべき事項なども勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に召集を行うことを決定をしなければならないと理解をしております。この合理的な期間内に常会の召集が見込まれる事情があれば、国会の権能は臨時会と常会とで異なるところはないため、あえて臨時会を召集しなくても憲法に違反すると考えておりません。

昨年の臨時国会召集の要求に対しては、政府としては、現下の諸課題を整理し、補正予算、また来年度予算編成などを行った上で、本年、新年早々1月4日に本通常国会の召集を図ったものであり、適切に対応していると考えております。

○長浜博行君 官房長官の御答弁にありました合理的期間とはどのぐらいを指すんですか。

○国務大臣（菅義偉君） 合理的期間とは、召集に当たって整理すべき諸課題によって変わるものであるために、一概に申し上げることはできないというふうに考えています。

ただ、過去の例を申し上げますと、憲法53条の要求から召集まで100日以上を要した例もあります。また、直近でも、平成17年の小泉内閣当時においては、臨時国会召集の要求が出されたが、80日後の常会を召集することで対応されたという例もあります。

今回は昨年の臨時国会召集の要求から75日後の召集となったわけでありましてけ

れども、先ほど申し上げましたけれども、政府としては、現下の諸課題を整理をし、補正予算、来年度予算の編成などを行った上で、本年早々、国会を召集をさせていただいたということであります。

〔参・本会議 平29・11・22〕
安倍内閣総理大臣 答弁

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 長浜博行議員にお答えいたします。

国会の召集、衆議院の解散についてお尋ねがありました。

まず、憲法53条による臨時会の召集の決定と憲法7条による衆議院の解散とは個別の事柄です。

臨時会については、本年6月22日の臨時国会召集の要求を踏まえ、同年9月28日に召集しました。これは、予算編成に向けた概算要求作業、北朝鮮情勢が緊迫する中での外交日程など、内閣として諸般の事情を勘案した上で適切に行ったものです。

内閣が衆議院の解散を決定することについて、憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えています。

国民の信任なくして、緊迫する北朝鮮情勢、急速に進む少子高齢化といったまさに国難とも呼ぶべき課題を乗り越えることはできないため解散を行ったものであり、国会軽視との御指摘は当たりません。

総選挙で示された国民の意思を踏まえ、この国会においてそれぞれの政策を大いに闘わせ、建設的な議論を行ってまいりたいと考えています。

〔参・本会議 平29・12・4〕
安倍内閣総理大臣 答弁

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 難波奨二議員にお答えをいたします。

国会における審議についてお尋ねがありました。

臨時国会については、本年6月22日の臨時国会召集の要求を踏まえ、同年9月28日に召集しました。これは、予算編成に向けた概算要求作業、北朝鮮情勢が緊迫する中での外交日程など、内閣として諸般の事情を勘案した上で適切に行ったものです。また、国会の会期については国会においてお決めいただくものと承知しております。

政府としては、森友学園への国有地売却や加計学園による獣医学部の新設を始め、閉会中審査を含め、国会の審議においてできる限り丁寧に説明する努力を積み重ねてきており、今国会においても引き続き丁寧な説明を行ってきております。

※速記録

○高井委員 …これは、菅官房長官お越しですけれども、我々は、国会が閉会して、その2日後、6月22日に、憲法53条の規定に基づいて臨時国会の召集を要求したんです。しかし、ずっと無視され続けて、確かに閉会中審査はありましたけれども、天下りの問題以外だったんですよ。当時は、森友問題、加計問題、さまざまな問題があって、だから、できなかったんです。

とうとう98日間、9月28日まで開かれず、そして、開いたと思ったら即解散ですよ。その後、特別国会、11月1日まで131日間、こんなに国会が開かれないうのは、これは憲法違反じゃないんですか。

○菅国務大臣 御指摘の臨時国会についてでありますけれども、今年の6月22日、召集要求を踏まえて、同年の9月28日に召集したものであります。

これは、予算編成に向けた概算要求の作業の期間もありましたし、北朝鮮情勢が緊迫する中で、外交日程など内閣として諸般の事情を勘案した上で、憲法第53条の規定に基づき適切に行ったものだというふうに理解をしています。

○高井委員 確かに期間が定めがありませんけれども、しかし、内閣法制局長官もきょう来ていただいています。かつて、秋山長官、2003年に、臨時国会で審議すべき事項等も勘案して、召集のために必要な期間を超えない期間内に召集を行うことを決定しなければならない、そういう答弁、そして、つい去年の11月に、逢坂委員が質問主意書でもそのことを確認しています。恐らく法制局長官も同じ答弁だと思いませんから、きょうは聞きませんが。

安倍総理は、去年も73日間開いていません。最近の例を調べますと、橋本内閣は、臨時国会召集要求があって、2回ありました、18日と16日で開いています。森内閣も15日で開いています。小泉内閣は29日と26日、これも2回ありましたが、開いています。鳩山内閣、民主党政権でしたが、18日で開いています。そして、安倍総理も、安倍内閣でも、25年10月には20日間開いているんですよ。法制局の言う合理的な範囲というのは、こういうことだと思いますよ。これが、73日がおととし、そしてことしは事実上131日、これだけ開かれないうことは、私は、どう考えてもおかしい。

仮にというか、こういう議論もあります。もし内閣総理大臣に不信任案が出そうだという状況になったときに、その総理大臣が不信任案を受けたくないから、居座る、そのために国会を開かない、こういうことも今の憲法は認められるんですか。

○横島政府特別補佐人 お尋ねの事情がよくのみ込めないのをごさいますけれども、一般論として申し上げますと、その合理的な期間といえますのは、召集に当たって整理すべき諸課題によって変わるものであり、過去の事例におきましてもまさにさまざまございまして、一概に申し上げることはできないと考えております。

【参考4】「憲法に関する当面の考え方」（抜粋）

（平29・12・7 立憲民主党）

○ 臨時会召集要求について

憲法53条後段には、衆議院か参議院のいずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならないとされているが、期限が切られていない。

第194国会は、3ヶ月も前に野党が要求していたにもかかわらず放置され、要求テーマに関する審議はまったく行われず、臨時会冒頭での解散が行われた。このような臨時会の召集の仕方は憲法53条後段に基づくものではなく、同条前段の内閣の発意に基づくものとみるべきで、少数会派の要求を無視した違憲状態の下で解散が行われたと言える。

衆議院総選挙後の特別会は選挙の日から30日以内に召集しなければならないことが憲法54条に規定されており、このバランスからも、臨時会についても期限を記述すべきかどうかについての議論を進める。



国会用資料（実問）

内容 問 衆議院法制局の資料によると、憲法第26条の「その保護する子女に普通教育を受けさせる義務」については、帝国議会に提出された段階では「児童」「初等教育」とされていたものが、初等教育にとどまられない範囲に拡大することを視野に入れ、「子女」「普通教育」に修正された経緯があるとのことであるが、そのような経緯があったということ間違いはないか。

(答)
お尋ねの現憲法第26条第2項は、憲法制定時に衆議院において修正されたものであり、その経緯については、昭和21年7月30日の衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録の129頁から132頁等に詳細に記載されているとおりであると承知している。



【セット版】【対長官問】300226 衆・予算分科委 後藤議員jtd

分類 作成日:2018/02/26

大分類	中分類	小分類

問番号:001 後藤君対長官問

件名: 問 衆議院法制局の資料によると、憲法第26条の「その保護する子女に普通教育を受けさせる義務」については、帝国議会に提出された段階では「児童」「初等教育」とされていたものが、初等教育にとどまられない範囲に拡大することを視野に入れ、「子女」「普通教育」に修正された経緯があるとのことであるが、そのような経緯があったということ間違いはないか。

答 弁:平成30年2月26日 (第196回国会)
院 :衆議院 予算委員会 答弁有り

質問者:後藤祐一 党派:希望

答弁者:横畠裕介 内閣法制局長官

答弁作成者:内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対長官

平成30年2月26日（月）衆・予算4分委 後藤祐一君（希望）

問 衆議院法制局の資料によると、憲法第26条の「その保護する子女に普通教育をうけさせる義務」については、帝国議会に提出された段階では「児童」「初等教育」とされていたものが、初等教育にとどまられない範囲に拡大することを視野に入れ、「子女」「普通教育」に修正された経緯があるとのことであるが、そのような経緯があったということで間違いはないか。

（答）

お尋ねの現憲法第26条第2項は、憲法制定時に衆議院において修正されたものであり、その経緯については、昭和21年7月30日の衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録の129頁から132頁等に詳細に記載されているとおりであると承知している。

【参考1】政府原案

○政府原案

第24条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、その保護する児童に初等教育を受けさせる義務を負う。初等教育は、これを無償とする。

【参考2】現行の憲法第26条

○日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

【参考3】「子女」の意義（広辞苑第7版）

「しじょ【子女】①むすことむすめ。子供。「帰国—」

②女の子。女子。「—の紅涙をしぼる」「良家の—」



国会用資料（実問）

内 容 問 1 立法事実がない場合に法律制定や法律改正を行うことについて、法制局としての公式見解如何。

(答)

1 一般論として申し上げますと、立法事実とは、法律の必要性を根拠付ける社会的、経済的な一般的事実である。

2 立法的事実がないということは、立法の必要性がないということであるので、立法において立法事実が必要であることは当然である。



【対長官問1】300301 参・予算委 大塚議員.jtd

分類 作成日:2018/03/01

大分類	中分類	小分類

問番号：001 大塚君対長官問

件 名： 問 1 立法事実がない場合に法律制定や法律改正を行うことについて、法制局としての公式見解如何。

答 弁：平成 30年3月1日（第196回国会）

院：参議院 予算委員会 答弁無し

質問者：大塚耕平

党派：民進

答弁者：横島裕介 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備 考：

国会答弁抄採録先：

国会議事録採録先：

対長官

平成30年3月1日（木）参・予算委 大塚 耕平君（民進）

問1 立法事実がない場合に法律制定や法律改正を行うこと
について、法制局としての公式見解如何。

（答）

- 1 一般論として申し上げますと、立法事実とは、法律の必要性を根拠付ける社会的、経済的な一般的事実である。
- 2 立法的事実がないということは、立法の必要性がないということであるので、立法において立法事実が必要であることは当然である。

【参考1】「立法事実」についての解説

○有斐閣「法律用語辞典」第4版

立法事実

法律の必要性を根拠付ける社会的、経済的な事実。立法目的の合理性及びそれと密接に関連する立法の必要性を裏付ける事実のみでなく、立法目的を達成するための手段が合理的であることを基礎付ける事実も含まれる。

○芦部信喜「憲法第六版」383ページ

…憲法事件では、さらに、違憲か合憲かが争われる法律の立法目的及び立法目的を達成する手段（規制手段）の合理性を裏づけ支える社会的・経済的・文化的な一般事実が問題になる。法律が合憲であるためには、その法律の背後にあってそれを支えている右のような一般事実の存在と、その事実の妥当性が認められなければならない。この事実をアメリカ法にならって立法事実 (legislative facts) という。

【参考2】「立法事実」に関する国会答弁例

(平29・2・8 衆・予算委 金田法務大臣・横畠内閣法制局長官答弁)

○星野委員 …これまでの議論で、立法事実という言葉が出てまいりました。法律の必要性を根拠づける社会的、経済的な一般的事実を立法事実と理解しておりますが、そのような理解で間違いはないでしょうか。また、現行法上穴があるという点とは別に、そもそも、国際組織犯罪防止条約を締結するためという目的が今回の立法の合理性を基礎づけるもの、つまり立法事実であると理解することは可能でしょうか。法務大臣にお伺いをしたいと思います。

○金田国務大臣 …先ほど申し上げました、現行法上穴があるという点も、このたびの立法事実と解釈することができるわけであります。

そして、加えて、ただいま御指摘がありました国際組織犯罪防止条約、いわゆるTOC条約を締結するという点も、締約国に対して、重大な犯罪を行うことの合意または組織的な犯罪集団の活動への参加の少なくとも一方を犯罪とすることを義務づけておきまして、これを締結するというこの目的も立法事実、立法理由となるものであります。

○横畠政府特別補佐人 立法事実という一般論として御説明させていただきたいと思いますが、立法事実と申しますのは立法の必要性のことでございまして、その立法の必要性を裏づける社会的、経済的な事実、一般的な事実と申し上げた方が適当かもしれませんけれども、そのような事実でございます。

条約との関連ということで申し上げますと、憲法第九十八条第二項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定しております。したがって、我が国が締結する条約が定める義務を実施するために法整備の必要があるという事実、一般的には、条約の国内担保法の整備という言い方をいたしますけれども、その必要性というのは立法事実となり得ると言えると思います。

もっとも、その前提としましては、法務大臣からもお答え申し上げたところでございますけれども、そもそも、そのような条約を締結する必要性、まさにその必要性を裏づける事実、今回の場合で申し上げますれば、組織的犯罪集団による重大犯罪に対処する必要性というものではもちろん共通しているということでございます。

(平29・2・22 衆・予算委第三分科会 横畠内閣法制局長官答弁)

○田所分科員 …今回の法案の立法事実は、国際組織犯罪防止条約を締結するための必要性という点にあるというふうに理解をしております。一般論として、条約を締結するための必要性についても、立法の必要性を裏づける一般的事実、つまり、立法事実と言えるのだと考えますけれども、立法事実とはどのようなものかも含めて、内閣法制局長官にここで示していただきたいというふうに思います。

○横畠政府特別補佐人 一般論として申し上げますと、立法事実とは、法律の必要性を根拠づける社会的、経済的な一般的事実のことでございます。

憲法第九十八条第二項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定しており、我が国が締結する条約が定める義務を実施するために法整備の必要があること、すなわち、条約の国内担保法の整備の必要があるということは、立法事実となり得る事実であると考えられます。

なお、一般に、ある条約の締結が必要であるという理由と、その条約を締結するための国内法の整備が必要であるという理由は、別物ではなく、重なり合っているものと理解しております。御指摘の検討中の案件について申し上げますれば、テロ等の組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪に国際的な協力のもとで適切に対処する必要があるということが、まさに共通の必要性であると理解しております。

(平28・3・17 参・外交防衛委 横畠内閣法制局長官答弁)

○大野元裕君 …これは一般論で結構ですけれども、芦部教授の有名な定義の中に、法律を制定する場合の基礎を形成し、かつその合理性を支える一般的事実、すなわち社会的、経済的、政治的若しくは科学的事実というのが立法事実、若しくは立法院が立法の資料として収集認定する事実と同質とも言われていますけれども、一般論ですけど、立法事実なき法律というものは法制局は問題なしとお考えになりますか。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 一般論でございますが、立法事実がないということは立法の必要性がないということでございますので、立法において立法事実が必要であることは当然であると考えています。



国会用資料（実問）

内容 問2 いわゆる「7条解散」の合憲性についての考え方如何。
(同旨 内閣総理大臣)

(答)

衆議院の解散は憲法第7条の規定により天皇の国事に関する行為とされているところ、実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するのは、天皇の国事に関する行為について助言と承認を行う職務を有する内閣であり、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。

更問1 憲法第53条による臨時会の召集要求がなされた上で先の臨時国会が召集されたにもかかわらず、その召集当日に衆議院を解散することに問題はないのか。

(答)

1 憲法第53条による臨時会の召集の決定と憲法第7条による衆議院の解散とは別個の事柄である。

2 また、先の臨時国会については、平成29年6月22日に衆議院及び参議院から送付のあった臨時国会召集要求書を踏まえ、内閣として諸般の事情を勘案した上で、同年9月28日に国会の臨時会を召集することを、同月22日に決定したところであると承知している。

更問2 衆議院の解散は憲法第69条の場合に限定されるのではないのか。

(答)

衆議院の解散は憲法第69条の場合に限定されると解すべきであるとの見解もあるが、同条は、衆議院で不信任の決議案が可決され、又は信任の決議案が否決された場合には、内閣は衆議院が解散されない限り総辞職をしなければならないことを規定するにとどまり、解散の権限について定めたものではないと解される。



【対長官問2】300301 参・予算委 大塚議員.jtd

分類 作成日:2018/03/01

大分類	中分類	小分類

問番号:002 大塚君対長官問2

件名: 問2 いわゆる「7条解散」の合憲性についての考え方如何。

更問1 憲法第53条による臨時会の召集要求がなされた上で先の臨時国会が召集されたにもかかわらず、その召集当日に衆議院を解散することに問題はないのか。

更問2 衆議院の解散は憲法第69条の場合に限定されるのではないのか。

答弁:平成30年3月1日(第196回国会)

院:参議院 予算委員会 答弁無し

質問者:大塚耕平 党派:民進

答弁者:横畠裕介 内閣法制局長官

答弁作成者:内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対長官

平成30年3月1日（木）参・予算委 大塚 耕平君（民進）

問2 いわゆる「7条解散」の合憲性についての考え方如何。
（同旨 内閣総理大臣）

（答）

衆議院の解散は憲法第7条の規定により天皇の国事に関する行為とされているところ、実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するのは、天皇の国事に関する行為について助言と承認を行う職務を有する内閣であり、

内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。

更問1 憲法第53条による臨時会の召集要求がなされた上で先の臨時国会が召集されたにもかかわらず、その召集当日に衆議院を解散することに問題はないのか。

（答）

1 憲法第53条による臨時会の召集の決定と憲法第7条による衆議院の解散とは別個の事柄である。

2 また、先の臨時国会については、平成29年6月22日に衆議院及び参議院から送付のあった臨時国会召集要求書を踏まえ、内閣として諸般の事情を勘案した上で、同年9月28日に国会の臨時会を召集することを、同月22日に決定したところであると承知している。

更問2 衆議院の解散は憲法第69条の場合に限定されるのではないか。

(答)

衆議院の解散は憲法第69条の場合に限定されると解すべきであるとの見解もあるが、同条は、衆議院で不信任の決議案が可決され、又は信任の決議案が否決された場合には、内閣は衆議院が解散されない限り総辞職をしなければならないことを規定するにとどまり、解散の権限について定めたものではないと解される。

(参照条文)

○日本国憲法

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

1・2 略

3 衆議院を解散すること。

4～10 略

第53条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第69条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

(質問主意書・答弁書)

(昭60・12・27 対飯田忠雄・参)

三から五までについて

衆議院の解散は、憲法第7条において天皇の国事に関する行為として規定されており、この場合、実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するのは、天皇の国事に関する行為について助言と承認を行う内閣である。

六について

憲法第69条は、同条に規定する場合には、内閣は、「衆議院が解散されない限り」、総辞職をしなければならないことを規定するとどまり、内閣が実質的に衆議院の解散を決定する権限を有することの法的根拠は、憲法第7条の規定である。

(平29・10・6 参・对小西洋之議員)

一から四までについて

…衆議院の解散は憲法第七条の規定により天皇の国事に関する行為とされているところ、実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するのは、天皇の国事に関する行為について助言と承認を行う職務を有する内閣であり、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。この衆議院の解散権は、内閣が、国政上の重大な局面等において主権者たる国民の意思を確かめる必要があるというような場合に、国民に訴えて、その判定を求めることを狙いとし、また、立法府と行政府の均衡を保つ見地から、憲法が行政府に与えた国政上の重要な権能であり、その行使が、法の支配との関係で問題があるとは考えていない。

(平29・10・6 参・对小西洋之議員)

一から四まで、七及び八について

憲法第五十三条による臨時会の召集の決定と憲法第七条による衆議院の解散とは別個の事柄であり、また、お尋ねの「含まれる」及び「前記三において」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十九年六月二十二日に衆議院及び参議院から送付のあった臨時国会召集要求書を踏まえ、内閣として諸般の事情を勘案した上で、同年九月二十八日に国会の臨時会を召集することを、同月二十

二日に決定したところである。他方、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。こうしたことから、「憲法第五十三条に違反する違憲の行為」、「解散権の濫用になる」との御指摘は当たらない。

(国会答弁例)

〔参・本会議 平29・11・22〕
〔安倍内閣総理大臣 答弁〕

○安倍内閣総理大臣 …国会の召集、衆議院の解散についてお尋ねがありました。まず、憲法五十三条による臨時会の召集の決定と憲法七条による衆議院の解散とは個別の事柄です。

臨時会については、本年六月二十二日の臨時国会召集の要求を踏まえ、同年九月二十八日に召集しました。これは、予算編成に向けた概算要求作業、北朝鮮情勢が緊迫する中での外交日程など、内閣として諸般の事情を勘案した上で適切に行ったものです。

内閣が衆議院の解散を決定することについて、憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えています。…



国会用資料（実問）

内容 問3 憲法改正を行うならば、「7条解散」は国政の停滞回避のために今後は禁止すべきではないか。

旨 内閣総理大臣

(同)

(答)

1 衆議院の解散権は、内閣が、国政上の重大な局面等において主権者たる国民の意思を確かめる必要があるというような場合に、国民に訴えて、その判定を求めることを狙いとし、また、立法府と行政府の均衡を保つ見地から、憲法が行政府に与えた国政上の重要な権能であると考えている。

2 なお、お尋ねの衆議院の解散権に制限を加えることについては、憲法改正に関する事項であり、国会で御議論いただくべきものであると考えている。



【対長官問3】300301 参・予算委 大塚議員.jtd

分類 作成日:2018/03/01

大分類	中分類	小分類

問番号：003 大塚君対長官問3

件名： 問3 憲法改正を行うならば、「7条解散」は国政の停滞回避のために今後は禁止すべきではないか。

答弁：平成30年3月1日（第196回国会）

院：参議院 予算委員会 答弁無し

質問者：大塚耕平

党派：民進

答弁者：横畠裕介 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備考：

国会答弁抄採録先：

国会議事録採録先：

対長官

平成30年3月1日（木）参・予算委 大塚 耕平君（民進）

問3 憲法改正を行うならば、「7条解散」は国政の停滞回避のために今後は禁止すべきではないか。

（同旨 内閣総理大臣）

（答）

- 1 衆議院の解散権は、内閣が、国政上の重大な局面等において主権者たる国民の意思を確かめる必要があるというような場合に、国民に訴えて、その判定を求めることを狙いとし、また、立法府と行政府の均衡を保つ見地から、憲法が行政府に与えた国政上の重要な権能であると考えている。
- 2 なお、お尋ねの衆議院の解散権に制限を加えることについては、憲法改正に関する事項であり、国会で御議論いただくべきものであると考えている。

【参考1】 参照条文

○日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一・二 略

三 衆議院を解散すること。

四～十 略

第69条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

【参考2】 質問主意書・答弁書

（平29・10・6 对小西洋之・参）

一から四までについて

…衆議院の解散は憲法第7条の規定により天皇の国事に関する行為とされているところ、実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するのは、天皇の国事に関する行為について助言と承認を行う職務を有する内閣であり、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。この衆議院の解散権は、内閣が、国政上の重大な局面等において主権者たる国民の意思を確かめる必要があるというような場合に、国民に訴えて、その判定を求めることを狙いとし、また、立法府と行政府の均衡を保つ見地から、憲法が行政府に与えた国政上の重要な権能であり、その行使が、法の支配との関係で問題があるとは考えていない。

【参考3】 過去の国会答弁

（ 参・予算委 平28・10・21
横畠内閣法制局長官・菅内閣官房長官 答弁 ）

○高井委員 …解散権というのは総理の専権事項なんですか。

○横畠政府特別補佐人 専権事項と一般に言われておりますが、衆議院の解散の憲法上の根拠ということでありますれば、憲法第7条の規定により、天皇の国事に関する行為とされておまして、実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するのは、天皇の国事に関する行為について助言と承認を行う内閣であるというふうに解されております。

○横畠政府特別補佐人 解散権の行使についての制約条件というお尋ねだと思えますけれども、衆議院の解散は、先ほどお答えしたとおり、実質的には内閣に与えら

れた権能であって、いかなる場合に衆議院を解散するかは、内閣が政治的責任において決すべき事柄であり、憲法上はこれに関する制約は規定されておられません。

○菅国務大臣 まず、衆議院の解散権というのは、内閣が、国政上の重大な局面等における、主権者たる国民の意思を確かめる必要があるような場合に、国民に訴えて、その判定を求める、このことを狙いとするというふうに思っています。そしてまた、立法府と行政府の均衡を保つその見地から、憲法が行政府に与えた国政上の重要な権能であるというふうに考えています。

さらに、いかなる場合に衆議院を解散するかは、内閣がその政治責任で決すべき事柄だというふうに思っています。ですから、党利党略のために衆議院を解散するようなことは、そこは考えられないというふうに思います。



国会用資料（実問）

内容 問 護衛艦いずもにF35Bを搭載できるように空母化することは憲法9条に違反する
のか。

(答)

1 憲法が許容する必要最小限度の実力については、従来から、個々の兵器についても、性能上専ら相手国の国土の潰滅的破壊のためにのみ用いられるいわゆる攻撃的兵器を自衛隊が保持することは、いかなる場合にも許されないと解している。

2 個別の当てはめという問題については、当局としてお答えする立場にはない。



【対長官問】300320衆・安保 古本伸一郎 長官・jtd

分類 作成日:2018/03/24

大分類	中分類	小分類

問番号:001 古本君対長官問

件名: 問 護衛艦いずもにF35Bを搭載できるように空母化することは憲法9条に違反する
のか。

答 弁:平成30年3月22日(第196回国会)

院:衆議院 安保委員会 答弁有り

質問者:古本伸一郎 党派:希望

答弁者:横島祐介 内閣法制局長官

答弁作成者:内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対長官

平成30年3月22日（木） 衆・安保委 古本伸一郎（希望）

問 護衛艦いずもにF35Bを搭載できるよう空母化することは憲法9条に違反するのか。

（答）

- 1 憲法が許容する必要最小限度の実力については、従来から、個々の兵器についても、性能上専ら相手国の国土の潰滅的破壊のためにのみ用いられるいわゆる攻撃的兵器を自衛隊が保持することは、いかなる場合にも許されないと解している。
- 2 個別の当てはめという問題については、当局としてお答えする立場にはない。

【参考】

◎日本国憲法

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

◎国会答弁等

(参・予算委 昭63・4・6 瓦防衛庁長官答弁)

○国務大臣(瓦力君) …政府が従来から申し上げているとおり、憲法第9条第2項で我が国が保持することが禁じられている戦力とは、自衛のための必要最小限度の実力を超えるものを指すと解される所であり、同項の戦力に当たるか否かは、我が国が保持する全体の実力についての問題であって、自衛隊の保持する個々の兵器については、これを保持することにより我が国の保持する実力の全体が右の限度を超えることとなるか否かによって、その保有の可否が決められるものであります。

しかしながら、個々の兵器のうちでも、性能上専ら相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられるいわゆる攻撃的兵器を保有することは、これにより直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるから、いかなる場合にも許されず、したがって、例えばICBM、長距離核戦略爆撃機…長距離戦略爆撃機、あるいは攻撃型空母を自衛隊が保有することは許されず、このことは累次申し上げてきているとおりであります。

なお、昨年5月19日参議院予算委員会において当時の中曽根内閣総理大臣が答弁したとおり、我が国が憲法上保有し得る空母についても、現在これを保有する計画はないとの見解に変わりはありません。

(質問主意書・答弁書)

(平15・7・15 対伊藤英成・衆)

二の2のアについて

…憲法第9条の下で保持することが許容される「自衛のための必要最小限度の実力」の具体的な限度については、本来、そのときどきの国際情勢や科学技術等の諸条件によって左右される相対的な面を有することは否定し得えず、結局は、毎年度の予算等の審議を通じて、国民の代表である国会におい

て判断されるほかないと考える。…

(国会答弁例)

(衆・平安特委 平27・6・10 横畠内閣法制局長官答弁 対宮本委員)

○横畠政府特別補佐人 陸海空軍、戦力の不保持につきましては、憲法第9条第2項に明記されております。

憲法で保有することを禁止している戦力につきましては、これまで、自衛のための必要最小限度の実力を超える実力であると解しております。

今般、新三要件のもとでは、国際法上の集団的自衛権として違法性が阻却される武力行使のうち、一定の、我が国に深刻、重大な影響の及ぶもの、そういうものに限って行使を認めるということにしておりますけれども、それはまさに自衛のための必要最小限度の実力の行使でございまして、まさにこれまで自衛隊が憲法第9条2項で禁じられている戦力に当たらないと言っていた全く同じ理由をもちまして、憲法で禁じられている戦力には当たらないというふうに解されるところでございます。…

(衆・平安特委 平27・6・26 中谷防衛大臣答弁 对上田委員)

○中谷国务大臣 …今回の法整備におきましても、憲法の精神にのっとった、受動的な防衛戦略の姿勢であるこの専守防衛は、我が国の防衛方針の基本的な方針となるために、いささかも変わることはございません。

したがいまして、政府として、従来から、性能上専ら相手国の国土の破滅的な破壊のためのみに用いられるいわゆる攻撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるために、例えばICBM、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母の保有はいかなる場合にも許されないと考えてきておりまして、このような考え方に一切変更はございません。

(参・平安特委 平27・8・4 横畠内閣法制局長官答弁 対井上委員)

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 憲法第9条の第2項におきまして、戦力を保持しないということが明記されております。その関係で、これまでにおきましても、憲法第9条の下で我が国が保有することが許される武器等についての議論がございました。自衛権そのものが我が国を防衛するための必要最小限度の実力に限るという前提、その裏返しといたしますか、裏付けということになるわけでございますけれども、我が国が保持する全体の実力の問題として、個々の兵器についても、性能上専ら相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられるいわゆる攻撃的兵器を自衛隊が保持することはいかなる場合も許されないと憲法上は解しております。

(衆・内閣委 平29・4・7 横島内閣法制局長官答弁 対高井委員)

○高井委員 こういう法律の解釈がいろいろある場合には、きょうは法制局長官に来ていただいていますけれども、法令の解釈をするのがお仕事だと思えますけれども、いろいろ見解が違うわけですから、法制局としてはこの件はどのように考えていますか。

○横島政府特別補佐人 私ども法制局といたしましては、関係各省の間で法令の解釈について相違があるというような場合に、どれが相当であるかというようなことの判断を示したりということは間々ございます。

ただ、具体の法令の個別の当てはめという問題につきましては、当局としてお答えする立場にはございません。あくまでも、各法令を所管する行政機関において適切に判断すべきものと考えております。



国会用資料（実問）

内容 問1 憲法第66条第3項を読み上げ、その趣旨について説明されたい。

(答)

1 憲法第66条第3項は、「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」と規定している。

2 この「国会に対し…責任を負ふ。」というのは、内閣に帰属する行政権の行使について、これを国会による民主的な統制の下に置くという基本的な原理を明らかにする趣旨であると考えられる。その趣旨はこれまで累次答弁している。

3 したがって同項にいう「責任」も、本質的には法的責任というよりはむしろ政治的責任を意味すると解すべきであり、また、同項は内閣の行政権の行使についての国会による統制の方法及び効果を定めているわけではなく、国会において内閣の責任が問題となった場合に内閣がどのような措置を執るべきかは、内閣が、事案の軽重に応じて、合理的に判断すべき事柄であると考えられる。



【対長官問1】300328 参・予算委 小西議員 jtd

分類 作成日:2018/03/28

大分類	中分類	小分類

問番号:001 小西君対長官問1

件名: 問1 憲法第66条第3項を読み上げ、その趣旨について説明されたい。

答弁:平成30年3月28日(第196回国会)

院:参議院 予算委員会 答弁有り

質問者:小西洋之 党派:民進

答弁者:横畠裕介 内閣法制局長官

答弁作成者:内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対長官

平成30年3月28日（水） 参・予算委 小西 洋之君（民進）

問1 憲法第66条第3項を読み上げ、その趣旨について説明されたい。

（答）

- 1 憲法第66条第3項は、「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」と規定している。
- 2 この「国会に対し…責任を負ふ。」というのは、内閣に帰属する行政権の行使について、これを国会による民主的な統制の下に置くという基本的な原理を明らかにする趣旨であると考えられる。その趣旨はこれまで累次答弁している。
- 3 したがって同項にいう「責任」も、本質的には法的責任というよりはむしろ政治的責任を意味すると解すべきであり、また、同項は内閣の行政権の行使についての国会による統制の方法及び効果を定めているわけではなく、国会において内閣の責任が問題となった場合に内閣がどのような措置を執るべきかは、内閣が、事案の軽重に応じて、合理的に判断すべき事柄であると考えられる。

【参考1】 参照条文

○日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第66条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

○2 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。

○3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

【参考2】 過去の国会答弁

（ 参・法務委 昭50・5・15
吉国内閣法制局長官 答弁 ）

○政府委員（吉國一郎君） 大分政治面にわたるような御質問でございますけれども、憲法論から申し上げます限りは、憲法第66条におきまして、内閣は行政権の行使について連帯してその責任を負うということに相なっております。

○政府委員（吉國一郎君） 閣僚も国務大臣の一員として行動しているわけでございますので、国務大臣の行動につきましても、内閣は一体として責任を国会に対して、したがってまた全国民に対して負うわけでございます。

○政府委員（吉國一郎君） …国会は内閣に対してこれを信任するかあるいは信任しないかという態度を表明されることが憲法上規定をされておきまして、内閣はこの制度を通じて国会に対して責任を負うということに相なっております。

（ 参・ロッキード特委 昭51・8・3
真田内閣法制局長官 答弁 ）

○説明員（真田秀夫君） 憲法66条第3項は、…「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」と、…定めております。…これは、行政権は内閣に帰属しております。で、内閣がそのみずからに帰属する行政権の行使につきまして、国会による民主的なコントロールのもとに置くということがねらいでありまして、現在在任している内閣がその行政権の行使についての責任を負う、そのあり方の基本を示しているものである、こういうふうに考えます。…

○説明員（真田秀夫君） …現在の内閣がその前任者である前の内閣のときの行政権の行使なりあるいはいろいろ施策について責任を負うということを66条3項から読み取ることは無理であろうというふうに考えます。

○説明員（真田秀夫君） もともと66条3項に言っている、連帯して国会に対して責任を負うという場合の責任は、これは法律上の責任というよりも、むしろ政治的責任であるというのが一般の説でございますので、おっしゃいますように、もともとが法律上の責任という問題ではございません。…

〔衆・予算委 昭63・3・10〕
味村内閣法制局長官 答弁

○味村政府委員 我が国は議院内閣制をとっておりまして、そのため、…内閣は国会に対して連帯して責任を負うという規定があるわけでございます。これは現在、閣僚から成ります内閣、そういった合議体としての機関が、国会に対しまして、行政権の行使につきまして閣僚の皆様方は連帯して責任を負う、こういう意味でございまして、現に存しております内閣が国会に対して責任を負う、そういう趣旨であらうかと存じます。

…かつて前の内閣が何か約束をされたということにつきまして後の内閣が責任を負うかどうかということは、これはその前の内閣が約束されましたことについて後の内閣がどのような立場をとるかということによるわけでございますが、内閣で閣議決定をいたしますれば、原則としてはその閣議決定の効力は後の内閣にも及ぶというのが従前の取り扱いでございます。ただ、法律とか条約とかそういうものに縛られません限りは、これは純粹に法律論だけでございますが、後の内閣でそれを、前の内閣の行った閣議決定を変更することは、あるいは撤回することも可能でございます。

〔衆・予算委一分科 平5・3・5〕
津野内閣法制局第一部長 答弁

○津野政府委員 憲法66条第3項の内閣の連帯責任ということの御趣旨についてのお尋ねかと存じますが、この憲法66条第3項におきましては、「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」というふうに定めておりますけれども、ここに「国会に対し責任を負ふ。」と規定しておりますのは、内閣に帰属する行政権の行使につきまして、これを国会による民主的な統制のもとに置くという基本的な原理を明らかにする趣旨であるというふうに考えられまして、したがって、同項に言う「責任」というのは、これは本質的には法的責任と申しますよりは政治的な責任であるという、政治的責任を意味すると解すべきであるというふうに言われているわけでございます。「連帯して」ということでございますので、内閣が一体として責任を負うというのは常識的に言われている事柄でございます。それから、内閣の責任と申しますのは、これは行政権の全般に及ぶというふうに考えられるところでございます。…

〔衆・予算委 平10・8・18〕
大森内閣法制局長官、小淵内閣総理大臣 答弁

○大森（政）政府委員 御質問は、憲法66条第3項の規定に関連する事柄であらうと思います。すなわち、「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して

責任を負ふ。」と規定してあるから、前内閣のすべての施策について小渕総理は責任を負うのじゃないかという御趣旨の御質問と承ったわけですが、この「連帯して」と申しますのは、内閣は国务大臣の全員で組織する合議体であるから、内閣の施策について一体として責任を負うという当然の趣旨を規定したものでございます。

この国会に対する内閣の責任の負い方と申しますのは、内閣がどのような措置をとるべきかは、憲法に規定がある場合を除きまして内閣が事案の軽重に応じて合理的に判断すべき事柄であり、前内閣においてはこのような観点から総辞職をされたものと理解するわけでございます。

したがいまして、小渕総理が、前内閣の閣僚の一員ではございまして、現在現内閣の総理の立場におきまして、前内閣の施策について責任を負うということは憲法の規定の範囲外の問題である、これが一般的な考え方でございます。

○小渕内閣総理大臣 法的なことにも及ぶこともございますので、改めて私から申し上げます。

憲法65条は「行政権は、内閣に属する。」と定め、さらに憲法第66条第3項は「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」と定めておりますが、この規定は、内閣に帰属する行政権の行使について、これを国会に、民主的な統制のもとに置くという基本的な原理を明らかにする趣旨であると考えられます。

ここに「連帯して」と規定いたしておりますのは、内閣は国务大臣の全員で組織する合議体でありますから、内閣の施策について一体として責任を負うべきであるという当然の趣旨を明らかにしたものと解されております。

この規定を受けまして、内閣法第4条は、合議体たる内閣がその職務を行うことは閣議によるものとする旨定めております。

国会に対する内閣の責任の負い方として内閣がどのような措置をとるべきかは、衆議院における不信任決議に関する憲法第69条のようにこれについて定めた規定がある場合は別として、内閣が事案の軽重に応じて合理的に判断すべき事柄であると思っております。…



国会用資料（実問）

内容 問2 内閣法第1条第2項を読み上げ、憲法第66条第3項との表現の違いを踏まえつつ、その趣旨について説明されたい。

(答)

1 内閣法第1条第2項は、「内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う。」と規定している。

2 同項は、平成11年の中央省庁等改革の際の内閣法の一部改正において追加されたものであるが、当時の国会審議（平成11年7月7日参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会）において小渕内閣総理大臣は、内閣法第1条の改正について「現行内閣法では必ずしも明定はされておられない内閣総理大臣と主権者である国民及びその代表者から成る国会との関係を規定上明らかにするもの」と答弁している。

3 また、当時の参考人質疑（平成11年5月28日衆議院行政改革に関する特別委員会）においても、佐藤幸治参考人（京都大学大学院法学研究科教授（当時））から、内閣法第1条の改正について「内閣は、国民、国会と一体化しつつ、行政権の行使について、直截には国会の信任に、ひいては国民の信託にこたえるべき存在であることを明確にしようとしたものであるというように受けとめております」との意見が述べられているところである。



【対長官問2】300328参・予算委 小西洋之.jtd【対長官問2添付】添付資料.pdf

分類 作成日:2018/03/28

大分類	中分類	小分類

問番号：002 小西君対長官問2

件名： 問2 内閣法第1条第2項を読み上げ、憲法第66条第3項との表現の違いを踏まえつつ、その趣旨について説明されたい。

答弁：平成30年3月28日（第196回国会）
院：参議院 予算委員会 答弁有り

質問者：小西洋之 党派：民進

答弁者：横島裕介 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備考：

国会答弁抄採録先：

国会議事録採録先：

対長官

平成30年3月28日（水） 参・予算委 小西 洋之君（民進）

問2 内閣法第1条第2項を読み上げ、憲法第66条第3項との表現の違いを踏まえつつ、その趣旨について説明されたい。

（答）

- 1 内閣法第1条第2項は、「内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う。」と規定している。
- 2 同項は、平成11年の中央省庁等改革の際の内閣法の一部改正において追加されたものであるが、当時の国会審議（平成11年7月7日参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会）において小淵内閣総理大臣は、内閣法第1条の改正について「現行内閣法では必ずしも明定はされておられない内閣総理大臣と主権者である国民及びその代表者から成る国会との関係を規定上明らかにするもの」とであると答弁している。
- 3 また、当時の参考人質疑（平成11年5月28日衆議院行政改革に関する特別委員会）においても、佐藤幸治参考人（京都大学大学院法学研究科教授（当時））から、内閣法第1条の改正について「内閣は、国民、国会と一体化し

つつ、行政権の行使について、直截には国会の信任に、ひいては国民の信託にこたえるべき存在であることを明確にしようとしたものであるというように受けとめております」との意見が述べられているところである。

【参考】

◎日本国憲法

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

- ② 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。
- ③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

◎内閣法（昭和二十二年法律第五号）

第一条 内閣は、国民主権の理念にのつとり、日本国憲法第七十三条その他日本国憲法に定める職権を行う。

- 2 内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う。

◎国会答弁等

（参・行財政改革・税制等特委 平11・7・7 小淵内閣総理大臣答弁）

- 吉村剛太郎君 ……総理に改めて「国民主権の理念にのつとり」という文言の含む意義についてお尋ねしたい。それと同時に、担当の総務庁長官の御所見もあわせてお聞きしたい、このように思います。
- 国務大臣（小淵恵三君） 本改正は、現行内閣法では必ずしも明定はされておらない内閣総理大臣と主権者である国民及びその代表者から成る国会との関係を規定上明らかにするものでありまして、内閣の重要政策に関する基本的な方針にかかわる内閣総理大臣の発議権の明確化と相まって、内閣総理大臣の国政運営上の指導性の発揮に十分資するものであると考えております。

（衆・行政改革特委 平11・5・28 佐藤参考人（京都大学大学院法学研究教授）意見）

- 佐藤参考人 佐藤でございます。意見を述べる機会を与えていただきまして、まことに光栄に存じます。（中略）

まず、内閣法改正案ですが、現行法一条が「内閣は、日本国憲法第七十三条その他日本国憲法に定める職権を行う。」とそっけなく規定しておりますけれども、それを改め、「国民主権の理念にのつとり」ということを加えて一条一項とし、同条二項として「内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う。」というようにしております。この二項は、現行法二条二項に「全国民を代表する議員からなる」の文言をつけ加えた上で、一条に移したものであります。

これは、まさに先ほど述べたように、内閣は、国民、国会と一体化しつつ、行政権の行使について、直截には国会の信任に、ひいては国民の信託にこたえるべき存在であることを明確にしようとしたものであるというように受けとめております。

内閣法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十一年七月十六日

内閣総理大臣 小渕 恵三

法律第八十八号

内閣法の一部を改正する法律

内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「内閣は」の下に「民主主義の理念にのっとり」を加え、同条に次の一項を加える。
2 内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う。

第二条第一項中「内閣は」の下に「国会の指名に基づいて任命された二十人以上以内の名に内閣総理大臣により任命された」を、「以下」を「もつて」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の國務大臣の数は、十四人以上とする。ただし、特別に必要がある場合においては、三人を限度にその数を増加し、十七人以上とすることができる。

第四条第二項に後段として次のように加える。
この場合において、内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件を發議することができる。

第十二条第二項を次のように改める。

内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 閣議事項の整理その他内閣の庶務
二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策並びに総合調整に関する事務
六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

第十四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣官房副長官の任免は、天皇がこれを認証する。

第十八条を第二十三条とし、第十七条を第二十二條とし、第十六条を削り、第十五条第一項中「内閣総理大臣に」を、「内閣総理大臣に」に改め、「三人」及び「各一人」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「掌り」を「つかさどり」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の秘書官の定数は、政令で定める。
第十五条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。
第二十一条 内閣官房に、内閣事務官その他所要の職員を置く。
2 内閣事務官は、命を受けて内閣官房の事務を整理する。
第十四条の四を削る。
第十四条の三第一項中「三人」を「五人」に改め、同条第四項中「前条第三項」を「第十五条第三項」に改め、同条を第十九条とする。
第十四条の二を第十五条とし、同条の次に次の三条を加える。
第十六条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。
2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務(第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く)を掌理する。
3 前条第三項から第五項までの規定は、内閣官房副長官補について準用する。
第十七条 内閣官房に、内閣広報官一人を置く。
2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。
3 第十五条第三項から第五項までの規定は、内閣情報官について準用する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、別に法律で定める日から施行する。
2 中央省庁等改革基本法(平成十年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第六十条第三項中「内閣審議官をもって充てる」を「関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする」に改める。

内閣総理大臣 小渕 恵三

○ 内閣法の一部を改正する法律案新旧対照条文
 内閣法(昭和三十三年法律第五号)

(傍線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>第一条 内閣は、国民主権の理念にのっとり、日本国憲法第七十三条その他日本国憲法に定める職権を行う。</p> <p>2 内閣は、行政権の行使について、国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う。</p>	<p>第一条 内閣は、日本国憲法第七十三条その他日本国憲法に定める職権を行う。</p>
<p>第二条 内閣は、国会の指名に基づいて任命された首長たる内閣総理大臣及び内閣総理大臣により任命された国務大臣をもつて、これを組織する。</p> <p>2 前項の国務大臣の数は、十四人以内とする。ただし、特別に必要がある場合においては、三人を限度にその数を増加し、十七人以内とすることができる。</p>	<p>第二条 内閣は、首長たる内閣総理大臣及び二十人以内の国務大臣を以て、これを組織する。</p> <p>② 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。</p>
<p>第四条 (略)</p> <p>② 閣議は、内閣総理大臣がこれを主宰する。この場合において、内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件を発議することができる。</p> <p>③ (略)</p>	<p>第四条 (略)</p> <p>② 閣議は、内閣総理大臣がこれを主宰する。</p> <p>③ (略)</p>
<p>第十二条 (略)</p> <p>② 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 閣議事項の整理その他内閣の庶務</p>	<p>第十二条 (略)</p> <p>② 内閣官房は、閣議事項の整理その他内閣の庶務、閣議に係る重要事項に関する総合調整その他行政各部の施策に関するその統一</p>



国会用資料（実問）

内容 問3 憲法第66条第3項の「連帯」の趣旨について示されたい。

(答)

1 憲法第66条第3項が「連帯して」と規定しているのは、内閣は國務大臣の全員で組織する合議体であるから、内閣の施政について一体として責任を負うべきであるという当然の趣旨を明らかにしたものと解される。

閣議決定が全会一致で行われているのも、このことを前提としている。

2 また、同項にいう内閣の責任は行政権の行使全般に及ぶものと考えられるが、同項は各國務大臣が個別に行う行政権の行使について各國務大臣が個別に責任を負うことを否定するものではない。



【対長官問3】300328参予算委 小西洋之 長官.\$tdjtd

分類 作成日:2018/03/28

大分類	中分類	小分類

問番号：003 小西君対長官問3

件名： 問3 憲法第66条第3項の「連帯」の趣旨について示されたい。

答弁：平成30年3月28日（第196回国会）

院：参議院 予算委員会 答弁無し

質問者：小西洋之 党派：民進

答弁者：横畠裕介 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備考：

国会答弁抄採録先：

国会議事録採録先：

対長官

平成30年3月28日（水） 参・予算委 小西 洋之君（民進）

問3 憲法第66条第3項の「連帯」の趣旨について示されたい。

（答）

1 憲法第66条第3項が「連帯して」と規定しているのは、内閣は国务大臣の全員で組織する合議体であるから、内閣の施政について一体として責任を負うべきであるという当然の趣旨を明らかにしたものと解される。

〔 閣議決定が全会一致で行われているのも、このことを前提としている。 〕

2 また、同項にいう内閣の責任は行政権の行使全般に及ぶものと考えられるが、同項は各国务大臣が個別に行う行政権の行使について各国务大臣が個別に責任を負うことを否定するものではない。

【参考1】 参照条文

○日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第66条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国务大臣でこれを組織する。

- ② 内閣総理大臣その他の国务大臣は、文民でなければならない。
- ③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

【参考 2】過去の国会答弁

(衆・予算委一分科 平5・3・5 津野内閣法制局第一部長答弁)

- 津野政府委員 憲法66条第3項の内閣の連帯責任ということの御趣旨についてのお尋ねかと存じますが、この憲法66条第3項におきましては、「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」というふうに定めておりますけれども、ここに「国会に対し責任を負ふ。」と規定しておりますのは、内閣に帰属する行政権の行使につきまして、これを国会による民主的な統制のもとに置くという基本的な原理を明らかにする趣旨であるというふうに考えられまして、したがって、同項に言う「責任」というのは、これは本質的には法的責任と申しますよりは政治的な責任であるという、政治的責任を意味すると解すべきであるというふうに言われているわけでございます。「連帯して」ということでございますので、内閣が一体として責任を負うというのは常識的に言われている事柄でございます。それから、内閣の責任と申しますのは、これは行政権の全般に及ぶというふうに考えられるところでございます。…

(参・予算委 平12・3・2 津野内閣法制局長官答弁)

- 政府特別補佐人(津野修君) …憲法六十六条第三項におきまして、「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」というふうに定めているわけでございます。これで国会に対して責任を負うということを規定しておりますのは、内閣に帰属する行政権の行使について、これを国会による民主的な統制のもとに置くという基本的な原理を明らかにする趣旨であると考えられるところでありまして、これは基本的にはこの責任というものは、法的責任というよりはむしろ政治的な責任であるというふうに解されているわけでありまして、そして、内閣の責任につきましては、行政権の行使の全般に及ぶというふうに考えられておりまして、同項は各国务大臣の個別の行政権の行使について各国务大臣が個別に責任を負うということを否定するものではないわけでありまして、行政権の行使全般に及んで内閣の責任というものはあるということでございます。



国会用資料（実問）

内 容 問4 内閣法第1条第1項を読み上げていただきたい。

(答)

内閣法第1条第1項は、「内閣は、国民主権の理念にのつとり、日本国憲法第73条その他日本国憲法に定める職権を行う。」と規定している。



【対長官問4】300328 参・予算委 小西議員jtd

分類 作成日:2018/03/28

大分類	中分類	小分類

問番号:004 小西君対長官問4

件 名: 問4 内閣法第1条第1項を読み上げていただきたい。

答 弁:平成 30年3月28日 (第196回国会)

院 :参議院 予算委員会 答弁無し

質問者:小西洋之

党派:民進

答弁者:横畠裕介 内閣法制局長官

答弁作成者:内閣法制局第一部

備 考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対長官

平成30年3月28日（水） 参・予算委 小西 洋之君（民進）

問4 内閣法第1条第1項を読み上げていただきたい。

（答）

内閣法第1条第1項は、「内閣は、国民主権の理念にのつとり、日本国憲法第73条その他日本国憲法に定める職権を行う。」と規定している。

【参考1】 参照条文

○内閣法（昭和22年法律第5号）

第1条 内閣は、国民主権の理念にのつとり、日本国憲法第73条その他日本国憲法に定める職権を行う。

2 内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う。

○日本国憲法

第73条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係进行处理すること。
- 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。
- 五 予算を作成して国会に提出すること。
- 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

【参考2】国会答弁等

平11・7・7 参・行革特委
小淵総理大臣、太田総務庁長官答弁

○国務大臣（小淵恵三君） 本改正は、現行内閣法では必ずしも明定はされておらない内閣総理大臣と主権者である国民及びその代表者から成る国会との関係を規定上明らかにするものでありまして、内閣の重要政策に関する基本的な方針にかかわる内閣総理大臣の発議権の明確化と相まって、内閣総理大臣の国政運営上の指導性の発揮に十分資するものであると考えております。

本件につきましては、これから御答弁いただきますが、太田総務庁長官も本問題についての認識を極めて深くいたしておるところでございまして、その思いもあろうかと思しますので、これから御答弁をいただきたいと思っております。

○国務大臣（太田誠一君） 恐縮でございます。

今、総理が申されたとおり、まず、この国は国民主権の国であるということは憲法に書いてあるだけでありまして、そのほかの法律にはこの間の情報公開法で初めて登場したわけでございます。ですから、この内閣法であえて国民主権について触れることは大変意義があるというふうに考えております。

それは、まず、この国は主権者が国民であるということは、絵で言えば一番上にそれを置かなければいけない。そして、国民が選んだ国会がその次に来るんだと。国会が指名する内閣総理大臣がその次に来るんだと。そして、内閣総理大臣が指名する内閣の、今であれば17人の国務大臣がそのもとにあるんだと。そこに憲法で言う行政権がゆだねられている、属するという事さえ認識しておれば、およそ国家公務員というものは、これは国民に奉仕するためにいるのである、国民の方から物を見なければならぬということになるわけでございます。さらに、憲法15条に定めております公務員というものは一部の国民のためではなくて国民全体のために奉仕する、尽くすという考え方もまたそこで生きてくるわけでございます。

いわゆる行政権というのは、大変大きな権限を国民からゆだねられているということ、常に国民を念頭に置きながら、総理は考え、内閣の閣僚は考え、またそのもとにある国家公務員は考え続けるということをあえてこの内閣法を定めるときに盛り込むべきであるという、そのような考え方でございます。

平11・5・28 衆・行革特委
佐藤幸治参考人

○佐藤参考人 …従来、憲法65条に言う行政権について、漠然と法律の執行ととらえるとともに、その担い手である内閣を行政各部と一体的にとらえて、これを行政と観念し、その行政を国民と国会が一体化した政治がコントロールするという図式が一般的な理解ではなかったかと思っております。しかし、現在我々が直面している諸

困難は、まさしくそうした図式の問題性を浮き彫りにしているように思われます。

憲法に言う行政権は、法律の執行に尽きるものではありません。内閣の事務を具体的に定めている憲法73条の冒頭の一号にあるように、国務を総理すること、つまり高度の統治、政治作用、あるいは総合戦略、総合調整作用と言ってもいいと思いますが、これも行政権の重要な内実をなしております。

憲法に言う行政権がこのような高度の統治、政治作用を含んでいるとすると、従来の図式とは違って、国民、国会、内閣を一体的にとらえて政治と観念し、行政各部、つまり官僚の持つ情報と専門的能力を存分に活用しつつ、行政各部をコントロールするという図式こそ、憲法にふさわしい図式であるというように思われるのであります。

さて、行政権がかようなものであるといたしますと、その担い手である内閣のあり方についても見直しをする必要があります。

つまり、内閣の統治、政治機能の強化を図る必要があります。そして、この内閣機能の強化を図る上で、内閣総理大臣の指導性の発揮が不可欠であるということを強調しておきたいと思えます。憲法が内閣総理大臣を内閣の首長としているということに、そのことは適合していると思えます。

申すまでもなく、内閣は、国民代表機関たる国会が国会議員の中から指名し、それに基づいて任命された内閣総理大臣が、他の国务大臣を任命し、組織するものであります。こうして、内閣は、直接的には国会の信任に基づいて誕生し、ひいては国民の信託にこたえるべき立場にあります。

最終報告と基本法がその方向を明確に打ち出したことを、私は高く評価してまいりました。今回提出された諸法案は、最終報告及び基本法の趣旨を可及的に具体化しようとしているというように思えます。

まず、内閣法改正案ですが、現行法1条が「内閣は、日本国憲法第73条その他日本国憲法に定める職権を行う。」とそっけなく規定しておりますけれども、それを改め、「国民主権の理念にのつとり」ということを加えて1条1項とし、同条2項として「内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う。」というようにしております。この2項は、現行法2条2項に「全国民を代表する議員からなる」の文言をつけ加えた上で、1条に移したものであります。

これは、まさに先ほど述べたように、内閣は、国民、国会と一体化しつつ、行政権の行使について、直截には国会の信任に、ひいては国民の信託にこたえるべき存在であることを明確にしようとしたものであるというように受けとめております…



国会用資料（実問）

内容 問5 国会議員の質疑と議院内閣制における国会の内閣監督の関係に関する政府の見解を問う。

(答)
例えば、平成26年11月28日付けの小西洋之参議院議員に対する政府答弁書(注)において、「国会での審議の場における国会議員による内閣に対する質問は、憲法が採用している議院内閣制の下での国会による内閣監督の機能の表れであると考えている。」としているところである。



【対長官問5】300328参・予算 小西洋之.jtd

分類 作成日:2018/03/28

大分類	中分類	小分類

問番号：005 小西君対長官問5

件名： 問5 国会議員の質疑と議院内閣制における国会の内閣監督の関係に関する政府の見解を問う。

答弁：平成30年3月28日（第196回国会）
院：参議院 予算委員会 答弁有り

質問者：小西洋之 党派：民進

答弁者：横畠裕介 内閣法制局長官

答弁作成者：

備考：

国会答弁抄採録先：

国会議事録採録先：

対長官

平成30年3月28日（水） 参・予算委 小西 洋之君（民進）

問5 国会議員の質疑と議院内閣制における国会の内閣監督の関係に関する政府の見解を問う。

（答）

例えば、平成26年11月28日付けの小西洋之参議院議員に対する政府答弁書（注）において、「国会での審議の場における国会議員による内閣に対する質問は、憲法が採用している議院内閣制の下での国会による内閣監督の機能の表れであると考えている。」としているところである。

（注）参議院議員小西洋之君提出内閣法制局長官と法の支配に関する質問に対する答弁書

【参考】

◎日本国憲法

(参考1) 憲法

第六十三条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないにもかかわらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

◎国会答弁等

(質問主意書・答弁書)

(平20・4・4 対平野博文・衆)

一について

憲法第六十三条において、内閣総理大臣その他の国務大臣は、議院で答弁又は説明のため出席を求められたときは出席しなければならないとされており、これは、国会において誠実に答弁する責任を負っていることを前提としていると認識している。

また、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条に基づく質問に対し、政府としては、誠実に答弁すべきものと考えている。

(平25・7・2 对小西洋之・参)

一について

憲法第六十三条は、憲法が採用している議院内閣制の下での内閣総理大臣その他の国務大臣と国会との関係を定めたものであるが、御指摘の「出席義務」は、国会による内閣監督の機能が十分に果たされるためのものであると解される。

(平26・11・28 对小西洋之・参)

一について

法の支配とは、人権の保障と恣意的権力の抑制とを主旨として、全ての権力に対する法の優越を認める考え方であって、日本国憲法も同様の考え方に立って制定されたものと考えている。国会での審議の場における国会議員による内閣に対する質問は、憲法が採用している議院内閣制の下での国会による内閣監督の機能の表れであると考えている。



国会用資料（実問）

内容 問6 憲法前文において、国民主権及び間接民主制の原理についてうたっている規定である第1段の第2文及び第3文を読み上げていただきたい。

(答)

憲法前文のうち、委員からあらかじめ指定された部分を読み上げると、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。」とされている。



【対長官問6】300328_参・予算委・小西議員.jtd

分類 作成日:2018/03/28

大分類	中分類	小分類

問番号：006 小西君対長官問6

件名： 問6 憲法前文において、国民主権及び間接民主制の原理についてうたっている規定である第1段の第2文及び第3文を読み上げていただきたい。

答 弁：平成 30年3月28日（第196回国会）

院：参議院 予算委員会 答弁有り

質問者：小西洋之

党派：民進

答弁者：横畠裕介 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備考：

国会答弁抄採録先：

国会議事録採録先：

対長官

平成30年3月28日（水） 参・予算委 小西 洋之君（民進）

問6 憲法前文において、国民主権及び間接民主制の原理についてうたっている規定である第1段の第2文及び第3文を読み上げていただきたい。

（答）

憲法前文のうち、委員からあらかじめ指定された部分を読み上げると、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。」とされている。

（参照条文）

○日本国憲法

（前文）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏

狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等關係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(質問主意書・答弁書)

(平27・1・9 対小西洋之・参)

二について

お尋ねの憲法前文の箇所のうち、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、」の趣旨は、戦争の主体が国家である、戦争を起こすことの決定は国政の運用に当たる国家機関によってなされるということに着目し、かつて体験したような戦争の惨禍が起こることがないようにするという日本国民の固い決意を表明したところにあると考えられ、これは憲法の基本原則の一つである平和主義を強調したものであり、また、「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」の趣旨は、過去の戦争が国家機関の手によって行われ、その惨禍を日本国民が等しく受けたということに着目し、国民主権を確立することにより、過去のそのような例が起こることがないようにするという固い決意を表明したものであると解している。

六について

お尋ねの「かかる原理」とは、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」という部分を受けており、「この憲法は、かかる原理に基くものである。」と規定することにより、日本国憲法が、国民主権の原理や間接民主制を採用していることを明らかにしていると解している。(以下略)

(平27・8・14 対初鹿明博・衆)

一から三までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではなく、また、国会議員としての発言について政府としてお答えする立場にはないが、大日本帝国憲法の下においては、一般に、「臣民」の権利については、「法律ノ範囲内ニ於テ」保障されるにとどまっていたが、日本国憲法では、その第十一条が「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」と、その第十三条が「すべて国民は、

個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と、それぞれ規定しており、政府としては、国政の運営に当たっては、全ての国民が等しく享有する基本的人権について、最大の尊重を必要とするものと考えている。また、日本国憲法では、その前文が「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と、その第一条が「主権の存する日本国民」と、それぞれ規定し、国民主権をうたっており、この国民主権の原理は、人類普遍のものであると認識している。

(国会答弁)

〔衆・予算一分科 平18・3・1〕
梶田内閣法制局第一部長 答弁

○梶田政府参考人 御質問の趣旨、必ずしも正確に理解しているかどうかわかりませんが、ただいまお話ございました女性の天皇に係る問題につきまして、国民投票にかかわる法律案というようなものを政府として検討しているということは承知しておりませんので、そういう点につきましての答弁は差し控えさせていただきますと思いますが、国民投票制度と憲法との関係の一般論として申し上げますと、憲法におきまして、前文で、「その権力は国民の代表者がこれを行使」するという部分がございますし、それから四十一条におきましては、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」こういったような規定がございます。規定から明らかなように、国の統治の基本原則といたしましては、間接民主制を採用しているわけでございます。

したがって、憲法におきまして、例えば九十六条におきまして憲法改正の国民投票の制度を規定しておりますが、こういった憲法自体が例外的に規定している場合を除きまして、国民投票の結果に法的な拘束力を認めるような制度を設けるということになると、憲法上は疑義があるのではないかというふうに考えております。

ただ、国会が、国の重要な施策を決定するに際しまして、参考とするために、国会の発議に基づきまして、国民投票に付して国民の意見を求めるといったように、今申しました、国会が国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関であるという憲法の原則に触れないような形で、国民投票の結果にいわゆる法的な拘束力を伴わないような国民投票の制度を設けるということであれば、そのこと自体を憲法が否定しているわけではないというふうに考えております。



国会用資料（実問）

内容 問7 臨時国会の召集を規定している憲法第53条を読み上げて、その趣旨を説明されたい。

(答)

1 憲法第53条は、「内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。」と規定している。

2 この規定により、いずれかの議院の総議員の四分の一以上から、国会の臨時会の召集要求があった場合には、内閣は、臨時会で審議すべき事項等をも勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に臨時会の召集を行うことを決定しなければならないものと考えている。

更問1 「合理的な期間を超えない期間内」とは何日以内か。

(答)

合理的な期間とは、召集に当たって整理すべき諸課題によって変わるものであるために、一概に申し上げることはできないと考えている。

更問2 憲法第53条による臨時会の召集要求がなされた上で先の臨時国会が召集されたにもかかわらず、その召集当日に衆議院を解散することに問題はないのか。

(答)

1 憲法第53条による臨時会の召集の決定と憲法第7条による衆議院の解散とは別個の事柄である。

2 また、先の臨時国会については、平成29年6月22日に衆議院及び参議院から送付のあった臨時国会召集要求書を踏まえ、内閣として諸般の事情を勘案した上で、同年9月28日に国会の臨時会を召集することを、同月22日に決定したところであると承知している。



【対長官問7】300328 参・予算委 小西議員 jtd

分類 作成日:2018/03/28

大分類	中分類	小分類

問番号:007 小西君対長官問7

件名: 問7 臨時国会の召集を規定している憲法第53条を読み上げて、その趣旨を説明されたい。

答弁:平成30年3月28日(第196回国会)

院:参議院 予算委員会 答弁無し

質問者:小西洋之

党派:民進

答弁者:横畠裕介 内閣法制局長官

答弁作成者:内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対長官

平成30年3月28日(水) 参・予算委 小西 洋之君(民進)

問7 臨時国会の召集を規定している憲法第53条を読み上げて、その趣旨を説明されたい。

(答)

- 1 憲法第53条は、「内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。」と規定している。
- 2 この規定により、いずれかの議院の総議員の四分の一以上から、国会の臨時会の召集要求があった場合には、内閣は、臨時会で審議すべき事項等をも勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に臨時会の召集を行うことを決定しなければならないものと考えている。

更問1 「合理的な期間を超えない期間内」とは何日以内か。

(答)

合理的な期間とは、召集に当たって整理すべき諸課題によって変わるものであるために、一概に申し上げることはできないと考えている。

更問2 憲法第53条による臨時会の召集要求がなされた上で先の臨時国会が召集されたにもかかわらず、その召集当日に衆議院を解散することに問題はないのか。

(答)

- 1 憲法第53条による臨時会の召集の決定と憲法第7条による衆議院の解散とは別個の事柄である。
- 2 また、先の臨時国会については、平成29年6月22日に衆議院及び参議院から送付のあった臨時国会召集要求書を踏まえ、内閣として諸般の事情を勘案した上で、同年9月28日に国会の臨時会を召集することを、同月22日に決定したところであると承知している。

【参考1】 参照条文

○日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

1・2 略

3 衆議院を解散すること。

4～10 略

第53条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

【参考2】 過去の国会答弁

（ 参・外交防衛委 平15・12・16
秋山内閣法制局長官 答弁 ）

○政府参考人（秋山收君） 憲法第53条の問題でございますので、一般的な考え方を御説明いたしたいと思っております。

憲法53条後段は、「内閣は、」その要求があった場合に「その召集を決定しなければならない。」と規定しておりますが、召集時期につきましては何ら触れておりませんで、その決定は内閣にゆだねられております。

このことから、…いつ召集してもいいということではもちろんございません。臨時会の召集要求があった場合に、仮にその要求において召集時期に触れるところがあったとしても、基本的には、臨時会で審議すべき事項なども勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に召集を行うことを決定しなければならないというふうに考えられているところでございます。

もっとも、この合理的な期間内に常会の召集が見込まれるというような事情がありましたら、国会の権能は臨時会であろうと常会であろうと異なると、異なるところはございませんので、あえて臨時会を召集するということをしなくても、憲法に違反するというふうには考えておりません。

（ 参・予算委 平28・1・15
菅内閣官房長官 答弁 ）

○長浜博行君 …なぜ臨時国会を開かなかったのか、官房長官、御説明ください。

○国務大臣（菅義偉君） 一般的な考えを申し上げますれば、臨時会の召集要求について定める憲法第53条の後段は、「内閣は、その召集を決定しなければならない。」、先ほども読み上げさせていただきましたこの規定にとどまっており、召集時期については何ら触れておらず、当該時期の決定は内閣に委ねられているという

ふうを考えています。

基本的には、臨時会で審議すべき事項なども勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に召集を行うことを決定をしなければならないと理解をしております。この合理的な期間内に常会の召集が見込まれる事情があれば、国会の権能は臨時会と常会とで異なるところはないため、あえて臨時会を召集しなくても憲法に違反すると考えておりません。

昨年の臨時国会召集の要求に対しては、政府としては、現下の諸課題を整理し、補正予算、また来年度予算編成などを行った上で、本年、新年早々1月4日に本通常国会の召集を図ったものであり、適切に対応していると考えております。

○長浜博行君 官房長官の御答弁にありました合理的期間とはどのぐらいを指すんですか。

○国務大臣（菅義偉君） 合理的期間とは、召集に当たって整理すべき諸課題によって変わるものであるために、一概に申し上げることはできないというふうを考えています。

ただ、過去の例を申し上げますと、憲法53条の要求から召集まで100日以上を要した例もあります。また、直近でも、平成17年の小泉内閣当時においては、臨時国会召集の要求が出されたが、80日後の常会を召集することで対応されたという例もあります。

今回は昨年の臨時国会召集の要求から75日後の召集となったわけでありましてけれども、先ほど申し上げましたけれども、政府としては、現下の諸課題を整理をし、補正予算、来年度予算の編成などを行った上で、本年早々、国会を召集をさせていただいたということでありまして。

（ 参・本会議 平29・11・22
安倍内閣総理大臣 答弁 ）

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 長浜博行議員にお答えいたします。

国会の召集、衆議院の解散についてお尋ねがありました。

まず、憲法53条による臨時会の召集の決定と憲法7条による衆議院の解散とは個別の事柄です。

臨時会については、本年6月22日の臨時国会召集の要求を踏まえ、同年9月28日に召集しました。これは、予算編成に向けた概算要求作業、北朝鮮情勢が緊迫する中での外交日程など、内閣として諸般の事情を勘案した上で適切に行ったものです。

内閣が衆議院の解散を決定することについて、憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えています。

国民の信任なくして、緊迫する北朝鮮情勢、急速に進む少子高齢化といったまさ

に国難とも呼ぶべき課題を乗り越えることはできないため解散を行ったものであり、国会軽視との御指摘は当たりません。

総選挙で示された国民の意思を踏まえ、この国会においてそれぞれの政策を大いに闘わせ、建設的な議論を行ってまいりたいと考えています。

（ 参・本会議 平29・12・4
安倍内閣総理大臣 答弁 ）

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 難波奨二議員にお答えをいたします。

国会における審議についてお尋ねがありました。

臨時国会については、本年6月22日の臨時国会召集の要求を踏まえ、同年9月28日に召集しました。これは、予算編成に向けた概算要求作業、北朝鮮情勢が緊迫する中での外交日程など、内閣として諸般の事情を勘案した上で適切に行ったものです。また、国会の会期については国会においてお決めいただくものと承知しております。

政府としては、森友学園への国有地売却や加計学園による獣医学部の新設を始め、閉会中審査を含め、国会の審議においてできる限り丁寧に説明する努力を積み重ねてきており、今国会においても引き続き丁寧な説明を行ってきております。

（ 衆・予算委 平30・2・14
横畠内閣法制局長官 答弁 ）

○枝野委員 …昨年、通常国会が閉会をした後、野党から今の憲法53条後段の規定に基づいて臨時国会の召集要求が憲法の手続にのっとって適法に行われましたが、結局、秋の解散の、召集した当日に解散をするというその日まで、臨時国会は召集されませんでした。

憲法53条後段の合理的期間を超えていないという論拠を説明してください。

○横畠政府特別補佐人 先ほどお答えしたとおりでございます。臨時会で審議すべき事項等をも勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に臨時会の召集を行うことを決定しなければならないということございまして、合理的な期間と申しますのは、召集に当たって整理すべき諸課題によって変わるものであるため、一概に申し上げることはできないと考えております。

○枝野委員 一概に言えないというのはわかっているので、昨年のあの臨時会召集までの期間は合理的な期間を超えていないという説明をしてくださいと言っているんです。

○河村委員長 横畠内閣法制局長官、法解釈をお願いします。

○横畠政府特別補佐人 憲法の規定の理解、解釈については先ほどお答えしたとおりでございます。私どもの所掌といたしまして、憲法の解釈について申し上げるということはございますけれども、具体的にどのような事情によってそのような期間

になったのかということについてお答えする立場にはございません。

【参考3】 質問主意書・答弁書

(平29・11・10 対逢坂誠二・衆)

(質問主意書)

一 平成29年の通常国会の閉会後の6月下旬から、野党各党は、森友・加計学園をめぐる疑惑解明のために必要だとして、臨時国会の召集を求めてきた。野党各党の要求は約三カ月間も放置されていたが、臨時国会が9月下旬に召集されたものの、何ら審議が行われることなく、安倍総理は衆議院を解散した。これらの内閣の判断は、日本国憲法第53条の要請するところを踏みにじることにほかならないのではないか。見解を示されたい。

二 安倍総理は9月28日に衆議院を解散した。総選挙後、特別国会が召集されたものの、現時点で何ら審議が行われず、国会は議論の場として全く機能していない。内閣の判断は日本国憲法第53条の要請するところを踏みにじることにほかならないのではないか。見解を示されたい。

三 日本国憲法第53条では、「いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」と規定されているが、本条文でいう「決定しなければならない」という規定には、例えば「要求があれば」、速やかに、かつ、具体的な時間的制約があると考えているのか。あるとすれば、その時間的制約はどの程度のものか。見解を示されたい。

四 日本国憲法第53条でいう、「いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」との規定は、いわゆるプログラム規定で、内閣に政治的な要請を行うに止まり、時間的制約を課すものではないという理解でよいか。

五 国会での質問時間について、政府・自民党は野党への配分を減らして与党への配分を増やすことを検討していると承知している。10月30日の記者会見で、菅官房長官は、自民党が野党側に多く配分されてきた国会での質問時間を、今後、議席数に応じて改めることを検討していることについて、「当然のことだと思う」と述べた。また菅官房長官は「国会議員が等しく質問できるよう、各会派の議席数に応じた質問時間の配分を行う。全体の質問時間を考慮する中で、国会において、よく検討されるべきだというふうに思う」と発言している。このような認識を官房長官がお持ちならば、日本国憲法第53条でいう、「いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」との規定に基づき、6月下旬以後、速やかにまず国会を召集し、質問時間を確保して議論を行うべきではなかったのか。見解を示されたい。

(答弁書)

一、二及び五について

憲法第53条による臨時会の召集の決定と憲法第7条による衆議院の解散とは別個の事柄であり、また、お尋ねの「質問時間を確保して議論を行う」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、平成29年6月22日に衆議院及び参議院から送付のあった臨時国会召集要求書を踏まえ、内閣として諸般の事情を勘案した上で、同年9月28日に国会の臨時会を召集することを、同月22日に決定したところである。他方、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。こうしたことから、「日本国憲法第53条の要請するところを踏みにじることにほかならない」との御指摘は当たらない。

三及び四について

お尋ねの「時間的制約」、「いわゆるプログラム規定」及び「政治的な要請」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、憲法第53条の規定により、いずれかの議院の総議員の四分の一以上から、国会の臨時会の召集要求があった場合には、内閣は、臨時会で審議すべき事項等をも勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に臨時会の召集を行うことを決定しなければならないものと考えている。



国会用資料（実問）

内容 問8 資料にある平成27年6月11日、平成27年8月3日の小西議員の質疑と横島内閣法制局長官答弁の抜粋を読み上げていただきたい。

(答)

1 昭和47年の政府見解の基本的な論理、すなわち、法理の部分についてのお尋ねに対して、
「法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないということでございます。」、
「憲法第9条の下でもなぜ我が国として武力の行使ができるのかというその基本的な論理の部分は、まさにこの基本的論理、この47年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということであろうというお答えをしているわけでございます。」と答弁している。



【対長官問8】2900328 小西 問8.jtd【対長官問8添付】添付資料.pdf

分類 作成日:2018/03/28

大分類	中分類	小分類

問番号：008 小西君対長官問8

件名： 問8 資料にある平成27年6月11日、平成27年8月3日の小西議員の質疑と横島内閣法制局長官答弁の抜粋を読み上げていただきたい。

答弁：平成30年3月28日（第196回国会）

院：参議院 予算委員会 答弁有り

質問者：小西洋之

党派：民進

答弁者：横島裕介 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備考：

国会答弁抄採録先：

国会議事録採録先：

対長官

平成30年3月28日（水） 参・予算委 小西 洋之君（民進）

問8 資料にある平成27年6月11日、平成27年8月3日の小西議員の質疑と横畠内閣法制局長官答弁の抜粋を読み上げていただきたい。

（答）

1 昭和47年の政府見解の基本的な論理、すなわち、法理の部分についてのお尋ねに対して、

「法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないということでございます。」、

「憲法第9条の下でもなぜ我が国として武力の行使ができるのかというその基本的な論理の部分は、まさにこの基本的論理、この47年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということであろうというお答えをしているわけでございます。」と答弁している。

【参考資料】

(国会答弁例)

(参・外防委 平成27・6・11 横畠内閣法制局長官答弁 对小西委員)

- 小西洋之君 含まれていると間違いなくおっしゃいましたが、①、②。それは、じゃ、いつから含まれていたんですか。昭和四十七年政府見解を作ったその瞬間、次のページをおめくりいただきますと、二枚めくっていただきますと、その起案ですね、十月七日に決裁されていますね、当時の吉内閣法制局長官が。この七日の決裁の瞬間に法理として含まれていたと、四十七年見解の中にですよ。四十七年見解が政府見解の文書として成立したその瞬間に含まれていたというふうな理解でよろしいですか。あるいは、四十七年から含まれていなかったんですけども、いつの間にかそういうお化けみたいな魂が、幽霊みたいなものが四十七年見解の中に宿って、それを七月一日の中に皆さんが、いつ宿ったか分からないものを見付け出したということなんでしょうか。

四十七年見解を作ったときに今お認めになった限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんだと、作ったときにですね、そういう理解でよろしいですか。イエスカノーかだけでお答えください。

- 政府特別補佐人(横畠裕介君) 昭和四十七年当時の担当者の具体的な意識、認識は、先ほどお答え申し上げたとおり、そのような事態というのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという事実認識に立っていたわけですので、当時、明確に限定的な集団的自衛権の行使というものがこれに当てはまるという認識はなかったと思いますが、法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないということでございます。

(参・平安特委 平成27・8・3 横畠内閣法制局長官答弁 对小西委員)

- 小西洋之君 今、横畠長官がおっしゃられましたけれども、先ほどの大臣にお読みいただきました七月一日の閣議決定の下の(2)番ですね、皆様に確認していただきました。

あそこに書かれている基本的な論理ですね、七月一日の閣議決定。それが昭和四十七年政府見解にも書かれている。その基本的な論理について、この四名の頭の中であって、それが昭和四十七年政府見解の中に当時書き込まれたというふうな答弁をなさっているという理解でよろしいですか。イエスカノーかだけでお答えください。

- 政府特別補佐人(横畠裕介君) まさに昭和四十七年当時におきましては、その昭和四十七年見解の結論で述べておりますとおり、個別的自衛権といいますか、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみが、ここに言う外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に当たるのだという、そういう事実認識の下で昭和四十七年見解が作成されているわけですが、その前提となっている、すなわち憲法第九条の下でもなぜ我が国として武力の行使ができるのかというその基本的な論理の部分は、まさにこの基本的論理、この四十七年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということであろうというお答えをしているわけでございます。

安倍内閣の解釈変更は「憲法解釈文書の改ざん」である
～昭和47年政府見解（決裁文書）を曲解し9条解釈「基本的な論理」を捏造～

平成27年6月11日 横畠長官答弁

■外交防衛委員会 平成27年06月11日

○小西洋之君 ……四十七年見解を作ったときに今お認めになった限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんだと、作ったときにですね、そういう理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないということでございます。

平成27年8月3日 横畠長官答弁

■参-我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 -6号 平成27年08月03日

○小西洋之君 ……基本的な論理ですね、七月一日の閣議決定。それが昭和四十七年政府見解にも書かれている。その基本的な論理について、その四名の頭の中にあつてそれが昭和四十七年政府見解の中に当時書き込まれたというふうな答弁をなさっているという理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 憲法第九条の下でもなぜ我が国として武力の行使ができるのかというその基本的な論理の部分は、まさにこの基本的論理、この四十七年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということであるというお答えをしております。

昭和47年9月14日 吉國長官答弁

■参-決算委員会 昭和47年09月14日

○説明員（吉國一郎君） 憲法ではわが国はいわば集団的自衛の権利の行使について、自己抑制をしていると申しますか、日本国の国内法として憲法第九条の規定が容認しているのは、個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだということが私どもの考え方で、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として、その法律論の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、あのような説明で、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるとするのが自衛行動だという考え方で、その結果として、集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではないという法律論として説明をしているつもりでございます。



国会用資料（実問）

内容 問9 昭和47年政府見解と昭和47年9月14日の吉國內閣法制局長官答弁との関係を説明の上、資料にある同日の議事録の抜粋を読み上げていただきたい。

(答)

1 昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府が提出した資料「集団的自衛権と憲法との関係」は、御指摘の吉國內閣法制局長官の答弁を含む同年9月14日の参議院決算委員会における多岐にわたる議論を論理的に整理して取りまとめたものである。

2 その多岐にわたる議論の一部として、御指摘の吉國內閣法制局長官の答弁があるが、その部分を読み上げれば、「憲法ではわが国はいわば集団的自衛の権利の行使について、自己抑制をしていると申しますか、日本国の国内法として憲法第9条の規定が容認しているのは、個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだということが私どもの考え方で、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として、その法律論の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、あのような説明で、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるのが自衛行動だという考え方で、その結果として、集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではないという法律論として説明をしているつもりでございます。」である。



【対長官問9】2900328 小西 問9jtd【対長官問9添付】添付資料.pdf

分類

作成日:2018/03/28

大分類	中分類	小分類

問番号:009 小西君対長官問9

件名: 問9 昭和47年政府見解と昭和47年9月14日の吉國內閣法制局長官答弁との関係を説明の上、資料にある同日の議事録の抜粋を読み上げていただきたい。

答弁:平成30年3月28日(第196回国会)

院:参議院 予算委員会 答弁有り

質問者:小西洋之

党派:民進

答弁者:横島裕介 内閣法制局長官

答弁作成者:内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対長官

平成30年3月28日(水) 参・予算委 小西 洋之君(民進)

問9 昭和47年政府見解と昭和47年9月14日の吉国内閣法制局長官答弁との関係を説明の上、資料にある同日の議事録の抜粋を読み上げていただきたい。

(答)

- 1 昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府が提出した資料「集団的自衛権と憲法との関係」は、御指摘の吉国内閣法制局長官の答弁を含む同年9月14日の参議院決算委員会における多岐にわたる議論を論理的に整理して取りまとめたものである。
- 2 その多岐にわたる議論の一部として、御指摘の吉国内閣法制局長官の答弁があるが、その部分を読み上げれば、「憲法ではわが国はいわば集団的自衛の権利の行使について、自己抑制をしていると申しますか、日本国の国内法として憲法第9条の規定が容認しているのは、個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだということが私どもの考え方で、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として、その法律論の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、あのような説明で、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるとというのが自衛行動だという考え方で、その結果として、集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではないという法律論として説明をしているつもりでございます。」である。

【参考資料】

(国会提出資料)

〈集团的自衛権と憲法との関係〉

(参・決算委提出 昭47・10・14)

国際法上、国家は、いわゆる集团的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化されるという地位を有しているものとされており、国際連合憲章第51条、日本国との平和条約第5条(c)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文並びに日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言3第2段の規定は、この国際法の原則を宣明したものである。そして、わが国が国際法上右の集团的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然といわなければならない。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法上いわゆる集团的自衛権を有しているとしても、国権の発動としてこれを行行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであって許されないとの立場にたっているが、これは次のような考え方に基づくものである。

〔①〕憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が…平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、…国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。〔②〕しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。〔③〕そうだとすれば、わが国が憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集团的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

(注) 〔①〕～〔③〕は編注。

(国会答弁例)

(参・決算委 昭和47・9・14 吉国内閣法制局長官答弁 対水口委員)

○水口宏三君 いまいいことをおっしゃった。そこで私は、まさに集团的自衛権が乱用されているところに問題がある。大体、集团的自衛権という観念が、本来の国連憲章のサンフランシスコの原案にはございませんですからね。これはダンバートン・オークス会議ですか、あそこで初めてアメリカ側から入れられ、五十三

条の旧敵国の文言がソ連側から入れられたというのは、私が申し上げるまでもないことだと思います。そういう意味で、集団的自衛権というものは、初めから非常にあいまいなものであるが、少なくとも法的解釈としては、正当防衛に関する自然権であるというのがいま確立をしている。それを前提にして、日米安保条約が締結されているにもかかわらず、あえて日本は集団的自衛権を行使しないというのは、これはまさに政策論じゃないですか。法律論じゃないですよ。この点、条約局長いかがですか。

- 説明員（吉國一郎君） 私の、これはお答えと申し上げるより釈明みたいなものでございますが、平和条約の五条のC項でございますか、と安保条約の前文、日ソ共同宣言で、わが国が自衛権を持っているということは確認をしております。その自衛権には、形容詞がついておりまして、個別的及び集団的自衛の固有の権利があるということで、条約上うたわれておりますが、これは国際法上の問題として、日本が自衛権を持っている、その自衛権というのは個別的及び集団的なものであるということを経済法上うたったわけでございますが、憲法上こういう権利の行使については、また別途措置をしなければならない。憲法ではわが国はいわば集団的自衛の権利の行使について、自己抑制をしていると申しますか、日本国の国内法として憲法第九条の規定が容認しているのは、個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだということが私どもの考え方で、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として、その法律論の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、あのような説明で、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるとというのが自衛行動だという考え方で、その結果として、集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではないという法律論として説明をしているつもりでございます。

（国会提出資料）

＜昭和47年9月14日の吉國內閣法制局長官の答弁中で限定的な集団的自衛権が論理として示されている箇所及びその論理的説明について＞

（参・平安特委理事会提出 平27・8・10）

（内閣法制局）

- 1 御指摘の昭和47年9月14日の参議院決算委員会においては、吉國內閣法制局長官（当時）から、「憲法の前文においてもそうでございますし、また、憲法の第13条の規定を見ましても、日本国が、この国土が他国に侵略をせられまして国民が非常な苦しみにおちいるということを放置するところまで憲法が命じておるものではない。第12条〔注：第13条〕からいたしましても、生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利は立法、行政、司法その他の国政の上で最大の尊重を必要とすると書いてございますので、いよいよぎりぎりの最後のところでは、この国土がじゅうりんをせられて国民が苦しむ状態を容認するものではない。したがって、この国土が他国の武力によって侵されて国民が塗炭の苦しみにあえがなければならない。その直前の段階においては、自衛のため必要な行動はとれるんだというのが私どもの前々からの考え方でございます」（会議録11ページ2段目から3段目）、「憲法前文なり、憲法第12条〔注：第13

条]の規定から考えまして、日本は自衛のため必要な最小限度の措置をとることは許されている。その最小限度の措置と申しますのは、説明のしかたとしては、わが国が他国の武力に侵されて、国民がその武力に圧倒されて苦しまなければならないというところまで命じておるものではない。国が、国土が侵略された場合には国土を守るため、国土、国民を防衛するために必要な措置をとることまでは認められるのだという説明のしかたをしております」(同12ページ1段目)、「侵略が現実起こった場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第9条に対する私どものいままでの解釈の論理の根底でございます」(同12ページ3段目)、「わが国の国土が侵されて、その結果国民の生命、自由及び幸福追求に関する権利が侵されるということがないようにする」(同12ページ4段目から13ページ1段目)、「わが国が侵略をされてわが国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵されるというときに、この自国を防衛するために必要な措置をとるというのは、憲法9条でかろうじて認められる自衛のための行動だ」(同13ページ3段目)及び「わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるというのが自衛行動だという考え方」(同14ページ3段目)と答弁している。

2 昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府が提出した資料「集団的自衛権と憲法との関係」(以下「昭和47年の政府見解」という。)は、1において述べた答弁を含む同年9月14日の参議院決算委員会における多岐にわたる議論を論理的に整理して取りまとめたものである。この昭和47年の政府見解においては、

- (1) まず、「憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が…平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、…国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。」としている。
- (2) 次に、「しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである。」として、憲法第9条の下においても、このような場合に限り、例外的に自衛のための武力の行使が許されるという基本的な論理(理由

・根拠)を示している。

(3) その上で、(1)及び(2)の基本的な論理に当てはまる例外的な場合としては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという当時の事実認識を前提として、結論として、「そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」という見解が述べられている。

1において述べた答弁は、この(1)及び(2)の基本的な論理と(3)の結論とを区分することなく一体として述べているものであり、昭和47年の政府見解において論理的に整理された(1)及び(2)の基本的な論理を含んでいるものである。

3 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成26年7月1日閣議決定)でお示した「武力の行使」の三要件(以下「新三要件」という。)は、昭和47年の政府見解で示されている(1)及び(2)の基本的な論理を維持し、この考え方を前提として、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、この基本的な論理に当てはまる例外的な場合として、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしてきたこれまでの認識を改め、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合もこれに当てはまるとしたものである。すなわち、国際法上集団的自衛権の行使として認められる他国を防衛するための武力の行使それ自体を認めるものではなく、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として、一部、限定された場合において他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力の行使を認めるにとどまるものであり、新三要件を満たす限定的な集団的自衛権の行使は、昭和47年の政府見解で示されている(1)及び(2)の基本的な論理の枠内のものであつて、2において述べたとおり、1において述べた答弁は、この基本的な論理を含んでいるものである。

安倍内閣の解釈変更は「憲法解釈文書の改ざん」である
～昭和47年政府見解（決裁文書）を曲解し9条解釈「基本的な論理」を捏造～

平成27年6月11日 横畠長官答弁

■外交防衛委員会 平成27年06月11日

○小西洋之君 ……四十七年見解を作ったときに今お認めになった限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんだと、作ったときにですね、そういう理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないということでございます。

平成27年8月3日 横畠長官答弁

■参-我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 -6号 平成27年08月03日

○小西洋之君 ……基本的な論理ですね、七月一日の閣議決定。それが昭和四十七年政府見解にも書かれている。その基本的な論理についてこの四名の頭の中にもあってそれが昭和四十七年政府見解の中に当時書き込まれたというふうな答弁をなさっているという理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 憲法第九条の下でもなぜ我が国として武力の行使ができるのかというその基本的な論理の部分は、まさにこの基本的論理、この四十七年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は持っていたというところがあるという答弁をしているわけでございます。

昭和47年9月14日 吉國長官答弁

■参-決算委員会 昭和47年09月14日

○説明員（吉國一郎君） 憲法ではわが国はいわば集団的自衛の権利の行使について、自己抑制をしていると申しますか、日本国の国内法として憲法第九条の規定が容認しているのは、個別的自衛権の発動としての自衛行動だ
だということが私どもの考え方で、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として、その法律論の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、あのような説明で、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるというのが自衛行動だという考え方で、その結果として、集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではないという法律論として説明をしているつもりでございます。

レ7時に
この部分を
指定された

○説明員（吉國一郎君）・・・日本は自衛のため必要な最小限度の措置をとることは許されている。その最小限度の措置と申しますのは、説明のしかたとしては、わが国が他国の武力に侵されて、国民がその武力に圧倒されて苦しまなければならないというところまで命じておるものではない。国が、国土が侵略された場合には国土を守るため、国土、国民を防衛するために必要な措置をとることまでは認められるのだという説明のしかたをしております。その意味で、いわゆるインディビジュアル・セルフディフェンスの作用しか認められてないという説明のしかたでございます。仰せのとおり、憲法第九条に自衛権があるとも、あるいは集団的自衛権がないとも書いてございませんけれども、憲法第九条のよって来たるゆえんのところを考えまして、そういう説明をいたしますと、おのずからこの論理の帰結として、いわゆる集団的自衛の権利は行使できないということになるというのが私どもの考え方でございます。

○説明員（吉國一郎君）これは、憲法九条でなぜ日本が自衛権を認められているか、また、その自衛権を行使して自衛のために必要最小限度の行動をとることを許されているかということの説明として、これは前々から、私の三代前の佐藤長官時代から、佐藤、林、高辻と三代の長官時代ずっと同じような説明をいたしておりますが、わが国の憲法九条で、まさに国際紛争解決の手段として武力を行使することを放棄をいたしております。しかし、その規定があるということは、国家の固有の権利としての自衛権を否定したものでないということ、これは先般五月十日なり五月十八日の本院の委員会においても、水口委員もお認めいただいた概念だと思えます。その自衛権があるということから、さらに進んで自衛のため必要な行動をとれるかどうかということになりますが、憲法の前文においてもそうでございますし、また、憲法の第十三条の規定を見ましても、日本国が、この国土が他国に侵略をせられまして国民が非常な苦しみにおちいるということを放置するところまで憲法が命じておるものではない。第十二条からいたしましても、生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利は立法、行政、司法その他の国政の上で最大の尊重を必要とすると書いてございますので、いよいよぎりぎりの最後のところでは、この国土がじゅうりんをせられて国民が苦しむ状態を容認するものではない。したがって、この国土が他国の武力によって侵されて国民が塗炭の苦しみにあえがなければならない。その直前の段階においては、自衛のため必要な行動はとれるんだというのが私どもの前々からの考え方でございます。その考え方から申しまして、憲法が容認するものは、その国土を守るための最小限度の行動だ。したがって、国土を守るというためには、集団的自衛の行動というふうなものは当然許しておるところではない。また、非常に緊密な関係にありましても、その他国が侵されている状態は、わが国の国民が苦しんでいるところまではいかない。その非常に緊密な関係に、かりにある国があるをいたしましても、その国の侵略が行なわれて、さらにわが国が侵されようという段階になって、侵略が発生いたしましたならば、やむを得ず自衛の行動をとるということが、憲法の容認するぎりぎりのところだという説明をいたしておるわけでございます。そういう意味で、集団的自衛の固有の権利はございまして、これは憲法に行使することは許されないということに相なると思います。



国会用資料（実問）

内容 問 今回特例として用いる数値であっても、憲法の「投票価値の平等」は確保されていると考えるが、政府の見解を問う。（同旨 総務省選挙部長）

(答)

この法案で憲法の「投票価値の平等」が確保されているかについては、（具体の選挙区及び議員定数は、今般の法案及び公職選挙法の規定を踏まえ、地方公共団体の条例により定められることとなるものであり、また、）議員立法として提案されている法案であることから、当局としてお答えする立場にはない。

なお、一般論として申し上げれば、まず、大震災等のやむを得ない事情により、元の市町村に住民票を残したまま域外に避難を余儀なくされている多数の方々について、法的に当該元の市町村の住民と認めるということには、合理性、相当性があると考えられる。その上で、そのような状況にある住民の数を含めるように合理的に計算した「住民の数」をベースとして、選挙区における議員の定数を定めるということは、「投票価値の平等」という観点から特に問題があるとは考えられない。



【対長官問】300404衆・倫選特委 岡田克也 jtd

分類 作成日:2018/04/05

大分類	中分類	小分類

問番号:001 岡田君対長官問

件名: 問 今回特例として用いる数値であっても、憲法の「投票価値の平等」は確保されていると考えるが、政府の見解を問う。（同旨 総務省選挙部長）

答弁:平成30年4月4日(第196回国会)

院:衆議院 倫選委員会 答弁有り

質問者:岡田克也

党派:無会

答弁者:横島裕介 内閣法制局長官

答弁作成者:内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対長官

平成30年4月4日（水） 衆・倫選特委 岡田克也君（無会）

問、今回特例として用いる数値であっても、憲法の「投票価値の平等」は確保されていると考えるが、政府の見解を問う。

（同旨 総務省選挙部長）

（答）

この法案で憲法の「投票価値の平等」が確保されているかについては、（具体の選挙区及び議員定数は、今般の法案及び公職選挙法の規定を踏まえ、地方公共団体の条例により定められることとなるものであり、また、）議員立法として提案されている法案であることから、当局としてお答えする立場にはない。

なお、一般論として申し上げれば、まず、大震災等のやむを得ない事情により、元の市町村に住民票を残したままで域外に避難を余儀なくされている多数の方々について、法的に当該元の市町村の住民と認めるということには、合理性、相当性があると考えられる。その上で、そのような状況にある住民の数を含めるように合理的に計算した「住民の数」をベースとして、選挙区における議員の定数を定めるということは、「投票価値の平等」という観点から特に問題があるとは考えられない。

【参考1】 参照条文

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案（196回国会提出衆法10号）

（趣旨）

第一条 この法律は、指定都道府県の議会の議員の選挙について、臨時の措置としてその選挙区に関する特例を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「指定都道府県」とは、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第二条第二項に規定する指定都道府県をいい、「指定市町村」とは、同条第一項に規定する指定市町村をいう。

（指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例）

第三条 この法律の施行の日後初めてその期日を告示される指定都道府県の議会の議員の一般選挙における選挙区につき公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五条第二項から第四項まで及び第八項並びに第二百七十一条の規定を適用する場合においては、当該指定都道府県の条例で定めるところにより、当該指定都道府県の区域内の指定市町村であって平成二十七年の国勢調査の結果による人口が平成二十二年の国勢調査の結果による人口を著しく下回るものとして当該条例で定めるものの区域の人口について、同年の国勢調査の結果による人口に、平成二十七年九月三十日現在において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記録されている者の数を平成二十二年九月三十日現在において同法に基づき住民基本台帳に記録されている者の数及び同年の国勢調査の結果による外国人の数の合計数で除して得た数を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を当該区域の人口とみなすことができる。

2 前項に規定する指定都道府県の議会の議員の一般選挙後、平成三十三年十一月三十日までの間に、当該指定都道府県の議会が解散された場合又は当該指定都道府県の議会について公職選挙法第百十六条の規定による一般選挙を行うべき事由が生じた場合の一般選挙における選挙区についても、同項と同様とする。

3 前二項の規定による条例を定めている指定都道府県又は当該条例で定める指定市町村が当該条例の公布の日以後指定都道府県又は指定市町村でなくなった場合であっても、この法律の適用については、なお指定都道府県又は指定市町村であるものとみなす。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第二条第二項に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙について、臨時の措置としてその選挙区に関する特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○公職選挙法(昭和25年法律第100号)

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第十五条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数(以下この条において「議員一人当たりの人口」という。)の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。

3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。

4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。

5～7 (略)

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

9・10 (略)

(都道府県の議会の議員の選挙区の特例)

第二百七十一条 昭和四十一年一月一日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数の半数に達しなくなつた場合においても、当分の間、第十五条第二項前段の規定にかかわらず、当該区域をもつて一選挙区を設けることができる。

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(平成23年法律第98号)

(趣旨)

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に

伴う原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとすることができの特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「指定市町村」とは、次条第一項の規定により指定された市町村（特別区を含む。以下同じ。）をいう。

2 この法律において「指定都道府県」とは、指定市町村の区域を包括する都道府県をいう。

3 この法律において「避難住民」とは、指定市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、当該指定市町村の区域外に避難しているものをいう。

4・5 (略)

(指定市町村の指定等)

第三条 総務大臣は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の区長を含む。）又は都道府県知事に対して行った次に掲げる指示の対象となった区域をその区域に含む市町村であって、その住民が当該市町村の区域外に避難することを余儀なくされているものを、指定市町村として指定することができる。

一 原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

二 住民に対し避難のための立退き又は屋内への退避を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

三 住民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める指示

2～5 (略)

【参考2】国会答弁例

(衆・政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特委)

平成29・5・31 大泉総務省自治行政局選挙部長答弁)

○塩川委員 …そこで、確認したいんですが、例えば、強制的に避難しなければならず、住民票がもとのままだった有権者の投票権行使はどうだったのか。居住実態はないわけですがけれども、投票を認めなかったわけではないはずであります。さら

に言えば、自主避難をしていた、避難解除が行われたが、まだ住民票のある地域での居住がままならない、そんな有権者の投票権行使はどうなっていたのか。このことについてぜひお答えください。

○大泉政府参考人 お答えいたします。

選挙人が投票するためには選挙人名簿に登録されなければいけません。選挙人名簿の登録につきましては、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満十八年以上の日本国民で、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三カ月以上、その登録の市町村等の住民基本台帳に記録されている者等について行われるということでございます。

住所は、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の客観的【※「主観的」の誤り】居住意思を総合して決定するものとされておりますので、一般論として申し上げますと、災害等により避難元市区町村に居住することができず、やむを得ず一時的に避難をしている選挙人につきましては、避難元市町村に住所があると考えられまして、当該住所地において選挙権行使ができるもの、これは一般論でございますけれども、そういうふう考えております。

(参・東日本大震災復興特委

平成26・11・17 時澤総務省大臣官房審議官答弁)

○田村智子君 …双葉町、浪江町、大熊町は、その大部分が帰宅困難区域あるいは居住制限区域に指定され、居住が禁止されています。こうした地域には、新たに住民登録を行うということができなくて、これが問題となっているケースが起きています。

ある、この町に住んでいた学校の先生が、三・一一後に転勤となって町から転出せざるを得なかったと。しかし、将来の復興を願って退職時には町に戻るつもりだったが、転入はできないと言われてしまったと。こういう事例について、総務省はどのような見解をお持ちですか。

○政府参考人(時澤忠君) お答え申し上げます。

住所につきましては、各人の生活の本拠をいうとされておまして、住所の認定は、客観的居住の事実を基礎といたしまして、これに居住者の主観的居住意思を総合して市町村長は決定するということとされております。

今回の東日本大震災によりましてやむを得ず避難先で生活を送るしかない状況にありまして、かつ主観的な居住の意思が避難元の市町村にあると認められる方につきましては、当該避難元市町村から転出した場合を除きまして、避難元の市町村に住所があるというふうにいたしております。

これは、東日本大震災が未曾有の災害でありまして、またこれに伴う原発事故により長期間にわたり居住が制限され続けている地域があるなど、災害の特殊性に鑑み、特例的に取り扱っているものでございます。このような特例的な取扱いにつき

ましては限定的に運用されるべきものでありまして、避難者の住所認定につきましてはこうしたことを十分踏まえるべきものと考えているところでございます。

【参考3】最高裁判例

○平成26年に行われた衆議院議員総選挙についていわゆる違憲状態にあったとした裁判例（選挙無効請求事件）

（平27・11・25 最高裁・大法廷判決）

…憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。

衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解されるのであって、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がかかる選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである。

…平成23年大法廷判決は、上記の基本的な判断枠組みに立った上で、旧区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は、平成6年の選挙制度改革の実現のための人口比例の配分により定数の急激かつ大幅な減少を受ける人口の少ない県への配慮という経緯に由来するもので、その合理性には時間的な限界があったところ、本件選挙制度がその導入から10年以上を経過して定着し安定した運用がされていた平成21年選挙時には、その不合理性が投票価値の較差としても現れ、その立法時の合理性が失われていたにもかかわらず、投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすもの

として、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており、上記の状態にあった同方式を含む旧区割基準に基づいて定められた旧選挙区割りも、平成21年選挙時における選挙区間の較差の状況の下において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旨判示したものである。

…そして、平成23年大法廷判決を受けて、旧区画審設置法3条2項の削除及び各都道府県の選挙区数の0増5減を内容とする平成24年改正法が制定され、更に上記0増5減を前提に選挙区間の人口の較差が2倍未満となるように17都県の42選挙区において区割りを改めることを内容とする平成25年改正法が成立し、同法による改正後の平成24年改正法（以下「平成25年改正後の平成24年改正法」という。）により改定された本件選挙区割りの下で本件選挙が施行されたものであるところ、…本件選挙区割りにおいては、上記0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県について旧区割基準に基づいて配分された定数の見直しを経ておらず、1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項が削除された後の新区割基準に基づいた定数の再配分が行われていないことから、いまだ多くの都道府県において、そのような再配分が行われた場合に配分されるべき定数とは異なる定数が配分されているといえることができる。

しかるところ、…本件選挙区割りにおいては、平成25年改正法成立の2年半以上前（本件選挙の4年以上前）の平成22年10月1日を調査時とする平成22年国勢調査の結果によれば選挙区間の人口の最大較差は1対1.998となるものとされたが、同国勢調査後の人口変動の結果として、上記成立の約3か月前の平成25年3月31日現在及び約6か月後の同26年1月1日現在の各住民基本台帳に基づいて総務省が試算した選挙区間の人口の最大較差は既にそれぞれ1対2.097及び1対2.109であり、上記試算において較差が2倍以上となっている選挙区はそれぞれ9選挙区及び14選挙区となっており、さらに、本件選挙時における選挙区間の選挙人数の最大較差は1対2.129に達し、較差2倍以上の選挙区も13選挙区存在していたものである…。このような投票価値の較差が生じた主な要因は、いまだ多くの都道府県において、新区割基準に基づいて定数の再配分が行われた場合とは異なる定数が配分されていることにあるといえるべきであり、このことは、…本件選挙当日において東京都第1区の選挙人数が2倍以上となっていた選挙区として指摘した12選挙区がいずれも上記定数削減の対象とされた県以外の都道府県に属しており、この12選挙区の属する県の多くが旧区割基準により相対的に有利な定数の配分を受けているものと認められることから明らかである。そして、このような投票価値の較差が生じたことは、全体として新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたとはいえないことの表れといえるべきである。

以上のような本件選挙時における投票価値の較差の状況やその要因となっていた事情などを総合考慮すると、平成25年改正後の平成24年改正法による選挙区割りの改定の後も、本件選挙時に至るまで、本件選挙区割りはなお憲法の投票価値の

平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ない。

…衆議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、当裁判所大法廷は、これまで、①定数配分又は選挙区割り前記のような諸事情を総合的に考慮した上で投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとして定数配分規定又は区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か、③当該規定が憲法の規定に違反するに至っている場合に、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否かといった判断の枠組みを前提として審査を行ってきており、こうした判断の方法が採られてきたのは、憲法の予定している司法権と立法権との関係に由来するものと考えられる。すなわち、裁判所において選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断したとしても、自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく、その是正は国会の立法によって行われることになるものであり、是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有しているので、裁判所が選挙制度の憲法適合性について上記の判断枠組みの下で一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて自ら所要の適切な是正の措置を講ずることが、憲法上想定されているものと解される。このような憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、上記①において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法の判断がされれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負うものであるところ、上記②において憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点に立って評価すべきものと解される…。

…1人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて定められた旧選挙区割りについては、前掲最高裁平成19年6月13日大法廷判決までは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないとする当審の判断が続けられており、これらが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとする当裁判所大法廷の判断が示されたのは、平成23年大法廷判決の言渡しされた平成23年3月23日であり、国会においてこれらが上記の状態に至っていると認識し得たのはこの時点からであったというべきである…。

…本件選挙は平成23年大法廷判決の言渡しから2回目の衆議院解散に伴い施行された総選挙ではあるが、本件選挙までに、2回の法改正を経て、旧区画審設置法3条2項の規定が削除されるとともに、直近の平成22年国勢調査の結果によれば全国の選挙区間の人口の較差が2倍未満となるように定数配分と選挙区割りの改定が行われ、本件選挙時の投票価値の最大較差は前回の平成24年選挙時よりも縮小

し、更なる法改正に向けて衆議院に設置された検討機関において選挙制度の見直しの検討が続けられているのであって、…国会における是正の実現に向けた取組が平成23年大法院判決及び平成25年大法院判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかったということはできず、本件において憲法上要求される合理的期間を徒過したものと断ずることはできない。

…以上のおりであって、本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、前回の平成24年選挙時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものではあるが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはできない。

国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であること等に照らせば、より適切な民意の反映が可能となるよう、国会においては、今後も、前記のおり衆議院に設置された検討機関において行われている投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度の見直しを内容とする具体的な改正案の検討と集約が早急に進められ、新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があるというべきである。

…

○平成28年に行われた参議院議員通常選挙について合憲とした裁判例（選挙無効請求事件）

（平29・9・27 最高裁・大法院判決）

…憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。しかしながら、憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているのであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めるところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。

…憲法は、二院制の下で、一定の事項について衆議院の優越を認める反面、参議院議員につき任期を6年の長期とし、解散もなく、選挙は3年ごとにその半数について行うことを定めている（46条等）。その趣旨は、立法を始めとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与えつつ、参議院議員の任期をより長期とすること等によって、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとし

たものと解される。そして、いかなる具体的な選挙制度によって、上記の憲法の趣旨を実現し、投票価値の平等の要請と調和させていくかは、二院制の下における参議院の性格や機能及び衆議院との異同をどのように位置付け、これをそれぞれの選挙制度にいかん反映させていくかという点を含め、国会の合理的な裁量に委ねられていると解すべきである。…

…投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、また、…憲法が、国会の構成について二院制を採用し、衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を設けている趣旨に鑑みれば、二院制の下での参議院の在り方や役割を踏まえ、参議院議員につき衆議院議員とは異なる選挙制度を採用し、国民各層の多様な意見を反映させて、参議院に衆議院と異なる独自の機能を発揮させようとする事とも、選挙制度の仕組みを定めるに当たって国会に委ねられた裁量権の合理的行使として是認し得るものと考えられる。そして、具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえず、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、このような要素を踏まえた選挙制度を構築することが直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。

平成24年大法院判決及び平成26年大法院判決は、上記のような選挙制度の構築についての国会の裁量権行使の合理性を判断するに当たって、長年にわたる制度及び社会状況の変化を考慮すべき必要性を指摘し、その変化として、参議院議員と衆議院議員の各選挙制度が同質的なものとなってきたこと、国政の運営における参議院の役割が増大してきていることに加え、衆議院については投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として選挙区間の人口較差が2倍未満となることを基本とする旨の区割りの基準が定められていることなどを挙げて、これらの事情の下では、昭和58年大法院判決が長期にわたる投票価値の大きな較差の継続を許容し得る根拠として挙げていた諸点につき、数十年間にもわたり5倍前後の大きな較差が継続することを正当化する理由としては十分なものとはいえなくなっている旨を指摘するとともに、都道府県を各選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はなく、むしろ、都道府県を各選挙区の単位として固定する結果、上記のように長期にわたり大きな較差が継続していた状況の下では、上記の都道府県の意義や実体等をもって上記の選挙制度の仕組みの合理性を基礎付けるには足りなくなっていたとしたものである。しかし、この判断は、都道府県を各選挙区の単位として固定することが投票価値の大きな不平等状態を長期にわたって継続させてきた要因であるとみたことによるものにほかならず、各選挙区の区域を定めるに当たり、都道府県という単位を用いること自体を不合理なものとして許されないとしたものではない。

もとより、参議院議員の選挙について、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難く、参議院についても更に適切に民意が反映されるよう投票価値の平等の要請について十分に配慮することが求められるものの、上記のような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院議員の選挙における投票価値の平等は、憲法上3年ごとに議員の半数を改選することとされていることなど、議員定数の配分に当たり考慮を要する固有の要素があることを踏まえつつ、二院制に係る上記の憲法の趣旨との調和の下に実現されるべきであることに変わりはないというべきである。

…本件選挙は、平成26年大法院判決の言渡し後に成立した平成27年改正法による改正後の本件定数配分規定の下で施行されたものであるところ、同法は、従前の改正のように単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、人口の少ない選挙区について、参議院の創設以来初めての合区を行うことにより、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを見直すことをも内容とするものであり、これによって平成25年選挙当時まで数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は2.97倍（本件選挙当時は3.08倍）にまで縮小するに至ったのである。

この改正は、長期間にわたり投票価値の大きな較差が継続する要因となっていた上記の仕組みを見直すべく、人口の少ない一部の選挙区を合区するというこれまでにない手法を導入して行われたものであり、これによって選挙区間の最大較差が上記の程度にまで縮小したのであるから、同改正は、前記の参議院議員選挙の特性を踏まえ、平成24年大法院判決及び平成26年大法院判決の趣旨に沿って較差の是正を図ったものとみることができる。また、平成27年改正法は、その附則において、次回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨を定めており、これによって、今後における投票価値の較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意が示されるとともに、再び上記のような大きな較差を生じさせることのないよう配慮されているものといえることができる。

そうすると、平成27年改正は、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを改めて、長年にわたり選挙区間における大きな投票価値の不均衡が継続してきた状態から脱せしめるとともに、更なる較差の是正を指向するものと評価することができる。合区が一部にとどまり、多くの選挙区はなお都道府県を単位としたまま残されているとしても、そのことは上記の判断を左右するものではない。

…以上のような事情を総合すれば、本件選挙当時、平成27年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。…

○平成27年に行われた千葉県議会議員選挙について、憲法第14条第1項及び公

職選挙法（平成26年法律第42号による改正前のもの）15条8項に違反していないとした裁判例（選挙無効請求事件）

（平28・10・18 最高裁・第三小法廷判決）

…都道府県議会の議員の定数については、地方自治法において、条例で定めるものとされ、変更の要件が定められている（九〇条一項から三項まで）。また、都道府県議会の議員の選挙区については、公職選挙法において、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めるものとされ（一五条一項）、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県議会の議員の定数をもって除して得た数（以下「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならないが、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けなければならない（同条二項）、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であっても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができるものとされており（同条三項）、地方自治法二五二条の一九第一項の指定都市については、公職選挙法一五条一項から三項までの規定を適用する場合における市の区域（市町村の区域に係るものを含む。）は、当該指定都市の区域を二以上に分けた区域とし、この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たっては、原則として、区の区域を分割しないものとされている（同条九項）。そして、千葉県においては、千葉市が指定都市に指定されている。

このようにして定められた各選挙区において選挙すべき議員の数について、公職選挙法一五条八項は、本文において、「人口に比例して、条例で定めなければならない」とする一方で、ただし書において、「特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる」としている。

（2）ア 本件選挙当時、本件条例の定める選挙区及び各選挙区における議員の数は、原判決別紙「定数及び選挙区に係る一票の較差等について」の「選挙区」欄及び「定数b」欄記載のとおりであり、四六選挙区に九五人の定数を配分している。

なお、公職選挙法二七一条に基づくいわゆる特例選挙区は存置されていない。

イ 本件定数配分規定は、その制定後数次の改正を経た後、平成一五年千葉県条例第四一号による改正がされ、その結果、四七選挙区に九八人の定数が配分された。平成一五年四月一三日に施行された千葉県議会議員一般選挙の当時、特例選挙区以外の選挙区間における議員一人当たりの人口の最大較差は一对三・五三（以下、較差に関する数値は全て概算である。）であり、人口の多い選挙区の定数が人口の少ない選挙区の定数より少ないいわゆる逆転現象は三三通りであった。

ウ 平成一八年千葉県条例第六三号による本件条例の改正により、四五選挙区に九五人の定数が配分されるとともに、いわゆる特例選挙区が全てなくなり、平成一

九年四月八日に施行された千葉県議会議員一般選挙の当時、選挙区間における議員一人当たりの人口の最大較差（以下「選挙区間の人口の最大較差」という。）は一对二・二三、各選挙区の人口を議員一人当たりの人口で除して得た数（以下「配当基数」という。）に応じて公職選挙法一五条八項の人口比例原則を適用した場合に各選挙区に配分されることとなる定数（以下「人口比定数」という。）による選挙区間の人口の最大較差は一对二・五六、いわゆる逆転現象は一通りであり、同二三年四月一〇日に施行された千葉県議会議員一般選挙（以下「平成二三年選挙」という。）の当時、選挙区間の人口の最大較差は一对二・五一、人口比定数による選挙区間の人口の最大較差は一对二・六〇、いわゆる逆転現象は四通り（定数差はいずれも一人）であった。

エ その後、平成二四年千葉県条例第一〇一号により、一選挙区を新設し、一選挙区の定数を一減する改正がされ（以下「平成二四年条例改正」という。）、四六選挙区に九五人の定数が配分された。

オ 本件選挙当時における前記アの定数配分においては、平成二二年一〇月の国勢調査による人口に基づく配当基数に応じた人口比定数と対比すると、四六選挙区中九選挙区において差異がみられたが（人口比定数より一多いのが五選挙区、二少ないのが一選挙区、一少ないのが三選挙区であった。）、人口比定数による選挙区間の人口の最大較差は一对二・六〇であったのに対し、選挙区間の人口の最大較差は一对二・五一にとどまり、いわゆる逆転現象は四通り（定数差はいずれも一人）であり、平成二三年選挙の当時から、選挙区間の人口の最大較差、人口比定数による選挙区間の人口の最大較差及びいわゆる逆転現象の数に変化はなかった。

三（１） 前記二（１）においてみた公職選挙法等の各規定に照らせば、都道府県議会の議員の定数の各選挙区に対する配分に当たり同法一五条八項ただし書を適用して人口比例の原則に修正を加えるかどうか及びどの程度の修正を加えるかについては、当該都道府県議会にその決定に係る裁量権が与えられていると解される。しかるところ、都道府県議会の議員の選挙に関し、当該都道府県の住民が、その選挙権の内容、すなわち投票価値においても平等に取り扱われるべきであることは憲法の要求するところであり、また、同項は、憲法の上記要請を受け、都道府県議会の議員の定数の各選挙区に対する配分につき、人口比例を最も重要かつ基本的な基準とし、各選挙人の投票価値が平等であるべきことを強く要求しているものと解されることからすると、条例の定める定数配分が同項の規定に適合するかどうかについては、都道府県議会の具体的に定めるところが、前記のような選挙制度の下における裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによって決せられるべきものと解される。

そして、公職選挙法一五条八項ただし書を適用してされた条例の制定又はその改正により具体的に決定された定数配分の下における選挙人の投票の有する価値に較差が生じている場合において、その較差が都道府県議会において地域間の均衡を図

るため通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達しており、これを正当化すべき特段の理由が示されないとき、あるいは、その較差は上記の程度に達していないが、上記の制定時若しくは改正時において同項ただし書にいう特別の事情があるとの評価が合理性を欠いており、又はその後の選挙時において上記の特別の事情があるとの評価の合理性を基礎付ける事情が失われたときは、当該定数配分は、裁量権の合理的な行使とはいえないものというべきである（最高裁平成二六年（行ツ）第一〇三号、同年（行ヒ）第一〇八号同二七年一月一五日第一小法廷判決・裁判集民事二四九号一頁参照）。

（２）ア 前記事実関係等によれば、本件選挙当時においては、選挙区間の人口の最大較差は一对二・五一であり、いわゆる逆転現象は四通りであるが、その定数差はいずれも一人であったというのである。そして、本件選挙当時における人口比定数による選挙区間の人口の最大較差、すなわち、公職選挙法一五条八項本文に従って定数を配分した場合の選挙区間の人口の最大較差是一对二・六〇となるはずのところ、本件定数配分規定の下では、選挙区間の人口の最大較差が上記のとおり一对二・五一と人口比定数による選挙区間の人口の最大較差を下回っている。

そうすると、公職選挙法が定める前記のような都道府県議会の議員の選挙制度の下においては、本件選挙当時における投票価値の不平等は、千葉県議会において地域間の均衡を図るために通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達していたものとはいえず、また、本件定数配分規定においては、各地方公共団体の実情等に応じた当該地域に特有の事情を考慮し、選挙制度の安定性の要請をも勘案しつつ、同法一五条八項ただし書を適用して各選挙区に対する定数の配分が定められたものと解されること、本件選挙当時において、選挙区間の人口の最大較差は、人口比定数による選挙区間の人口の最大較差をも下回っていること等に照らせば、平成二四年条例改正の当時において、同項ただし書にいう特別の事情があるとの評価がそれ自体として合理性を欠いていたとも、本件選挙当時において上記の特別の事情があるとの評価の合理性を基礎付ける事情が失われたともいい難いから、本件選挙の施行前に本件定数配分規定を改正しなかったことが同議会の合理的裁量の限界を超えるものということとはできない。

イ したがって、本件選挙当時における本件定数配分規定は、公職選挙法一五条八項に違反していたものとはいえず、適法というべきである。

四 所論は、さらに、本件定数配分規定が投票価値の不均衡において憲法一四条一項に違反する旨をいう。

しかしながら、原審の適法に確定した事実関係等の下において、本件選挙当時、本件条例による各選挙区に対する定数の配分が千葉県議会の合理的裁量の限界を超えるものとはいえないことは、前記三（２）において説示したとおりであり、本件

定数配分規定が憲法一四条一項の規定に違反していたものとはいえないことは、当
裁判所大法廷判決（最高裁昭和五四年（行ツ）第六五号同五八年四月二七日大法廷
判決・民集三七卷三号三四五頁、最高裁平成三年（行ツ）第一一一号同五年一月二
〇日大法廷判決・民集四七卷一号六七頁、最高裁平成一一年（行ツ）第七号同年一
一月一〇日大法廷判決・民集五三卷八号一四四一頁等）の趣旨に徴して明らかとい
うべきである（前掲第一小法廷判決参照）。…



国会用資料（実問）

内容 想定問 横島内閣法制局長官が、平成27年6月11日及び、同年8月3日に答弁しているとおおり「47年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆もっていたということ」との見解は、現在も変わらないか。

(答)

1 御指摘の答弁は、昭和47年の政府見解の基本的な論理、すなわち、法理の部分についてのお尋ねに対してお答えしたものであるが、

①平成27年6月11日の参議院外交防衛委員会における答弁は、「昭和47年当時の担当者の具体的な意識、認識は、先ほどお答え申し上げたとおり、そのような事態というのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという事実認識に立っていたわけですので、当時、明確に限定的な集団的自衛権の行使というものものがこれに当てはまるという認識はなかったと思いますが、法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないということでございます。」であり、

②平成27年8月3日の参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における答弁は、「まさに昭和47年当時におきましては、その昭和47年見解の結論で述べておりますとおり、個別的自衛権といいますが、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみが、ここに言う外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に当たるのだという、そういう事実認識の下で昭和47年見解が作成されているわけでございますけれども、その前提となっている、すなわち憲法第9条の下でもなぜ我が国として武力の行使ができるのかというその基本的な論理の部分は、まさにこの基本的論理、この47年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆もっていたということであろうというお答えをしているわけでございます。」である。



【対長官】2900406 小西(47政府見解) 想定jtd

分類 作成日:2018/04/09

大分類	中分類	小分類

問番号: 001 小西君想定問

件名: 想定問 横島内閣法制局長官が、平成27年6月11日及び、同年8月3日に答弁しているとおおり「47年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆もっていたということ」との見解は、現在も変わらないか。

答弁: 平成30年4月9日 (第196回国会)
院: 参議院 決算委員会 答弁無し

質問者: 小西洋之 党派: 民進

答弁者: 横島裕介 内閣法制局長官

答弁作成者: 内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対長官

平成30年4月9日（月）参・決算委

小西 洋之（民進）

想定問 横畠内閣法制局長官が、平成27年6月11日及び、同年8月3日に答弁しているとおおり「47年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆もっていたということ」との見解は、現在も変わらないか。

（答）

- 1 御指摘の答弁は、昭和47年の政府見解の基本的な論理、すなわち、法理の部分についてのお尋ねに対してお答えしたものであるが、
 - ①平成27年6月11日の参議院外交防衛委員会における答弁は、「昭和47年当時の担当者の具体的な意識、認識は、先ほどお答え申し上げたとおり、そのような事態というのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという事実認識に立っていたわけでございますので、当時、明確に限定的な集団的自衛権の行使というものがこれに当てはまるという認識はなかったと思いますが、法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないということでございます。」であり、
 - ②平成27年8月3日の参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における答弁は、「まさに昭和47年当時におきましては、その昭和47年見解の結論で述べておりますとおおり、個別的自衛権といいますか、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみが、ここに言う外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に当たるの

だという、そういう事実認識の下で昭和47年見解が作成されているわけでございますけれども、その前提となっている、すなわち憲法第9条の下でもなぜ我が国として武力の行使ができるのかというその基本的な論理の部分は、まさにこの基本的論理、この47年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということであろうというお答えをしているわけでございます。」

である。

【参考資料】

(国会答弁例)

(参・外防委 平成27・6・11 横畠内閣法制局長官答弁 对小西委員)

- 小西洋之君 含まれていると間違いなくおっしゃいましたが、①、②。それは、じゃ、いつから含まれていたんですか。昭和四十七年政府見解を作ったその瞬間、次のページをおめくりいただきますと、二枚めくっていただきますと、その起案ですね、十月七日に決裁されていますね、当時の吉内閣法制局長官が。この七日の決裁の瞬間に法理として含まれていたと、四十七年見解の中にですよ。四十七年見解が政府見解の文書として成立したその瞬間に含まれていたというふうな理解でよろしいですか。あるいは、四十七年から含まれていなかったんですけども、いつの間にかそういうお化けみたいな魂が、幽霊みたいなものが四十七年見解の中に宿って、それを七月一日の中に皆さんが、いつ宿ったか分からないものを見付け出したということなんでしょうか。

四十七年見解を作ったときに今お認めになった限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんだと、作ったときにですね、そういう理解でよろしいですか。イエスカノーかだけでお答えください。

- 政府特別補佐人(横畠裕介君) 昭和四十七年当時の担当者の具体的な意識、認識は、先ほどお答え申し上げたとおり、そのような事態というのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという事実認識に立っていたわけですので、当時、明確に限定的な集団的自衛権の行使というものがこれに当てはまるという認識はなかったと思いますが、法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないということでございます。

(参・平安特委 平成27・8・3 横畠内閣法制局長官答弁 对小西委員)

- 小西洋之君 今、横畠長官がおっしゃられましたけれども、先ほどの大臣にお読みいただきました七月一日の閣議決定の下の(2)番ですね、皆様に確認していただきました。

あそこに書かれている基本的な論理ですね、七月一日の閣議決定。それが昭和四十七年政府見解にも書かれている。その基本的な論理について、この四名の頭の中であって、それが昭和四十七年政府見解の中に当時書き込まれたというふうな答弁をなさっているという理解でよろしいですか。イエスカノーかだけでお答えください。

- 政府特別補佐人(横畠裕介君) まさに昭和四十七年当時におきましては、その昭和四十七年見解の結論で述べておりますとおり、個別的自衛権といいますか、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみが、ここに言う外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に当たるのだという、そういう事実認識の下で昭和四十七年見解が作成されているわけですが、その前提となっている、すなわち憲法第九条の下でもなぜ我が国として武力の行使ができるのかというその基本的な論理の部分は、まさにこの基本的論理、この四十七年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということであろうというお答えをしているわけでございます。



国会用資料（実問）

内容 想定問 森友学園の決裁文書の改ざんは、憲法に定められた国会の国政調査権に対する妨害であり、憲法や国会法の趣旨に反する行為が行われたのではないか、国政調査権に対する妨害と認めるかどうか、内閣法制局長官の見解を伺う。
(答)
現在、事実関係については調査中であると承知しており、法的な評価について申し上げることは差し控えたい。



【対長官】2900409 小西(国政調査権)想定jtd

分類 作成日:2018/04/09

大分類	中分類	小分類

問番号:002 小西君対長官想定問

件名: 想定問 森友学園の決裁文書の改ざんは、憲法に定められた国会の国政調査権に対する妨害であり、憲法や国会法の趣旨に反する行為が行われたのではないか、国政調査権に対する妨害と認めるかどうか、内閣法制局長官の見解を伺う。

答弁:平成30年4月9日(第196回国会)
院:参議院 決算委員会 答弁無し

質問者:小西洋之 党派:民進

答弁者:横畠裕介 内閣法制局長官

答弁作成者:内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対長官

平成30年4月9日（月）参・決算委

小西 洋之（民進）

想定問 森友学園の決裁文書の改ざんは、憲法に定められた国会の国政調査権に対する妨害であり、憲法や国会法の趣旨に反する行為が行われたのではないか、国政調査権に対する妨害と認めるかどうか、内閣法制局長官の見解を伺う。

（答）

現在、事実関係については調査中であると承知しており、法的な評価について申し上げることは差し控えたい。

【参考資料】

○日本国憲法

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

○国会法（昭和22年法律第79号）

第一百四条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

② 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

③ 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

④ 前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

（国会答弁例）

（参・予算委 平成30・3・28 横畠内閣法制局長官答弁 对小西委員）

○小西洋之君 では、その妨害とは、憲法六十二条及び国会法の趣旨に反する行為を内閣として行った、政府として行ったという認識でよろしいでしょうか。

（中略）

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 憲法第六十二条についてのお尋ねでございますけれども、これに違反するかどうかという点については、違反するというときに、やはりその意図で、故意といいますけれども、そういう意図でこれを侵したのかどうかという場合と、結果としてそれに十分寄与することができなかつたのかというところで、違反という評価については差異があり得るのかとは思いますが。

どのような経緯でこのような事態になったのかということについては、現在調査中であると理解しております。

○小西洋之君 長官に伺いますけれども、では、妨害する意図がなければどれだけ改ざんをしても憲法や国会法上の問題も生じない、また妨害にもならないというお考えなんですか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 先ほどお答えしたとおりでございますけれども、結果として国会の調査権を妨げることになったということについては、深く私からもおわびするのは変でございますけれども、やはり政府として責任がある、ないとは言えない事柄であろうかと思っておりますけれども、違反する行為を政府がしたのかということにつきましては、やはり具体的に、改ざんと言われておりますけれども、書換えの経緯等についてのやっぱり事実の確定ということが必要であろうかと思っております。

○小西洋之君 三月二日のこの本委員会、福山委員の要求なんですけれども、実は私がこの席の後ろでお願いしたものです。私、元総務省で働いておりましたので、

経緯に関する文書は全部捨てたという佐川局長の答弁を聞くうちに、ああ、決裁文書にその経緯や売却の判断の基準が書いてあるはずだ、だからこれを委員会要求をお願いしようということで、自分の質疑の前に福山先生の質疑があったので、福山先生にお願いをして出していただいたものでございます。

長官に伺いますけれども、そうした経緯があっても、国政調査権を妨害し、また憲法等の趣旨に反しないものだというふうにお考えでしょうか。…

- 政府特別補佐人（横畠裕介君） 結果として妨げたということは否定し難いと考えておりますけれども、それが憲法に違反する行為をあえて政府がしたのかということにつきましては、やはり更なる事実の確定ということが必要であろうかと思いません。

（質問主意書・答弁書）

（平成18・2・10 対鈴木宗男・衆）

二について

いわゆる国政調査権は、憲法第六十二条に規定されている国会の権能であり、政府としては、それが適正に行使され、国会の国政調査活動が十分その目的を達成できるよう、政府の立場から許される最大限の協力をすべきものであると考えている。



国会用資料（実問）

内容 問1 （衆議院で、投票価値の平等という観点から特に問題があるとは考えないという答弁があったことに言及した上で、）今回の臨時特例措置の投票価値の平等について、各選挙人の投票が選挙の結果に及ぼす影響力においても平等であるべき、という点について問題はないか。

（答）

この法案で憲法の「投票価値の平等」が確保されているかについては、（具体の選挙区及び議員定数は、今般の法案及び公職選挙法の規定を踏まえ、地方公共団体の条例により定められることとなるものであり、また、）議員立法として提案されている法案であることから、当局としてお答えする立場にはない。

なお、一般論として申し上げれば、まず、大震災等のやむを得ない事情により、元の市町村に住民票を残したままで域外に避難を余儀なくされている多数の方々について、法的に当該元の市町村の住民と認めるということには、合理性、相当性があると考えられる。その上で、必要な場合に、そのような状況にある住民の数を含めるように合理的に補正して計算した「住民の数」をベースとして、選挙区における議員の定数を定めるということは、「投票価値の平等」という観点から特に問題があるとは考えられない。



【対長官問1】300410 参・倫選特委（参考資料修正版）jtd

分類

作成日:2018/04/11

大分類	中分類	小分類

問番号：001 足立君対長官問1

件名： 問1 （衆議院で、投票価値の平等という観点から特に問題があるとは考えないという答弁があったことに言及した上で、）今回の臨時特例措置の投票価値の平等について、各選挙人の投票が選挙の結果に及ぼす影響力においても平等であるべき、という点について問題はないか。

答 弁：平成 30年4月11日（第196回国会）

院：参議院 倫選特委員会 答弁有り

質問者：足立信也

党派：民進

答弁者：横畠裕介 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備考：

国会答弁抄採録先：

国会議事録採録先：

対長官

平成30年4月11日（水）参・倫選特委 足立 信也（民進）

問1 （衆議院で、投票価値の平等という観点から特に問題があるとは考えないという答弁があったことに言及した上で、）今回の臨時特例措置の投票価値の平等について、各選挙人の投票が選挙の結果に及ぼす影響力においても平等であるべき、という点について問題はないか。

（答）

この法案で憲法の「投票価値の平等」が確保されているかについては、（具体の選挙区及び議員定数は、今般の法案及び公職選挙法の規定を踏まえ、地方公共団体の条例により定められることとなるものであり、また、）議員立法として提案されている法案であることから、当局としてお答えする立場にはない。

なお、一般論として申し上げれば、まず、大震災等のやむを得ない事情により、元の市町村に住民票を残したままで域外に避難を余儀なくされている多数の方々について、法的に当該元の市町村の住民と認めるということには、合理性、相当性があると考えられる。その上で、必要な場合に、そのような状況にある住民の数を含めるように合理的に補正して計算した「住民の数」をベースとして、選挙区における議員の定数を定めるということは、「投票価値の平等」という観点から特に問題があるとは考えられない。

【参考1】国会答弁例

(衆・政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特委

平成30・4・4 横畠内閣法制局長官答弁)

○岡田委員 それでは、内閣法制局長官にお聞きしたいと思います。

今回、特例として用いる数字であっても憲法の投票価値の平等は確保されていると私は考えるんですけども、法制局の見解をお聞きしたいと思います。

○横畠政府特別補佐人 この法案で憲法の投票価値の平等が確保されているかについては、議員立法として提案されている法案でありますことから、当局としてお答えする立場にはありません。

しかし、一般論として申し上げれば、まず、大震災等のやむを得ない事情により、もとの市町村に住民票を残したままで域外に避難を余儀なくされている多数の方々について、法的に当該もとの市町村の住民と認めるということには、合理性、相当性があると考えられます。

その上で、必要な場合に、そのような状況にある住民の方々の数を含めるように、合理的に補正して計算した住民の数をベースとして選挙区における議員の定数を定めるということは、御指摘の投票価値の平等という観点から、特に問題があるとは考えられません。

(衆・政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特委

平成29・5・31 大泉総務省自治行政局選挙部長答弁)

○塩川委員 …そこで、確認したいんですが、例えば、強制的に避難しなければならず、住民票がもとのままだった有権者の投票権行使はどうだったのか。居住実態はないわけですけども、投票を認めなかったわけではないはずであります。さらに言えば、自主避難をしていた、避難解除が行われたが、まだ住民票のある地域での居住がままならない、そんな有権者の投票権行使はどうなっていたのか。このことについてぜひお答えください。

○大泉政府参考人 お答えいたします。

選挙人が投票するためには選挙人名簿に登録されなければいけません。選挙人名簿の登録につきましては、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満十八年以上の日本国民で、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三カ月以上、その登録の市町村等の住民基本台帳に記録されている者等について行われるということでございます。

住所は、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の客観的【※「主観的」の誤り】居住意思を総合して決定するものとされておりますので、一般論として申し上げますと、災害等により避難元市区町村に居住することができず、やむを得ず一時的に避難をしている選挙人につきましては、避難元市区町村に住所があると考えられまして、当該住所地において選挙権行使ができるもの、これは一般論で

ございますけれども、そういうふうを考えております。

(参・東日本大震災復興特委

平成26・11・17 時澤総務省大臣官房審議官答弁)

○田村智子君 …双葉町、浪江町、大熊町は、その大部分が帰宅困難区域あるいは居住制限区域に指定され、居住が禁止されています。こうした地域には、新たに住民登録を行うということができなくて、これが問題となっているケースが起きています。

ある、この町に住んでいた学校の先生が、三・一一後に転勤となって町から転出せざるを得なかったと。しかし、将来の復興を願って退職時には町に戻るつもりだったが、転入はできないと言われてしまったと。こういう事例について、総務省はどのような見解をお持ちですか。

○政府参考人(時澤忠君) お答え申し上げます。

住所につきましては、各人の生活の本拠をいうとされておりまして、住所の認定は、客観的居住の事実を基礎といたしまして、これに居住者の主観的居住意思を総合して市町村長は決定するということとされておりまして、

今回の東日本大震災によりましてやむを得ず避難先で生活を送るしかない状況にありまして、かつ主観的な居住の意思が避難元の市町村にあると認められる方につきましては、当該避難元市町村から転出した場合を除きまして、避難元の市町村に住所があるというふうにいたしております。

これは、東日本大震災が未曾有の災害でありまして、またこれに伴う原発事故により長期間にわたり居住が制限され続けている地域があるなど、災害の特殊性に鑑み、特例的に取り扱っているものでございます。このような特例的な取扱いにつきましては限定的に運用されるべきものでありまして、避難者の住所認定につきましてはこうしたことを十分踏まえるべきものと考えているところでございます。

【参考2】参照条文

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案(196回国会提出衆法10号)

(趣旨)

第一条 この法律は、指定都道府県の議会の議員の選挙について、臨時の措置としてその選挙区に関する特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「指定都道府県」とは、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(平成二十三年法律第九十八号)第二条第二項に

規定する指定都道府県をいい、「指定市町村」とは、同条第一項に規定する指定市町村をいう。

(指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例)

第三条 この法律の施行の日後初めてその期日を告示される指定都道府県の議会の議員の一般選挙における選挙区につき公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五条第二項から第四項まで及び第八項並びに第二百七十一条の規定を適用する場合には、当該指定都道府県の条例で定めるところにより、当該指定都道府県の区域内の指定市町村であって平成二十七年の国勢調査の結果による人口が平成二十二年の国勢調査の結果による人口を著しく下回るものとして当該条例で定めるものの区域の人口について、同年の国勢調査の結果による人口に、平成二十七年九月三十日現在において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記録されている者の数を平成二十二年九月三十日現在において同法に基づき住民基本台帳に記録されている者の数及び同年の国勢調査の結果による外国人の数の合計数で除して得た数を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を当該区域の人口とみなすことができる。

- 2 前項に規定する指定都道府県の議会の議員の一般選挙後、平成三十三年十一月三十日までの間に、当該指定都道府県の議会が解散された場合又は当該指定都道府県の議会について公職選挙法第百十六条の規定による一般選挙を行うべき事由が生じた場合の一般選挙における選挙区についても、同項と同様とする。
- 3 前二項の規定による条例を定めている指定都道府県又は当該条例で定める指定市町村が当該条例の公布の日以後指定都道府県又は指定市町村でなくなった場合であっても、この法律の適用については、なお指定都道府県又は指定市町村であるものとみなす。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第二条第二項に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙について、臨時の措置としてその選挙区に関する特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○公職選挙法（昭和25年法律第100号）

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第十五条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

- 2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員

の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。

3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。

4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。

5～7 （略）

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

9・10 （略）

（都道府県の議会の議員の選挙区の特例）

第二百七十一条 昭和四十一年一月一日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数の半数に達しなくなつた場合においても、当分の間、第十五条第二項前段の規定にかかわらず、当該区域をもつて一選挙区を設けることができる。

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）

（趣旨）

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとすることができる特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「指定市町村」とは、次条第一項の規定により指定された市町村（特別区を含む。以下同じ。）をいう。

2 この法律において「指定都道府県」とは、指定市町村の区域を包括する都道府県をいう。

3 この法律において「避難住民」とは、指定市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、当該指定市町村の区域外に避難しているものをいう。

4・5 (略)

(指定市町村の指定等)

第三条 総務大臣は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の区長を含む。）又は都道府県知事に対して行った次に掲げる指示の対象となった区域をその区域に含む市町村であって、その住民が当該市町村の区域外に避難することを余儀なくされているものを、指定市町村として指定することができる。

一 原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

二 住民に対し避難のための立退き又は屋内への退避を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

三 住民に対し緊急時の避難のための立退き又は屋内への退避の準備を行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める指示

2～5 (略)

【参考3】最高裁判例

○平成26年に行われた衆議院議員総選挙についていわゆる違憲状態にあったとした裁判例（選挙無効請求事件）

(平27・11・25 最高裁・大法廷判決)

…憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。

衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解されるのであって、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化

した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がかかる選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである。

…平成23年大法廷判決は、上記の基本的な判断枠組みに立った上で、旧区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は、平成6年の選挙制度改革の実現のための人口比例の配分により定数の急激かつ大幅な減少を受ける人口の少ない県への配慮という経緯に由来するもので、その合理性には時間的な限界があったところ、本件選挙制度がその導入から10年以上を経過して定着し安定した運用がされていた平成21年選挙時には、その不合理性が投票価値の較差としても現れ、その立法時の合理性が失われていたにもかかわらず、投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており、上記の状態にあった同方式を含む旧区割基準に基づいて定められた旧選挙区割りも、平成21年選挙時における選挙区間の較差の状況の下において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旨判示したものである。

…そして、平成23年大法廷判決を受けて、旧区画審設置法3条2項の削除及び各都道府県の選挙区数の0増5減を内容とする平成24年改正法が制定され、更に上記0増5減を前提に選挙区間の人口の較差が2倍未満となるように17都県の42選挙区において区割りを改めることを内容とする平成25年改正法が成立し、同法による改正後の平成24年改正法（以下「平成25年改正後の平成24年改正法」という。）により改定された本件選挙区割りの下で本件選挙が施行されたものであるところ、…本件選挙区割りにおいては、上記0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県について旧区割基準に基づいて配分された定数の見直しを経ておらず、1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項が削除された後の新区割基準に基づいた定数の再配分が行われていないことから、いまだ多くの都道府県において、そのような再配分が行われた場合に配分されるべき定数とは異なる定数が配分されているといえることができる。

しかるところ、…本件選挙区割りにおいては、平成25年改正法成立の2年半以上前（本件選挙の4年以上前）の平成22年10月1日を調査時とする平成22年国勢調査の結果によれば選挙区間の人口の最大較差は1対1.998となるものとされたが、同国勢調査後の人口変動の結果として、上記成立の約3か月前の平成2

5年3月31日現在及び約6か月後の同26年1月1日現在の各住民基本台帳に基づいて総務省が試算した選挙区間の人口の最大較差は既にそれぞれ1対2.097及び1対2.109であり、上記試算において較差が2倍以上となっている選挙区はそれぞれ9選挙区及び14選挙区となっており、さらに、本件選挙時における選挙区間の選挙人数の最大較差は1対2.129に達し、較差2倍以上の選挙区も13選挙区存在していたものである…。このような投票価値の較差が生じた主な要因は、いまだ多くの都道府県において、新区割基準に基づいて定数の再配分が行われた場合とは異なる定数が配分されていることにあるというべきであり、このことは、…本件選挙当日において東京都第1区選挙人数が2倍以上となっていた選挙区として指摘した12選挙区がいずれも上記定数削減の対象とされた県以外の都道府県に属しており、この12選挙区の属する県の多くが旧区割基準により相対的に有利な定数の配分を受けているものと認められることから明らかである。そして、このような投票価値の較差が生じたことは、全体として新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたとはいえないことの表れというべきである。

以上のような本件選挙時における投票価値の較差の状況やその要因となっていた事情などを総合考慮すると、平成25年改正後の平成24年改正法による選挙区割りの改定の後も、本件選挙時に至るまで、本件選挙区割りはお憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ない。

…衆議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、当裁判所大法廷は、これまで、①定数配分又は選挙区割りが前記のような諸事情を総合的に考慮した上で投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとして定数配分規定又は区割規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か、③当該規定が憲法の規定に違反するに至っている場合に、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否かといった判断の枠組みを前提として審査を行ってきており、こうした判断の方法が採られてきたのは、憲法の予定している司法権と立法権との関係に由来するものと考えられる。すなわち、裁判所において選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断したとしても、自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく、その是正は国会の立法によって行われることになるものであり、是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有しているので、裁判所が選挙制度の憲法適合性について上記の判断枠組みの下で一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて自ら所要の適切な是正の措置を講ずることが、憲法上想定されているものと解される。このような憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、上記①において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法の判断がされれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負うものであるところ、上記②において憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かを判断

するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点に立って評価すべきものと解される…。

…1人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて定められた旧選挙区割りについては、前掲最高裁平成19年6月13日大法廷判決までは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないとする当審の判断が続けられており、これらが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとする当裁判所大法廷の判断が示されたのは、平成23年大法廷判決の言渡しがされた平成23年3月23日であり、国会においてこれらが上記の状態に至っていると認識し得たのはこの時点からであったというべきである…。

…本件選挙は平成23年大法廷判決の言渡しから2回目の衆議院解散に伴い施行された総選挙ではあるが、本件選挙までに、2回の法改正を経て、旧区画審設置法3条2項の規定が削除されるとともに、直近の平成22年国勢調査の結果によれば全国の選挙区間の人口の較差が2倍未満となるように定数配分と選挙区割りの改定が行われ、本件選挙時の投票価値の最大較差は前回の平成24年選挙時よりも縮小し、更なる法改正に向けて衆議院に設置された検討機関において選挙制度の見直しの検討が続けられているのであって、…国会における是正の実現に向けた取組が平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかったということはできず、本件において憲法上要求される合理的期間を徒過したものと断ずることはできない。

…以上のおりであって、本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、前回の平成24年選挙時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものではあるが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということとはできない。

国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり、投票価値の平等が憲法上の要請であること等に照らせば、より適切な民意の反映が可能となるよう、国会においては、今後も、前記のおり衆議院に設置された検討機関において行われている投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度の見直しを内容とする具体的な改正案の検討と集約が早急に進められ、新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があるというべきである。

…

○平成28年に行われた参議院議員通常選挙について合憲とした裁判例（選挙無効請求事件）

…憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。しかしながら、憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているのであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めるところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。

…憲法は、二院制の下で、一定の事項について衆議院の優越を認める反面、参議院議員につき任期を6年の長期とし、解散もなく、選挙は3年ごとにその半数について行うことを定めている(46条等)。その趣旨は、立法を始めとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与えつつ、参議院議員の任期をより長期とすること等によって、多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させ、衆議院との権限の抑制、均衡を図り、国政の運営の安定性、継続性を確保しようとしたものと解される。そして、いかなる具体的な選挙制度によって、上記の憲法の趣旨を実現し、投票価値の平等の要請と調和させていくかは、二院制の下における参議院の性格や機能及び衆議院との異同をどのように位置付け、これをそれぞれの選挙制度にいかに反映させていくかという点を含め、国会の合理的な裁量に委ねられていると解すべきである。…

…投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、また、…憲法が、国会の構成について二院制を採用し、衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を設けている趣旨に鑑みれば、二院制の下での参議院の在り方や役割を踏まえ、参議院議員につき衆議院議員とは異なる選挙制度を採用し、国民各層の多様な意見を反映させて、参議院に衆議院と異なる独自の機能を発揮させようとする事とも、選挙制度の仕組みを定めるに当たって国会に委ねられた裁量権の合理的行使として是認し得るものと考えられる。そして、具体的な選挙制度の仕組みを決定するに当たり、一定の地域の住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味する観点から、政治的に一つのまとまりを有する単位である都道府県の意義や実体等を一つの要素として考慮すること自体が否定されるべきものであるとはいえず、投票価値の平等の要請との調和が保たれる限りにおいて、このような要素を踏まえた選挙制度を構築することが直ちに国会の合理的な裁量を超えるものとは解されない。

平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決は、上記のような選挙制度の構

築についての国会の裁量権行使の合理性を判断するに当たって、長年にわたる制度及び社会状況の変化を考慮すべき必要性を指摘し、その変化として、参議院議員と衆議院議員の各選挙制度が同質的なものとなってきており、国政の運営における参議院の役割が増大してきていることに加え、衆議院については投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として選挙区間の人口較差が2倍未満となることを基本とする旨の区割りの基準が定められていることなどを挙げて、これらの事情の下では、昭和58年大法廷判決が長期にわたる投票価値の大きな較差の継続を許容し得る根拠として挙げていた諸点につき、数十年間にもわたり5倍前後の大きな較差が継続することを正当化する理由としては十分なものとはいえなくなっている旨を指摘するとともに、都道府県を各選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はなく、むしろ、都道府県を各選挙区の単位として固定する結果、上記のように長期にわたり大きな較差が継続していた状況の下では、上記の都道府県の意義や実体等をもって上記の選挙制度の仕組みの合理性を基礎付けるには足りなくなっていたとしたものである。しかし、この判断は、都道府県を各選挙区の単位として固定することが投票価値の大きな不平等状態を長期にわたって継続させてきた要因であるとみたことによるものにほかならず、各選挙区の区域を定めるに当たり、都道府県という単位を用いること自体を不合理なものとして許されないとしたものではない。

もとより、参議院議員の選挙について、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見だし難く、参議院についても更に適切に民意が反映されるよう投票価値の平等の要請について十分に配慮することが求められるものの、上記のような憲法の趣旨、参議院の役割等に照らすと、参議院議員の選挙における投票価値の平等は、憲法上3年ごとに議員の半数を改選することとされていることなど、議員定数の配分に当たり考慮を要する固有の要素があることを踏まえつつ、二院制に係る上記の憲法の趣旨との調和の下に実現されるべきであることに変わりはないというべきである。

…本件選挙は、平成26年大法廷判決の言渡し後に成立した平成27年改正法による改正後の本件定数配分規定の下で施行されたものであるところ、同法は、従前の改正のように単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、人口の少ない選挙区について、参議院の創設以来初めての合区を行うことにより、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを見直すことをも内容とするものであり、これによって平成25年選挙当時まで数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は2.97倍（本件選挙当時は3.08倍）にまで縮小するに至ったのである。

この改正は、長期間にわたり投票価値の大きな較差が継続する要因となっていた上記の仕組みを見直すべく、人口の少ない一部の選挙区を合区するというこれまでにない手法を導入して行われたものであり、これによって選挙区間の最大較差が上記の程度にまで縮小したのであるから、同改正は、前記の参議院議員選挙の特性を

踏まえ、平成24年大法院判決及び平成26年大法院判決の趣旨に沿って較差の是正を図ったものとみることができる。また、平成27年改正法は、その附則において、次の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨を定めており、これによって、今後における投票価値の較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意が示されるとともに、再び上記のような大きな較差を生じさせることのないよう配慮されているものといえることができる。

そうすると、平成27年改正は、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを改めて、長年にわたり選挙区間における大きな投票価値の不均衡が継続してきた状態から脱せしめるとともに、更なる較差の是正を指向するものと評価することができる。合区が一部にとどまり、多くの選挙区はなお都道府県を単位としたまま残されているとしても、そのことは上記の判断を左右するものではない。

…以上のような事情を総合すれば、本件選挙当時、平成27年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできない。…

○平成27年に行われた千葉県議会議員選挙について、憲法第14条第1項及び公職選挙法（平成26年法律第42号による改正前のもの）15条8項に違反していないとした裁判例（選挙無効請求事件）

（平28・10・18 最高裁・第三小法廷判決）

…都道府県議会の議員の定数については、地方自治法において、条例で定めるものとされ、変更の要件が定められている（九〇条一項から三項まで）。また、都道府県議会の議員の選挙区については、公職選挙法において、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めるものとされ（一五条一項）、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県議会の議員の定数をもって除して得た数（以下「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けなければならない（同条二項）、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であっても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができるものとされており（同条三項）、地方自治法二五二条の一九第一項の指定都市については、公職選挙法一五条一項から三項までの規定を適用する場合における市の区域（市町村の区域に係るものを含む。）は、当該指定都市の区域を二以上に分けた区域とし、この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たっては、原則として、区の区域を分割しないものとされている（同条九項）。

そして、千葉県においては、千葉市が指定都市に指定されている。

このようにして定められた各選挙区において選挙すべき議員の数について、公職選挙法一五条八項は、本文において、「人口に比例して、条例で定めなければならない」とする一方で、ただし書において、「特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる」としている。

(2) ア 本件選挙当時、本件条例の定める選挙区及び各選挙区における議員の数は、原判決別紙「定数及び選挙区に係る一票の較差等について」の「選挙区」欄及び「定数b」欄記載のとおりであり、四六選挙区に九五人の定数を配分している。

なお、公職選挙法二七一条に基づくいわゆる特例選挙区は存置されていない。

イ 本件定数配分規定は、その制定後数次の改正を経た後、平成一五年千葉県条例第四一号による改正がされ、その結果、四七選挙区に九八人の定数が配分された。平成一五年四月一三日に施行された千葉県議会議員一般選挙の当時、特例選挙区以外の選挙区間における議員一人当たりの人口の最大較差は一对三・五三（以下、較差に関する数値は全て概算である。）であり、人口の多い選挙区の定数が人口の少ない選挙区の定数より少ないいわゆる逆転現象は三三通りであった。

ウ 平成一八年千葉県条例第六三号による本件条例の改正により、四五選挙区に九五人の定数が配分されるとともに、いわゆる特例選挙区が全てなくなり、平成一九年四月八日に施行された千葉県議会議員一般選挙の当時、選挙区間における議員一人当たりの人口の最大較差（以下「選挙区間の人口の最大較差」という。）は一对二・二三、各選挙区の人口を議員一人当たりの人口で除して得た数（以下「配当基数」という。）に応じて公職選挙法一五条八項の人口比例原則を適用した場合に各選挙区に配分されることとなる定数（以下「人口比定数」という。）による選挙区間の人口の最大較差は一对二・五六、いわゆる逆転現象は一通りであり、同二三年四月一〇日に施行された千葉県議会議員一般選挙（以下「平成二三年選挙」という。）の当時、選挙区間の人口の最大較差は一对二・五一、人口比定数による選挙区間の人口の最大較差は一对二・六〇、いわゆる逆転現象は四通り（定数差はいずれも一人）であった。

エ その後、平成二四年千葉県条例第一〇一号により、一選挙区を新設し、一選挙区の定数を一減する改正がされ（以下「平成二四年条例改正」という。）、四六選挙区に九五人の定数が配分された。

オ 本件選挙当時における前記アの定数配分においては、平成二二年一〇月の国勢調査による人口に基づく配当基数に応じた人口比定数と対比すると、四六選挙区中九選挙区において差異がみられたが（人口比定数より一多いのが五選挙区、二少ないのが一選挙区、一少ないのが三選挙区であった。）、人口比定数による選挙区間の人口の最大較差は一对二・六〇であったのに対し、選挙区間の人口の最大較差は一对二・五一にとどまり、いわゆる逆転現象は四通り（定数差はいずれも一人）であり、平成二三年選挙の当時から、選挙区間の人口の最大較差、人口比定数によ

る選挙区間の人口の最大較差及びいわゆる逆転現象の数に変化はなかった。

三（１） 前記二（１）においてみた公職選挙法等の各規定に照らせば、都道府県議会の議員の定数の各選挙区に対する配分に当たり同法一五条八項ただし書を適用して人口比例の原則に修正を加えるかどうか及びどの程度の修正を加えるかについては、当該都道府県議会にその決定に係る裁量権が与えられていると解される。しかるところ、都道府県議会の議員の選挙に関し、当該都道府県の住民が、その選挙権の内容、すなわち投票価値においても平等に取り扱われるべきであることは憲法の要求するところであり、また、同項は、憲法の上記要請を受け、都道府県議会の議員の定数の各選挙区に対する配分につき、人口比例を最も重要かつ基本的な基準とし、各選挙人の投票価値が平等であるべきことを強く要求しているものと解されることからすると、条例の定める定数配分が同項の規定に適合するかどうかについては、都道府県議会の具体的に定めるところが、前記のような選挙制度の下における裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによって決せられるべきものと解される。

そして、公職選挙法一五条八項ただし書を適用してされた条例の制定又はその改正により具体的に決定された定数配分の下における選挙人の投票の有する価値に較差が生じている場合において、その較差が都道府県議会において地域間の均衡を図るため通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達しており、これを正当化すべき特段の理由が示されないとき、あるいは、その較差は上記の程度に達していないが、上記の制定時若しくは改正時において同項ただし書にいう特別の事情があるとの評価が合理性を欠いており、又はその後の選挙時において上記の特別の事情があるとの評価の合理性を基礎付ける事情が失われたときは、当該定数配分は、裁量権の合理的な行使とはいえないものというべきである（最高裁平成二六年（行ツ）第一〇三号、同年（行ヒ）第一〇八号同二七年一月一五日第一小法廷判決・裁判集民事二四九号一頁参照）。

（２）ア 前記事実関係等によれば、本件選挙当時においては、選挙区間の人口の最大較差は一对二・五一であり、いわゆる逆転現象は四通りであるが、その定数差はいずれも一人であったというのである。そして、本件選挙当時における人口比定数による選挙区間の人口の最大較差、すなわち、公職選挙法一五条八項本文に従って定数を配分した場合の選挙区間の人口の最大較差は一对二・六〇となるはずのところ、本件定数配分規定の下では、選挙区間の人口の最大較差が上記のとおり一对二・五一と人口比定数による選挙区間の人口の最大較差を下回っている。

そうすると、公職選挙法が定める前記のような都道府県議会の議員の選挙制度の下においては、本件選挙当時における投票価値の不平等は、千葉県議会において地域間の均衡を図るために通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達していたものとはいえず、また、

本件定数配分規定においては、各地方公共団体の実情等に応じた当該地域に特有の事情を考慮し、選挙制度の安定性の要請をも勘案しつつ、同法一五条八項ただし書を適用して各選挙区に対する定数の配分が定められたものと解されること、本件選挙当時において、選挙区間の人口の最大較差は、人口比定数による選挙区間の人口の最大較差をも下回っていること等に照らせば、平成二四年条例改正の当時において、同項ただし書にいう特別の事情があるとの評価がそれ自体として合理性を欠いていたとも、本件選挙当時において上記の特別の事情があるとの評価の合理性を基礎付ける事情が失われたともいい難いから、本件選挙の施行前に本件定数配分規定を改正しなかったことが同議会の合理的裁量の限界を超えるものということとはできない。

イ したがって、本件選挙当時における本件定数配分規定は、公職選挙法一五条八項に違反していたものとはいえず、適法というべきである。

四 所論は、さらに、本件定数配分規定が投票価値の不均衡において憲法一四条一項に違反する旨をいう。

しかしながら、原審の適法に確定した事実関係等の下において、本件選挙当時、本件条例による各選挙区に対する定数の配分が千葉県議会の合理的裁量の限界を超えるものとはいえないことは、前記三（２）において説示したとおりであり、本件定数配分規定が憲法一四条一項の規定に違反していたものとはいえないことは、当裁判所大法廷判決（最高裁昭和五四年（行ツ）第六五号同五八年四月二七日大法廷判決・民集三七卷三号三四五頁、最高裁平成三年（行ツ）第一一一号同五年一月二〇日大法廷判決・民集四七卷一号六七頁、最高裁平成一一年（行ツ）第七号同年一月一〇日大法廷判決・民集五三卷八号一四四一頁等）の趣旨に徴して明らかというべきである（前掲第一小法廷判決参照）。…



国会用資料（実問）

内容 問2 連記制についてどう考えるか。

(答)
お尋ねの「連記制」については、選挙制度における一つの方式であると承知しているが、総務省の研究会報告に記載されているものであり、(当局において具体の検討を行っているものではなく、) お答えする立場にない。



【対長官問2】300411参・倫選特委(連記制)○ jtd 対長官問2資料.pdf

分類 作成日:2018/04/11

大分類	中分類	小分類

問番号：002 足立君対長官問2

件名： 問2 連記制についてどう考えるか。

答 弁：平成 30年4月11日 (第196回国会)
院：参議院 倫選特委員会 答弁無し

質問者：足立信也 党派：民進

答弁者：横島裕介 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局第一部

備考：

国会答弁抄採録先：

国会議事録採録先：

対長官

平成30年4月11日（水）参・倫選特委 足立 信也（民進）

問2 連記制についてどう考えるか。

（答）

お尋ねの「連記制」については、選挙制度における一つの方式であると承知しているが、総務省の研究会報告に記載されているものであり、（当局において具体の検討を行っているものではなく、）お答えする立場にない。

連記制

種類	内容	特徴	課題	例
完全連記制	選挙区の定数が2議席以上で、選挙人が定数分の異なる候補者を選んで投票。得票順に定数までの候補者が当選。	政党化が進んでいる場合、各政党が定数分の候補者を擁立し、定数分の全ての票を自党の候補者に投票するように呼び掛けるので、第1党が議席を独占することが多くなる。多数代表制に分類される。	小選挙区単記投票制と同様死票が多くなる。 実際には異党派投票が生じることが考えられる。 定数が多い場合、下位の選好について、いい加減な投票になりやすい。 投開票手続きが複雑。	アメリカの一部州 フィリピン上院 日本衆議院(明治23~31年選挙の一部の選挙区)
制限連記制	選挙区の定数が3議席以上で、選挙人が2以上定数未満の定められた数の候補者を選んで投票。得票順に定数までの候補者が当選。	性格としては、単記非移譲式投票制(現行制度)と変わらないが、当選人が多様化する。ただし、定数に近い票数を与えるほど完全連記制の性格に近くなる。	異党派投票が生じることがあり、結果として同士討ちが生じる。 小党分立の可能性が高まる。 定数に対する連記する票数の設定によって性格が変わる。 投開票手続きが複雑。	スペイン上院 日本衆議院(昭和21年選挙)
累積投票制	選挙区の定数が2議席以上で、選挙人が定数分の候補者を選んで投票(同一候補者名の連記可能)。得票順に定数までの候補者が当選。	異なる候補者名の連記のみの場合に比べ、少数意見が反映されやすい。 (少数代表制)	少数集団が特定候補に累積投票を集中させてその候補者を当選させ、結局多数有権者の選考が歪められる可能性がある。 投開票手続きが複雑。	ドイツの一部州の市町村
(参考) 単記移譲式比例代表制	定数が複数の選挙区で、選挙人が候補者に優先順位を付して投票。第1順位票の集計で当選基数以上の獲得をした候補者が当選。当選者数が定数に満たない場合、当選者の獲得票のうち当選基数を上回る得票(超過票)を第2順位の候補者に移譲したり、得票が少なく落選と決定した候補者の票を第2順位の候補者に移譲する。移譲した票を加算した票数が当選基数に達した候補者が当選。これを定数になるまで繰り返す。	得票率と議席率が比例的になるため、比例代表制の一種とされている。 名簿式比例代表制に比べ政党の拡散化(小党分立化)を防げる。	同士討ちが生じる。 定数が多い場合、下位の選好について、いい加減な投票になりやすい。 投開票手続きが特に複雑。	アイルランド上下院 マルタ オーストラリア上院

※ このほか遞減連記投票制、制限累積投票制があるが採用例は見られない。

出典：佐藤令「諸外国の選挙制度」(国立国会図書館・調査と情報第721号2011)、加藤秀治郎「日本の選挙」中公新書2003、森口繁治「比例代表法の研究」有斐閣1925 ほか各種資料を基に事務局にて作成

※ 「平成26年度地方議会に関する研究会」第6回資料(平成27年2月3日)

地方議会・議員に関する研究会報告書（要旨）

平成 29 年 7 月
地方議会・議員に関する研究会

地方議会議員については、住民の関心の低下やなり手不足の問題などが折に触れて指摘されているところ、本研究会では、純粹に学術的な見地にたち、地方議会議員の選挙制度として考えられる姿について議論を深めた。

本研究会の提言が、今後地方自治関係者をはじめ、国会や地方議会など、各方面での幅広い検討に資することを願うものである。

I 地方議会・議員の現状と課題

- 人口減少社会において増大する合意形成が困難な課題について、民主的に合意形成を進めていく上で、地方議会の役割は重要である。一方で、地方議会の議員数は減少傾向にあり、投票率も低下の一途であるなど、住民の関心の低さ、なり手不足は深刻な問題となっている。
- そうした中で、住民の関心を喚起し、地方議会の存在感を高められるよう、次の観点から、「実効的な代表選択」を可能とする選挙制度について議論を深める必要がある。
 - ・選択ができるだけ容易なこと。（投票容易性）
 - ・政策についての実質的な比較考量ができること。（比較可能性）
 - ・選挙結果についての納得性が高いこと。（納得性）
 - ・有権者の投票参加意欲が高まること。（投票環境）

II 市区町村議会議員の選挙制度

[市区町村議会の特性等]

- 市区町村の議会については、
 - ・基礎自治体の議会として、住民に対する行政サービスの中心を担う地域経営の主体としての役割に応じた議会のあり方が求められる点は共通している。
 - ・一方で団体間の人口規模において相違が大きく認められ、高い専門性が求められ、政党化や会派制が定着している大規模団体から、地域課題のきめ細かな捕捉が求められ、議員個人が活動の中心となっている小規模団体まで、多様な状況にある。
- 等の特性が指摘できると考えられる。

[市区町村議会議員の選挙で指摘される課題等]

○現行の市区町村議会議員の選挙は、原則として市区町村全域（指定都市における行政区ごとの選挙区設置、条例による選挙区設置の例外あり）を区域とする単記非移譲式投票制を採用しているが、

- ・大規模団体から小規模団体まで多様な実態にあることから、各々の団体にふさわしい選挙制度も異なってくるとの考え方もあり得ること。
- ・一部の大規模団体では、当選に必要な最低得票率が極端に低くなる場合があり、候補者の個人的つながりに依拠した選挙となり得ること。
- ・一部の大規模団体では、有権者が負う情報コストが高くなっていること。

等の課題があると考えられる。

[考えられる市区町村議会議員の選挙制度]

○市区町村が多様な実態にあることを踏まえれば、その議会議員の選挙については、目指すべき方向性に応じて、(1)及び(2)を基本としつつ、代替案である(3)も含め、次の3案について検討してはどうかと考えられる。

(1)政策・政党等本位の議会構成を促進する方向性

→比例代表選挙を導入する案

(中規模から大規模団体に親和的)

(2)現行の地域代表性に配慮しつつ、議員間のグループ化を促すとともに住民のより多様なニーズを反映する方向性

→投票方法について制限連記制を導入しつつ、必要に応じて選挙区設置を進める案

(小規模から中規模団体に親和的)

(3)現行の地域代表性を基本的に維持しつつ、有権者の情報コストの軽減や投票環境の変化を促す方向性

→投票方法について単記非移譲式（現行制度）を維持しつつ、選挙区設置を進める案

(小規模団体における代替案)

○上記(2)及び(3)における選挙区については、次のような観点に留意して検討を進める必要があると考えられる。

・各地方公共団体における選挙区の区割りの公正さを確保するため、次のような措置を検討すべき。

-選挙区の設置指針を策定（又は法定）する。

-第三者機関を設置して審議する（複数の市町村の共同設置もあり得る）。

・選挙の性格（最低得票率や比例性等）を揃える観点から、各選挙区の定数については極力揃えるべき。

・各選挙区の定数については、有権者の情報コストや区割りの困難性との関係を考慮して決定すべき。

Ⅲ 都道府県議会議員の選挙制度

[都道府県議会の特性等]

○都道府県議会については、

- ・広域自治体の議会として、地域間・政策間の利害調整や、広域的・戦略的な政策形成機能に応じた議会のあり方が求められる。
 - ・現状として、国政政党のほか地域政党による政党化や会派制が定着している。
- 等の特性が指摘できると考えられる。

[都道府県議会議員の選挙で指摘される課題等]

○現行の都道府県議会議員の選挙は、選挙区を設置しての単記非移譲式投票制を採用しているが、

- ・都道府県の広域的・戦略的な役割に対応して議会に求められる政策形成機能を促進する観点とは必ずしも一致しないこと。
- ・選挙区ごとに定数が大きく異なっており、選挙の性格が混在していること。
- ・一部の大選挙区では、有権者が負う情報コストが高くなっていること。
- ・選挙区間での一票の格差が大きくなっている場合があること。

等の課題があると考えられる。

○また、指定都市を擁する道府県の場合には、道府県の指定都市の区域に対する事務・権限は他の市町村の区域に対して有する事務・権限に比して小さいにもかかわらず、人口規模の大きい指定都市から選出される道府県議会議員の数が多くなっているとの指摘もある。

○なお、都道府県議会議員の選挙制度については、選挙区編成を自由化した平成 25 年の改正から間もないところであり、法改正の影響等については当面注視する必要があると考えられる。

[考えられる都道府県議会議員の選挙制度]

○都道府県議会議員の選挙については、次の観点から比例代表選挙の導入案について検討してはどうかと考えられる。

- ・比例代表選挙によって一般に促進される政策・政党等本位の選挙は、都道府県議会に求められる役割と整合的であること。
- ・指定都市を擁する道府県について指摘される課題や、一票の格差をはじめ、選挙区に関わる実務的諸課題（定数の設定、選挙区割りなど）を回避できること。
- ・現状として、都道府県議会は政党化が十分に進んでおり、政策・政党等本位の比例代表選挙を円滑に実施できる環境にあるほか、国政との連動性が期待できること。

- 一方、比例代表選挙の導入を原則としつつ、都道府県議会議員の選挙においても特に地域代表性に配慮する必要があると考える場合には、次のような方策があると考えられる。
 - ・ 比例代表選挙と選挙区選挙の並立制とすること。
 - ・ 比例代表選挙と選挙区選挙の併用制とすること。
 - ・ 比例代表選挙において、少数の選挙区を設置し、地域別名簿による投票を採用すること。
- 上記のとおり地域代表性に配慮する必要があると考える場合において、設置する選挙区については、市区町村と同様の観点に留意して検討する必要がある。

IV 選挙制度の選択制

[検討の視点]

- 地方公共団体の基本的条件や、各議会選挙の前提となる条件が多様であることを踏まえ、各地方公共団体においてそれぞれ実効的な代表選択を可能にする制度を選択可能とすることは意義があると考えられる。
- 選挙制度選択制とする場合にも、地方自治制度に係る基本的な制度構築に係る国の責任と、地方の自主性・自立性の尊重との両立を図る観点から、次のような措置を講ずるべきと考えられる。
 - ・ 完全に自由な選択ではなく、選挙制度に関する基本的な原則を法律で規定した上で、一定の場合に定められた選択肢の選択を可能とすること。
 - ・ 選択制を適用する対象団体について、適切な選択を実現するという観点に基づき、法律により限定する（一部の団体は選択制対象から除外する）こと。
- 選挙制度選択制を導入する場合の手段として、議会の議決によることとするほか、住民の直接的な選択である住民投票に付すこととすることが考えられる。

[市区町村議会議員に係る選挙制度選択制]

- 市区町村議会については、多様な実態にあることから、選挙制度選択制になじみやすいと考えられる。
- 選択制の対象となる具体案としては、既述のとおり、それぞれの目指すべき方向性に応じて
 - (1) 政策・政党等本位の議会構成を促進する方向性
 - 比例代表選挙を導入する案
(中規模から大規模団体に親和的)
 - (2) 現行の地域代表性に配慮しつつ、議員間のグループ化を促すとともに住民のより多様なニーズを反映する方向性
 - 投票方法について制限連記制を導入しつつ、必要に応じて選挙区設置を進める案
(小規模から中規模団体に親和的)

(3) 現行の地域代表性を基本的に維持しつつ、有権者の情報コストの軽減や投票環境の変化を促す方向性

→投票方法について単記非移譲式（現行制度）を維持しつつ、選挙区設置を進める案（小規模団体における代替案）

とすることが考えられる。

○一方、指定都市及び特別区については、大都市の性格が共通していると考えられることから、選挙制度選択制の対象外として一律の選挙制度（比例代表選挙）とすることも考えられる。

【都道府県議会議員に係る選挙制度選択制】

○都道府県議会については、市区町村と比べて機能・能力等の面での相違は小さいことなどから、原則として選挙制度選択制の対象外として一律の選挙制度（比例代表選挙）とすることが考えられる。

○一方で、特に地域代表性に配慮する必要があるとの判断をした団体については、比例代表選挙を基本とした代替案に限って選択制を認める余地があるとも考えられる。



国会用資料（実問）

内容 問1 内閣が今国会に提出した法律案のうち、「この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律の実施のため（に）必要な事項は、命令で定める」等との規定（※）を設けようとするものの件名及び当該規定の条文番号を全て挙げられたい。

（※）①この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律の実施のため（に）必要な事項は、命令で定める

②この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律を実施するため（に）必要な事項は、命令で定める

③この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律の実施（又は「施行」）に関し必要な事項は、命令で定める

④この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律（又は「節」）の規定の実施に関し必要な事項は、命令で定める

⑤その他同旨の規定

（答）

内閣提出の法律案についてもそれぞれ所管省があり、当局が全ての法律案について網羅的に回答する立場にはないが、お尋ねを踏まえ、これまでに当局で調べた限りでは、今国会に提出した法律案であって、御指摘の

①「この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律の実施のため（に）必要な事項は、命令で定める」

②「この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律を実施するため（に）必要な事項は、命令で定める」

③「この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律の実施（又は「施行」）に関し必要な事項は、命令で定める」

又は

④「この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律（又は「節」）の規定の実施に関し必要な事項は、命令で定める」

との規定を新たに設けることとしているものは、次のとおりである（成立済みのものは「案」を付さない）。

（①に該当するもの）

・統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律による改正後の統計法第56条の2

・都市農地の賃借の円滑化に関する法律案第16条

・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案

第47条

・船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案第42条

（②に該当するもの）

・電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律による改正後の電気通信事業法

第176条の2

（③に該当するもの）

・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案第27条

（④に該当するもの）

・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案による改正後の労働安全衛生法第115条の2



【対長官問1】300531参・総務委_吉川沙織君_jtd

分類

作成日:2018/06/01

大分類	中分類	小分類

問番号：001 吉川君対長官問1

件名： 問1 内閣が今国会に提出した法律案のうち、「この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律の実施のため（に）必要な事項は、命令で定める」等との規定（※）を設けようとするものの件名及び当該規定の条文番号を全て挙げられたい。

（※）①この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この

- 法律の実施のため(に)必要な事項は、命令で定める
②この法律に定める(又は「規定する」)もののほか(又は「外」)、この法律を実施するため(に)必要な事項は、命令で定める
③この法律に定める(又は「規定する」)もののほか(又は「外」)、この法律の実施(又は「施行」)に関し必要な事項は、命令で定める
④この法律に定める(又は「規定する」)もののほか(又は「外」)、この法律(又は「節」)の規定の実施に関し必要な事項は、命令で定める
⑤その他同旨の規定

答 弁：平成 30年5月31日 (第196回国会)
院：参議院 総務委員会 答弁有り

質問者：吉川沙織 党派：立民

答弁者：横畠裕介 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局長官総務室

備 考：

国会答弁抄採録先：

国会議事録採録先：

対長官

平成30年5月31日（木）参・総務委 吉川 沙織君（立民）

問1 内閣が今国会に提出した法律案のうち、「この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律の実施のため（に）必要な事項は、命令で定める」等との規定（※）を設けようとするものの件名及び当該規定の条文番号を全て挙げられたい。

- （※）①この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律の実施のため（に）必要な事項は、命令で定める
②この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律を実施するため（に）必要な事項は、命令で定める
③この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律の実施（又は「施行」）に関し必要な事項は、命令で定める
④この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律（又は「節」）の規定の実施に関し必要な事項は、命令で定める
⑤その他同旨の規定

（答）

内閣提出の法律案についてもそれぞれ所管省があり、当局が全ての法律案について網羅的にお答えする立場にはないが、お尋ねを踏まえ、これまでに当局で調べた限りでは、今国会に提出した法律案であって、御指摘の

- ①「この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律の実施のため（に）必要な事項は、命令で定める」
②「この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又

は「外」）、この法律を実施するため（に）必要な事項は、命令で定める」

- ③「この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律の実施（又は「施行」）に関し必要な事項は、命令で定める」

又は

- ④「この法律に定める（又は「規定する」）もののほか（又は「外」）、この法律（又は「節」）の規定の実施に関し必要な事項は、命令で定める」

との規定を新たに設けることとしているものは、次のとおりである（成立済みのものは「案」を付さない）。

（①に該当するもの）

- ・ 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律による改正後の統計法第56条の2
- ・ 都市農地の賃借の円滑化に関する法律案第16条
- ・ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案第47条
- ・ 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案第42条

（②に該当するもの）

- ・ 電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律による改正後の電気通信事業法第176条の2

（③に該当するもの）

- ・ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案第27条

(④に該当するもの)

- ・ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案による改正後の労働安全衛生法第115条の2

【参照条文】

(①に該当するもの)

○統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律による改正後の統計法

(命令への委任)

第五十六条の二 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める。

○都市農地の賃借の円滑化に関する法律案（第196回閣第43号）

(農林水産省令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、農林水産省令で定める。

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案（第196回閣第52号）

(省令への委任)

第四十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令又は法務省令で定める。

○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案（第196回閣第53号）

(国土交通省令等への委任)

第四十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、国土交通省令又は主務省令で定める。

(②に該当するもの)

○電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律による改正後の電気通信事業法

(総務省令への委任)

第一百七十六条の二 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、総務省令で定める。

(③に該当するもの)

○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案（第196回閣第46号）

(命令への委任)

第二十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

(④に該当するもの)

○働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案による改正後の労働安全衛生法（第196回閣第63号）

（厚生労働省令への委任）

第百十五条の二 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。



国会用資料（実問）

内容 問2 過去五年間の常会において、内閣が国会に提出した法律案のうち、問1の規定を設けようとするものの件数を常会別に示されたい。

(答)

内閣提出の法律案についてもそれぞれ所管省があり、当局が全ての法律案について網羅的にお答えする立場にはなく、また、お尋ねについては、改め文の内容や議院修正の有無、該当規定がない法律案については該当規定がないことの確認等、作業に相当の時間を要するものと考えられ、お答えすることは困難である。



【対長官問2】300531参・総務委_吉川沙織君_jtd

分類 作成日:2018/06/01

大分類	中分類	小分類

問番号：002 対長官問2

件名： 問2 過去五年間の常会において、内閣が国会に提出した法律案のうち、問1の規定を設けようとするものの件数を常会別に示されたい。

答弁：平成30年5月31日（第196回国会）

院：参議院 総務委員会 答弁有り

質問者：吉川沙織

党派：立民

答弁者：横島裕介 内閣法制局長官

答弁作成者：内閣法制局長官総務室

備考：

国会答弁抄採録先：

国会議事録採録先：

対長官

平成30年5月31日（木）参・総務委 吉川 沙織君（立民）

問2 過去五年間の常会において、内閣が国会に提出した法律案のうち、問1の規定を設けようとするものの件数を常会別に示されたい。

（答）

内閣提出の法律案についてもそれぞれ所管省があり、当局が全ての法律案について網羅的にお答えする立場にはなく、また、お尋ねについては、改め文の内容や議院修正の有無、該当規定がない法律案については該当規定がないことの確認等、作業に相当の時間を要するものと考えられ、お答えすることは困難である。



国会用資料（実問）

内容 問3 近年、問1で述べたような規定例が増えているが、このような規定は、法律による行政の原理や、国会を唯一の立法機関と定める憲法の規定などに照らして問題があると考えている。内閣法制局として、このような規定を置くことを推奨しているのか。

(答)

1 吉川議員の質問主意書に対する5月25日の答弁書でお答えしているとおり、法律等を実施し、又は施行するために必要な政令、内閣府令及び省令、いわゆる「実施命令」については、憲法第73条第6号が「法律の規定を実施するために、政令を制定すること」を内閣の事務とし、また、内閣府設置法第7条第3項が「内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため・・・内閣府の命令として内閣府令を発することができる」と、国家行政組織法第12条第1項が「各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため・・・それぞれその機関の命令として省令を発することができる」と規定し、個別の法律等による特別の委任がなくても制定することができる」とされている。

その上で、個別の法律等において、実施命令の法形式を明示する等のため、実施命令の根拠規定を設けることもあると承知しており、先にお答えした法律案等もその例であるが、個別の法律案に御指摘のような規定を置くかどうかについては、それぞれの法律案ごとに個別に検討されているものであり、内閣法制局として、御指摘のような規定を置くことを推奨しているということはない。

2 いずれにせよ、実施命令において規定することができる事項は、その性質上、個別の法律等による特別の委任に基づくいわゆる委任命令と異なり、法律等を実施し、又は施行するため必要な細目的事項に限られ、これを超えて実質的に国民の権利を制限したり、国民に義務を課することとなるような事項を規定することは、許されないものと考えているところであり、御指摘のような規定について、憲法の規定や法律による行政の原理等に照らして問題があるものとは考えていない。



【対長官問3】300531参・総務委(実施命令).jtd

分類 作成日:2018/06/01

大分類	中分類	小分類

問番号:003 対長官問3

件名: 問3 近年、問1で述べたような規定例が増えているが、このような規定は、法律による行政の原理や、国会を唯一の立法機関と定める憲法の規定などに照らして問題があると考えている。内閣法制局として、このような規定を置くことを推奨しているのか。

答弁:平成30年5月31日(第196回国会)

院:参議院 総務委員会 答弁有り

質問者:吉川沙織

党派:立民

答弁者:横畠裕介 内閣法制局長官

答弁作成者:内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対長官

平成30年5月31日（木）参・総務委 吉川 沙織君（立民）

問3 近年、問1で述べたような規定例が増えているが、このような規定は、法律による行政の原理や、国会を唯一の立法機関と定める憲法の規定などに照らして問題があると考えている。内閣法制局として、このような規定を置くことを推奨しているのか。

（答）

1 吉川議員の質問主意書に対する5月25日の答弁書でお答えしているとおり、法律等を実施し、又は施行するために必要な政令、内閣府令及び省令、いわゆる「実施命令」については、憲法第73条第6号が「法律の規定を実施するために、政令を制定すること」を内閣の事務とし、また、内閣府設置法第7条第3項が「内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため・・・内閣府の命令として内閣府令を発することができる」と、国家行政組織法第12条第1項が「各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため・・・それぞれその機関の命令として省令を発することができる」と規定し、個別の法律等による特別の委任がなくても制定できるとされている。

その上で、個別の法律等において、実施命令の法形式を明示する等のため、実施命令の根拠規定を設けることもあると

承知しており、先にお答えした法律案等もその例であるが、個別の法律案に御指摘のような規定を置くかどうかについては、それぞれの法律案ごとに個別に検討されているものであり、内閣法制局として、御指摘のような規定を置くことを推奨しているということはない。

2 いずれにせよ、実施命令において規定することができる事項は、その性質上、個別の法律等による特別の委任に基づくいわゆる委任命令と異なり、法律等を実施し、又は施行するため必要な細目的事項に限られ、これを超えて実質的に国民の権利を制限したり、国民に義務を課することとなるような事項を規定することは、許されないものと考えているところであり、御指摘のような規定について、憲法の規定や法律による行政の原理等に照らして問題があるものとは考えていない。

(参照条文)

○日本国憲法

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。

二～五 略

六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

（内閣総理大臣の権限）

第七条 略

2 略

3 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣府の命令として内閣府令を発することができる。

4 内閣府令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

5～7 略

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）

第十二条 各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として省令を発することができる。

2 略

3 省令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

（質問主意書・答弁書）

（平30・5・25 対吉川沙織君・参）

一から八までについて

お尋ねの「包括委任規定」の意味するところが明らかではないため、その件数等についてお答えすることは困難である。

なお、法律等を実施し、又は施行するために必要な政令、内閣府令及び省令（以下「実施命令」という。）については、憲法第七十三条第六号が「法律の規定を実施するために、政令を制定すること」を内閣の事務とし、また、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項が「内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため・・・内閣府の命令として内閣府令を発することができる」と、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十二条第一項が「各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため・・・それぞれその機関の命令として省令を発することができる」と規定し、個別の法律等による特別の委任がなくても制定することができる」とされている。その上で、個別の法律等において、実施命令の法形式を明示する等のため、実施命令の根拠規定を設けることもあると承知しており、今国会に提出した御指摘の電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案等もその例である。いずれにせよ、実施命令において規定することができる事項は、その性質上、個別の法律等による特別の委任に基づくいわゆる委任命令と異なる。

り、法律等を実施し、又は施行するため必要な細目的事項に限られる。また、個別の法律等において実施命令の法形式を定める場合において、政令に委ねるか、いずれの府省令（共同府省令を含む。）に委ねるか等は、当該個別の法律等の具体的な内容に応じて適切に判断されるものであることから、「使い分けの具体的な基準」について一概に申し上げることはできない。

（国会答弁）

参・予算委 平3・3・4
工藤内閣法制局長官 答弁

○政府委員（工藤敦夫君） お答えいたします。

法律と政令の関係というお尋ねでございますが、法律の、いわば法律という一つの法形式とそれから政令という一つの法形式、これとの関係につきまして、学説その他で言われておりますものも、いわゆる現行の憲法下におきましては、法律の執行のための執行命令というものと委任命令と二つが認められているであろう。そういう意味におきまして、法律の執行命令といいますのはいわば実施政令とかいうふうな言葉を使うこともございますが、それはその性質上、当然に法律の規定を実施するために必要な細目的事項を定める、かように言われております。また一方で、委任政令につきましては、その内容は法律による委任の範囲に限られる、こういうことでございます。

他方、法律が逆に政令に委任する場合のその限度でございますが、その範囲につきましては、憲法の四十一条で「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。」と、こういう規定がございます。そういう趣旨を没却しないと申しますか、そういう趣旨を否定し、いわば国会の立法権を没却するような抽象的、包括的な委任、これは許されるものではない。その反面、例えば手続的な事項、技術的な事項、事態の推移に応じ臨機に措置しなければならないことが予想される事項、そういうものについての個別的、具体的な委任、これが行われるということでございます。

法律と政令の関係について申し上げれば、以上のようなことと存じます。

○政府委員（工藤敦夫君） 委任の範囲につきましては、ただいまもお答え申し上げましたように、いわゆる実施政令、委任政令がございます。そのうちの委任政令の方で、いわゆる法律の側から委任するという観点から申し上げれば、憲法の四十一条が定めているその趣旨を否定し、いわば実質的に国会の立法権を没却するような抽象的かつ包括的なものであってはならない。例えば手続的な事項でございますとか、それから技術的な事項でございますとか、それから事態の推移に応じて臨機に措置しなければならないことが予想される事項、こういうものを個別的、具体的に委任する、こういうことでございますし、逆は政令の方から見ますれば、法律による委任の範囲内に限られる、かようは考えております。



国会用資料（実問）

内容 問4 問1で述べたような規定例では、実質的に権利義務にかかわる事項を定められないということはまったく読み取れないと考えるが、これが実施命令の根拠規定であって、実質的に国民の権利義務について定める委任命令の根拠規定ではないということ、条文上どのように峻別しているのか。

(答)

御指摘のような規定については、法律の「実施」又は「施行」のために必要な事項について定めるとしているものであることから、先ほど御説明した実施命令について定めたものであることは明らかである。



【対長官問4】300531参・総務委(実施命令)jtd3.jtd

分類 作成日:2018/06/01

大分類	中分類	小分類

問番号:004 対長官問4

件名: 問4 問1で述べたような規定例では、実質的に権利義務にかかわる事項を定められないということはまったく読み取れないと考えるが、これが実施命令の根拠規定であって、実質的に国民の権利義務について定める委任命令の根拠規定ではないということ、条文上どのように峻別しているのか。

答弁:平成30年5月31日(第196回国会)

院:参議院 総務委員会 答弁有り

質問者:吉川沙織

党派:立民

答弁者:横畠裕介 内閣法制局長官

答弁作成者:内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対長官

平成30年5月31日（木）参・総務委 吉川 沙織君（立民）

問4 問1で述べたような規定例では、実質的に権利義務にかかわる事項を定められないということはまったく読み取れないと考えるが、これが実施命令の根拠規定であって、実質的に国民の権利義務について定める委任命令の根拠規定ではないということを、条文上どのように峻別しているのか。

（答）

御指摘のような規定については、法律の「実施」又は「施行」のために必要な事項について定めるとしているものであることから、先ほど御説明した実施命令について定めたものであることは明らかである。

（参照条文）

○日本国憲法

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。

二～五 略

六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

（内閣総理大臣の権限）

第七条 略

2 略

3 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣府の命令として内閣府令を発することができる。

4 内閣府令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

5～7 略

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）

第十二条 各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として省令を発することができる。

2 略

3 省令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

（質問主意書・答弁書）

（平30・5・25 対吉川沙織君・参）

一から八までについて

お尋ねの「包括委任規定」の意味するところが明らかではないため、その件数等についてお答えすることは困難である。

なお、法律等を実施し、又は施行するために必要な政令、内閣府令及び省令（以下「実施命令」という。）については、憲法第七十三条第六号が「法律の規定を実施するために、政令を制定すること」を内閣の事務とし、また、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項が「内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため・・・内閣府の命令として内閣府令を発することができる」と、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十二条第一項が「各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため・・・それぞれその機関の命令として省令を発することができる」と規定し、個別の法律等による特別の委任がなくても制定することができるとされている。その上で、個別の法律等において、実施命令の法形式を明示する等のため、実施命令の根拠規定を設けることもあると承知しており、今国会に提出した御指摘の電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案等もその例である。いずれにせよ、実施命令において規定することができる事項は、その性質上、個別の法律等による特別の委任に基づくいわゆる委任命令と異な

り、法律等を実施し、又は施行するため必要な細目的事項に限られる。また、個別の法律等において実施命令の法形式を定める場合において、政令に委ねるか、いずれの府省令（共同府省令を含む。）に委ねるか等は、当該個別の法律等の具体的な内容に応じて適切に判断されるものであることから、「使い分けの具体的な基準」について一概に申し上げることはできない。

（平 2 2 ・ 1 0 ・ 1 2 対近藤三津枝・衆）

○答弁書

二について

法律が政令に委任することができる事項の範囲については、平成三年三月四日参議院予算委員会及び平成二十二年四月二日衆議院環境委員会において、内閣法制局長官が答弁したとおり、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」との憲法第四十一条の規定の趣旨を否定し、いわば実質的に国会の立法権を没却するような抽象的かつ包括的な委任は許されるものではないとする一方で、例えば、手続的な事項、技術的な事項、事態の推移に応じ臨機に措置しなければならないことが予想される事項についての個別的、具体的な委任は行うことができるとの見解を従来から採ってきているところであり、この見解に変わりはない。

○質問主意書

二 政令委任に関する憲法解釈の変更について

第二点は、大臣答弁の中で言及された「その委任政令も、平成三年三月四日の話でありまして、その後、この委員会で委員自身が御質問された、いわゆる法制局の答弁は四月の二日でございます、その中では政令の委任として許される範囲のものであると法制局が答弁をしているわけでありまして、そういった意味においては、若干申し上げづらいんですが、いずれにおいても、少し古過ぎるデータをもとに議論をされているのではないかと、こういうふうに思います」との発言である。私が、本年四月二日の衆議院環境委員会でも、当日の委員会でも、平成三年三月四日の当時の法制局長官の答弁をもとに政令委任の憲法解釈の質問をしていたのは事実であるが、これを指し、この政令委任に関する憲法解釈が「古過ぎるデータ」をもとにした議論と答弁されるのであれば、平成三年三月四日以降に、憲法で許される政令委任の範囲の憲法解釈が、いつ、誰によって、どのように変更されたのか、具体的に答弁されたい。

（国会答弁）

（衆・環境委 平 2 2 ・ 4 ・ 2）

○梶田政府参考人 お答えいたします。

今御質問にございましたように、法律の執行のための委任命令というのは、憲法七十三条の六号の規定からも明らかなように、認められております。

問題は、その際に、一般に法律が政令に委任する場合の範囲それから限界の問題につきまして、今御指摘ございましたように、憲法第四十一条では「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」、こういうふうに定めております。このことから、この憲法の趣旨を否定し、いわば国会の立法権を没却するような抽象的かつ包括的な委任は許されるものではないというふうに考えてきております。

その反面で、例えば、手続的な事項とか技術的な事項、事態の推移に応じ臨機に措置しなければならないことが予想されるような事項など、こういったものについて個別具体的に政令に委任する、これは行うことができる。これまでも、今御指摘ございましたように答弁をしてきておるところでございます。

それで、法律の施行期日の御指摘がございました。

法律の施行期日につきましては、法律で直接定める。そのほかに、今回の法律もそうでございますが、法律で政令に委任する例がたくさんございます。地球温暖化対策基本法案の十条一項の規定の施行期日につきましては、この十条一項の内容が国際交渉にかかわるものであるということから、事柄の性質上あらかじめ確定的に施行期日を定めることが困難であったということから、政令に委任して定めるというふうにしたわけでございます。

その政令に委任する前提条件といたしまして、法律上附則の第一条ただし書きにおきまして明確にその条件を規定いたしまして、その上で施行期日を政令に委任しているというものでございます。政令への委任として許される範囲内のものであるというふうに私どもは考えておるところでございます。

（参・予算委 平3・3・4
工藤内閣法制局長官 答弁）

○政府委員（工藤敦夫君） お答えいたします。

法律と政令の関係というお尋ねでございますが、法律の、いわば法律という一つの法形式とそれから政令という一つの法形式、これとの関係につきまして、学説その他で言われておりますものも、いわゆる現行の憲法下におきましては、法律の執行のための執行命令というものと委任命令と二つが認められているであろう。そういう意味におきまして、法律の執行命令といいますのはいわば実施政令とかいうふうな言葉を使うこともございますが、それはその性質上、当然に法律の規定を実施するために必要な細目的事項を定める、かように言われております。また一方で、委任政令につきましては、その内容は法律による委任の範囲に限られる、こういう

ことでございます。

他方、法律が逆に政令に委任する場合のその限度でございますが、その範囲につきましては、憲法の四十一条で「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。」と、こういう規定がございます。そういう趣旨を没却しないと申しますか、そういう趣旨を否定し、いわば国会の立法権を没却するような抽象的、包括的な委任、これは許されるものではない。その反面、例えば手続的な事項、技術的な事項、事態の推移に応じ臨機に措置しなければならないことが予想される事項、そういうものについての個別的、具体的な委任、これが行われるということでございます。

法律と政令の関係について申し上げます、以上のようなことと存じます。

○政府委員（工藤敦夫君） 委任の範囲につきましては、ただいまもお答え申し上げましたように、いわゆる実施政令、委任政令がございます。そのうちの委任政令の方で、いわゆる法律の側から委任するという観点から申し上げます、憲法の四十一条が定めているその趣旨を否定し、いわば実質的に国会の立法権を没却するような抽象的かつ包括的なものであってはならない。例えば手続的な事項でございますとか、それから技術的な事項でございますとか、それから事態の推移に応じて臨機に措置しなければならないことが予想される事項、こういうものを個別的、具体的に委任する、こういうことでございますし、逆は政令の方から見ますれば、法律による委任の範囲内に限られる、かようは考えております。



国会用資料（実問）

内容 問5 包括的な委任規定ではないというのであれば、国際観光旅客税法案第23条のように、手続的事項について例示するような規定ぶりとするべきではないか。
(答)
法律等を実施し、又は施行するため等と規定されている以上、御指摘の例示の有無にかかわらず、実施命令に係る規定であることに違いはない。



【対長官問5】300531参・総務委_吉川沙織君_jtd

分類 作成日:2018/06/01

大分類	中分類	小分類

問番号: 005 対長官問5

件名: 問5 包括的な委任規定ではないというのであれば、国際観光旅客税法案第23条のように、手続的事項について例示するような規定ぶりとするべきではないか。

答弁: 平成30年5月31日 (第196回国会)
院: 参議院 総務委員会 答弁有り

質問者: 吉川沙織 党派: 立民

答弁者: 横島裕介 内閣法制局長官

答弁作成者: 内閣法制局長官総務室

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対長官

平成30年5月31日（木）参・総務委 吉川 沙織君（立民）

問5 包括的な委任規定ではないというのであれば、国際観光旅客税法案第23条のように、手続的事項について例示するような規定ぶりとするべきではないか。

（答）

法律等を実施し、又は施行するため等と規定されている以上、御指摘の例示の有無にかかわらず、実施命令に係る規定であることに違いはない。

【参考1】質問主意書・答弁書

(平30・5・25 対吉川沙織議員・参)

一から八までについて

お尋ねの「包括委任規定」の意味するところが明らかではないため、その件数等についてお答えすることは困難である。

なお、法律等を実施し、又は施行するために必要な政令、内閣府令及び省令（以下「実施命令」という。）については、憲法第七十三条第六号が「法律の規定を実施するために、政令を制定すること」を内閣の事務とし、また、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項が「内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため・・・内閣府の命令として内閣府令を発することができる」と、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十二条第一項が「各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため・・・それぞれその機関の命令として省令を発することができる」と規定し、個別の法律等による特別の委任がなくても制定することができる」とされている。その上で、個別の法律等において、実施命令の法形式を明示する等のため、実施命令の根拠規定を設けることもあると承知しており、今国会に提出した御指摘の電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案等もその例である。いずれにせよ、実施命令において規定することができる事項は、その性質上、個別の法律等による特別の委任に基づくいわゆる委任命令と異なり、法律等を実施し、又は施行するため必要な細目的事項に限られる。また、個別の法律等において実施命令の法形式を定める場合において、政令に委ねるか、いずれの府省令（共同府省令を含む。）に委ねるか等は、当該個別の法律等の具体的な内容に応じて適切に判断されるものであることから、「使い分けの具体的な基準」について一概に申し上げることはできない。

【参考2】参照条文

○国際観光旅客税法（平成30年法律第16号）

（財務省令への委任）

第二十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による書類の記載事項又は提出の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、財務省令で定める。



国会用資料（実問）

内容 問1 憲法第66条第3項に基づき、内閣は国会に対しどのような責任を負うのか。

(答)

憲法第66条第3項は、「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」と定めているが、ここに「国会に対し…責任を負ふ。」と規定しているのは、内閣に帰属する行政権の行使について、これを国会による民主的な統制の下に置くという基本的な原理を明らかにする趣旨であると考えられ、したがって同項にいう「責任」も、本質的には法的責任というよりはむしろ政治的責任を意味すると解すべきである。



【対長官問1】300611参・決算委(内閣連帯責任).jtd

分類 作成日:2018/06/12

大分類	中分類	小分類

問番号:001 対長官問1

件名: 問1 憲法第66条第3項に基づき、内閣は国会に対しどのような責任を負うのか。

答弁:平成30年6月11日(第196回国会)

院:参議院 決算委員会 答弁有り

質問者:蓮舫

党派:立民

答弁者:横畠裕介 内閣法制局長官

答弁作成者:内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対長官

平成30年6月11日（月）参・決算委 蓮舫君（立民）

問1 憲法第66条第3項に基づき、内閣は国会に対しどのような責任を負うのか。

（答）

憲法第66条第3項は、「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」と定めているが、ここに「国会に対し…責任を負ふ。」と規定しているのは、内閣に帰属する行政権の行使について、これを国会による民主的な統制の下に置くという基本的な原理を明らかにする趣旨であると考えられ、したがって同項にいう「責任」も、本質的には法的責任というよりはむしろ政治的責任を意味すると解すべきである。

（参照条文）

○日本国憲法

第六十六条 略

2 略

3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

（国会答弁）

（ 衆・予算委 平10・8・18
小淵内閣総理大臣 答弁 ）

○小渕内閣総理大臣 憲法六十五条は「行政権は、内閣に属する。」と定め、さらに憲法第六十六条第三項は「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」と定めておりますが、この規定は、内閣に帰属する行政権の行使について、これを国会に、民主的な統制のもとに置くという基本的な原理を明らかにする趣旨であると考えられます。

ここに「連帯して」と規定いたしておりますのは、内閣は国务大臣の施策について一体として責任を負うべきであるという当然の趣旨を明らかにしたものと解されております。

この規定を受けまして、内閣法第四条は、合議体たる内閣がその職務を行うことは閣議によるものとする旨定めております。

国会に対する内閣の責任の負い方として内閣がどのような措置をとるべきかは、衆議院における不信任決議に関する憲法第六十九条のようにこれについて定めた規定がある場合は別として、内閣が事案の軽重に応じて合理的に判断すべき事柄であると思っております。…

〔衆・予算委一分科 平5・3・5〕
津野内閣法制局第一部長 答弁

○津野政府委員 憲法66条第3項の内閣の連帯責任ということの御趣旨についてのお尋ねかと存じますが、この憲法66条第3項におきましては、「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」というふうに定めておりますけれども、ここに「国会に対し責任を負ふ。」と規定しておりますのは、内閣に帰属する行政権の行使につきまして、これを国会による民主的な統制のもとに置くという基本的な原理を明らかにする趣旨であるというふうに考えられまして、したがって、同項に言う「責任」というのは、これは本質的には法的責任と申しますよりは政治的な責任であるという、政治的責任を意味すると解すべきであるというふうに言われているわけでございます。「連帯して」ということでございまして、内閣が一体として責任を負うというのは常識的に言われている事柄でございます。それから、内閣の責任と申しますのは、これは行政権の全般に及ぶというふうに考えられるところでございます。…

〔参・ロッキード特委 昭51・8・3〕
真田内閣法制局長官 答弁

○説明員（真田秀夫君） 憲法66条第3項は、…「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」と、…定めております。…これは、行政権は内閣に帰属しております。で、内閣がそのみずからに帰属する行政権の行使につきまして、国会による民主的なコントロールのもとに置くということがねらいでありまして、現在在任している内閣がその行政権の行使についての責任を負う、その

あり方の基本を示しているものである、こういうふうに考えます。…

○説明員（真田秀夫君） …現在の内閣がその前任者である前の内閣のときの行政権の行使なりあるいはいろいろ施策について責任を負うということを66条3項から読み取ることが無理であろうというふうに考えます。

○説明員（真田秀夫君） もともと66条3項に言っている、連帯して国会に対して責任を負うという場合の責任は、これは法律上の責任というよりも、むしろ政治的責任であるというのが一般の説でございますので、おっしゃいますように、もともとが法律上の責任という問題ではございません。…

（参・法務委 昭50・5・15）
吉國內閣法制局長官 答弁

○政府委員（吉國一郎君） 大分政治面にわたるような御質問でございますけれども、憲法論から申し上げます限りは、憲法第66条におきまして、内閣は行政権の行使について連帯してその責任を負うということに相なっております。

○政府委員（吉國一郎君） 閣僚も国務大臣の一員として行動しているわけでございますので、国務大臣の行動につきましても、内閣は一体として責任を国会に対して、したがってまた全国民に対して負うわけでございます。

○政府委員（吉國一郎君） …国会は内閣に対してこれを信任するかあるいは信任しないかという態度を表明されることが憲法上規定をされておきまして、内閣はこの制度を通じて国会に対して責任を負うということに相なっております。



国会用資料（実問）

内容 問 憲法制定当時の金森國務大臣の答弁で指定したところを紹介していただきたい。

(答)

予め御指定のあった昭和21年7月16日の衆議院帝国憲法改正案委員会における金森國務大臣の答弁は次のとおりである。

「「学問の自由」と申しますのは、学問をする方法又学問の内容、又学問に依って得たる所の結論と云ふ面に亘りまして、国家より干渉を受け、その研究者のなさんと欲し、定めんと欲する所を妨げらるることがないと云ふ意味であります。「保障する。」と申しますのは、公の権力を以てその伸びて行く本人の働きを妨げないと云ふことであります。言うまでもなく、この憲法の建前がこの第三章に關します限り、概ね個人の立場を十分自由に伸ばさせよう、外部からして公の権力を以てこれに対して制限圧迫を加えない。斯う云う趣旨であります。目的と致しましては、斯様に致しませぬければ人類全体の行くべき本来の道を誤るに至ると云うことを避けんと欲する趣旨を眼目として居ります。」

更問 科研費に関することを問われた場合。

(答)

お尋ねについては、当局として事実関係を把握しておらず、お答えを差し控えたい。



参・文教委(吉良よし子)(セット).jtd参・文教委(吉良よし子)更問(セット).jtd

分類

作成日:2018/06/12

大分類	中分類	小分類

問番号:001 対第一部長問

件名: 問 憲法制定当時の金森國務大臣の答弁で指定したところを紹介していただきたい。
更問 科研費に関することを問われた場合。

答弁:平成30年6月12日(第196回国会)
院:参議院 文教科学委員会 答弁有り

質問者:吉良よし子 党派:共産

答弁者:林徹 内閣法制局第一部長

答弁作成者:内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対第一部長

平成30年6月12日（火）参・文教委 吉良 よし子君（共）

問 憲法制定当時の金森国務大臣の答弁で指定したところを紹介していただきたい。

（答）

予め御指定のあった昭和21年7月16日の衆議院帝国憲法改正案委員会における金森国務大臣の答弁は次のとおりである。

「「学問の自由」と申しますのは、学問をする方法又学問の内容、又学問に依って得たる所の結論と云ふ面に亘りまして、国家より干渉を受け、その研究者のなさんと欲し、定めんと欲する所を妨げらるることがないと云ふ意味であります。「保障する。」と申しますのは、公の権力を以てその伸びて行く本人の働きを妨げないと云ふことであります。言うまでもなく、この憲法の建前がこの第三章に関しまする限り、概ね個人の立場を十分自由に伸ばさせよう、外部からして公の権力を以てこれに対して制限圧迫を加えない。斯う云う趣旨であります。目的と致しましては、斯様に致しませぬければ人類全体の行くべき本来の道を誤るに至ると云うことを避けんと欲する趣旨を眼目として居ります。」

(参照条文1) 日本国憲法

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

(参照条文2) 帝國憲法改正案(昭21年6月25日衆議院本會議の帝國憲法改正案の第一讀會に提出された案)

第二十一條 學問の自由は、これを保障する。

(国会答弁)

(昭21・7・16 衆・帝國憲法改正案委員會 金森國務大臣答弁)

- 大島(多)委員 二十一條には「學問の自由」と云ふことがございます、此の「學問の自由」と云ふのは勿論大體分つて居りますけれども、やはり自分が獨り了解して居つて、實際に於て違つて居つたと云ふやうなことがあつてはならぬから、「學問の自由」と云ふのはどう云ふ範圍のことを言ふのか、一寸御伺ひ致したいと思ひます、それから「保障」と云ふ言葉がございますが、此の「保障」と云ふ言葉は私は法律の方は餘り詳しく存じませぬので、此の「保障」と云ふものは法的にどう云ふ風な内容を持つて居るものか、幾度も「保障」と云ふ言葉が出ますが、それを御教へ戴きたいと思ひます。
- 金森國務大臣 「學問の自由」と申しまするのは、學問をする方法又學問の内容、又學問に依つて得たる所の結論と云ふ面に互りまして、國家より干涉を受け、其の研究者のなさんと欲し、定めんと欲する所を妨げらるることがないと云ふ意味であります、「保障する。」と申しますのは、公の權力を以て其の伸びて行く本人の働きを妨げないと云ふことであります、言ふまでもなく、此の憲法の建前が此の第三章に關しまする限り、概ね個人の立場を十分自由に伸ばさせよう、外部からして公の權力を以て之に對して制限壓迫を加へない、斯う云ふ趣旨であります、目的と致しましては、斯様に致しませぬければ人類全體の行くべき本來の道を誤るに至ると云ふことを避けんと欲する趣旨を眼目として居ります、從來の日本の實情を御覽になれば分りまするやうに、又過去にありました所の多くの場合を御覽になれば分りまするやうに一つの政治的なる權力が、自分達の行動を思ふやうに發展せしめようと致しますると、各人が其の心の自然の伸び方として學問を研究致しまする所に、大いなる妨げを生ずる譯であります、噂に上つて居りまする秦の始皇帝が學者を穴埋めにしたとか、書物を焼拂つたとか云ふのは古い事例でありまするし、近くは我々が多く身邊に之を経験した所であります、隨て是は憲法に掲げて大いに保障することは獨り當然であるばかりでなく實際的の必要性が多い譯であります、之を現實の場面に例を取つて考へて見ますれば、個人、自己の研究室に於きまして、思ふやうに研究して行くと云ふことを國家の力を以て妨げると云ふのも、此の學問の自由の保障の侵害になる譯であります、或は又數人の人が集まつて共同研究をする、或は又更に大いなる組織、例へば大學を形

作つて、其の中に於て共同研究をすると云ふことを妨げますのも又是の侵害になる譯であります、又或る學問の行き途に對して、豫め權力を以て制限を附けまして、「ダーウィン」の進化論は信奉すべからずと云ふやうな風に致しますならば、學問の研究の自由を妨げるものでありますし、昔ありましたやうに天動説地動説の争ひを權力を以て解決しよう致しますれば、學問の自由を妨げるのであります、要するに一切の關係に於て、其の方法たと内容たとを問はず、各人正しいと思ふ道に従つて學問をして行くことを、國家が權力を以て之を妨げないと云ふことであります、其の輪廓は如何なる範圍に於て是が保障せられて居るかと言へば、大體學問と云ふものの性質から見まして、先に宗教の場合に付て述べましたと同様に、略々絶對的自由に近いものと思ひます、併し憲法上の理論の根底と致しましては、やはり第十一條が其の枠を作つて居りまして、最後には法律が若しも其の自由を妨げたかどうかと云ふ問題が起りますれば、最高裁判所の審判事項となる譯であります。

- 大島（多）委員 御丁寧な御説明で能く分りました、是は御參考までに御聴きしたいことではありますが、現在は聯合軍の指令に依つて原子力の研究とか航空科學に關する研究とか、さう云ふ研究と云ふものを禁ぜられて居る次第であります、此の憲法の規定とどう云ふ法的な聯關性があるものか、さう云ふ所を一寸御伺ひしたいと思ひます。
- 金森國務大臣 學問の自由は固より憲法の認むる所でありまして公益に反すれば十一條の枠に依つて抑制せらるることは、又已むを得ないのであります、現在の情勢に於きまして、今御話になりましたのは、公益と云ふことから生ずる枠の中に存在するものと了解して居ります。
- 大島（多）委員 私と致しましては公益に關するから止められて居るとは、どうも一寸腑に落ちない所がございますが、さうでございますか。
- 金森國務大臣 私は左様に考へて居ります。

対第一部長

平成30年6月12日（火）参・文教委 吉良 よし子君（共）

更問 科研費に関することを問われた場合。

（答）

お尋ねについては、当局として事実関係を把握しておらず、
お答えを差し控えたい。



国会用資料（実問）

内容 問1 科学的に知見が明らかになっていない加熱式たばこに関し、個人に対して過料を課すのは法律的に問題はないのか。

(答)

1. この法案は、嗜好品と認められているたばこではあるが、望まない受動喫煙を防止するという観点から、多数の者が利用する施設等について、一定の場所を除き喫煙を禁止する等の規定を設けようとするものである。

2. その際、加熱式たばこは、法的にも社会的にもたばこの一種と認識されており、通常のたばこ同様、特有のにおいがあり、また、その煙にニコチン等の有害物質が含まれていることも確認されていることから、望まない受動喫煙を防止するという観点から、通常のたばこに準じて扱うことには合理性があると考えられる。

3. その上で、お尋ねの過料は、罰金等の刑罰とは異なる秩序罰と言われるもので、法令等の遵守を担保するため、これに違反したということで課される制裁金にとどまるものであり、喫煙を禁止する等の規定に違反し、さらに、都道府県知事の命令を受けたにもかかわらず、これに従わなかった者に対して過料を課すことに、特に問題があるとは考えられない。



300615衆・厚労委・大西健介君(国民)対第四部長.pdf

分類

作成日:2018/06/15

大分類	中分類	小分類

問番号:001 対第四部長問1

件名: 問1 科学的に知見が明らかになっていない加熱式たばこに関し、個人に対して過料を課すのは法律的に問題はないのか。

答弁:平成30年6月15日(第196回国会)
院:衆議院 厚生労働委員会 答弁有り

質問者:大西健介 党派:国民

答弁者:内閣法制局第四部長

答弁作成者:内閣法制局第四部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対第四部長

平成30年6月15日(金)衆・厚労委 大西 健介 君(国民)

問1 科学的に知見が明らかになっていない加熱式たばこに関し、個人に対して過料を課すのは法律的に問題はないのか。

(答)

1. この法案は、嗜好品と認められているたばこではあるが、望まない受動喫煙を防止するという観点から、多数の者が利用する施設等について、一定の場所を除き喫煙を禁止する等の規定を設けようとするものである。
2. その際、加熱式たばこは、法的にも社会的にもたばこの一種と認識されており、通常のたばこと同様、特有のにおいがあり、また、その煙にニコチン等の有害物質が含まれていることも確認されていることから、望まない受動喫煙を防止するという観点から、通常のたばこに準じて扱うことには合理性があると考えられる。
3. その上で、お尋ねの過料は、罰金等の刑罰とは異なる秩序罰と言われるもので、法令等の遵守を担保するため、これに違反したということで課される制裁金にとどまるものであり、喫煙を禁止する等の規定に違反し、さらに、都道府県知事の命令を受けたにもかかわらず、これに従わなかった者に対して過料を課すことに、特に問題があるとは考えられない。

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

(参考1)

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙(※1))	当分の間の措置	
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 での喫煙可)	【加熱式たばこ(※2)】 原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)	別に法律で定める日までの間の措置
飲食店			既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下(※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、2.A二重線の施設に関する規定については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）

(参考2) 本法案による改正後の健康増進法

(定義)

第二十八条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 たばこ たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第二条第三号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- 二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。次号において同じ。)を発生させることをいう。
- 三 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

(参考3) 加熱式たばこが、法律上、喫煙用の製造たばこに位置づけられた法改正

○所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)(抄)

(たばこ税法の一部改正)

第六条 たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号を次のように改める。

一 喫煙用の製造たばこ

イ 紙巻たばこ

ロ 葉巻たばこ

ハ パイプたばこ

ニ 刻みたばこ

ホ 加熱式たばこ

(参考4)

たばこ事業法（昭和59年法律第68号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 略

三 製造たばこ 葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいう。

※ 所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）により、たばこ税法で加熱式たばこが喫煙用の製造たばこの一類型に追加されたが、たばこ事業法の改正は行われていない。

(参考5) 健康増進法の一部を改正する法律案 (抄)

附 則

(指定たばこ専用喫煙室に関する経過措置)

第三条 新法第三十三条第一項に規定する第二種施設等(以下この項並びに次条第一項第一号及び第四号において「第二種施設等」という。)の管理権原者が当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所を指定たばこ(新法第二十八条第一号に規定するたばこ(以下この項において「たばこ」という。))のうち、当該たばこから発生した煙(蒸気を含む。)が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ。)のみの喫煙(新法第二十八条第二号に規定する喫煙をいう。)をすることができる場所として定めようとする場合における当該第二種施設等についての新法第二十九条第一項、第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、この法律の公布の際における指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見に鑑み、当分の間、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表 略)

(参考6) 健康増進法の一部を改正する法律第3条の規定による改正後の健康増進法(抄)

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第三十二条第三項、第三十四条第三項又は第三十六条第四項の規定に基づく命令に違反した者

二 第三十三条第三項、第三十五条第三項又は第三十七条の規定に違反した者

(※注 喫煙専用室等を設置した時に施設の主たる出入口に喫煙専用室標識等を掲示しなかった場合の罰則)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第二十九条第二項の規定に基づく命令に違反した者

二 第三十三条第七項又は第三十五条第十項の規定に違反した者

(※注 喫煙専用室等を専ら喫煙することができる場所としないこととした時に喫煙専用室標識等を除去しない場合の罰則)

(特定施設等における喫煙の禁止等)

第二十九条 何人も、正当な理由がなく、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所(以下この節において「喫煙禁止場所」という。)で喫煙してはならない。

(各号 略)

2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は同項第一号から第三号までに掲げる特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

(特定施設等の管理権原者等に対する勧告、命令等)

第三十二条 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等が第三十条第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他

当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設等の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対する勧告、命令等)

第三十四条

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(喫煙目的室設置施設の管理権原者に対する勧告、命令等)

第三十六条

- 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(参考7) 過料について

1 ワークブック法制執務(第2版)(抄)(P247)

「次に、ある義務違反行為に対して罰則を設け、その違反者を処罰することとする場合に、刑罰、すなわち、懲役、禁錮、罰金、科料、勾留等の刑を科すべきか、秩序罰としての過料を科すべきかの問題がある。

義務違反の態様が、一般社会の法益を侵害する程度に重大であれば、刑罰を科し、単に行政上、民事上又は訴訟手続上の秩序を乱す程度のものであれば、過料を科するにとどめるのが適当だと考えられる。」

2 法令用語辞典(第10次改定版)

1) 秩序罰としての「過料」

「法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられるものであって、私法公法の各分野にわたり、この例は極めて多い。」(以下略)

◇この議事速報(未定稿)は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午前九時開議

○高島委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、健康増進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房人生一〇〇年時代構想推進室次長大島一博君、警察庁長官官房審議官小田部耕治君、外務省大臣官房参事官塚田玉樹君、財務省大臣官房審議官新川浩嗣君、理財局次長市川健太君、文部科学省大臣官房審議官下間康行君、厚生労働省健康局長福田祐典君、労働基準局安全衛生部長田中誠二君、子ども家庭局長吉田学君、保険局長鈴木俊彦君、農林水産省大臣官房生産振興審議官鈴木良典君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○高島委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○高島委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。船橋利実君。

○船橋委員 おはようございます。自由民主党、船橋利実でございます。

今回は、健康増進法の一部を改正する法律案に關しましての質疑の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。加藤厚生大臣を始め、政務二役、厚労省の皆さん、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

今回の健康増進法改正案によります受動喫煙対策の強化は、多数の方が利用する施設の管理者に受動喫煙対策の努力義務が設けられた平成十五年の健康増進法の施行以来、実に十五年ぶりとなるものであります。

受動喫煙に遭遇した人の割合につきまして、厚生労働省の調査によりますと、平成十五年当時には飲食店で七割でありましたけれども、平成二十三年には四割台へと減少をしております。その後は横ばいとなっておりまして、依然、多くの方々が望まない受動喫煙を受けている状況にあります。したがって、対策の強化というものが国民的にも期待をされていたものと思っております。

そこで、今回の改正法案の審議に先立ちまして、これまでの健康増進法における受動喫煙対策の評価と、このタイミングで改正法案を提出をされた

趣旨について、加藤厚生労働大臣にお伺いをいたします。

○加藤國務大臣 我が国では、平成十五年、この健康増進法が施行されて、多数の者が利用する施設を管理する者に受動喫煙の防止措置を講ずる、これは努力義務が設けられたわけでありましたが、今、船橋委員からお話がありましたように、平成十五年時点の過去一カ月に受動喫煙に遭遇した人は、飲食店で約七割、それが平成二十三年に四割台に下がったということで、一定の効果は上げてきたわけでありまして、二十三年以降、若干数字が下がっているといっても四割台をずっと推移している。依然として多くの国民がこうした施設において受動喫煙を経験しているという状況にあるということ。そして、二年後の東京オリンピック・パラリンピックを一つの契機として、国民の健康増進を一層図るためには、受動喫煙対策を更に強化していく必要がある。

特に、望まない受動喫煙をいかに防止していくのかというのは国民的な課題ということで認識をされているわけでありまして、そのため、望まない受動喫煙の防止を図る観点から、多数の者が利用する施設等について、その区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理権原者が講ずべき措置等について定め、本法案により、先ほど申し上げた望まない受動喫煙をなくすということを趣旨としているところでございます。

○船橋委員 ありがとうございます。次に、今回の法案では、多数の方が利用する施設

出されているところでありますが、例えば一つ御紹介いたしますと、大阪の国際がんセンターの大島明という研究員がいらっしやって、加熱式たばこは紙巻きたばこの喫煙者に対しては、相対的にやはり害が少ないわけでありますから、これは害の多い紙巻きの代替品として勧められるとまでいうような研究成果もございませぬ。

また、厚生省が発表している現時点での科学的知見によつて見ておきますと、加熱式たばこ喫煙時の室内におけるニコチンの濃度、これは紙巻きたばこに比べて低いというふうにも明言もされているわけでありませぬ。先般の六月八日の衆議院本会議で公明党の伊佐進一君が質問した答弁としても、大臣は、ここは科学的に明らかに成つておりませぬということはお答弁されたばかりであります。

さて、この科学的な根拠ということが、やはり一定の規制をかける以上は大事故かと思つたのでありますけれども、過去に振り返つて、紙巻きたばこの健康影響は今の時点でもかなり明らかにされているところでありませぬが、ひとつ参考までに、紙巻きたばこによる、その受動喫煙による健康への影響については、科学的に明らかにするまでにどれぐらいの期間を要したのか、お聞かせいただきたいと思います。

○福田政府参考人 お答えいたします。

紙巻きたばこの受動喫煙による健康への悪影響につきましても、我が国の平山雄氏が一九八一年に世界で初めて報告をし、国内外に大きな論争を巻き起こしたものと承知をいたしてございませぬ。科学的に立証された時期をピンポイントでお示し

することは困難ではございませぬが、その後、数多くの科学的研究がなされた集大成として、二〇〇四年の国際がん研究機関の報告及び二〇〇六年の米国公衆衛生総監報告が出されたことによりまして、その健康影響が明らかとされてきたものでありと考へてございませぬ。

その意味で、委員御質問の期間につきましては、二十数年というふうにお考へております。

○繁本委員 二十数年かかっているんですね、紙巻きたばこによる健康影響をはつきりさせるまで。

今回の法律は、加熱式たばこについて受動喫煙を防止するために一定の規制をかけるわけでありませぬが、私、実は自民党の厚生部会でこの点を聞いたら、担当の方は数年でわかるとおっしゃいましたよ。ところが、今やはり紙巻きの事例を踏まえましたら、加熱式たばこによる受動喫煙による健康影響も相当時間がかかると思ふんですけれども、この点についてはどれぐらい加熱式による影響を研究するのに時間がかかるか、見解をお聞かせください。

○福田政府参考人 お答えいたします。

加熱式たばこの受動喫煙により健康影響につきましても、比較的短時間で症状があらわれる呼吸器系の疾患であつても、今お話ありました数年程度、また、肺がんでは更に長期間かかると想定されるなど、その研究は中長期的に対応すべき課題であるとお考へております。

いずれにいたしましても、加熱式たばこに関する研究は重要な課題であると認識しております。

国内外の知見収集を行うなど、引き続き研究に取り組んでまいりたいとお考へております。

○繁本委員 やはり中長期的な取組、研究が必要というのが厚生省の今、御見解でありまして、そこははつきりしたところでありませぬ。

さて、今回の改正法案では、加熱式たばこのもたらす健康影響が明らかになるまで、当分の間の措置として一定の規制をかけるとしていませぬが、この当分の間というのが、じゃ、どれぐらいかかるのかということ、我々よく考へないといけません。

そして、この厚生委員会でもよく出る言葉でありますけれども、立法を行うに当たつては、やはりエビデンスに基づく立法、エビデンス・ベースト・ポリシーというものを進めていかないとけないと思ふんですけれども、この加熱式たばこの呼出煙による健康影響についてはわからないことが多い、そして時間もかかる、市場では製品がどんどん販売シェアを伸ばしていく、受け入れられているということでありませぬから、科学的なエビデンスが明らかになるまではこの対策のあり方についてはいろいろ慎重に考へていかなければならないと思ふんですけれども、このような規制の合理性、妥当性について、国民にわかりやすく大臣から御説明いただければありがたいと思ひます。

○加藤国務大臣 今委員からも御質問があり、また答弁もさせていただきませぬが、加熱式たばこについては、その主流煙に健康に悪影響を与えるニコチンや発がん性物質が含まれているということ、は明らかであります。現時点の科学的知見では、

その受動喫煙による将来的な健康を予測するとい
うのは大変難しいというふうに認識をしております。
す。

このため、受動喫煙による健康影響が明らかに
なっている紙巻きたばこ、これは明らかに明らかにな
っているわけですが、と明らかに明らかになっていない
加熱式たばこ、これを同列で議論するわけにはい
かないということ、仮に将来受動喫煙による健
康影響が明らかになった場合には大きな問題にな
り得ること、また、WHOにおいても、現時点で
の健康影響は明らかではなく、さらなる研究が必
要としているもの、現時点でも一定の規制は必
要と判断していること、このことを踏まえて、一
定の場所でのみ喫煙を認めるということにごさせて
いただきました。

具体的には、非喫煙者も喫煙者も双方がともに
安心して施設を利用できる選択肢を設けるとい
う考え方に基いて、加熱式たばこ専用喫煙室につ
いては、非喫煙空間としつかり区分する形で施設
の一部に設けることができる、こういった形での
整理をさせていただいたところでございます。

いずれにしても、加熱式たばこの健康に対する
影響については引き続き研究をさせていただき
たいと思っております。

○ 緊本委員 御答弁ありがとうございます。

現時点でも、WHOの見解を踏まえて、一定の
規制を当分の間やっていく必要があるということ
でありますが、じゃ、その当分の間、多数のお客
様が入りする施設を管理する者がこの法律に基
づいてやらなければならない加熱式たばこに関す

る措置として、例えば、禁煙スペースと加熱式た
ばこだけを吸えるスペースとを間仕切りする必要
がありますよね。施設管理者が間仕切りをするス
ペースを設けた際に、その施設に対しては国が助
成する用意があるのか。

あるいは、先ほど船橋先生のお話にもありまし
たけれども、さまざまな飲食店の形態もあるわけ
でありますから、一体どういう間仕切りが例えば
望ましいのかということについて国は考えていく
必要があるかと思うんですが、これらの点につ
いて御見解をお願いいたします。

○ 福田政府参考人 お答えいたします。

今回の法案では、加熱式たばこにつきましても、
原則屋内禁煙とし、喫煙専用室又は飲食等が可能
な加熱式たばこ専用の喫煙室でのみ喫煙を可能と
いたしているものでございます。加熱式たばこの
喫煙を認める場合には、こうした部屋を設置する
必要がございます。

加熱式たばこ専用の喫煙室の基準につきまして
は、喫煙専用室と同様に、受動喫煙防止対策助成
金の対象の要件といたしております。入り口にお
きます風速が毎秒〇・二メートルであること、非
喫煙区域と隔離された空間であることといった要
素も参考に、法案成立後に、専門家の御意見など
も伺いながら策定をしたいと考えております。

御指摘の加熱式たばこ専用の喫煙室の設置に対
する費用の助成につきましては、今後策定をいた
します基準も踏まえつつ、その要件を検討してま
いりたいというふうに考えております。

○ 緊本委員 やはり、加熱式たばこについては科

学的な知見がないものですから、例えば、今申し
上げた間仕切りに対して助成をするにしても、そ
の前段として基準が要るわけですよね。その基準
をつくるにしても、まだまだ科学的な知見が足り
ないということでありますから、ここはこれから
の議論になってくるかと思いますが、とにかく国
民にわかりやすく、事業者も納得するような形で、
研究を、そしてルールをつくっていただきた
いと思っております。

さて、電子たばこの質問を用意しておりました
が、船橋先生がお聞きになったので割愛したいと
思います。

一つ、私、ここで京都での取組を紹介したいと
思います。

京都では、やはり受動喫煙をいかに防止するか
議論になったことがございます。京都で出した結
論は、条例という形ではなくて、京都府と京都市
と、そして生活衛生業を営む事業者団体、この三
者が相まって、きょうお手元に連携協定とステッ
カーをお配りしておりますが、このような形で、
条例という形ではなくて、三者が話し合った上で、
たばこを吸う方も吸わない方も共存する社会を目
指そうということをつくったものであります。

今回の受動喫煙防止法の改正案についても、ス
テッカーの表示義務ということが含まれているわ
けであります。今回、科学的な根拠が少し弱い
加熱式たばこの呼出煙による受動喫煙の影響、そ
してこれを心配した対策を考えるに当たっては、
一定の間、当分の間、規制を設けるということも
一つのやり方であって、WHOもそういう見解も



国会用資料（実問）

内容 問1 改正労働基準法第41条の2第1項各号に掲げる事項について決議した内容を遵守しなかった場合、労働時間等に係る労働基準法の規定の適用除外の効果如何。※ 質問の趣旨は、これまで厚労省に質問したが明確な答弁がなかったので法制局に質問するものであり、明確かつ簡潔に回答してほしいとのこと。（厚生労働大臣同旨）

(答)

改正労働基準法第41条の2第1項においては、「第2号に掲げる労働者の範囲に属する労働者…を…第1号に掲げる業務に就かせたときは、…労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は、対象労働者には適用しない。ただし、第3号から第5号までに規定する措置のいずれかを使用者が講じていない場合は、この限りでない」とされており、第1号から第5号までに掲げる事項について、決議が遵守されていない場合には、労働時間等に関する規定の適用除外の効果は生じないこととなる。また、第6号から第10号までに掲げる事項について決議が遵守されていないとしても、労働時間等に関する規定の適用除外の効果に影響が生ずることとはされていない。



300619参厚劳委 石橋道宏議員.pdf

分類 作成日:2018/06/18

大分類	中分類	小分類

問番号:001 対第四部長問1

件名: 問1 改正労働基準法第41条の2第1項各号に掲げる事項について決議した内容を遵守しなかった場合、労働時間等に係る労働基準法の規定の適用除外の効果如何。※ 質問の趣旨は、これまで厚労省に質問したが明確な答弁がなかったので法制局に質問するものであり、明確かつ簡潔に回答してほしいとのこと。（厚生労働大臣同旨）

答弁:平成30年6月19日(第196回国会)
院:参議院 厚生労働委員会 答弁有り

質問者:石橋通宏 党派:立憲

答弁者:内閣法制局第四部長

答弁作成者:内閣法制局第四部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対第四部長

平成30年6月19日（火）参・厚労委 石橋 通宏 君（立憲）

問1 改正労働基準法第41条の2第1項各号に掲げる事項について決議した内容を遵守しなかった場合、労働時間等に係る労働基準法の規定の適用除外の効果如何。

※ 質問の趣旨は、これまで厚労省に質問したが明確な答弁がなかったので法制局に質問するものであり、明確かつ簡潔に回答してほしいとのこと。

（厚生労働大臣同旨）

（答）

改正労働基準法第41条の2第1項においては、「第2号に掲げる労働者の範囲に属する労働者…を…第1号に掲げる業務に就かせたときは、…労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は、対象労働者には適用しない。ただし、第3号から第5号までに規定する措置のいずれかを使用者が講じていない場合は、この限りでない」とされており、第1号から第5号までに掲げる事項について、決議が遵守されていない場合には、労働時間等に関する規定の適用除外の効果は生じないこととなる。

また、第6号から第10号までに掲げる事項について決議が遵守されていないとしても、労働時間等に関する規定の適用除外の効果に影響が生ずることとはされていない。

(参考) 労働基準法 (昭和22年法律第49号)

第四十一条の二 賃金、労働時間その他の当該事業場における労働条件に関する事項を調査審議し、事業主に対し当該事項について意見を述べることを目的とする委員会（使用者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とするものに限る。）が設置された事業場において、当該委員会がその委員の五分の四以上の多数による議決により次に掲げる事項に関する決議をし、かつ、使用者が、厚生労働省令で定めるところにより当該決議を行政官庁に届け出た場合において、第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者（以下この項において「対象労働者」という。）であつて書面その他の厚生労働省令で定める方法によりその同意を得たものを当該事業場における第一号に掲げる業務に就かせたときは、この章で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は、対象労働者については適用しない。ただし、第三号から第五号までに規定する措置のいずれかを使用者が講じていない場合は、この限りでない。

一 高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるものとして厚生労働省令で定める業務のうち、労働者に就かせることとする業務（以下この項において「対象業務」という。）

二 この項の規定により労働する期間において次のいずれにも該当する労働者であつて、対象業務に就かせようとするものの範囲

イ 使用者との間の書面その他の厚生労働省令で定める方法による合意に基づき職務が明確に定められていること。

ロ 労働契約により使用者から支払われると見込まれる賃金の額を一年間当たりの賃金の額に換算した額が基準年間平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における毎月きまつて支給する給与の額を基礎とし

て厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。)の三倍の額を相当程度上回る水準として厚生労働省令で定める額以上であること。

三 対象業務に従事する対象労働者の健康管理を行うために当該対象労働者が事業場内にいた時間(この項の委員会が厚生労働省令で定める労働時間以外の時間を除くことを決議したときは、当該決議に係る時間を除いた時間)と事業場外において労働した時間との合計の時間(第五号口及び二並びに第六号において「健康管理時間」という。)を把握する措置(厚生労働省令で定める方法に限る。)を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること。

四 対象業務に従事する対象労働者に対し、一年間を通じ百四日以上、かつ、四週間を通じ四日以上の日を当該決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより使用者が与えること。

五 対象業務に従事する対象労働者に対し、次のいずれかに該当する措置を当該決議及び就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより使用者が講ずること。

イ 労働者ごとに始業から二十四時間を経過するまでに厚生労働省令で定める時間以上の継続した休息時間を確保し、かつ、第三十七条第四項に規定する時刻の間において労働させる回数を一箇月について厚生労働省令で定める回数以内とすること。

ロ 健康管理時間を一箇月又は三箇月についてそれぞれ厚生労働省令で定める時間を超えない範囲内とすること。

ハ 一年に一回以上の継続した二週間(労働者が請求した場合においては、一年に二回以上の継続した一週間)(使用者が当該期間において、第三十九条の規定による有給休暇を与えたときは、当該有給休暇を与えた日を除く。)について、休日を与えること。

二 健康管理時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に健康診断（厚生労働省令で定める項目を含むものに限る。）を実施すること。

六 対象業務に従事する対象労働者の健康管理時間の状況に応じた当該対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置であつて、当該対象労働者に対する有給休暇（第三十九条の規定による有給休暇を除く。）の付与、健康診断の実施その他の厚生労働省令で定める措置のうち当該決議で定めるものを使用者が講ずること。

七 対象労働者のこの項の規定による同意の撤回に関する手続

（注：衆における修正部分）

八 対象業務に従事する対象労働者からの苦情の処理に関する措置を当該決議で定めるところにより使用者が講ずること。

九 使用者は、この項の規定による同意をしなかつた対象労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

- ② 前項の規定による届出をした使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項第四号から第六号までに規定する措置の実施状況を行政官庁に報告しなければならない。
- ③ 第三十八条の四第二項、第三項及び第五項の規定は、第一項の委員会について準用する。
- ④ 第一項の決議をする委員は、当該決議の内容が前項において準用する第三十八条の四第三項の指針に適合したものとなるようにしなければならない。
- ⑤ 行政官庁は、第三項において準用する第三十八条の四第三項の指針に関し、第一項の決議をする委員に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。



国会用資料（実問）

内容 問2 厚労省においては、いわゆる高度プロフェッショナル制度の対象業務に該当するか否かについては、使用者の個々の対象労働者に対する業務指示の状況等の就業の実態等を見て判断するとの趣旨の答弁をしているが、決議した業務とは明らかに異なる業務に複数の対象労働者を就かせている場合等、その就業の実態等を見れば、これらの業務についての使用者の業務指示の状況等を個別に見るまでもなく、対象労働者について、一律に対象業務に該当しないと判断されることもありうるのではないか。
(厚生労働大臣同旨)

(答)

1. 個別の事案において、法に定める要件を満たしているかどうかについては、事実認定の問題であって、厚生労働省において判断すべきものと考えられる。
2. なお、一般論としては、就業の実態によっては、御指摘のように業務指示の状況を個別に見るまでもなく、要件を満たしていないと判断されることが、ないとはいえない。

想定

改正労働基準法第41条の2第1項第1号に掲げる対象業務については厚生労働省令で定めることとされているが、成果を得るために使用者が労働時間の延長等について指示をすることができる業務を除くという趣旨の省令を作ることは、可能か。(厚生労働大臣同旨)

(答)

改正労働基準法第41条の2第1項第1号の対象業務については、「その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるものとして厚生労働省令で定める業務」のうちから決議することとされているところであり、対象業務の範囲については、今後厚生労働省において、法の趣旨を踏まえ、適切に定めるものと承知している。



300619参厚労委 石橋道宏議員.pdf

分類

作成日:2018/06/18

大分類	中分類	小分類

問番号:002 対第四部長問2

件名: 問2 厚労省においては、いわゆる高度プロフェッショナル制度の対象業務に該当するか否かについては、使用者の個々の対象労働者に対する業務指示の状況等の就業の実態等を見て判断するとの趣旨の答弁をしているが、決議した業務とは明らかに異なる業務に複数の対象労働者を就かせている場合等、その就業の実態等を見れば、これらの業務についての使用者の業務指示の状況等を個別に見るまでもなく、対象労働者について、一律に対象業務に該当しないと判断されることもありうるのではないか。(厚生労働大臣同旨)

答弁:平成30年6月19日(第196回国会)
院:参議院 厚生労働委員会 答弁有り

質問者:石橋通宏 党派:立憲

答弁者:内閣法制局第四部長

答弁作成者:内閣法制局第四部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対第四部長

平成30年6月19日（火）参・厚労委 石橋 通宏 君（立憲）

問2 厚労省においては、いわゆる高度プロフェッショナル制度の対象業務に該当するか否かについては、使用者の個々の対象労働者に対する業務指示の状況等の就業の実態等を見て判断するとの趣旨の答弁をしているが、決議した業務とは明らかに異なる業務に複数の対象労働者を就かせている場合等、その就業の実態等を見れば、これらの業務についての使用者の業務指示の状況等を個別に見るまでもなく、対象労働者について、一律に対象業務に該当しないと判断されることもありうるのではないか。

（厚生労働大臣同旨）

1. 個別の事案において、法に定める要件を満たしているかどうかについては、事実認定の問題であって、厚生労働省において判断すべきものと考えられる。
2. なお、一般論としては、就業の実態によっては、御指摘のように業務指示の状況を個別に見るまでもなく、要件を満たしていないと判断されることが、ないとはいえない。

対第四部長

平成30年6月19日（火）参・厚労委 石橋 通宏 君（立憲）

想定 改正労働基準法第41条の2第1項第1号に掲げる対象業務については厚生労働省令で定めることとされているが、成果を得るために使用者が労働時間の延長等について指示をすることができる業務を除くという趣旨の省令を作ることは、可能か。

（厚生労働大臣同旨）

改正労働基準法第41条の2第1項第1号の対象業務については、「その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるものとして厚生労働省令で定める業務」のうちから決議することとされているところであり、対象業務の範囲については、今後厚生労働省において、法の趣旨を踏まえ、適切に定めるものと承知している。



国会用資料（実問）

内容 問 カジノ施設について入場の回数制限を設けることは、人権侵害とならないか。
 ※議員は、10日の政府参考人答弁の中に「7日間で3回、28日間で10回という入場回数制限は人権侵害にならない」旨の発言があったことから質問するもので、カジノ施設への入場と人権との関係について特段の問題意識があるわけではなく、「合理的な規制であれば問題とはならない」旨を答えてもらえればよいとのこと。

(答)

1 お尋ねの趣旨は、特定複合観光施設区域整備法案におけるカジノ施設への入場回数の制限が、憲法の保障する人権との関係で問題とならないかというものと理解されるが、この入場回数の制限を含む同法案におけるカジノ施設への入場規制の仕組みは、カジノ施設の設置に伴う弊害の防止のための合理的な規制であり、人権上の問題とはならないものと考ええる。

更問 入場回数が合理的であるとどのように判断したのか。

(答)

1 具体的な入場回数及びその考え方については、法案の審査過程において、立案省庁から、これまでの国会審議における政府答弁にもあったとおり、

・一般論として入場回数が多くなるにつれて依存が進むリスクが大きくなることを踏まえ、過度な規制にならない範囲で連続するカジノ利用をなるべく抑制する仕組みとすることとし、長期と短期の規制を組み合わせる、

・短期の規制回数については、日本人の平均的な旅行日数が二泊三日になっていることなどを踏まえ、連続する7日間で3回とし、長期の規制回数については、28日間で日本人が平均的に休日をとれる日数が約10日になるということ踏まえ、連続する28日間で10回とする

等の説明を受けたところである。

2 内閣法制局としては、こうした立案省庁からの説明を踏まえ、内容に問題はないと判断したものである。



300712参・内閣委_磯崎君jtd

分類 作成日:2018/07/12

大分類	中分類	小分類

問番号:001 対第二部長問

件名: 問 カジノ施設について入場の回数制限を設けることは、人権侵害とならないか。

答弁:平成30年7月12日(第196回国会)

院:参議院 内閣委員会 答弁有り

質問者:磯崎哲史

党派:民主

答弁者:内閣法制局第二部長

答弁作成者:内閣法制局第二部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対第二部長

平成30年7月12日（木）参・内閣委 磯崎哲史君（民主）

問 カジノ施設について入場の回数制限を設けることは、人権侵害とならないか。

※議員は、10日の政府参考人答弁の中に「7日間で3回、28日間で10回という入場回数制限は人権侵害にならない」旨の発言があったことから質問するもので、カジノ施設への入場と人権との関係について特段の問題意識があるわけではなく、「合理的な規制であれば問題とはならない」旨を答えてもらえればよいとのこと。

(答)

- 1 お尋ねの趣旨は、特定複合観光施設区域整備法案におけるカジノ施設への入場回数の制限が、憲法の保障する人権との関係で問題とならないかというものと理解されるが、この入場回数の制限を含む同法案におけるカジノ施設への入場規制の仕組みは、カジノ施設の設置に伴う弊害の防止のための合理的な規制であり、人権上の問題とはならないものとする。

【参考】国会答弁（今回の質問の契機）

（平成30年7月10日 参・内閣委）

○矢田わか子君 …本当に一週間に三回、一か月十回通う人が出てきた場合に、それは本当に依存症をつくることにつながらないのでしょうか。何か御答弁があればお願いします。

○政府参考人（中川真君） …

ちなみに、この三回、十回の根拠を説明させていただきましたけれども、今説明させていただきましたようなこの規制の在り方として、我が国では基本的には自分の行動の自由あるいは経済的な財産の処分の自由がございますので、その中で、連続する七日間で三回、あるいは連続する二十八日間で十回という形で行為規制を法律に基づいて行うわけがございますので、我が国の考え方、政策立案の考え方の中では過剰な人権侵害にならないという観点も必要なのであるというふうに考えるところでございます。そういう意味で、この七日間で三回、二十八日間で十回というものが過剰な権利侵害にならない、規制にならないという観点を含めて申し上げたわけがございます。

更問 入場回数が合理的であるとどのように判断したのか。

(答)

- 1 具体的な入場回数及びその考え方については、法案の審査過程において、立案省庁から、これまでの国会審議における政府答弁にもあったとおり、
 - ・一般論として入場回数が多くなるにつれて依存が進むリスクが大きくなることを踏まえ、過度な規制にならない範囲で連続するカジノ利用をなるべく抑制する仕組みとすることとし、長期と短期の規制を組み合わせる、
 - ・短期の規制回数については、日本人の平均的な旅行日数が二泊三日になっていることなどを踏まえ、連続する7日間で3回とし、長期の規制回数については、28日間で日本人が平均的に休日をとれる日数が約10日になるということ踏まえ、連続する28日間で10回とする等の説明を受けたところである。

- 2 内閣法制局としては、こうした立案省庁からの説明を踏まえ、内容に問題はないと判断したものである。

【参考】国会答弁（入場回数制限関係）

（平成30年5月30日 衆・内閣委）

○濱村委員 …入場回数制限、連続する七日間で三回、連続する二十八日間で十回としているわけでございますけれども、…この点をお伺いします。

○中川政府参考人 …

政府の中におきましては、入場回数ということは、客観的に、誰でも見て把握できる指標であるということと、それから、一般論として、入場回数が多くなるにつれて依存が進むリスクが大きくなるというようなこと、そういうことも踏まえまして、日本人そして国内居住の外国人はカジノ施設へのアクセスが比較的容易な環境にございますので、こういう者を対象にして入場回数制限を設けることが適切だというふうに考えた次第でございます。

一方、連続する七日間で三回、二十八日間で十回としている根拠でございますけれども、これは、複数のカジノ施設への入場回数を一元的に把握して、新たな入場の可否を判断する仕組みが必要になります。

I R整備法案におきましては、カジノ管理委員会が入場回数を管理することとして、カジノ事業者が、入場者について、回数制限を超える者であるかどうかということを確認するに当たって、カジノ管理委員会に照会をしなければならないという形になっております。また、照会を受けたカジノ管理委員会は、カジノ事業者に対して、入場の可否などについて直ちに回答をしなければならないということになっておまして、こういう形で、入場回数制限の実効性が確保されることになるというふうに考えているところでございます。

また、なお、この三回、十回の根拠でございますけれども、長期と短期の規制を組み合わせるという考え方は、連続するカジノ利用をなるべく抑制する仕組みを考える中で出てきたものでございまして、連続する七日間で三回といいますのは、日本人の平均的な旅行日数が二泊三日になっているようなことなどを踏まえて三回としたものでございますし、また、連続する二十八日間で十回といいますのは、日本人の平均的な有給休暇の取得ですとか国民の祝日が二十八日間当たりどれくらいあるかということと週休二日の勤務形態を前提としますと、二十八日間で日本人が平均的に休日をとれる日数が約十日ぐらいになるというようなことを踏まえまして、日本人等につきまして、過度の規制にならないという観点も踏まえて制度設計をしたものでございます。

【参考】 参照条文

○日本国憲法（抄）

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②、③（略）

○特定複合観光施設区域整備法案（抄）

（目的）

第一条 この法律は、我が国における人口の減少、国際的な交流の増大その他の我が国を取り巻く経済社会情勢の変化に対応して我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進することが一層重要となっていることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十五号。以下「推進法」という。）第五条の規定に基づく法制上の措置として、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、特定複合観光施設区域に関し、国土交通大臣による基本方針の作成、都道府県等による区域整備計画の作成、国土交通大臣による当該区域整備計画の認定等の制度を定めるほか、カジノ事業の免許その他のカジノ事業者の業務に関する規制措置、カジノ施設への入場等の制限及び入場料等に関する事項、カジノ事業者が納付すべき国庫納付金等に関する事項、カジノ事業等を監督するカジノ管理委員会の設置、その任務及び所掌事務等に関する事項その他必要な事項を定め、もって観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とする。

（入場規制）

第六十九条 カジノ事業者は、政令で定める場合を除き、次に掲げる者をカジノ施設に入場させ、又は滞在させてはならない。

一 二十歳未満の者

二 第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者

三 第八十一条第一項又は第二項の規定に違反して、入場料（第七十六条第一項に規定する入場料をいう。次号において同じ。）又は認定都道府県等入場

料（第一百七十七条第一項に規定する認定都道府県等入場料をいう。）を納付しない者

四 本邦内に住居を有しない外国人以外の者であって、カジノ施設に入場し、又は滞在しようとする日（次号において「入場等基準日」という。）から起算して過去七日間において第一百七十六条第一項の規定により入場料を賦課されてカジノ行為区画（入場し、又は滞在しようとするカジノ施設以外のカジノ施設のカジノ行為区画を含む。）に入場した回数及び同条第三項の規定により入場料を再賦課され、又は同条第五項の規定により入場料を再々賦課された回数（同号及び次条第一項において「入場等回数」という。）が既に三回に達しているもの（直近の賦課入場時（第一百七十六条第一項の規定により賦課された入場料の納付後初めてカジノ行為区画に入場した時をいう。）、再賦課基準時（同条第二項に規定する再賦課基準時をいう。）又は再々賦課基準時（同条第四項に規定する再々賦課基準時をいう。）（同号において「賦課入場時等」という。）からそれぞれ二十四時間を経過するまでの間にある者を除く。）

五 本邦内に住居を有しない外国人以外の者であって、入場等基準日から起算して過去二十八日間における入場等回数が既に十回に達しているもの（直近の賦課入場時等からそれぞれ二十四時間を経過するまでの間にある者を除く。）

○特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号）（抄）
（カジノ施設の設置及び運営に関する規制）

第十条 政府は、カジノ施設の設置及び運営に関し、カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

- 一 カジノ施設において行われるゲームの公正性の確保のために必要な基準に関する事項
- 二 カジノ施設において用いられるチップその他の金銭の代替物の適正な利用に関する事項
- 三 カジノ施設関係者及びカジノ施設の入場者から暴力団員その他カジノ施設に対する関与が不適当な者を排除するために必要な規制に関する事項
- 四 犯罪の発生の予防及び通報のためのカジノ施設の設置及び運営をする者による監視及び防犯に係る設備、組織その他の体制の整備に関する事項
- 五 風俗環境の保持等のために必要な規制に関する事項
- 六 広告及び宣伝の規制に関する事項
- 七 青少年の保護のために必要な知識の普及その他の青少年の健全育成のために必要な措置に関する事項
- 八 カジノ施設の入場者がカジノ施設を利用したことに伴いギャンブル依存症等の悪影響を受けることを防止するために必要な措置に関する事項

2 政府は、前項に定めるもののほか、外国人旅客以外の者に係るカジノ施設の利用による悪影響を防止する観点から、カジノ施設に入場することができる者の範囲の設定その他のカジノ施設への入場に関し必要な措置を講ずるものとする。



国会用資料（実問）

内容 問 今上陛下が御即位された際にも国会で議論されているが、「即位礼正殿の儀」や「大嘗祭」に関して、憲法20条3項との関係はどのようになっているのか。

(答)

1 平成の御代替わりに伴い行われた式典は、その在り方等について慎重な検討がなされたところ、お尋ねの「即位礼正殿の儀」については、天皇陛下が御即位を公に宣明されるとともに、その御即位を内外の代表がことごとく儀式であり、この儀式の内容には宗教上の儀式としての性格を有するものは見られないことから、御指摘の憲法第20条第3項が禁止する宗教的活動には当たらないと整理され、国事行為として行われたところである。

2 他方、「大嘗祭」については、その中核が、天皇が皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穡などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穡などを祈念される儀式であり、その趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定できず、また、その態様においても、国がその内容に立脚し、その内容に立脚することにはなじまない性格の儀式であることから、国事行為として行うことは困難であるものの、一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式であり、皇位の世襲制をとる我が国の憲法の下においては、その儀式について国としても深い関心を持製し、その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然と考えられることから、大嘗祭は、公的性格があるといえ、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することは、憲法第89条及び第20条第3項のいずれにも反するものではないと整理されたところである。

(3 その上で、「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針について」(平成30年4月3日閣議決定)において、「平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべき」との考え方にに基づき準備を進めることとされたところである。)



301130衆・内閣 西田君 対一部長(セット)jtd

分類 作成日:2018/11/30

大分類	中分類	小分類

問番号:001 西田君対第一部長問

件名: 問 今上陛下が御即位された際にも国会で議論されているが、「即位礼正殿の儀」や「大嘗祭」に関して、憲法20条3項との関係はどのようになっているのか。

答弁:平成30年11月30日(第197回国会)

院:衆議院 内閣委員会 答弁有り

質問者:西田昭二 党派:自民

答弁者:岩尾 内閣法制局第一部長

答弁作成者:内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対第一部長

平成30年11月30日（金） 衆・内閣委 西田昭二君（自民）

問 今上陛下が御即位された際にも国会で議論されているが、「即位礼正殿の儀」や「大嘗祭」に関して、憲法20条3項との関係はどのようになっているのか。

（答）

- 1 平成の御代替わりに伴い行われた式典は、その在り方等について慎重な検討がなされたところ、お尋ねの「即位礼正殿の儀」については、天皇陛下が御即位を公に宣明されるとともに、その御即位を内外の代表がことほぐ儀式であり、この儀式の内容には宗教上の儀式としての性格を有するものは見られないことから、御指摘の憲法第20条第3項が禁止する宗教的活動には当たらないと整理され、国事行為として行われたところである。
- 2 他方、「大嘗祭」については、その中核が、天皇が皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式であり、その趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定できず、また、その態様においても、国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式であることから、国事行為として行うことは困難であるものの、一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式であり、皇位の世襲制をとる我が国の

憲法の下においては、その儀式について国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然と考えられることから、大嘗祭は、公的性格があるといえ、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することは、憲法第89条及び第20条第3項のいずれにも反するものではないと整理されたところである。

- (3 その上で、「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針について」（平成30年4月3日閣議決定）において、「平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべき」との考え方にに基づき準備を進めることとされたところである。)

【参考】

◎日本国憲法

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

◎皇室経済法

第三条 予算に計上する皇室の費用は、これを内廷費、宮廷費及び皇族費とする。

第五条 宮廷費は、内廷諸費以外の宮廷諸費に充てるものとし、宮内庁で、これを経理する。

◎国会答弁等

(衆・内閣委・平2・4・17・大森政府委員)

○大森政府委員 即位礼正殿の儀がどのように意義づけられておるかということに絡む問題でございますが、本年1月19日に閣議了解されました即位の礼の挙行に関する大綱におきましては、天皇陛下が御即位を公に宣明されるとともに、その御即位を内外の代表がことほぐ儀式である、このように意義づけられております。そして、この儀式の内容には宗教上の儀式としての性格を有するものは見られませんので、ただいま御指摘の憲法20条3項が禁止する宗教的活動には当たらないことは明らかであり、何ら問題はないというふうに考えております。

(衆・内閣委・平2・4・19・大森政府委員答弁)

○大森政府委員 このたび行われようとしております大嘗祭、これは準備委員会の検討結果で詳しく書かれておりますように、皇室の行事として行われるということでございます。それには公的性格があるという結論に達しているわけでございますが、若干その理由をもう1度詳しく申し上げます。

先ほど宮内庁次長から答弁いたしましたように、大嘗祭と申しますのは、収穫儀礼に根差したものであり、伝統的皇位継承儀礼という性質を持つのでございます。その中核と申しますのは、天皇が皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穡を感謝されるとともに、国家国民のために安寧と五穀豊穡などを祈念される儀式であるというふうに意義づけられております。したがって、この趣旨、形式等からいたしまして、宗教上の儀式としての性格を有することは否定することができない。また、その態様においても、国がその内容に立ち入ることになじまない性格の儀式であるから、大嘗祭を国事行為として行うことは困難である。このように書いているわけでございます。

したがって、国事行為として行わない、皇室の行事として行うというわけでございますが、先ほど申し上げましたいわゆる第3分類に当たる行為の中にも、純然たる私的な性格を持つ行為と公的性格ないし色彩を有する行為と、これは小分類でございますが、2つの性格を有するものがあるのだということでございます。この大嘗祭につきましては、皇位が世襲であることに伴う一世一度の重要な伝統的皇位継承儀式である、したがって、皇位の世襲制をとる我が憲法のもとにおきましては、その儀式について国としても深い関心を持ち、人的、物的な側面からその挙行を可能にする手だてを講ずることは当然であるというふうに考えられるわけであり、このような意味において、公的な性格があるという結論に達した次第でございます。

◎皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針について（平成30年4月3日閣議決定案）

天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位が、国民の祝福の中でつつがなく行われるよう、関連する国の儀式等の準備を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を下記のとおり定める。

記

第1 各式典の挙行に係る基本的な考え方について

各式典の挙行については、次の基本的な考え方に基づき、準備を進めることとする。

- 1 各式典は、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものとすること
- 2 平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべきものであること

第2～第5（略）

○「即位の礼」・大嘗祭の挙行等について（平成元年12月21日閣議口頭了解）

第2 大嘗祭について

1 意義

大嘗祭は、稲作農業を中心とした我が国の社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、天皇が即位の後、初めて、大嘗宮において、新穀を皇祖及び天神地祇にお供えになって、みずからお召し上がりになり、皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穡などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穡などを祈念される儀式である。それは、皇位の継承があったときは、必ず挙行すべきものとされ、皇室の長い伝統を受け継いだ、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式である。

2 儀式の位置付け及びその費用

大嘗祭は、前記のとおり、収穫儀礼に根ざしたものであり、伝統的皇位継承儀式という性格を持つものであるが、その中核は、天皇が皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穡などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穡などを祈念される儀式であり、この趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定することができず、また、その態様においても、国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式であるから、大嘗祭を国事行為として行うことは困難であると考えられる。

次に、大嘗祭を皇室の行事として行う場合、大嘗祭は、前記のとおり、皇位が世襲であることに伴う、一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式であるから、皇位の世襲制をとる我が国の憲法の下においては、その儀式について

国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然と考えられる。その意味において、大嘗祭は、公的性格があり、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することが相当であると考え



国会用資料（実問）

内容 問1 日本国憲法第三章は、「国民の権利及び義務」となっているが、憲法は、外国人に対しても、人権を保障しているのか。

(答)

お尋ねの憲法第3章に規定する基本的人権の外国人に対する保障については、最高裁は、昭和53年10月4日大法廷判決（いわゆる「マクレーン事件」）において、「憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきである」としているところであり、政府としても同様に認識している。



【対一部長問】301204参・法務委 山口 問1.jtd

分類 作成日:2019/03/05

大分類	中分類	小分類

問番号：001 山口君対第一部長問1

件名： 問1 日本国憲法第三章は、「国民の権利及び義務」となっているが、憲法は、外国人に対しても、人権を保障しているのか。

答弁：平成30年12月4日（第197回国会）
院：参議院 法務委員会 答弁有り

質問者：山口和之 党派：無

答弁者：岩尾 内閣法制局第一部長

答弁作成者：内閣法制局第一部

備考：

国会答弁抄採録先：

国会議事録採録先：

対第一部長

平成30年12月4日（火） 参・法務委 山口 和之 君（無）

問1 日本国憲法第三章は、「国民の権利及び義務」となっているが、憲法は、外国人に対しても、人権を保障しているのか。

（答）

お尋ねの憲法第3章に規定する基本的人権の外国人に対する保障については、最高裁は、昭和53年10月4日大法廷判決（いわゆる「マククリーン事件」）において、「憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであ」としているところであり、政府としても同様に認識している。

【参考】

◎参考答弁

1 憲法の基本的人権に関する保障規定は、外国人に対しても適用があるか

（61回・昭44・7・2 衆・法務・25号3頁）

○猪俣委員 ……一体外国人は、日本国憲法の適用を受けるのか受けないのか、

どういう御見解を持っておりますか。

○高辻政府委員 御質問は簡単でございますが、一応外国人とわが日本国憲法との関係については、一通りお話し申し上げたいと思います。これは猪俣先生特に御案

内のことではございますが、また見解が違えば御指摘を願いますけれども、この世界でともかくも国々が主権国家として相並立している現状のもとでは、1国の構成員でない外国人は、その政治社会である国の政治的利害との関係において言う限りは、その国の構成員である国民と同視するわけにはいかない、これはやむを得ないところであろうと思います。国際社会というものがもう少し発達をしていきますれば話は変わっていくかもしれませんが、現在の世界社会というものをながめてまいりましたときに、それはやむを得ない。そのことは国際慣習法上も認められておりまして、外国人の入国の許否はその国の自由裁量によって決定することができるものとされ、特に国権がみずからに制約を課する場合のほかには、国は外国人の入国を許可する義務を負わないこととされております。また他面憲法は、外国人の入国について別段の規定を置いておりません。こういうことから考えますと、論理の筋道としては、憲法がその許否についての国際慣習法をそのまま受容していることを示すものと見られるものだと思われます。

かように、憲法は外国人の入国の許否について国に自由裁量を認めているものと解されますが、これは御承知のとおり、最高裁の判例にもこういうことが出ておりますが、一たび入国を許可した外国人について、憲法が、先ほどお話がありましたように、そのことばどおりに煮て食おうと焼いて食おうとかって次第かという、これにはやはり確かに私どもは問題があると思っております。外国人は、国の政治的利害と関係を持つ事柄に関する限りは、その政治的利害に照らして合理的に相当と認められる範囲において法律によってその行動に特別の制約が課されましても、憲法に違反するということにはならない。その意味で、憲法上日本国民と同様に基本的人権が保障されているというわけにはまいりませんが、このような範囲での特別の制約が課されない限度では、たとえ外国人でありましても、わが領域に存在する人間なら、日本国民と同様に憲法上基本的人権の享有を妨げられないものとするのが相当であろうというのが、私どもの考え方でございます。

○猪俣委員 ……まず憲法第22条、憲法22条は、「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。」この中には、外国人も入るのですか、入らぬのですか。

○高辻政府委員 ……外国人は、いまの国際社会の現象としては、あるいは国際慣習法と申してよろしいと思いますが、そういうところでは、他国に自由に出入することができるわけではない。その国の国権の作用によって、入国を許可しようとするいは拒否しようとする、それは自由である、国権の考え次第であるというのが、1つの確立された国際法規であると申してよろしいと思いますが、それがまず第1に重要なことであると思います。

それから、今度はその許可をされたもの、そうしてその1国社会に入ってきたものは、もともとそういうものであるから、その人権というものは無視されてよろしいのだ、あるいは先ほど御指摘の著者が、そういうつもりで言っているかどうかは別として、煮て食っても焼いて食ってもよろしいかということ、そうはいかない。やはり政治的社会である外国、外国人からいえばよその国、われわれからいえば自国であります、その国に入ってまいりますときは、1国の国民と外国人との相違に照らし、1国の政治社会と見合って、それに相当する程度の制約というものは受けざるを得ない、憲法は受けることを否認はしておらない。しかし、そうかといって、そういうものと無関係なものについてまで憲法上の保障がないということはいえない。そういうような観点から、いわば相対的な観点から申して、22条なり何なり、どの規定も同じだと思いますが、区別を考えていくべきであろうと思います。概して言えば、これもどこかの判例にあったように思いますが、憲法が「国民は」というようなことばを使っているような条項あるいは「何人も」というような条項については、そういうことばの相違から必然的にそうだとは言えませんが、そういうようなことばから出ておる人権の性格、人間として持つべき権利というよ

うなものについては、やはり外国人といえどもこの保障を受けるのだろう、概して言えばそういうことが言えると思います。……

○猪俣委員 憲法第22条は、渡航の自由を保障したものだというのが学者の通説である。これは外国人にも渡航の自由というものがあると思うのだが、日本の憲法が適用になるとするならば、何か特殊の日本の国益に反するようなことを前提としてばかり説明されておるが、そうではない。一般の平穩に日本で暮らしている外国人が、憲法22条の渡航の自由があるのかないのか、あなた方はどうお考えになっているのか。

○高辻政府委員 憲法の合理的な制限が課せられない分野であれば、これはむしろその人権の保障は、先ほども申しましたように、外国人といえどもこの制限をされてはよろしくない、こういうことは言えると思います。ただ一般的に、外国人ということでありますために、その外国人と当該国家との関連を無視するわけにいかない。場合によっては合理的な制約というものもあり得るということを抜きに、何でもかんでも日本国民と全く同じように人権の保障を受けるのだという点については、そう簡単には申し上げられないであろうということを申したわけです。むろん先生御指摘のように、憲法学者の間に、憲法は、基本的人権はそのまま適用があるのだ、いや憲法の基本的人権は、憲法の第3章「国民の権利及び義務」と書いて、明白に「国民」と書いてあるように、国民だけに限られるのだという考え方、確かに2つございますが、私は先ほど申し上げたように、そういうふうに分けて考える、つまり全く相反する意見であるように見えるような考え方、それが多少おかしいのではないかというような感じがいたします。要するに、さっき申し上げたようなところで見るのが相当ではないかと、私どもは考えております。

◎判例

○昭和53年10月4日最高裁判所大法廷判決（抄）

前記の事実によれば、上告人の在留期間更新申請に対し被上告人が更新を適当と認めるに足りる相当な理由があるものとはいえないとしてこれを許可しなかつたのは、上告人の在留期間中の無届転職と政治活動のゆえであつたというのであり、原判決の趣旨に徴すると、なかでも政治活動が重視されたものと解される。

思うに、憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであり、政治活動の自由についても、わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、その保障が及ぶものと解するのが、相当である。しかしながら、前述のように、外国人の在留の許否は国の裁量にゆだねられ、わが国に在留する外国人は、憲法上わが国に在留する権利ないし引き続き在留することを要求することができる権利を保障されているものではなく、ただ、出入国管理令上法務大臣がその裁量により更新を適当と認めるに足りる相当の理由があると判断する場合に限り在留期間の更新を受けることができる地位を与えられているにすぎないものであり、したがつて、外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、右のような外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎないものと解するのが相当であつて、在留の許否を決する国の裁量を拘束するまでの保障、すなわち、在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を在留期間の更新の際に消極的な事情としてしんじやくされないことまでの保障が与えられているものと解することはできない。在留中の外国人の行為が合憲合法な場合でも、法務大臣がその行為を不当の面から日本国にとつて好ましいものとはいえないと評価し、また、右行為から将来当該外国人が日本国の利益を害する行為を行うおそれがある者であると推認することは、右行為が上記のような意味において憲法の保障を受けるものであるからといつてなんら妨げられるものではない。

前述の上告人の在留期間中のいわゆる政治活動は、その行動の態様などからみて

直ちに憲法の保障が及ばない政治活動であるとはいえない。しかしながら、上告人の右活動のなかには、わが国の出入国管理政策に対する非難行動、あるいはアメリカ合衆国の極東政策ひいては日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に対する抗議行動のようにわが国の基本的な外交政策を非難し日米間の友好関係に影響を及ぼすおそれがないとはいえないものも含まれており、被上告人が、当時の内外の情勢にかんがみ、上告人の右活動を日本国にとって好ましいものではないと評価し、また、上告人の右活動から同人を将来日本国の利益を害する行為を行うおそれがある者と認めて、在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるものとはいえないと判断したとしても、その事実の評価が明白に合理性を欠き、その判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえず、他に被上告人の判断につき裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつたことをうかがわせるに足りる事情の存在が確定されていない本件においては、被上告人の本件処分を違法であると判断することはできないものといわなければならない。また、被上告人が前述の上告人の政治活動をしんじやくして在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるものとはいえないとし本件処分をしたことによつて、なんら所論の違憲の問題は生じないというべきである。



国会用資料（実問）

内容 問2 一般的に、憲法で規定する基本的人権のうち、その権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解釈されているものにはどのようなものがあるか。

(答)

1 (先ほど申し上げたとおり、) 一般に、憲法の保障する基本的人権については、その権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても、基本的に保障されるべきものと解されるものの、その保障の具体的内容については、当該権利の性質、在留の態様等に応じて異なり得るものであると考えられる。

2 そのため、お尋ねについては一概にお答えすることは困難であるものの、例えば、憲法第15条第1項に規定する公務員を選定罷免する権利については、最高裁判所平成7年2月28日判決は、同項の規定が「国民主権の原理に基づき、公務員の終局的任免権が国民に存することを表明したものにほかならないところ、・・・憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである」ことから、「権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である」としているところであり、政府も同様に認識している。



【対一部長問】301204参・法務委 山口 問2.jtd

分類 作成日:2019/03/05

大分類	中分類	小分類

問番号:002 山口君対第一部長問2

件名: 問2 一般的に、憲法で規定する基本的人権のうち、その権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解釈されているものにはどのようなものがあるか。

答弁:平成30年12月4日(第197回国会)
院:参議院 法務委員会 答弁有り

質問者:山口和之 党派:無

答弁者:岩尾 内閣法制局第一部長

答弁作成者:内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対第一部長

平成30年12月4日（火） 参・法務委 山口 和之 君（無）

問2 一般的に、憲法で規定する基本的人権のうち、その権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解釈されているものにはどのようなものがあるか。

（答）

- 1 （先ほど申し上げたとおり、）一般に、憲法の保障する基本的人権については、その権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても、基本的に保障されるべきものと解されるものの、その保障の具体的内容については、当該権利の性質、在留の態様等に応じて異なり得るものであると考えられる。
- 2 そのため、お尋ねについては一概にお答えすることは困難であるものの、例えば、憲法第15条第1項に規定する公務員を選定罷免する権利については、最高裁判所平成7年2月28日判決は、同項の規定が「国民主権の原理に基づき、公務員の終局的任免権が国民に存することを表明したものにほかならないところ、・・・憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである」ことから、「権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である」としているところであり、政府も同様に認識している。

【参考】

◎参考条文

○日本国憲法

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

○2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

◎参考答弁

○衆議院議員平岡秀夫君提出武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案等に関する質問に対する答弁書

三について

今国会に提出している武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案（以下「捕虜取扱い法案」という。）の規定による捕虜等の抑留は、武力攻撃（事態対処法第二条第一号の武力攻撃をいう。以下同じ。）が発生した事態において、敵国軍隊等の構成員等が武力攻撃に再び参加し、又は関与することを防止し、もって武力攻撃の排除に資することを目的として行うものであり、我が国が主権国家として持つ固有の自衛権の行使に伴い実施する措置として、憲法上認められるところであると考える。

お尋ねは、捕虜等に対する日本国憲法第三章に規定する基本的人権に関する規定の適用関係を問うものと思われるが、一般に、憲法の保障する基本的人権については、その権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても、基本的に保障されるべきものと解される。しかしながら、その保障の具体的内容については、当該権利の性質、在留の態様等に応じ

て異なり得るものであり、捕虜等に対しても、武力攻撃から我が国を防衛するために行う抑留の目的に照らし、一定の権利について、必要な限度において、合理的な制限を加えることは、憲法の許容するところであると解される。例えば、思想及び良心の自由（憲法第十九条）、信教の自由（憲法第二十条）のうち信仰の自由等については、それらが内心の自由という場面にとどまる限り、捕虜等に対しても絶対的に保障されるが、他方、居住及び移転の自由（憲法第二十二条第一項）等については、捕虜等の抑留の本質的な目的に反するものであり、当然に制限されるものと解される。また、信教の自由のうち宗教活動の自由等については、抑留目的を達成するために不可欠な捕虜収容所の規律及び秩序の維持に支障を生ずる場合等において、必要最小限度の制限が加えられ得るものと解される。

32 外国人参政権と憲法一五条（答弁書）

（176回・平22・11・26 参・本会議・10号（その一）53頁）

○浜田和幸議員質問主意書

○答弁書（平二二・一一・一九提出）

一について

最高裁判所平成七年二月二十八日判決は、「憲法一五条一項にいう公務員を選定罷免する権利の保障が我が国に在留する外国人に対しても及ぶものと解すべきか否かについて考えると、憲法の右規定は、国民主権の原理に基づき、公務員の終局的任免権が国民に存することを表明したものにほかならないところ、主権が「日本国民」に存するものとする憲法前文及び一条の規定に照らせば、憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。そうとすれば、公務員を選定罷免する権利を保障した憲法一五条一項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障

は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。そして、地方自治について定める憲法第八章は、九三条二項において、地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙するものと規定しているのであるが、前記の国民主権の原理及びこれに基づく憲法一五条一項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の統治機構の不可欠の要素を成すものであることをも併せ考えると、憲法九三条二項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものといふことはできない。（中略）このように、憲法九三条二項は、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したものとはいえないが、憲法第八章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない」と判示しており、政府としては、「我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずること」は、御指摘の「憲法上の国民主権の原理」と必ずしも矛盾するものではないと考えている。

1 憲法の基本的人権に関する保障規定は、外国人に対しても適用があるか

(61回・昭44・7・2 衆・法務・25号3頁)

○猪俣委員 ……一体外国人は、日本国憲法の適用を受けるのか受けないのか、
どういう御見解を持っておりますか。

○高辻政府委員 御質問は簡単でございますが、一応外国人とわが日本国憲法との
関係については、一通りお話し申し上げたいと思います。これは猪俣先生特に御案
内のことではございますが、また見解が違えば御指摘を願いますけれども、この世
界でともかくも国々が主権国家として相並立している現状のもとでは、1国の構成
員でない外国人は、その政治社会である国の政治的利害との関係において言う限り
は、その国の構成員である国民と同視するわけにはいかない、これはやむを得ない
ところであろうと思います。国際社会というものがもう少し発達をしていきますれ
ば話は変わっていくかもしれませんが、現在の世界社会というものをながめてまい
りましたときに、それはやむを得ない。そのことは国際慣習法上も認められており
まして、外国人の入国の許否はその国の自由裁量によって決定することができるも
のとされ、特に国権がみずからに制約を課する場合のほかには、国は外国人の入国
を許可する義務を負わないこととされております。また他面憲法は、外国人の入国
について別段の規定を置いておりません。こういうことから考えますと、論理の筋
道としては、憲法がその許否についての国際慣習法をそのまま受容していることを
示すものと見られるものだと思われます。

かように、憲法は外国人の入国の許否について国に自由裁量を認めているものと
解されますが、これは御承知のとおり、最高裁の判例にもこういうことが出ており
ますが、一たび入国を許可した外国人について、憲法が、先ほどお話がありました
ように、そのことばどおりに煮て食おうと焼いて食おうとかって次第かという、
これにはやはり確かに私どもは問題があると思っております。外国人は、国の政治

的利害と関係を持つ事柄に関する限りは、その政治的利害に照らして合理的に相当と認められる範囲において法律によってその行動に特別の制約が課されましても、憲法に違反するということにはならない。その意味で、憲法上日本国民と同様に基本的人権が保障されているというわけにはまいりませんが、このような範囲での特別の制約が課されない限度では、たとえ外国人でありましても、わが領域に存在する人間なら、日本国民と同様に憲法上基本的人権の享有を妨げられないものとするのが相当であろうというのが、私どもの考え方でございます。

53 外国人と憲法14条1項の関係

(101回・昭59・5・10 参・法務・6号10頁)

○飯田忠雄君 ……憲法第14条は日本国民間の法のもとの平等を保障しておりますが、この保障は外国人と日本人との間の平等をも保障することになるのかという問題でございます。……

○政府委員（関守君） 御指摘の憲法第14条第1項におきましては、先ほども御指摘もございましたように、「すべて国民は、」と規定してございます。したがいまして、そういうことから直接には我が国の国民の間における法のもとの平等を保障しようというのがこの趣旨であるようにも思えますけれども、この憲法によって立ちます思想と申しますか、それは近代における人権思想を背景にいたしておりますので、そういう点にかんがみますと、特段の事情がない限りは今の憲法第14条第1項の規定が外国人に対しましても類推されるべきであるというのが最高裁判所の判例でございます。

ただ、その場合、これは判例でもたびたび認められておりますし、それから国会でもいろいろ御答弁申し上げていることでもございますけれども、この14条第1項の規定は事柄の性質に即応して合理的と認められる範囲内の異なる取り扱いをすることまで禁止しているというものではないというふうに考えられますので、そう

いう点からして、外国人にも適用されるという考え方に立ちましても外国人に対する特別の取り扱いをするということは十分考えられるわけございまして、立法例といたしましても、外国人に対する資格その他につきましていろいろと制限を加えているという例は幾つかあるわけございまして。

67 外国人労働者の基本的人権の尊重

(192回・平28・10・28・参・本会議・7号3頁)

○真山勇一君 ……また、外国人労働者の方たちの基本的人権を尊重し、健康で文化的な生活を確保する義務があると考えているのでしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） ……また、適用事業所に使用されている外国人労働者は社会保険の適用対象とするなど、権利の性質上、国民のみを対象としているもの以外はひとしく外国人に対しても基本権の保障が及ぶものと考えます。

◎判例

○昭和53年10月4日最高裁判所大法廷判決（抄）

憲法二二条一項は、日本国内における居住・移転の自由を保障する旨を規定するにとどまり、外国人がわが国に入国することについてはなんら規定していないものであり、このことは、国際慣習法上、国家は外国人を受け入れる義務を負うものではなく、特別の条約がない限り、外国人を自国内に受け入れるかどうか、また、これを受け入れる場合にいかなる条件を付するかを、当該国家が自由に決定することができるものとされていることと、その考えを同じくするものと解される（最高裁昭和二九年（あ）第三五九四号同三二年六月一九日大法廷判決・刑集一一卷六号一六六三頁参照）。したがって、憲法上、外国人は、わが国に入国する自由を保障されているものでないことはもちろん、所論のように在留の権利ないし引き続き在留することを要求する権利を保障されているものでもないと解すべきである。

(中略)

前記の事実によれば、上告人の在留期間更新申請に対し被上告人が更新を適当と認めるに足りる相当な理由があるものとはいえないとしてこれを許可しなかつたのは、上告人の在留期間中の無届転職と政治活動のゆえであつたというのであり、原判決の趣旨に徴すると、なかでも政治活動が重視されたものと解される。

思うに、憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであり、政治活動の自由についても、わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、その保障が及ぶものと解するのが、相当である。しかしながら、前述のように、外国人の在留の許否は国の裁量にゆだねられ、わが国に在留する外国人は、憲法上わが国に在留する権利ないし引き続き在留することを要求することができる権利を保障されているものではなく、ただ、出入国管理令上法務大臣がその裁量により更新を適当と認めるに足りる相当の理由があると判断する場合に限り在留期間の更新を受けることができる地位を与えられているにすぎないものであり、したがつて、外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、右のような外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎないものと解するのが相当であつて、在留の許否を決する国の裁量を拘束するまでの保障、すなわち、在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を在留期間の更新の際に消極的な事情としてしんじやくされないことまでの保障が与えられているものと解することはできない。在留中の外国人の行為が合憲合法な場合でも、法務大臣がその行為を不当の面から日本国にとつて好ましいものとはいえないと評価し、また、右行為から将来当該外国人が日本国の利益を害する行為を行うおそれがある者であると推認することは、右行為が上記のような意味において憲法の保障を受けるものであるからといつてなんら妨げられるものではない。

前述の上告人の在留期間中のいわゆる政治活動は、その行動の態様などからみて直ちに憲法の保障が及ばない政治活動であるとはいえない。しかしながら、上告人の右活動のなかには、わが国の出入国管理政策に対する非難行動、あるいはアメリカ合衆国の極東政策ひいては日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に対する抗議行動のようにわが国の基本的な外交政策を非難し日米間の友好関係に影響を及ぼすおそれがないとはいえないものも含まれており、被上告人が、当時の内外の情勢にかんがみ、上告人の右活動を日本国にとって好ましいものではないと評価し、また、上告人の右活動から同人を将来日本国の利益を害する行為を行うおそれがある者と認めて、在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるものとはいえないと判断したとしても、その事実の評価が明白に合理性を欠き、その判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえず、他に被上告人の判断につき裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつたことをうかがわせるに足りる事情の存在が確定されていない本件においては、被上告人の本件処分を違法であると判断することはできないものといわなければならない。また、被上告人が前述の上告人の政治活動をしんじやくして在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるものとはいえないとし本件処分をしたことによつて、なんら所論の違憲の問題は生じないというべきである。

○平成7年2月28日最高裁第3小法廷判決

憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものである。そこで、憲法15条1項にいう公務員を選定罷免する権利の保障が我が国に在留する外国人に対しても及ぶものと解すべきか否かについて考えると、憲法の右規定は、国民主権の原理に基づき、公務員の終局的任免権が国民に存することを表明したものにほかならないところ、主権が「日本国民」に存するものとす

る憲法前文及び1条の規定に照らせば、憲法の国民主権の原理における国民とは、
日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。そうと
すれば、公務員を選定罷免する権利を保障した憲法15条1項の規定は、権利の性質
上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外
国人には及ばないものと解するのが相当である。そして、地方自治について定める
憲法第8章は、93条2項において、地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定
めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙するものと規定し
ているのであるが、前記の国民主権の原理及びこれに基づく憲法15条1項の規定の
趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の統治機構の不可欠の要素を成すものであるこ
とも併せ考えると、憲法93条2項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に
住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国
に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を
保障したものということはできない。以上のように解すべきことは、当裁判所大法
廷判決（最高裁昭和35年(才)第579号同年12月14日判決・民集14巻14号3037頁、最
高裁昭和50年(行ツ)第120号同53年10月4日判決・民集32巻7号1223頁）の趣旨に徴
して明らかである。

このように、憲法93条2項は、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体に
おける選挙の権利を保障したものとはいえないが、憲法第8章の地方自治に関する
規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な
関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団
体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たも
のと解されるから、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住
する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものにつ
いて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理
に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する

選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。しかしながら、右のような措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではない。以上のように解すべきことは、当裁判所大法廷判決（前掲昭和35年12月14日判決、最高裁昭和37年（あ）第900号同38年3月27日判決・刑集17巻2号121頁、最高裁昭和49年（行ツ）第75号同51年4月14日判決・民集30巻3号223頁、最高裁昭和54年（行ツ）第65号同58年4月27日判決・民集37巻3号345頁）の趣旨に徴して明らかである。



国会用資料（実問）

内容 問3 外国人には、①請願権、②国及び公共団体への損害賠償請求権、③デモの権利は、それぞれ保障されているのか。

(答)

1 お尋ねの①請願については、憲法第16条に「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し」と規定されているところ、これを具体化した請願法の規定に基づき、本邦に在留する外国人も請願を行うことができるものと承知している。

2 お尋ねの②国及び公共団体への損害賠償請求については、憲法第17条に「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる」と規定されているところ、これを具体化した国家賠償法第6条において、「この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。」と規定されており、外国人については、一定の制約があるものと承知している。

3 お尋ねの③デモについては、デモ等に参加した外国人について在留期間更新不許可処分がなされた事案において、最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決（いわゆる「マクリーン事件」）は、「上告人の在留期間中のいわゆる政治活動は、その行動の態様などからみて直ちに憲法の保障が及ばない政治活動であるとはいえない」が、「当時の内外の情勢にかんがみ、上告人の右活動を日本国にとつて好ましいものではないと評価し、また、上告人の右活動から同人を将来日本国の利益を害する行為を行うおそれがある者と認めて」「在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるものとはいえないとし本件処分をした」ことに「所論の違憲の問題は生じない」としており、外国人については、このような意味で一定の制約があるものと承知している。



【対一部長問】301204参・法務委 山口 問3jtd

分類 作成日:2019/03/05

大分類	中分類	小分類

問番号:003 山口君対第一部長問3

件名: 問3 外国人には、①請願権、②国及び公共団体への損害賠償請求権、③デモの権利は、それぞれ保障されているのか。

答弁:平成30年12月4日(第197回国会)

院:参議院 法務委員会 答弁有り

質問者:山口和之 党派:無

答弁者:岩尾 内閣法制局第一部長

答弁作成者:内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

対第一部長

平成30年12月4日（火） 参・法務委 山口 和之 君（無）

問3 外国人には、①請願権、②国及び公共団体への損害賠償請求権、③デモの権利は、それぞれ保障されているのか。

（答）

- 1 お尋ねの①請願については、憲法第16条に「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し」と規定されているところ、これを具体化した請願法の規定に基づき、本邦に在留する外国人も請願を行うことができるものと承知している。
- 2 お尋ねの②国及び公共団体への損害賠償請求については、憲法第17条に「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる」と規定されているところ、これを具体化した国家賠償法第6条において、「この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。」と規定されており、外国人については、一定の制約があるものと承知している。

3 お尋ねの③デモについては、デモ等に参加した外国人について在留期間更新不許可処分がなされた事案において、最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決（いわゆる「マクリーン事件」）は、「上告人の在留期間中のいわゆる政治活動は、その行動の態様などからみて直ちに憲法の保障が及ばない政治活動であるとはいえない」が、「当時の内外の情勢にかんがみ、上告人の右活動を日本国にとつて好ましいものではないと評価し、また、上告人の右活動から同人を将来日本国の利益を害する行為を行うおそれがある者と認めて」「在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるものとはいえないとし本件処分をした」ことに「所論の違憲の問題は生じない」としており、外国人については、このような意味で一定の制約があるものと承知している。

【参考】

◎参考条文

○日本国憲法

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

○2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

○請願法（昭和二十二年法律第十三号）

第一条 請願については、別に法律の定める場合を除いては、この法律の定めるところによる。

第二条 請願は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載し、文書でこれをしなければならない。

第三条 請願書は、請願の事項を所管する官公署にこれを提出しなければならない。天皇に対する請願書は、内閣にこれを提出しなければならない。

○2 請願の事項を所管する官公署が明らかでないときは、請願書は、これを内閣に提出することができる。

○国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

第六条 この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。

◎参考答弁

1 国民の請願権について（答弁書）

（101回・昭59・5・10 衆・本会議・24号19頁）

○柴田睦夫議員質問主意書

○答弁書（昭59・5・8提出）

一について

請願法（昭和22年法律第13号）の「官公署」には、国及び地方公共団体の機関のほか、公権力の行使の事務をつかさどる公法人を含むものとする。

二について

憲法第16条の「何人」には、国家公務員、地方公務員及び本邦に在留する外国人も含まれるものとする。

三について

憲法第16条の規定による請願の対象は、一切の国務又は公務に関する事項に及ぶものとする。

四について

氏名及び住所を記載した文書であって、官公署を提出先とし、かつ、請願としての内容を備えたものは、請願書である旨を明示していないものであっても、請願書として扱うべきものとする。

六について

請願書の提出は代理人によるもの又は郵送によるものであっても差し支えないものとする。

七及び八について

請願法に適合する請願書の提出があった場合には、同法第5条の定めるとおりこれを受理し、誠実に処理しなければならないものとする

◎判例

○昭和53年10月4日最高裁判所大法廷判決（抄）

前記の事実によれば、上告人の在留期間更新申請に対し被上告人が更新を適当と認めるに足りる相当な理由があるものとはいえないとしてこれを許可しなかつたのは、上告人の在留期間中の無届転職と政治活動のゆえであつたというのであり、原判決の趣旨に徴すると、なかでも政治活動が重視されたものと解される。

思うに、憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであり、政治活動の自由についても、わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものを除き、その保障が及ぶものと解するのが、相当である。しかしながら、前述のように、外国人の在留の許否は国の裁量にゆだねられ、わが国に在留する外国人は、憲法上わが国に在留する権利ないし引き続き在留することを要求することができる権利を保障されているものではなく、ただ、出入国管理令上法務大臣がその裁量により更新を適当と認めるに足りる相当の理由があると判断する場合に限り在留期間の更新を受けることができる地位を与えられているにすぎないものであり、したがって、外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、右のような外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎないものと解するのが相当であつて、在留の許否を決する国の裁量を拘束するまでの保障、すなわち、在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を在留期間の更新の際に消極的な事情としてしんじやくされないことまでの保障が与えられているものと解することはできない。在留中の外国人の行為が合憲合法な場合でも、法務大臣がその行為を不当の面から日本国にとつて好ましいものとはいえないと評価し、また、右行為から将来当該外国人が日本国の利益を害する行為を行うおそれがある者であると推認することは、右行為が上記のような意味において憲法の保障を受けるものであるからといつてなんら妨げられるものではない。

前述の上告人の在留期間中のいわゆる政治活動（作成者注：反戦集会や反戦示威行進への参加等）は、その行動の態様などからみて直ちに憲法の保障が及ばない政治活動であるとはいえない。しかしながら、上告人の右活動のなかには、わが国の出入国管理政策に対する非難行動、あるいはアメリカ合衆国の極東政策ひいては日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に対する抗議行動のよう

にわが国の基本的な外交政策を非難し日米間の友好関係に影響を及ぼすおそれがないとはいえないものも含まれており、被上告人が、当時の内外の情勢にかんがみ、上告人の右活動を日本国にとって好ましいものではないと評価し、また、上告人の右活動から同人を将来日本国の利益を害する行為を行うおそれがある者と認めて、在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるものとはいえないと判断したとしても、その事実の評価が明白に合理性を欠き、その判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえず、他に被上告人の判断につき裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつたことをうかがわせるに足りる事情の存在が確定されていない本件においては、被上告人の本件処分を違法であると判断することはできないものといわなければならない。また、被上告人が前述の上告人の政治活動をしんじやくして在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるものとはいえないとし本件処分をしたことによつて、なんら所論の違憲の問題は生じないというべきである。



国会用資料（その他）

内容 問一. 憲法について、
 (一) 総理は、憲法とはどのようなもので、何が通常法律と異なると考えているのか、総理の見解を伺う。

(答)

一般に、憲法とは、主権者たる国民の意思に基づき国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的な人権を保障することにその基本的な役割がある根本規範であるが、一方で、憲法は、国のかたち、理想の姿を語るものでもある。これに対して、法律とは、憲法の下で、憲法の定める立法機関が定める法規である。

更問一. 総理は、立憲主義とはどういうことだと考えるのか、総理の見解を伺う。

(答)

一 立憲主義とは、主権者たる国民が、その意思に基づき、憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的な人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方であり、日本国憲法も同様の考え方に立って制定されたものと考えられる。

二 他方、憲法というのは、国家権力を縛るためだけのものではなく、自由や民主主義、基本的な人権が定着している今日、一つの国のかたちや理想の姿を語るものでもあると考える。

更問二. 総理が憲法改正を主張することは、憲法尊重擁護義務に反するのではないか。

(答)

憲法第九十九条が「…國務大臣、国会議員、…その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」旨を定めているのは、日本国憲法が最高法規であることに鑑み、公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならないという趣旨を定めたものであって、憲法の定める改正手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを禁止する趣旨のものではない。憲法改正を論ずることと、現行の憲法が現行のものとして存在する限り、これを尊重し、擁護することとは、別の問題である。

更問三. 内閣が憲法解釈を変更することは、憲法尊重擁護義務に反するのではないか。

(答)

行政府において、その権限を行使するに当たって、その前提として、憲法を適正に解釈していくことは、当然のことであり、このような行政府としての憲法の解釈については、最終的には、憲法第六十五条において「行政権は、内閣に属する。」と規定されているとおり、行政権の帰属主体である内閣がその責任において行うべきものである。

このことは、憲法解釈の変更についても同様であり、解釈を変更したからといって、憲法尊重擁護義務に反するというわけではない。



【セット版】300129衆予算委逢坂君(立憲)対総理問1(1).docx

分類

作成日:2018/02/01

大分類	中分類	小分類

問番号:001 逢坂君対総理問1(1)

件名: 憲法とはどのようなもので、何が通常法律と異なると考えているのか

答弁:平成30年1月29日(第196回国会)

院:衆議院 予算 答弁無し

質問者：逢坂誠二

党派：立民

答弁者：安倍晋三 内閣総理大臣

答弁作成者：内閣法制局第一部

備考：

国会答弁抄採録先：

国会議事録採録先：

一月二十九日

衆・予算委

逢坂 誠二 君

問一 憲法について、

(一) 総理は、憲法とはどのようなもので、何が通常
の法律と異なると考えているのか、総理の見解を
伺う。

内閣法制局作成

答弁連絡責任者

内閣法制局第一部

参事官 江崎 崇

連絡先 役所

携帯

(提出期限 十九時五十分 提出 二十四時五十分)

一月二十九日

衆・予算委

逢坂 誠二 君

問一 憲法について、

(一) 総理は、憲法とはどのようなもので、何が通常の法律と異なると考えているのか、総理の見解を伺う。

(答)

一般に、憲法とは、主権者たる国民の意思に基づき国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的な人権を保障することにその基本的な役割がある根本規範であるが、一方で、憲法は、国のかたち、理想の姿を語るものでもある。

これに対して、法律とは、憲法の下で、憲法の定める立法機関が定める法規である。

○立憲主義

○総理が憲法改正を主張することと憲法尊重擁護義務

○内閣が憲法解釈を変更することと憲法尊重擁護義務

に関する更問あり

更問一 総理は、立憲主義とはどういふことだと考えるのか、総理の見解を伺う。

(答)

一 立憲主義とは、主権者たる国民が、その意思に基づき、憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方であり、日本国憲法も同様の考え方に立って制定されたものと考ええる。

二 他方、憲法というものは、国家権力を縛るためだけのものではなく、自由や民主主義、基本的な人権が定着している今日、一つの国のかたちや理想の姿を語るものでもあると考える。

更問二 総理が憲法改正を主張することは、憲法尊重擁護義務に反するのではないか。

(答)

憲法第九十九条が

「… 国務大臣、 国会議員、 …その他の公務員は、

この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」

旨を定めているのは、日本国憲法が最高法規であることに鑑み、公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならないという趣旨を定めたものであって、憲法の定める改正手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを禁止する趣旨のものではない。

憲法改正を論ずることと、現行の憲法が現行のものとして存在する限り、これを尊重し、擁護することとは、別の問題である。

更問三 内閣が憲法解釈を変更することは、憲法尊重擁護義務に反するのではないか。

(答)

行政府において、その権限を行使するに当たって、その前提として、憲法を適正に解釈していくことは、当然のことであり、このような行政府としての憲法の解釈については、最終的には、憲法第六十五条において「行政権は、内閣に属する。」と規定されているとおり、行政権の帰属主体である内閣がその責任において行うべきものである。

このことは、憲法解釈の変更についても同様であり、解釈を変更したからといって、憲法尊重擁護義務に反するということではない。

(国会答弁等)

憲法の意義及び立憲主義の考え方

【参考一】平成二十七年三月六日 衆・予算委 安倍総理答弁

○安倍内閣総理大臣 ……憲法とは、主権者たる国民の意思に基づいて、国家権力の行使のあり方について定め、これにより国民の基本的人権を保障することとその基本的な役割がある根本規範であります。…一方で憲法は国の形や未来を語るものでもある。

これに対して法律とは、憲法のもとで、憲法の定める立法機関が定める法規であるということ为先ほど申し上げたところでございます。

【参考二】平成二十五年四月五日 衆・予算委 安倍総理答弁

○安倍内閣総理大臣 ……憲法というものについては、いわば権力を持っている権力者側に対して、かつては王権であります。王権に対してさまざまな制約を国民が課す、そういう存在でありました。しかし、今、自由や民主主義が定着をされていて、国民主権ということが明らかになっている中であって、果たしてそれだけかどうかということなんですね。いわば、どういう国にしていくかということも、やはり憲法には、これは込めていくべきなんだろう、このように私は考えているわけであります。

【参考三】平成十八年十月十二日 参・予算委 安倍総理答弁

○安倍内閣総理大臣 ……主権者たる国民が、憲法ということにつきましては、主権者たる国民が、その国民の意思に基づいて権力の、国家権力の行使の在り方について定め、そして基本的な人権を守る、そういう基本的な考え方において憲法が私は作られると、このように思います。これは、権力の行使と国民との考え方においてはそうではないかと、このように思います。そしてそれと同時に、私が申し上げておりますように、日本という国のこの国の在り方、私たちの国の在り方、あるいは理想を示すものも憲法であり……

【参考四】平成二十六年三月四日 参・予算委 安倍総理答弁

○安倍内閣総理大臣 それについては今まで議論を重ねてきたわけでございますが、言わば立憲主義ということも関わってくるわけでありますが、立憲主義とは、主権者たる国民がその意思に基づき憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方でありまして、日本国憲法も同様の考え方に立って制定されたものと考えるわけでございます。

他方、憲法というものを国家権力を縛るためだけのものとは考えていないわけでございます。自由、民主主義、基本的な人権が定着している今日においては、一つの国の理想や形を示すものでもあると、このように考えているわけでございます。例えば我が国の憲法の前文には、平和を愛す

る諸国民の公正と信義に信頼して、我が国の安全と生存を保持しようとする意思だと、これはまさに我が国、当時の国民の理想について述べたものではないかと、このように思うところがございます。

【参考五】参議院議員小西洋之君提出憲法解釈と国政選挙の関係に関する質問に対する答弁書（平成二十六年十一月二十八日）
一について

憲法は、国家の統治の基本を定めた法であるところ、国の在り方や理想を示すものでもあると考えているが、立憲主義とは、主権者たる国民が、その意思に基づき、憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方であり、法の支配とは、人権の保障と恣意的権力の抑制とを主旨として、全ての権力に対する法の優越を認める考え方であつて、日本国憲法もこれらの立憲主義や法の支配と同様の考え方に立って制定されたものと考えている。

【参考六】平成十六年二月十日 衆・予算委 秋山内閣法制局長官答弁

○秋山政府特別補佐人 ……日本国憲法を含めましていわゆる近代憲法というものには、主権者たる国民がその意思に基づきまして国家権力の行使のあり方について定めまして、これによりまして国民の基本的人権を保障するところと、その基本的な役割があるものと考えております。…

【参考七】「憲法」の意義についての学説の例

○憲法「第3版」 伊藤正己（抜粋）

憲法という言葉にはいろいろの意味があり、単に憲法といわれる場合に、どの意味であるかを明確にしておく必要がある。最も普通には、国法のうちで、国家統治の基本的体制ないし根本の秩序を定める法規範を全体として憲法という。

○日本憲法論 大石義雄（抜粋）

実質的概念として憲法というときには、およそ国家の根本法のことをいうのである。すなわち、国家という共同社会の基本的組織および国家活動の基本的原則を定めた法を総称するのである。

○憲法（第3版） 渋谷秀樹（抜粋）

憲法の原語である constitution は、国について語られるとき、広義には国または政府の基本構造を意味する。現在、憲法という概念には、国における統治組織と統治のあり方に関する基本的法規範であるとして規範の要素が組み込まれているとするのが、共通理解となっている。

○新版 憲法学教室Ⅰ 浦部法穂（抜粋）

憲法が国家の根本的な組織・作用を定める法規範であるということは、すべての国家機関は憲法の定める基本的な枠組みに従って組織され権限を与えられるということの意味する。…このように、憲法は、国家機関に権能を授与し、同時にそれを制限するものである。したがって、憲法の規範的拘束は、なによりも国家機関に対し向けられたものである。もつとも、憲法は、国の統治の基本的な枠組みを定めるだけでなく、一定の社会秩序（公序）じたいを定めることもある。

憲法改正の主張と憲法尊重擁護義務との関係

【参考八】衆議院議員森清君提出憲法第九十九条と憲法改正との関係に関する質問に対する答弁書（昭和五十五年十月十七日）

一について

憲法第九十九条は、日本国憲法が最高法規であることにかんがみ、天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならない旨を定めたものである。

二について

憲法改正については御指摘のように憲法に手続が定められているから、その手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを憲法自体が認めていることは明らかであって、このような検討又は主張を行うことと、現在の憲法の規定を遵守し、その完全な実施に努力することとは別の問題である。したがって、国務大臣又は国会議員がこのような検討又は主張を個人の立場で行っても国務大臣又は国会議員の立場で行っても、憲法第九十九条に違反するものではない。…

【参考九】衆議院議員辻本清美君提出安倍首相の日本国憲法についての認識に関する質問に対する答弁書（平成十八年十月十日）

九について

政府としては、憲法第九十九条は、日本国憲法が最高法規であることにかんがみ、国務大臣その他の公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならない趣旨を定めたものであって、憲法の定める改正手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを禁止する趣旨のものではないと考えている。

行政府における憲法解釈

（国会答弁）

【参考十】平成二十六年七月十四日 衆・予算委 安倍総理答弁

○安倍内閣総理大臣 行政府として、政府が日々の権限の行使を行うに当たり、その前提として、憲法を適正に解釈していくことは当然必要なことであります。このような行政府としての憲法の解釈については、最終的には、行政権の帰属主体である内閣がその責任において行うべきものであります。これは、

憲法第六十五条によつて、「行政権は、内閣に属する。」こう書かれていますところでございます。

【参考十二】平成二十六年五月二十二日 参・外交防衛委 横畠内閣法制局長官 答弁

○藤田幸久君 ……内閣がこの憲法解釈を変更するということですが、憲法九十九条に憲法尊重擁護義務というのがあるそうですけれども、そうすると、これに違反するのではないかと。つまり、政府が必要に応じて憲法の内容を解釈を変更するということは、立憲主義からいっても問題があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。この九十九条との関係。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 御指摘のように、憲法第九十九条は公務員の憲法尊重擁護義務を定めております。行政府におきましてもそのような規定があること、また、遡ればいわゆる立憲主義の原則もございしますので、行政府がその権限を行使するに当たっては、憲法を適正に解釈していくということが当然の必要でございます。

このような行政府としての憲法の解釈につきましては、当局も必要に応じて意見を申し上げますが、第一次的には法律の執行の任に当たる行政機関が行い、最終的には、憲法第六十五条において「行政権は、内閣に属する。」と規定されているとおり、行政権の帰属主体である内閣に帰せられるものであると理解しております。

（参照条文）

○日本国憲法（抄）

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第六十五条 行政権は、内閣に属する。

第七十二条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般國務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。行政権は、内閣に属する。

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならぬ。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。天皇又は摂政及び國務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。



国会用資料（その他）

内容 想定問一. 憲法について、
 (一) 総理は、憲法とはどのようなもので、何が通常法律と異なると考えているのか、総理の見解を伺う。

(答)

一般に、憲法とは、主権者たる国民の意思に基づき国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的な人権を保障することにその基本的な役割がある根本規範であるが、一方で、憲法は、国のかたち、理想の姿を語るものでもある。これに対して、法律とは、憲法の下で、憲法の定める立法機関が定める法規である。

更問一. 総理は、立憲主義とはどういうことだと考えるのか、総理の見解を伺う。

(答)

一 立憲主義とは、主権者たる国民が、その意思に基づき、憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的な人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方であり、日本国憲法も同様の考え方に立って制定されたものと考えられる。

二 他方、憲法というのは、国家権力を縛るためだけのものではなく、自由や民主主義、基本的な人権が定着している今日、一つの国のかたちや理想の姿を語るものでもあると考える。

更問二. 総理が憲法改正を主張することは、憲法尊重擁護義務に反するのではないか。

(答)

憲法第九十九条が「…国務大臣、国会議員、…その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」旨を定めているのは、日本国憲法が最高法規であることに鑑み、公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならないという趣旨を定めたものであって、憲法の定める改正手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを禁止する趣旨のものではない。憲法改正を論ずることと、現行の憲法が現行のものとして存在する限り、これを尊重し、擁護することとは、別の問題である。

更問三. 内閣が憲法解釈を変更することは、憲法尊重擁護義務に反するのではないか。

(答)

行政政府において、その権限を行使するに当たって、その前提として、憲法を適正に解釈していくことは、当然のことであり、このような行政政府としての憲法の解釈については、最終的には、憲法第六十五条において「行政権は、内閣に属する。」と規定されているとおり、行政権の帰属主体である内閣がその責任において行うべきものである。

このことは、憲法解釈の変更についても同様であり、解釈を変更したからといって、憲法尊重擁護義務に反するというわけではない。



【セット版】300205衆予算委逢坂君(立憲)対総理想問1(1).docx

分類 作成日:2018/02/05

大分類	中分類	小分類

問番号:001 逢坂君対総理想問1(1)

件名: 想定問一. 憲法について、
 (一) 総理は、憲法とはどのようなもので、何が通常法律と異なると考えているのか、総理の見解を伺う。

答 弁:平成 30年2月5日 (第196回国会)

院 : 衆議院 予算 答弁無し

質問者 : 逢坂誠二

党派 : 立民

答弁者 : 安倍晋三 内閣総理大臣

答弁作成者 : 内閣法制局第一部

備考 :

国会答弁抄採録先 :

国会議事録採録先 :

二月五日

衆・予算委

逢坂

誠二

君

想定問一 憲法について、

(一) 総理は、憲法とはどのようなもので、何が通常
の法律と異なると考えているのか、総理の見解を
伺う。

内閣法制局作成

答弁連絡責任者

内閣法制局第一部

参事官

江崎

崇

連絡先

役所

携帯

(提出期限

十八時三十分

提出

十九時二十分)

二月五日

衆・予算委

逢坂 誠二 君

想定問一 憲法について、

(一) 総理は、憲法とはどのようなもので、何が通常
の法律と異なると考えているのか、総理の見解を
伺う。

(答)

一般に、憲法とは、主権者たる国民の意思に基づ
き国家権力の行使の在り方について定め、これによ
り国民の基本的人權を保障することにその基本的な
役割がある根本規範であるが、一方で、憲法は、国
のかたち、理想の姿を語るものでもある。

これに対して、法律とは、憲法の下で、憲法の定
める立法機関が定める法規である。

○立憲主義

○総理が憲法改正を主張することと憲法尊重擁護義務

○内閣が憲法解釈を変更することと憲法尊重擁護義務

に関する更問あり

更問一 総理は、立憲主義とはどういうことだと考えるのか、総理の見解を伺う。

(答)

一 立憲主義とは、主権者たる国民が、その意思に基づき、憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方であり、日本国憲法も同様の考え方に立って制定されたものと考える。

二 他方、憲法というのは、国家権力を縛るためだけのものではなく、自由や民主主義、基本的な人権が定着している今日、一つの国のかたちや理想の姿を語るものでもあると考える。

更問二 総理が憲法改正を主張することは、憲法尊重擁護義務に反するのではないか。

(答)

憲法第九十九条が

「… 国務大臣、 国会議員、 …その他の公務員は、

この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」

旨を定めているのは、日本国憲法が最高法規であることに鑑み、公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならないという趣旨を定めたものであって、憲法の定める改正手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを禁止する趣旨のものではない。

憲法改正を論ずることと、現行の憲法が現行のものとして存在する限り、これを尊重し、擁護することとは、別の問題である。

更問三 内閣が憲法解釈を変更することは、憲法尊重擁護義務に反するのではないか。

(答)

行政府において、その権限を行使するに当たって、その前提として、憲法を適正に解釈していくことは、当然のことであり、このような行政府としての憲法の解釈については、最終的には、憲法第六十五条において「行政権は、内閣に属する。」と規定されているとおり、行政権の帰属主体である内閣がその責任において行うべきものである。

このことは、憲法解釈の変更についても同様であり、解釈を変更したからといって、憲法尊重擁護義務に反するという事ではない。

(国会答弁等)

憲法の意義及び立憲主義の考え方

【参考一】平成二十七年三月六日 衆・予算委 安倍総理答弁

○安倍内閣総理大臣 ……憲法とは、主権者たる国民の意思に基づいて、国家権力の行使のあり方について定め、これにより国民の基本的な人権を保障することにその基本的な役割がある根本規範であります。…一方で憲法は国の形や未来を語るものでもある。

これに対して法律とは、憲法のもとで、憲法の定める立法機関が定める法規であるということを先ほど申し上げたところでございます。

【参考二】平成二十五年四月五日 衆・予算委 安倍総理答弁

○安倍内閣総理大臣 ……憲法というものについては、いわば権力を持っている権力者側に対して、かつては王権であります。王権に対してさまざまな制約を国民が課す、そういう存在でありました。しかし、今、自由や民主主義が定着をしていて、国民主権ということが明らかになっている中であって、果たしてそれだけかどうかということなんです。いわば、どういう国にしていくかということも、やはり憲法には、これは込めていくべきなんだろう、このように私は考えているわけであります。

【参考三】平成十八年十月十二日 参・予算委 安倍総理答弁

○安倍内閣総理大臣 ……主権者たる国民が、憲法ということにつきましては、主権者たる国民が、その国民の意思に基づいて権力の、国家権力の行使の在り方について定め、そして基本的な人権を守る、そういう基本的な考え方において憲法が私は作られると、このように思います。これは、権力の行使と国民との考え方においてはそうではないかと、このように思います。そしてそれと同時に、私が申し上げておりますように、日本という国のこの国の在り方、私たちの国の在り方、あるいは理想を示すものも憲法であり……

【参考四】平成二十六年三月四日 参・予算委 安倍総理答弁

○安倍内閣総理大臣 それについては今まで議論を重ねてきたわけですが、さすが、言わば立憲主義ということも関わってくるわけでありますが、立憲主義とは、主権者たる国民がその意思に基づき憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的な人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方でありまして、日本国憲法も同様の考え方に立って制定されたものと考えられるわけでございます。

他方、憲法というものを国家権力を縛るためだけのものとは考えていないわけでございます。自由、民主主義、基本的な人権が定着している今日においては、一つの国の理想や形を示すものでもあると、このように考えているわけでございます。例えば我が国の憲法の前文には、平和を愛す

る諸国民の公正と信義に信頼して、我が国の安全と生存を保持しようとする意思だと、これはまさに我が国、当時の国民の理想について述べたものではないかと、このように思うところがございます。

【参考五】参議院議員小西洋之君提出憲法解釈と国政選挙の関係に関する質問に対する答弁書（平成二十六年十一月二十八日）
一について

憲法は、国家の統治の基本を定めた法であるところ、国の在り方や理想を示すものでもあると考えているが、立憲主義とは、主権者たる国民が、その意思に基づき、憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的な人権を保障するという近代憲法の基本となる考え方であり、法の支配とは、人権の保障と恣意的権力の抑制とを主旨として、全ての権力に対する法の優越を認める考え方であって、日本国憲法もこれらの立憲主義や法の支配と同様の考え方に立って制定されたものと考えている。

【参考六】平成十六年二月十日 衆・予算委 秋山内閣法制局長官答弁

○秋山政府特別補佐人 ……日本国憲法を含めましていわゆる近代憲法というものは、主権者たる国民がその意思に基づきまして国家権力の行使のあり方について定めまして、これによりまして国民の基本的な人権を保障するというところにその基本的な役割があるものと考えております。…

【参考七】「憲法」の意義についての学説の例

○憲法「第3版」 伊藤正己（抜粋）

憲法という言葉にはいろいろの意味があり、単に憲法といわれる場合に、どの意味であるかを明確にしておく必要がある。最も普通には、国法のうちで、国家統治の基本的体制ないし根本の秩序を定める法規範を全体として憲法という。

○日本憲法論 大石義雄（抜粋）

実質的概念として憲法というときには、およそ国家の根本法のことをいふのである。すなわち、国家という共同社会の基本的組織および国家活動の基本的原則を定めた法を総称するのである。

○憲法（第3版） 渋谷秀樹（抜粋）

憲法の原語である constitution は、国について語られるとき、広義には国または政府の基本構造を意味する。現在、憲法という概念には、国における統治組織と統治のあり方に関する基本的法規範であるとして規範の要素が組み込まれているとするのが、共通理解となっている。

○新版 憲法学教室「浦部法穂（抜粋）」

憲法が国家の根本的な組織・作用を定める法規範であるということは、すべての国家機関は憲法の定める基本的な枠組みに従って組織され権限を与えられるということの意味する。…このように、憲法は、国家機関に権能を授与し、同時にそれを制限するものである。したがって、憲法の規範的拘束は、なによりも国家機関に対し向けられたものである。もつとも、憲法は、国の統治の基本的な枠組みを定めるだけでなく、一定の社会秩序（公序）じたいを定めることもある。

憲法改正の主張と憲法尊重擁護義務との関係

【参考八】衆議院議員森清君提出憲法第九十九条と憲法改正との関係に関する質問に対する答弁書（昭和五十五年十月十七日）

一について

憲法第九十九条は、日本国憲法が最高法規であることにかんがみ、天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならない旨を定めたものである。

二について

憲法改正については御指摘のように憲法に手続が定められているから、その手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを憲法自体が認めていることは明らかであって、このような検討又は主張を行うことと、現在の憲法の規定を遵守し、その完全な実施に努力することとは別の問題である。したがって、国務大臣又は国会議員がこのような検討又は主張を個人の立場で行っても国務大臣又は国会議員の立場で行っても、憲法第九十九条に違反するものではない。…

【参考九】衆議院議員辻本清美君提出安倍首相の日本国憲法についての認識に関する質問に対する答弁書（平成十八年十月十日）

九について

政府としては、憲法第九十九条は、日本国憲法が最高法規であることにかんがみ、国務大臣その他の公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならない趣旨を定めたものであって、憲法の定める改正手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを禁止する趣旨のものではないと考えている。

行政府における憲法解釈

（国会答弁）

【参考十】平成二十六年七月十四日 衆・予算委 安倍総理答弁

○安倍内閣総理大臣 行政府として、政府が日々の権限の行使を行うに当たり、

その前提として、憲法を適正に解釈していくことは当然必要なことであります。このような行政府としての憲法の解釈については、最終的には、行政権の帰属主体である内閣がその責任において行うべきものであります。これは、

憲法第六十五条によつて、「行政権は、内閣に属する。」こう書かれていますところでございます。

【参考十一】平成二十六年五月二十二日 参・外交防衛委 横畠内閣法制局長官 答弁

○藤田幸久君 ……内閣がこの憲法解釈を変更するということですが、憲法九十九条に憲法尊重擁護義務というのがあるそうですけれども、そうすると、これに違反するのではないかと。つまり、政府が必要に応じて憲法の内容を解釈を変更するということは、立憲主義からいっても問題があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。この九十九条との関係。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 御指摘のように、憲法第九十九条は公務員の憲法尊重擁護義務を定めております。行政府におきましてもそのような規定があること、また、遡ればいわゆる立憲主義の原則もございまして、行政府がその権限を行使するに当たっては、憲法を適正に解釈していくということが当然の必要でございます。

このような行政府としての憲法の解釈につきましては、当局も必要に依じて意見を申し上げますが、第一次的には法律の執行の任に当たる行政機関が行い、最終的には、憲法第六十五条において「行政権は、内閣に属する。」と規定されているとおり、行政権の帰属主体である内閣に帰せられるものであると理解しております。

（参照条文）

○日本国憲法（抄）

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第六十五条 行政権は、内閣に属する。

第七十二条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般國務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。行政権は、内閣に属する。

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならぬ。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。天皇又は摂政及び國務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。



国会用資料（その他）

内容 想定問九. 解散権の意義について、
 (二) 日本における内閣による衆議院の解散権にはどのような意義があるのか。衆議院の解散権に制限を加える方向で憲法論議を進めるべきではないか。総理の見解を伺う。
 (同旨 内閣法制局長官)
 【注】議員が属する立憲民主党は、昨年十二月七日、憲法に関する当面の考え方において、衆議院の解散権に制限を加える方向で、憲法論議を進めるべきとしている。

(答)
 一 衆議院の解散権は、内閣が、国政上の重大な局面等において主権者たる国民の意思を確かめる必要があるというような場合に、国民に訴えて、その判定を求めることを狙いとし、また、立法府と行政府の均衡を保つ見地から、憲法が行政府に与えた国政上の重要な権能であると考えている。

二 いずれにせよ、国会の憲法審査会において議論される憲法改正の内容について、私が、内閣総理大臣としてこの場でお答えすることは差し控えさせていただきたいが、憲法改正の内容については、国会における御議論や国民的な議論の深まりの中で、決まっていくものと考えている。

更問. 内閣による衆議院の解散には、制約はないのか。

(答)
 内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。



【セット版】300214衆予算委枝野君(立憲)対総理想定問9(2).docx

分類 作成日:2018/02/14

大分類	中分類	小分類

問番号: 001 枝野君対総理想定問九 (二)

件名: 想定問九. 解散権の意義について、
 (二) 日本における内閣による衆議院の解散権にはどのような意義があるのか。衆議院の解散権に制限を加える方向で憲法論議を進めるべきではないか。総理の見解を伺う。
 (同旨 内閣法制局長官)
 【注】議員が属する立憲民主党は、昨年十二月七日、憲法に関する当面の考え方において、衆議院の解散権に制限を加える方向で、憲法論議を進めるべきとしている。

答 弁: 平成 30年2月14日 (第196回国会)
 院 : 衆議院 予算 答弁無し

質問者: 枝野幸男 党派: 立憲

答弁者: 安倍晋三 内閣総理大臣

答弁作成者: 内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

二月十四日

衆・予算委

枝野

幸男

君

想定問九 解散権の意義について、

(二) 日本における内閣による衆議院の解散権にはどのような意義があるのか。衆議院の解散権に制限を加える方向で憲法論議を進めるべきではないか。総理の見解を伺う。

(同旨 内閣法制局長官)

【注】議員が属する立憲民主党は、昨年十二月七日、憲法に関する当面の考え方において、衆議院の解散権に制限を加える方向で、憲法論議を進めるべきとしている。

内閣法制局作成

答弁連絡責任者

内閣法制局第一部

参事官 小澤 時男

連絡先

役所

携帯

(提出期限 二十五時〇〇分 提出 二十四時五十五分)

二月十四日 衆・予算委 枝野 幸男 君

想定問九 解散権の意義について、

(二) 日本における内閣による衆議院の解散権にはどのような意義があるのか。衆議院の解散権に制限を加える方向で憲法論議を進めるべきではないか。総理の見解を伺う。

(同旨 内閣法制局長官)

【注】議員が属する立憲民主党は、昨年十二月七日、憲法に関する当面の考え方において、衆議院の解散権に制限を加える方向で、憲法論議を進めるべきとしている。

(答)

一 衆議院の解散権は、内閣が、国政上の重大な局面等において主権者たる国民の意思を確かめる必要があるというような場合に、国民に訴えて、その判定を求めることを狙いとし、また、立法府と行政府の均衡を保つ見地から、憲法が行政府に与えた国政上の重要な権能であると考えている。

二 いずれにせよ、国会の憲法審査会において議論される憲法改正の内容について、私が、内閣総理大臣としてこの場でお答えすることは差し控えさせていただきたいが、憲法改正の内容については、国会における御議論や国民的な議論の深まりの中で、決まっていくものと考えている。

○内閣による衆議院の解散の制約

← に関する更問あり

更問 内閣による衆議院の解散には、制約はないのか。

(答)

内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。

【参考一】参議院議員小西洋之君提出法の支配と解散権の制約に関する質問に対する答弁書（平成二十九年十月六日）
一から四までについて

：衆議院の解散は憲法第七条の規定により天皇の国事に関する行為とされているところ、実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するのは、天皇の国事に関する行為について助言と承認を行う職務を有する内閣であり、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。この衆議院の解散権は、内閣が、国政上の重大な局面等において主権者たる国民の意思を確かめる必要があるというような場合に、国民に訴えて、その判定を求めるところを狙いとし、また、立法府と行政府の均衡を保つ見地から、憲法が行政府に与えた国政上の重要な権能であり、その行使が、法の支配との関係で問題があるとは考えていない。

【参考二】参議院議員飯田忠雄君提出衆議院解散権の帰属に関する質問に対する答弁書（昭和六十年十二月二十七日）
三から五までについて

衆議院の解散は、憲法第七条において天皇の国事に関する行為として規定されており、この場合、実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するのは、天皇の国事に関する行為について助言と承認を行う職務を有する内閣である。

六について

憲法第六十九条は、同条に規定する場合には、内閣は、「衆議院が解散されない限り」、総辞職をしなければならないことを規定するにとどまり、内閣が実質的に衆議院の解散を決定する権限を有することの法的根拠は、憲法第七条の規定である。

【参考三】平成二十八年十月二十一日 参・予算委 菅内閣官房長官・横畠内閣法制局長官答弁

○高井委員：解散権というのは総理の専権事項なんでしょうか。

○横畠政府特別補佐人 専権事項と一般に言われておりますが、衆議院の解散の憲法上の根拠ということでありますれば、憲法第七条の規定により、天皇の国事に関する行為とされておりまして、実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するのは、天皇の国事に関する行為について助言と承認を行う内閣であるというふうに解されております。

○横畠政府特別補佐人 解散権の行使についての制約条件というお尋ねだと思えますけれども、衆議院の解散は、先ほどお答えしたとおり、実質的には

内閣に与えられた権能であつて、いかなる場合に衆議院を解散するかは、内閣が政治的責任において決すべき事柄であり、憲法上はこれに関する制約は規定されておりません。

○普国務大臣 まず、衆議院の解散権というのは、内閣が、国政上の重大な局面等における、主権者たる国民の意思を確かめる必要があるような場合に、国民に訴えて、その判定を求め、このことを狙いとするというふうに思つています。そしてまた、立法院と行政府の均衡を保つその見地から、憲法が行政府に与えた国政上の重要な権能であるというふうに考えています。

さらに、いかなる場合に衆議院を解散するかは、内閣がその政治責任で決すべき事柄だというふうに思つています。ですから、党利党略のために衆議院を解散するようなことは、そこは考えられないというふうに思います。

【参考四】「憲法に関する当面の考え方」(平成二十九年十二月七日 立憲民主党)

(抜粋)

○衆議院の解散について

衆議院の解散については、内閣不信任案の可決あるいは信任案の否決の場合についての規定が六十九条にあるのみで、実質的な解散権が内閣にあることすら明文で規定されていない。このことから、第二回の解散以来、天皇の国事行為に関する七条を理由に解散が行われている。

解散は、選挙で選ばれている衆議院議員を任期満了前にその任期を終わらせるものである以上、相応の理由が必要なはずで、大義なき解散は許されることではない。しかし実際には、政権は自身に都合のよい時期に自由に解散権を行使できてしまつている。

そもそも議会の解散制度は、君主側が民選議会に対する抑制手段として行使してきたという歴史があり、民主政治の発達とともに解散権の行使は抑制されるようになってきている。内閣が恣意的に総選挙のタイミングを選べるような運用は是正されるべきであり、この点についての憲法論議を進める。

(参照条文)

○日本国憲法(抄)

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一・二 略

三 衆議院を解散すること。

四 略

第六十九条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならぬ。



国会用資料（その他）

内容 想定問十. 憲法第五十三条後段の臨時会召集要求にはどのような法的効果があるのか。臨時国会召集要求についても召集期限を設けるかどうか議論を進めるべきではないか。総理の見解を伺う。

(同旨 内閣法制局長官)

【注】議員は、本質問に関連して、内閣法制局長官にも尋ねる予定。議員が属する立憲民主党は、昨年十二月七日、憲法に関する当面の考え方において、臨時国会召集要求について召集期限を設けるかどうか議論を進めるとしている。

(答)

一 憲法第五十三条の規定により、いずれかの議院の総議員の四分の一以上から、国会の臨時会の召集要求があった場合には、内閣は、臨時会で審議すべき事項等をも勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に臨時会の召集を行うことを決定しなければならないと考えている。

二 いずれにせよ、国会の憲法審査会において議論される憲法改正の内容について、私が、内閣総理大臣としてこの場でお答えすることは差し控えさせていただきたいが、憲法改正の内容については、国会における御議論や国民的な議論の深まりの中で、決まっていくものと考えている。

更問一. 「合理的な期間を超えない期間内」とは、具体的に何日以内か。

(答)

合理的な期間とは、召集に当たって整理すべき諸課題によって変わるものであるために、一概に申し上げることはできないと考えている。

更問二. 昨年、憲法第五十三条による臨時会の召集要求がなされた上で召集された臨時会の召集当日に衆議院が解散されたが、憲法上問題があるのではないか。

(答)

一 憲法第五十三条による臨時会の召集の決定と憲法第七条による衆議院の解散とは別個の事柄である。

二 平成二十九年六月二十二日に衆議院及び参議院から送付のあった臨時国会召集要求書を踏まえ、内閣として諸般の事情を勘案した上で、同年九月二十八日に国会の臨時会を召集することを、同月二十二日に決定したところである。

三 他方、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。



【セット版】300214衆予算委枝野君(立憲)対総理想定問10.docx

分類 作成日:2018/02/15

大分類	中分類	小分類

問番号: 002 枝野君対総理想定問十

件名: 想定問十. 憲法第五十三条後段の臨時会召集要求にはどのような法的効果があるのか。臨時国会召集要求についても召集期限を設けるかどうか議論を進めるべきではないか。総理の見解を伺う。

(同旨 内閣法制局長官)

【注】議員は、本質問に関連して、内閣法制局長官にも尋ねる予定。議員が属する立憲民主党は、昨年十二月七日、憲法に関する当面の考え方において、臨時国会召集要求について召集期限を設けるかどうか議論を進めるとしている。

答 弁: 平成 30年2月14日 (第196回国会)

院 : 衆議院 予算 答弁無し

質問者: 枝野幸男

党派: 立憲

答弁者：安倍晋三 内閣総理大臣

答弁作成者：内閣法制局第一部

備考：

国会答弁抄採録先：

国会議事録採録先：

二月十四日

衆・予算委

枝野

幸男 君

想定問十 憲法五十三条後段の臨時会召集要求にはどのような法的効果があるのか。臨時国会召集要求についても召集期限を設けるかどうか議論を進めべきではないか。総理の見解を伺う。

(同旨 内閣法制局長官)

【注】議員は、本質問に関連して、内閣法制局長官にも尋ねる予定。議員が属する立憲民主党は、昨年十二月七日、憲法に関する当面の考え方において、臨時国会召集要求について召集期限を設けるかどうか議論を進めるとしている。

内閣法制局作成

答弁連絡責任者

内閣法制局第一部

参事官 小澤 時男

連絡先 役所

携帯

(提出期限 二十五時〇〇分 提出 二十四時五十五分)

二月十四日

衆・予算委

枝野

幸男

君

想定問十 憲法五十三條後段の臨時会召集要求にはどのような法的効果があるのか。臨時国会召集要求についても召集期限を設けるかどうか議論を進めるべきではないか。総理の見解を伺う。

(同旨 内閣法制局長官)

【注】議員は、本質問に関連して、内閣法制局長官にも尋ねる予定。議員が属する立憲民主党は、昨年十二月七日、憲法に関する当面の考え方において、臨時国会召集要求について召集期限を設けるかどうか議論を進めるとしている。

(答)

一 憲法第五十三條の規定により、いずれかの議院の総議員の四分の一以上から、国会の臨時会の召集要求があつた場合には、内閣は、臨時会で審議すべき事項等をも勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に臨時会の召集を行うことを決定しなければならぬと考えている。

二 いずれにせよ、国会の憲法審査会において議論される憲法改正の内容について、私が、内閣総理大臣としてこの場でお答えすることは差し控えさせていただきますが、憲法改正の内容については、国会における御議論や国民的な議論の深まりの中で、決まってしまうものと考えている。

○臨時会召集までの「合理的な期間」
○臨時会冒頭での衆議院解散

に関する更問あり



更問一 「合理的な期間を超えない期間内」とは、具体的に何日以内か。

(答)

合理的な期間とは、召集に当たって整理すべき諸課題によって変わるものであるために、一概に申し上げることはできないと考えている。

更問二 昨年、憲法第五十三条による臨時会の召集要求がなされた上で召集された臨時会の召集当日に衆議院が解散されたが、憲法上問題があるのではないか。

(答)

一 憲法第五十三条による臨時会の召集の決定と憲法第七条による衆議院の解散とは別個の事柄である。

二 平成二十九年六月二十二日に衆議院及び参議院から送付のあった臨時国会召集要求書を踏まえ、内閣として諸般の事情を勘案した上で、同年九月二十八日に国会の臨時会を召集することを、同月二十二日に決定したところである。

三 他方、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。

【参考一】衆議院議員逢坂誠二君提出内閣の国会召集の権限に関する質問に対する答弁書（平成二十九年十一月十日）

一、二及び五について

憲法第五十三条による臨時会の召集の決定と憲法第七条による衆議院の解散とは別個の事柄であり、また、お尋ねの「質問時間を確保して議論を行う」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十九年六月二十二日に衆議院及び参議院から送付のあった臨時国会召集要求書を踏まえ、内閣として諸般の事情を勘案した上で、同年九月二十八日に国会の臨時会を召集することを、同月二十二日に決定したところである。他方、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。こうしたことから、「日本国憲法第五十三条の要請するところを踏みにじることにはかならない」との御指摘は当たらない。

三及び四について

お尋ねの「時間的制約」、「いわゆるプログラム規定」及び「政治的な要請」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、憲法第五十三条の規定により、いずれかの議院の総議員の四分の一以上から、国会の臨時会の召集要求があった場合には、内閣は、臨時会で審議すべき事項等をも勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に臨時会の召集を行うことを決定しなければならぬものと考えている。

【参考二】平成十五年十二月十六日 参・外交防衛委 秋山内閣法制局長官答弁

○政府参考人（秋山收君） 憲法第五十三条の問題でございますので、一般的な考え方を御説明いたしたいと思えます。

憲法五十三條後段は、「内閣は、」その要求があつた場合に「その召集を決定しなければならない。」と規定しておりますが、召集時期につきましては何ら触れておりませんで、その決定は内閣にゆだねられております。

このことから、…いつ召集してもいいということではもちろんございせん。臨時会の召集要求があつた場合に、仮にその要求において召集時期に触れるところがあつたとしても、基本的には、臨時会で審議すべき事項なども勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に召集を行うことを決定しなければならないというふうには考えられておるところでございます。

もつとも、この合理的な期間内に常会の召集が見込まれるというふうな事情がありましたら、国会の権能は臨時会であろうと常会であろうと異なる、異なるところはございませぬので、あえて臨時会を召集するということをしなくても、憲法に違反するというふうには考えておりません。

【参考三】平成二十八年一月十五日 参・予算委 菅内閣官房長官答弁

○長浜博行君 …なぜ臨時国会を開かなかったのか、官房長官、御説明ください。

○国務大臣（菅義偉君） 一般的な考えを申し上げれば、臨時会の召集要求について定める憲法第五十三条の後段は、「内閣は、その召集を決定しなければならぬ。」、先ほども読み上げさせていただきました。この規定にとどまっております。召集時期については何ら触れておらず、当該時期の決定は内閣に委ねられているというふうに考えています。基本的には、臨時会で審議すべき事項なども勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に召集を行うことを決定をしなければならぬと理解をしております。この合理的な期間内に常会の召集が見込まれる事情があれば、国会の権能は臨時会と常会とで異なるところはないため、あえて臨時会を召集しなくても憲法に違反すると考えておりません。

昨年の臨時国会召集の要求に対しては、政府としては、現下の諸課題を整理し、補正予算、また来年度予算編成などを行った上で、本年、新年早々一月四日に本通常国会の召集を図ったものであり、適切に対応していると考えております。

○長浜博行君 官房長官の御答弁にありました合理的期間とはどのぐらいを指すんですか。

○国務大臣（菅義偉君） 合理的期間とは、召集に当たって整理すべき諸課題によって変わるものであるために、一概に申し上げることはできないというふうに考えています。

ただ、過去の例を申し上げますと、憲法五十三条の要求から召集まで百日以上を要した例もあります。また、直近でも、平成十七年の小泉内閣当時においては、臨時国会召集の要求が出されたが、八十日後の常会を召集することで対応されたという例もあります。

今回は昨年の臨時国会召集の要求から七十五日後の召集となったわけでありまして、先ほど申し上げましたけれども、政府としては、現下の諸課題を整理をし、補正予算、来年度予算の編成などを行った上で、本年早々、国会を召集をさせていただいたということでありまして。

【参考四】平成二十九年十一月二十二日 参・本会議 安倍総理答弁

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 長浜博行議員にお答えいたします。

国会の召集、衆議院の解散についてお尋ねがありました。

まず、憲法五十三条による臨時会の召集の決定と憲法七条による衆議院の解散とは個別の事柄です。

臨時会については、本年六月二十二日の臨時国会召集の要求を踏まえ、同年九月二十八日に召集しました。これは、予算編成に向けた概算要求作業、北朝鮮情勢が緊迫する中での外交日程など、内閣として諸般の事情を勘案した上で適切に行ったものです。

内閣が衆議院の解散を決定することについて、憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えています。

国民の信任なくして、緊迫する北朝鮮情勢、急速に進む少子高齢化といったまさに国難とも呼ぶべき課題を乗り越えることはできないため解散を行ったものであり、国会軽視との御指摘は当たりません。

総選挙で示された国民の意思を踏まえ、この国会においてそれぞれの政策を大いに闘わせ、建設的な議論を行ってまいりたいと考えています。

【参考五】平成二十九年十二月四日 参・本会議 安倍総理答弁

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 難波奨二議員にお答えをいたします。

国会における審議についてお尋ねがありました。

臨時国会については、本年六月二十二日の臨時国会召集の要求を踏まえ、同年九月二十八日に召集しました。これは、予算編成に向けた概要要求作業、北朝鮮情勢が緊迫する中での外交日程など、内閣として諸般の事情を勘案した上で適切に行ったものです。また、国会の会期については国会においてお決めいただくものと承知しております。

政府としては、森友学園への国有地売却や加計学園による獣医学部の新設を始め、閉会中審査を含め、国会の審議においてできる限り丁寧な説明する努力を積み重ねてきており、今国会においても引き続き丁寧な説明を行ってきております。

【参考六】平成三十年二月七日 衆・予算委 菅内閣官房長官・横島内閣法制局長官答弁（※速記録）

○高井委員 ……これは、菅官房長官お越しですけれども、我々は、国会が閉会して、その二日後、六月二十二日に、憲法五十三条の規定に基づいて臨時国会の召集を要求したんです。しかし、ずっと無視され続けて、確かに閉会中審査はありましたけれども、天下りの問題以外だったんですよ。当時は、森友問題、加計問題、さまざまな問題があつて、だから、できなかったんです。

とうとう九十八日間、九月二十八日まで開かれず、そして、開いたと思つたら即解散ですよ。その後、特別国会、十一月一日まで百三十一日間、こんなに国会が開かれないうのは、これは憲法違反じゃないんですか。

○菅内閣官房長官 御指摘の臨時国会についてでありますけれども、昨年の六月二十二日、召集要求を踏まえて、同年の九月二十八日に召集したものであります。

これは、予算編成に向けた概要要求の作業の期間もありましたし、北朝鮮情勢が緊迫する中で、外交日程など内閣として諸般の事情を勘案した上で、憲法第五十三条の規定に基づき適切に行つたものだというふうに理解をしております。

○高井委員 確かに期間が定めがありませんけれども、しかし、内閣法制局長

官もきょう来ていただいています。かつて、秋山長官、二〇〇三年に、臨時国会で審議すべき事項等も勘案して、召集のために必要な期間を超えない期間内に召集を行うことを決定しなければならぬ、そういう答弁、そして、つい去年の十一月に、逢坂委員が質問主意書でもそのことを確認しています。恐らく法制局長官も同じ答弁だと思います。きょうは聞きませんが。

安倍総理は、去年も七十二日間開いていません。最近の例を調べますと、橋本内閣は、臨時国会召集要求があつて、二回ありました。十八日と十六日で開いています。森内閣も十五日で開いています。小泉内閣は二十九日と二十六日、これも二回ありましたが、開いています。鳩山内閣、民主党政権でしたが、十八日で開いています。そして、安倍総理も、安倍内閣でも、二十五年十月には二十日間開いているんですよ。法制局の言う合理的な範囲というのは、こういうことだと思えますよ。これが、七十三日がおとし、そしてことしは事実上百三十一日、これだけ開かれないということは、私は、どう考えてもおかしい。

仮にというか、こういう議論もあります。もし内閣総理大臣に不信任案が出そうだという状況になったときに、その総理大臣が不信任案を受けたくないから、居座る、そのために国会を開かない、こういうことも今の憲法は認められるんですか。

○横島政府特別補佐人 お尋ねの事情がよくのみ込めないのをごさいますけれども、一般論として申し上げますと、その合理的な期間といえますのは、召集に当たって整理すべき諸課題によって変わるものであり、過去の事例におきましてもまさにさまざままでございまして、一概に申し上げることはできないと考えております。

【参考七】「憲法に関する当面の考え方」(平成二十九年十二月七日 立憲民主党)
(抜粋)

○臨時会召集要求について

憲法五十三条後段には、衆議院か参議院のいずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならないとされているが、期限が切られていない。

第九十四国会は、三ヶ月も前に野党が要求していたにもかかわらず散が行われた。このような臨時会の召集の仕方は憲法五十三条後段に基づくものではなく、同条前段の内閣の発意に基づくものとみるべきで、少数会派の要求を無視した違憲状態の下で解散が行われたと言える。

衆議院総選挙後の特別会は選挙の日から三十日以内に召集しなければならぬことが憲法五十四条に規定されており、このバランスからも、臨時会についても期限を記述すべきかどうかについての議論を進める。

(参照条文)

○日本国憲法(抄)

第五十二条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。



国会用資料（その他）

内容 想定問一 憲法について、
 (五) いわゆる七条解散の合憲性についてどのように考えているのか。七条解散は国政の停滞回避のために今後は禁止すべきではないか。総理の見解を伺う。
 (同旨 内閣法制局長官)

(答)

【合憲性についての考え方】

一 衆議院の解散権は、内閣が、国政上の重大な局面等において主権者たる国民の意思を確かめる必要があるというような場合に、国民に訴えて、その判定を求めることを狙いとし、また、立法府と行政府の均衡を保つ見地から、憲法が行政府に与えた国政上の重要な権能であると考えている。

二 内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。

【解散権の制約について】

三 解散権の制約についての御提案については、憲法改正に係ることであり、憲法審査会で御議論いただくべきものであり、内閣総理大臣としてコメントすることは差し控えたい。

更問一 衆議院の解散は憲法第六十九条の場合に限定されるのではないかと。

(答)

御指摘のような（衆議院の解散は憲法第六十九条の場合に限定されると解すべきであるとの）見解があることは承知しているが、同条は、衆議院で不信任の決議案が可決され、又は信任の決議案が否決された場合には、内閣は衆議院が解散されない限り総辞職をしなければならないことを規定するにとどまり、解散の権限について定めたものではないと解される。

更問二 憲法第五十三条による臨時会の召集要求がなされた上で先の臨時国会が召集されたにもかかわらず、その召集当日に衆議院を解散することに問題はないのか。

(答)

一 憲法第五十三条による臨時会の召集の決定と、憲法第七条による衆議院の解散とは別個の事柄である。

二 先の臨時国会については、昨年六月二十二日の臨時国会召集の要求を踏まえ、同年九月二十八日に召集した。

これは、予算編成に向けた概算要求作業、北朝鮮情勢が緊迫する中での外交日程など、内閣として諸般の事情を勘案した上で、適切に行ったものである。

三 また、解散については、国民の信任なくして、緊迫する北朝鮮情勢、急速に進む少子高齢化といった、正に国難とも呼ぶべき課題を乗り越えることはできないとの考えのもと、行ったものである。



300301参予算委大塚君(民進)総理想定問一(五).doc

分類

作成日:2018/03/01

大分類	中分類	小分類

問番号:001 大塚君対総理想定問一(五)

件名: 想定問一 憲法について、
 (五) いわゆる七条解散の合憲性についてどのように考えているのか。七条解散は国政の停滞回避のために今後は禁止すべきではないか。総理の見解を伺う。

更問一 衆議院の解散は憲法第六十九条の場合に限定されるのではないかと。

更問二 憲法第五十三条による臨時会の召集要求がなされた上で先の臨時国会が召集されたにもかかわらず、その召集当日に衆議院を解散することに問題はないのか。

答 弁：平成 30年3月1日（第196回国会）
院：参議院 予算 答弁無し

質問者：大塚耕平 党派：民進

答弁者：安倍 内閣総理大臣

答弁作成者：内閣法制局第一部

備 考：

国会答弁抄採録先：

国会議事録採録先：

三月一日

参・予算委

大塚

耕平

君

想定問一 憲法について、

(五) いわゆる七条解散の合憲性についてどのような
考えているのか。七条解散は国政の停滞回避のた
めに今後は禁止すべきではないか。総理の見解を
伺う。

(同旨 内閣法制局長官)

内閣法制局作成↓

協議先

内閣総務官室

答弁連絡責任者

内閣法制局第一部

参事官

小澤

時男

連絡先

役所

携帯

(提出期限

二十三時二十五分

提出

二十六時五分)

三月一日

参・予算委

大塚

耕平

君

想定問一 憲法について、

(五) いわゆる七条解散の合憲性についてどのような
考えているのか。七条解散は国政の停滞回避のた
めに今後は禁止すべきではないか。総理の見解を
伺う。

(同旨 内閣法制局長官)

(答)

【合憲性についての考え方】

一 衆議院の解散権は、内閣が、国政上の重大な局面
等において主権者たる国民の意思を確かめる必要が
あるというような場合に、国民に訴えて、その判定
を求めることを狙いとし、また、立法府と行政府の
均衡を保つ見地から、憲法が行政府に与えた国政上
の重要な権能であると考えている。

二 内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上
これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を
解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと
考えている。



【解散権の制約について】

三 解散権の制約についての御提案については、憲法改正に係ることであり、憲法審査会で御議論いただくべきものであり、内閣総理大臣としてコメントすることは差し控えたい。

【参照条文】○日本国憲法

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一・二 略

三 衆議院を解散すること。

四 略

○憲法六十九条による解散

○臨時国会の召集と衆議院の解散

に関する更問あり



更問一 衆議院の解散は憲法第六十九条の場合に限定されるのではないか。

(答)

御指摘のような（衆議院の解散は憲法第六十九条の場合に限定されると解すべきであるとの）見解があることは承知しているが、同条は、衆議院で信任の決議案が可決され、又は信任の決議案が否決された場合には、内閣は衆議院が解散されない限り総辞職をしなければならぬことを規定するにとどまり、解散の権限について定めたものではないと解される。

【参照条文】○日本国憲法

第六十九条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならぬ。

更問二 憲法第五十三條による臨時会の召集要求がなされた上で先の臨時国会が召集されたにもかかわらず、その召集当日に衆議院を解散することに問題はないのか。

(答)

一 憲法第五十三條による臨時会の召集の決定と、憲法第七條による衆議院の解散とは別個の事柄である。

二 先の臨時国会については、昨年六月二十二日の臨時国会召集の要求を踏まえ、同年九月二十八日に召集した。

これは、予算編成に向けた概算要求作業、北朝鮮情勢が緊迫する中での外交日程など、内閣として諸般の事情を勘案した上で、適切に行ったものである。

三 また、解散については、国民の信任なくして、緊迫する北朝鮮情勢、急速に進む少子高齢化といった、正に国難とも呼ぶべき課題を乗り越えることはできないとの考えのもと、行ったものである。

【参照条文】○日本国憲法

第五十三條 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

〔想定問一（五）関係〕

〔質問主意書・答弁書〕

（平二九・一〇・六 参・对小西洋之議員）

一から四までについて

…衆議院の解散は憲法第七条の規定により天皇の国事に関する行為とされているところ、実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するのは、天皇の国事に関する行為について助言と承認を行う職務を有する内閣であり、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。この衆議院の解散権は、内閣が、国政上の重大な局面等において主権者たる国民の意思を確かめる必要があるというような場合に、国民に訴えて、その判定を求めるときを狙いとし、また、立法院と行政府の均衡を保つ見地から、憲法が行政府に与えた国政上の重要な権能であり、その行使が、法の支配との関係で問題があるとは考えていない。

【国会答弁】

（平成二十八年十月二十一日 参・予算委 菅内閣官房長官・横畠内閣法制局長官答弁）

○高井委員 …解散権というのは総理の専権事項なんでしょうか。

○横畠政府特別補佐人 専権事項と一般に言われておりますが、衆議院の解散の憲法上の根拠ということでありますれば、憲法第七条の規定により、天皇の国事に関する行為とされておりまして、実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するのは、天皇の国事に関する行為について助言と承認を行う内閣であるというふうに解されております。

○横畠政府特別補佐人 解散権の行使についての制約条件というお尋ねだと思えますけれども、衆議院の解散は、先ほどお答えしたとおり、実質的には内閣に与えられた権能であって、いかなる場合に衆議院を解散するかは、内閣が政治的責任において決すべき事柄であり、憲法上はこれに関する制約は規定されておりません。

○菅内閣大臣 まず、衆議院の解散権というのは、内閣が、国政上の重大な局面等における、主権者たる国民の意思を確かめる必要があるような場合に、国民に訴えて、その判定を求め、このことを狙いとするというふうに思っています。そしてまた、立法院と行政府の均衡を保つその見地から、憲法が行政府に与えた国政上の重要な権能であるというふうに考えています。

さらに、いかなる場合に衆議院を解散するかは、内閣がその政治責任で決すべき事柄だというふうに思っています。ですから、党利党略のために衆議院を解散するようなことは、そこは考えられないというふうに思います。

〔更問一關係〕

【質問主意書・答弁書】

(昭六〇・一二・二七 参・对飯田忠雄議員)

三から五までについて

衆議院の解散は、憲法第七条において天皇の国事に関する行為として規定されており、この場合、実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するのは、天皇の国事に関する行為について助言と承認を行う職務を有する内閣である。

六について

憲法第六十九条は、同条に規定する場合には、内閣は、「衆議院が解散されない限り」、総辞職をしなければならぬことを規定するにとどまり、内閣が実質的に衆議院の解散を決定する権限を有することの法的根拠は、憲法第七条の規定である。

〔更問二關係〕

【質問主意書・答弁書】

(平二九・一〇・六 参・对小西洋之議員)

一から四まで、七及び八について

憲法第五十三条による臨時会の召集の決定と憲法第七条による衆議院の解散とは別個の事柄であり、また、お尋ねの「含まれる」及び「前記三において」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十九年六月二十二日に衆議院及び参議院から送付のあった臨時国会召集要求書を踏まえ、内閣として諸般の事情を勘案した上で、同年九月二十八日に国会の臨時会を召集することを、同月二十二日に決定したところである。他方、内閣が衆議院の解散を決定することについて憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えている。こうしたことから、「憲法第五十三条に違反する違憲の行為」、「解散権の濫用になる」との御指摘は当たらない。

【国会答弁】

(参・本会議 平二九・一一・二二 安倍内閣総理大臣答弁)

○安倍内閣総理大臣 …… 国会の召集、衆議院の解散についてお尋ねがありました。

まず、憲法五十三条による臨時会の召集の決定と憲法七条による衆議院の解散とは個別の事柄です。

臨時会については、本年六月二十二日の臨時国会召集の要求を踏まえ、同年九月二十八日に召集しました。これは、予算編成に向けた概算要求作業、北朝鮮情勢が緊迫する中での外交日程など、内閣として諸般の事情を勘案した上で

適切に行つたものです。

内閣が衆議院の解散を決定することについて、憲法上これを制約する規定はなく、いかなる場合に衆議院を解散するかは内閣がその政治的責任で決すべきものと考えています。…



国会用資料（その他）

内容 問十. 「束ね法案」は、法律案を束ねることで国会審議を形骸化し、議員の表決権を侵害しかねないものであり、「包括委任規定」を含む法律案は、細目的事項を具体的に明示せずに実施命令の根拠規定を法律に設けるもので、法律による行政の原理の意義を埋没させ、立法府の空洞化を招来しかねない問題を抱えている。国会は、憲法上「国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関」として「法律による行政」の根拠である法律を制定するとともに、行政執行全般を監視する責務と権限を有しているが、立法府と行政府の関係が改めて問われている今、「束ね法案」と「包括委任規定」については、厳に慎むよう方針を決めるべきではないか、総理の見解を伺う。

(答)

「法律案の束ね」及び「実施命令の根拠規定」の取扱いについて、お尋ねがありました。

一 政府においては、従来から、二つ以上の法律の改正を提案しようとする場合においては、一般に、法案に盛り込まれた政策が統一的なものであり、その結果として法案の趣旨・目的が一つであると認められるとき、あるいは内容的に法案の条項が相互に関連して一つの体系を形作っていると認められるときは、一つの改正法案として提案することができると考えています。

二 また、法律等を実施し、又は施行するため必要な事項のうち、罰則を設け、実質的に、義務を課し、又は権利を制限する内容を含まない細目的事項について定める実施命令は、憲法、国家行政組織法等の規定により、個別の法律等による特別の委任がなくても制定することができるとされております。

三 したがって、これらの取扱いを変える必要はないと考えています。



【セット】301030参・本会議 吉川沙織君 問10.doc

分類 作成日:2018/10/30

大分類	中分類	小分類

問番号：001 吉川君対総理問10

件名: 問十. 「束ね法案」は、法律案を束ねることで国会審議を形骸化し、議員の表決権を侵害しかねないものであり、「包括委任規定」を含む法律案は、細目的事項を具体的に明示せずに実施命令の根拠規定を法律に設けるもので、法律による行政の原理の意義を埋没させ、立法府の空洞化を招来しかねない問題を抱えている。国会は、憲法上「国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関」として「法律による行政」の根拠である法律を制定するとともに、行政執行全般を監視する責務と権限を有しているが、立法府と行政府の関係が改めて問われている今、「束ね法案」と「包括委任規定」については、厳に慎むよう方針を決めるべきではないか、総理の見解を伺う。

答 弁：平成 30年10月30日（第197回国会）
院：参議院 本会議 答弁有り

質問者：吉川沙織 党派：立憲

答弁者：安倍晋三 内閣総理大臣

答弁作成者：内閣法制局長官総務室総務課

備考：

国会答弁抄採録先：

国会議事録採録先：

十月三十日

参・本会議

吉川 沙織 君

問十 「束ね法案」は、法律案を束ねることで国会審議を形骸化し、議員の表決権を侵害しかねないものであり、「包括委任規定」を含む法律案は、細目的事項を具体的に明示せず実施命令の根拠規定を法律に設けるもので、法律による行政の原理の意義を埋没させ、立法府の空洞化を招来しかねない問題を抱えている。国会は、憲法上「国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関」として「法律による行政」の根拠である法律を制定するとともに、行政執行全般を監視する責務と権限を有しているが、立法府と行政府の関係が改めて問われている今、「束ね法案」と「包括委任規定」については、厳に慎むよう方針を決めるべきではないか、総理の見解を伺う。

内閣法制局作成

答弁連絡責任者

内閣法制局長官総務室

総務課長 田中 元隆

連絡先 役所

携帯

(提出期限 二十時三十五分 提出 二十五時五十分)

十月三十日

参・本会議

吉川

沙織

君

問十 「東ね法案」は、法律案を束ねることで国会審議を形骸化し、議員の表決権を侵害しかねないものであり、「包括委任規定」を含む法律案は、細目的事項を具体的に明示せず実施命令の根拠規定を法律に設けるもので、法律による行政の原理の意義を埋没させ、立法府の空洞化を招来しかねない問題を抱えている。国会は、憲法上「国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関」として「法律による行政」の根拠である法律を制定するとともに、行政執行全般を監視する責務と権限を有しているが、立法府と行政府の関係が改めて問われている今、「東ね法案」と「包括委任規定」については、厳に慎むよう方針を決めるべきではないか、総理の見解を伺う。

(答)

「法律案の束ね」及び「実施命令の根拠規定」の取扱いについて、お尋ねがありました。



一 政府においては、従来から、二つ以上の法律の改正を提案しようとする場合においては、一般に、法案に盛り込まれた政策が統一的なものであり、その結果として法案の趣旨・目的が一つであると認められるとき、あるいは内容的に法案の条項が相互に関連して一つの体系を形作っていると認められるときは、一つの改正法案として提案することができると考えています。

二 また、法律等を実施し、又は施行するため必要な事項のうち、罰則を設け、実質的に、義務を課し、又は権利を制限する内容に含まない細目的事項について定める実施命令は、憲法、国家行政組織法等の規定により、個別の法律等による特別の委任がなくても制定することができるとされております。

三 したがって、これらの取扱いを変える必要はないと考えています。

【法律案の束ね関係】

【参考1】 質問主意書・答弁書

(平成三十年二月十二日 対吉川沙織君)

二から四までについて

・・・政府は、従来から、二つ以上の法律の改正を提案しようとする場合においては、一般に、法案に盛り込まれた政策が統一的なものであり、その結果として法案の趣旨・目的が一つであると認められるとき、あるいは内容的に法案の条項が相互に関連して一つの体系を形作っていると認められるときは、一つの改正法案として提案することができると考えている。

また、政府は、立案の段階でこれらの事項を十分に検討した上で、個々の法律の改正法案として提案するよりも二つ以上の法律の改正を一つの改正法案として提案することが適当であるという結論に達した場合、そのような形で提案することがあるが、国会の審議の在り方は、国会で御判断いただくものであると考えている。

【参考2】 閣議決定

○内閣提出法律案の整理について (昭和三十八年九月十三日閣議決定)

- 1 法律の規定によることを要する事項をその内容に含まない法律案は、提出しないこと。
- 2 現に法律の規定により法律事項とされているものうち、国民の権利義務に直接的な関係がなく、その意味で本来の法律事項でないものについては、法律の規定によらないで規定しうるように措置すること。とくに、国家行政組織法については、諮問的または調査的な審議会や部の設置は政令で定めることとし、また、行政機関に置くべき国家公務員の総数は法律で規定し、その各省庁への配付は政令で規定することとする等の改正を早急に検討すること。
- 3 単純に補助金の交付を目的とする規定を法律で設けないこととし、現存の

この種の規定については、廃止の措置を漸次進めるものとする。これに伴い、長期的な計画または視野に基づく補助については、政府の重要施策と

してとくにこれを公にする必要がある等特別の事由のあるものは当該補助要綱を閣議で決定することとし、その他のものは、主務省庁と大蔵省（主計局）との間で協議の上、長期的な計画または視野に基づく補助であることを当該補助要綱に記載できるものとする。

4 その趣旨、内容において密接な関連がある二以上の改正法律案であつて、付託される常任委員会が同一であることその他の事情により統合することが適当なものは、統合して提出すること。

5 4に関連し、行政組織に関する法律案は、少なくとも各府省別に一括するものとする。 （審議会の設置につき法律を要する間においては、単独の設置法案によらず、各府省設置法の改正によるものとする。）

6 1、3または5によることができない特別の事情があるときは、各省庁は、その法律案の提出につき、理由を具してあらかじめ内閣官房長官に説明し、閣議の事前了承を経るものとする。

7 許認可事務の整理その他行政の簡素化に対する国民一般の要請にこたえるため、当面内閣提出法律案の件数整理を図るとともに、長期的に現行法令の整理を検討し、推進すること。

【実施命令の根拠規定関係】

【参考3】 参照条文

○日本国憲法

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。
第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。

二 五 略

六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

(内閣総理大臣の権限)

第七条 略

2 略

3 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣府の命令として内閣府令を発することができる。

4 内閣府令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

5 57 略

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）

第十二条 各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として省令を発することができる。

2 略

3 省令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

【参考4】国会答弁

（平成三十年五月三十一日 対吉川沙織君 参・

総務委 横畠内閣法制局長官答弁）

○政府特別補佐人（横畠裕介君）

・・・実施命令につきましては、個別の法律に根拠規定がなくても、それは先

生御指摘の組織法令の根拠によって定めることができるわけでございます。そもそも、個別の法律による特別の委任がなくても、行政府においていわゆる実施命令を制定することができるかとされている根拠でございますけれども、それは憲法上、内閣には法律を誠実に執行するという責務があるということでございます。すなわち、そのために必要な命令というものを行政府において発出することができる、そういう仕組みになっております。

まさに、その実施命令といふのはそういうものであるがゆえに、実施命令において規定することができざる事柄はその性質上当然限定がされていると、まさに法律を実施するために必要な事項なのであって、法律に成り代わつて、あるいは法律の委任を受けて規範の定立をするという、そういう性質のものではないわけでございます。すなわち、法律を実施、施行するための細目的な事項しか定めることができないとされているわけでございます。まさに、それを超えて実質的に国民の権利を制限したり国民に義務を課するというようなことはそもそもできないというふうに理解されているところでございます。

その上で、個別の法律におきましてそのような実施命令の根拠規定を設けるかどうか、例示をするかどうかも含めてでございますけれども、それはまさに個別の法律の具体的な内容に依りまして適切に判断されるべきものであると考えております。

【参考5】質問主意書・答弁書

(平成三十年五月二十五日 对吉川沙織君)

一から八までについて

・・・なお、法律等を実施し、又は施行するために必要な政令、内閣府令及び省令（以下「実施命令」という。）については、憲法第七十三条第六号が「法律の規定を実施するために、政令を制定すること」を内閣の事務とし、また、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項が「内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するた
め・・・内閣府の命令として内閣府令を発することができる」と、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十二条第一項が「各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため・・・それぞれその機関の命令として省令を発することができる」と規定し、個別の法律等による特別の委任がなくても制定することができるとされている。その上で、個別の法律等において、実施命令の法形式を明示する等のため、実施命令の根拠規定を設けることもあると承知しており、今国会に提出した御指摘の電

気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案等もその例である。いずれにせよ、実施命令において規定することができる事項は、その性質上、個別の法律等による特別の委任に基づくいわゆる委任命令と異なり、法律等を実施し、又は施行するため必要な細目的事項に限られる。 . . .



国会用資料（その他）

内容 問2. 明治憲法と現行憲法では、天皇の地位について どのような違いがあると考えているか、官房長官の見解を伺う。（同旨 内閣法制局政府参考人）
【注】議員は、平成2年5月24日の参・内閣委の吉岡吉典議員の質問に対する答弁の様に、両憲法下での天皇の地位の違いについて説明してほしいとのこと。

(答)

1 明治憲法において天皇は、国の元首であって 統治権を総攬(そうらん)するものとれていたが、
現行憲法において天皇は、日本国の象徴であり 日本国民統合の象徴とされ、国政に関する権能を 有しないものとされている。

2 また、明治憲法における天皇の地位は、万世(ばんせい)一系(いつけい)のものとしていわゆる神勅(しんちよく)にさかのぼるものとされていたが、
現行憲法における天皇の地位は、主権の存する 日本国民の総意に基づくものとされている。



塩川鉄也2問・対官房長官(セット版).doc

分類 作成日:2018/11/30

大分類	中分類	小分類

問番号:001 塩川君対官房長官問2

件名: 問2. 明治憲法と現行憲法では、天皇の地位について どのような違いがあると考えているか、官房長官の見解を伺う。（同旨 内閣法制局政府参考人）

答弁:平成30年11月30日(第197回国会)
院:衆議院 内閣 答弁有り

質問者:塩川鉄也 党派:共産

答弁者:菅 内閣官房長官

答弁作成者:内閣法制局第一部

備考:

国会答弁抄採録先:

国会議事録採録先:

(対官房長官)

11月30日 衆・内閣委 塩川 鉄也君

問2. 明治憲法と現行憲法では、天皇の地位についてどのような違いがあると考えているか、官房長官の見解を伺う。(同旨 内閣法制局政府参考人)

【注】議員は、平成2年5月24日の参・内閣委の吉岡吉典議員の質問に対する答弁の様に、両憲法下での天皇の地位の違いについて説明してほしいとのこと。

(答)

- 1 明治憲法において天皇は、国の元首であって統治権を総攬するものとれていたが、
現行憲法において天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴とされ、国政に関する権能を有しないものとされている。
- 2 また、明治憲法における天皇の地位は、万世一系のものとしていわゆる神勅にさかのぼるものとされていたが、
現行憲法における天皇の地位は、主権の存する日本国民の総意に基づくものとされている。

(参照条文)

○大日本帝国憲法

第1条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第4条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治權ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

○日本国憲法

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

(参考答弁) 参・内閣委 平2・5・24 大森内閣法制局長官答弁

○吉岡吉典君 そこで、次に確認しておきたいんですが、憲法を厳格に守って行うという場合に、明治憲法と現行憲法とでは根本的な変化が行われている。特に、主権者がだれかという問題、及び天皇の地位、権能、これらに根本的な変化がありました。主権在君から主権在民に変わり、主権者は天皇ではなくなり国民主権の原則が明確に憲法で確立されております。したがって、この象徴天皇の地位というものは従来の皇祖皇宗あるいは神勅に基礎を置いたものから、主権者、国民に基礎を置いたところへ転換した、こういう根本的な変化があったということをお認めになるかどうか、これをお伺いします。

○政府委員(大森政輔君) 委員お尋ねの件につきましてはそのとおりであろうかと思えます。なお、若干付言いたしますと、天皇の権能、地位という点について見てみますに、次の二点について根本的な違いがあらうかと思う次第でございます。

その第一点は、旧憲法下における天皇は国の元首であつて統治權を総攬する地位にあられたということになっておりましたが、現在の日本国憲法のもとにおける天皇は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、」「憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。」というふうに規定されているところでございます。

次に第二点でございますが、旧憲法下における天皇は、その地位はいわゆる神勅にさかのぼるというふうに言われておりました。これは帝国憲法制定の告文、あるいは憲法発布勅語にもあらわれているというふうに言われておりましたが、現在の憲法下における天皇は御指摘のとおりその地位は日本国民の総意に基づいておられる、これは前文及び第一条に書かれていることでございますが、そのような規定になっております。

(対官房長官)

11月30日 衆・内閣委 塩川 鉄也君

問2. 明治憲法と現行憲法では、天皇の地位についてどのような違いがあると考えているか、官房長官の見解を伺う。

(同旨 内閣法制局政府参考人)

【注】議員は、平成2年5月24日の参・内閣委の吉岡吉典議員の質問に対する答弁の様に、両憲法下での天皇の地位の違いについて説明してほしいとのこと。

内閣法制局作成

答弁連絡責任者

内閣法制局第一部

参事官 馬渡 直史

連絡先

役所

携帯

(提出期限 21時40分 提出 23時15分)



国会用資料（他省庁作成）

分類

作成日:2018/02/01

大分類	中分類	小分類

整理番号:001

件名: 問六

(四) 総理は集団的自衛権行使を、昭和四七年の政府資料に示されていることを根拠にして、安保法制の合法性、憲法適合性を主張しているが、当時の立法担当者の、昭和四十七年の政府見解は集団的自衛権を前提としていなかったとの証言が報道されている。安保法制の強硬採決に端を発した総理の立憲主義を軽視する姿勢、束ね法案を乱用して国会審議を形骸化する姿勢こそが、憲法改正論議に、国民や野党が信頼して応じられない最大かつ根本的な理由である。与野党のみならず、国民全体が納得できる環境を作ってから、改めて憲法改正論議を行うためにも、安保法制の違憲部分の見直しに真摯に向き合うことが必要と考えるが、総理の見解を伺う。

(答) 平和安全法制の見直しと憲法改正の関係についてのお尋ねがありました。平和安全法制は、国権の最高機関である国会において、二百時間を超えるご審議を頂いた上で成立したものです。野党の皆さんからも複数の対案が提出されるなど、充実した、深い議論が行われたものと考えています。

二 憲法との関係では、昭和四十七年の政府見解で示した憲法解釈の「基本的論理」は、全く変わっていません。これは、砂川事件に関する最高裁判決の考え方と軌を一にするものです。

三 憲法の解釈を最終的に確定する権能を有する唯一の機関は最高裁判所であり、平和安全法制は、その考え方に沿った、判決の範囲内のものであり、憲法に合致したものです。

四 平和安全法制は、その手続と内容のいずれにおいても、憲法のもと、適切に制定されたものであり、見直すことは考えていません。

五 憲法改正は、国会で発議し、最終的には国民投票で国民が決めるものです。各党が憲法の具体的な案を国会に持ち寄り、憲法審査会において、議論を深め、前に進めていくことを期待しています。

答 弁:平成 30年1月25日 (第196回国会)

院 :参議院 本会議

質問者:大塚耕平 党派:民進

答弁者:安倍晋三 内閣総理大臣

答弁作成者:安保



備考:合議◎【セット】20180125 参・本会議 大塚君 対総理問6(4)(違憲安保法制).docx

一月二十五日

参・本会議

大塚

耕平

君

問六 外交・安全保障について、

(四) 総理は集团的自衛権行使を、昭和四七年の政府資料に示されていることを根拠にして、安保法制の合法性、憲法適合性を主張しているが、当時の立法担当者の、昭和四十七年の政府見解は集团的自衛権を前提としていなかったとの証言が報道されている。安保法制の強硬採決に端を発した総理の立憲主義を軽視する姿勢、東ね法案を乱用して国会審議を形骸化する姿勢こそが、憲法改正論議に、国民や野党が信頼して応じられない最大かつ根本的な理由である。与野党のみならず、国民全体が納得できる環境を作ってから、改めて憲法改正論議を行うためにも、安保法制の違憲部分の見直しに真摯に向き合うことが必要と考えるが、総理の見解を伺う。

内閣官房国家安全保障局作成↓ 協議先 内閣法制局、
外務省、防衛省

答弁連絡責任者

内閣官房国家安全保障局

内閣参事官 萬浪 学

連絡先 役所

自宅

携帯

(提出期限 二十二時三十五分 提出 二十五時五十分)

一月二十五日

参・本会議

大塚

耕平君

問六 外交・安全保障について

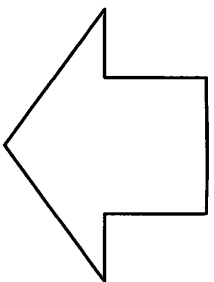
(四) 総理は集团的自衛権行使を、昭和四七年の政府資料に示されていることを根拠にして、安保法制の合法性、憲法適合性を主張しているが、当時の立法担当者の、昭和四十七年の政府見解は集团的自衛権を前提としていなかったとの証言が報道されている。安保法制の強硬採決に端を発した総理の立憲主義を軽視する姿勢、東ね法案を乱用して国会審議を形骸化する姿勢こそが、憲法改正論議に、国民や野党が信頼して応じられない最大かつ根本的な理由である。与野党のみならず、国民全体が納得できる環境を作ってから、改めて憲法改正論議を行うためにも、安保法制の違憲部分の見直しに真摯に向き合うことが必要と考えるが、総理の見解を伺う。

(答)

平和安全法制の見直しと憲法改正の関係についての
お尋ねがありました。

一 平和安全法制は、国権の最高機関である国会において、二百時間を超えるご審議を頂いた上で成立したものです。

野党の皆さんからも複数の対案が提出されるなど、充実した、深い議論が行われたものと考えています。



二 憲法との関係では、昭和四十七年の政府見解で示した憲法解釈の「基本的論理」は、全く変わっていません。これは、砂川事件に関する最高裁判決の考え方と軌を一にするものです。

三 憲法の解釈を最終的に確定する権能を有する唯一の機関は最高裁判所であり、平和安全法制は、その考え方に沿った、判決の範囲内のものであり、憲法に合致したものです。

四 平和安全法制は、その手続と内容のいずれにおいても、憲法のもと、適切に制定されたものであり、見直すことは考えていません。

五 憲法改正は、国会で発議し、最終的には国民投票で国民が決めるものです。

各党が憲法の具体的な案を国会に持ち寄り、憲法審査会において、議論を深め、前に進めていくことを期待しています。



国会用資料（他省庁作成）

分類 作成日:2018/02/14

大分類	中分類	小分類

整理番号:001

件名: 想定問五、森友学園、加計学園の問題や、PEZY社のスパコンへの補助金など、公金の支出等を伴う政府の意思決定において、すべて公務員が、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではないとする憲法第十五条の遵守が疑われる事態が起きていると考えるが、総理の見解を伺う。

(答)

一 国家公務員は、憲法第十五条第二項において国民全体の奉仕者と定められており、厳に中立の立場を堅持して、その職務の遂行に当たることが必要と認識している。

二 その上で、時々の内閣において、政策課題に取り組むに当たっては、政策の決定・執行に至るまでの手続きを、法令等のルールに基づき公平・公正に行うとともに、そうした点について国民の皆さまに分かりやすく説明していくことが重要と考えている。

三 このような観点から、森友学園への国有地売却、加計学園の獣医学部新設、補助金の交付などについては、今後とも、各省庁において、しっかりと丁寧に説明をしていかなければならないと考えている。

答 弁:平成 30年2月13日 (第196回国会)
院 :衆議院 予算

質問者:階猛 党派:希望

答弁者:安倍晋三 内閣総理大臣

答弁作成者:財務省

備考:合議:内、文、農、国、経、法制局



(セット)階君総理問5.docx

二月十三日

衆・予算委

階 猛 君

想定問五・森友学園、加計学園の問題や、PEZY社のスパコンへの補助金など、公金の支出等を伴う政府の意思決定において、すべて公務員が、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないとする憲法十五条の遵守が疑われる事態が起きていると考えるが、総理の見解を伺う。

財務省作成↓

協議先

内閣府、文部科学省、

農林水産省、国土交通省、

経済産業省、内閣法制局

答弁連絡責任者

財務省理財局

総務課長

中村 稔

連絡先

役所

[Redacted]

自宅

[Redacted]

携帯

[Redacted]

国有財産企画課長

井口 裕之

連絡先

役所

[Redacted]

携帯

[Redacted]

(提出期限

二十六時四十五分

提出

時

分)

二月十三日

衆・予算委

階 猛 君

想定問五 森友学園、加計学園の問題や、PEZY社のスパコンへの補助金など、公金の支出等を伴う政府の意思決定において、すべて公務員が、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではないとする憲法十五条の遵守が疑われる事態が起きていると考えるが、総理の見解を伺う。

(答)

一 国家公務員は、憲法第十五条第二項において国民全体の奉仕者と定められており、厳に中立の立場を堅持して、その職務の遂行に当たることが必要と認識している。

二 その上で、時々の内閣において、政策課題に取り組むに当たっては、政策の決定・執行に至るまでの手続きを、法令等のルールに基づき公平・公正に行うとともに、そうした点について国民の皆さまに分かりやすく説明していくことが重要と考えている。

三 このような観点から、森友学園への国有地売却、加計学園の獣医学部新設、補助金の交付などについては、今後とも、各省庁において、しっかりと丁寧な説明をしていかなければならないと考えている。

(参考一) 日本国憲法第十五条

〔公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- ② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- ③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- ④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

(参考二) 藤末健三議員質問主意書平成十九年参質一六六一六二答弁書

国家公務員は、憲法第十五条第二項において国民全体の奉仕者と定められており、政治的に一党一派に偏することなく、厳に中立の立場を堅持して、その職務の遂行に当たることが必要と認識している。

(参考三) 平成二十五年十一月二十二日 衆・内閣委員会

○稲田国務大臣 憲法にも、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」というふうに書かれております。国民全体の奉仕者である公務員のあるべき姿ということについては、高木委員からもさまざまな場面において提言をいただいたところでございます。

また、今御質問にもありましたように、総理に対しても御提言を、公務員制度改革に対する申し入れを十月の十八日にされているところでございます。

政は、行政が公正かつ中立的に行われるよう、国民を代表する立法権者として監視責任を果たし、また、国務大臣、副大臣、大臣政務官等として行政を担うとともに、官を的確に導くものであるというふうに考えております。

また一方で、官は、国民全体の奉仕者として、中立性、専門性を踏まえて、法令に基づき、主に政策の実施、個別の行政執行に当たるといふ役割を担っております。

政と官、このように、それぞれの役割分担に基づいて、一体として国家国民のために職務に邁進するものでございます。

御指摘の点は、公正中立な公務員制度改革を確立するという上で非常に重要なポイントであり、不断の見直しが必要であると考えております。



国会用資料（他省庁作成）

分類 作成日:2018/02/14

大分類	中分類	小分類

整理番号:001

件名: 問九. 解散権の意義について、
(一) 英国及びドイツの議会解散のルールに対する認識と評価について、総理の見解を伺う。

(同旨 外務大臣)

(答)

【英国】

一 英国では、議会下院は、一定の要件の下で任期満了前に解散されることがあるものと承知している。

二 具体的には、首相は、下院が繰上げ総選挙を決議するか、又は政府に対する不信任を決議した上で一定期間内に改めて信任を決議しないとの要件を満たすことにより、下院の解散を実現することができると承知している。

三 実際、昨年四月、メイ首相は下院の解散・総選挙の意向を示し、これを受け、下院が繰上げ総選挙を決議して解散し、六月に総選挙が実施されたと承知している。

【ドイツ】

四 ドイツでは、例えば、首相の信任案が連邦議会の過半数の同意を得られず、連邦議会が過半数により別の首相を選出しなかった場合に、大統領は首相の提案に基づいて議会を解散できるものと承知しており、信任案を与党議員の棄権によって否決させることで議会が解散された例もあると承知している。

【評価】

五 日本においては、内閣が衆議院の解散を決定することについて、憲法上これを制約する規定はなく、そもそも制度が異なる英国及びドイツのルールと、一概に比較して評価することは差し控えたい。

答 弁:平成 30年2月14日 (第196回国会)
院 :衆議院 予算

質問者:枝野幸男 党派:立憲

答弁者:安倍晋三 内閣総理大臣

答弁作成者:外務省



備考:【セット】枝野君総理問(英国及びドイツの議会解散).doc

二月二四日

衆・予算委

枝野

幸男

君

問九 解散権の意義について、

(一) 英国及びドイツの議会解散のルールに対する認識と評価について、総理の見解を伺う。

(同旨 外務大臣)

外務省作成

答弁連絡責任者

外務省欧州局

西欧課長 辻阪 高子

連絡先 役所

携帯

中東欧課長 大槻 耕太郎

連絡先 役所

携帯

(提出期限 二五時 提出 ●●時)

二月二四日 衆・予算委 枝野 幸男 君

問九 解散権の意義について、

(一) 英国及びドイツの議会解散のルールに対する認識と評価について、総理の見解を伺う。

(同旨 外務大臣)

(答)

【英国】

一 英国では、議会下院は、一定の要件の下で任期満了前に解散されることがあるものと承知している。

二 具体的には、首相は、下院が繰上げ総選挙を決議するか、又は政府に対する不信任を決議した上で一定期間内に改めて信任を決議しないと要件を満たすことにより、下院の解散を実現することができると承知している。

三 実際、昨年四月、メイ首相は下院の解散・総選挙の意向を示し、これを受け、下院が繰上げ総選挙を決議して解散し、六月に総選挙が実施されたと承知している。



【ドイツ】

四 ドイツでは、例えば、首相の信任案が連邦議会の過半数の同意を得られず、連邦議会が過半数により別の首相を選出しなかった場合に、大統領は首相の提案に基づいて議会を解散できるものと承知しており、信任案を与党議員の棄権によって否決させることで議会が解散された例もあると承知している。

【評価】

五 日本においては、内閣が衆議院の解散を決定することについて、憲法上これを制約する規定はなく、そもそも制度が異なる英国及びドイツのルールと、一概に比較して評価することは差し控えたい。

【参考一】「二〇一一年議會期固定法」に基づき、任期満了によらない下院の総選挙

①下院が定数の三分の二以上の特別多数により繰上げ総選挙を自ら決議した場合、又は、②政府に対する不信任動議を下院が可決し、その後十四日以内に政府に対する信任動議を可決しない場合にのみ実施され、また、これらの場合以外に議会在その任期満了前に解散されることはない。

【参考二】二〇一七年六月八日の総選挙（英国）

メイ首相は二〇一六年六月のEU離脱を決めた国民投票後に党内選挙（保守党下院議員のみ）の結果を受け首相に選出されていたが、「EUが交渉ポジションについて合意し具体的な離脱交渉が始まる前の今こそが唯一の総選挙のタイミングである」として、二〇一七年四月一八日、六月八日に英国総選挙の実施を求める方針を表明した。

メイ首相の方針表明を受け、下院は、「二〇一一年議會期固定法」に基づき、二〇二〇年に予定されていた総選挙を繰り上げて、二〇一七年四月一九日、繰上げ総選挙の実施に関する動議の採決を行い、「五二二対一三（定数六五〇）」（労働党も大多数が賛成）で可決。五月三日に下院解散、六月八日に総選挙が実施された。

【参考三】二〇一一年議會期固定法（二〇一一年九月一五日制定）抜粋（仮訳）

第一条第二項 この法律の成立後最初の議会の総選挙の選挙期日は、二〇一五年五月七日とする。

第三項 その後の各議会の総選挙の選挙期日は、直近において行われた議会の総選挙の選挙期日の属する暦年から五年目に当たる暦年の五月の第一木曜日とする。

第二条第一項 次に掲げる場合には、議会の繰上げ総選挙を行うものとする。

- (a) 下院が第二項に規定する様式の決議案を可決したこと、かつ
- (b) その決議案が分列表決（注…賛成・反対票を厳密に数える際にとられる表決方法の一つ）により可決された場合において、その決議案に賛成した議員の数が下院の定数の三分の二以上（含む欠員）であること

第二項 第一項 (a) における決議案の様式は、次のとおりとする。

「議会の繰上げ総選挙を行うものとする旨」

第三項 次に掲げる場合には、議会の繰上げ総選挙を行うものとする。

(a) 下院が第四項に規定する様式の決議案を可決すること、かつ、

(b) その決議案が可決された日から十四日が、下院が第五項に規定する

様式の決議案を可決することなく経過すること

第四項 第三項 (a) における決議案の様式は、次のとおりとする。

「本院は、女王陛下の政府を信任しない旨」

第五項 第三項 (b) における決議案の様式は、次のとおりとする。

「本院は、女王陛下の政府を信任する旨」

第七項 第一項又は第三項の規定により議会の総選挙を行う場合には、その選挙の期日は、首相の勧告に基づいて女王陛下が布告で指定した日(これにより、その指定された日が、第一条の規定に基づき定められたであろう総選挙の日)に取って代わる(とする)。

第三条第一項 現に活動中の議会は、第一条の規定により定められ、又は第二条第七項の規定により指定される議会の総選挙の選挙期日から二十五平日前に当たる日の冒頭において解散する。

第二項 その場合を除き、議会は解散されることができない。

【参考四】議会の解散を君主に要請する首相の権限に基づく解散事例

(二〇一一年議会期固定法制定前の事例)

(1) 一九八三年五月一三日解散 サッチャー首相 (保守党)

フォークランド紛争への対応により与党の支持率が良好な中での解散。

(2) 二〇〇一年五月一四日解散 ブレア首相 (労働党)

与党が下院の六割超を占め、支持率が良好な一方、世界経済の影響による景気悪化が予測される中での解散。

(3) 二〇〇五年四月一日解散 プレア首相(労働党)

与党が下院の六割超を占め、支持率が良好であり、野党が混乱状態にある中の解散。

【参考五】ドイツの基本法第六三条(仮訳)

六三条一項…連邦首相は、連邦大統領の推薦に基づき、討論を経ずに、連邦議会によって選挙される。

第二項…連邦議会議員の過半数の票を得た者が連邦首相に選出される。選出された者は、連邦大統領によって任命される。

第三項…推薦された者が選ばれなかったときは、連邦議会は、選挙手続後十四日以内に、議員の過半数をもって、連邦首相を選挙することができる。

第四項…選挙がこの期間内に成立しないときは、速やかに新たな選挙手続が行われ、最多得票をした者が選出される。選出された者が連邦議会議員の過半数の票を得ているときは、連邦大統領は、選挙後七日以内に、この者を任命しなければならない。選出された者が過半数の票を得ていないときは、連邦大統領は、七日以内に、この者を任命するか、又は連邦議会を解散しなければならない。

【参考六】ドイツの基本法第六八条第一項(仮訳)

自己に信任を表明すべき旨の連邦首相の動議が、連邦議会議員の過半数の同意を得られなかったときは、連邦大統領は、連邦首相の申立てに基づいて、二十一日以内に、連邦議会を解散することができる。解散権は、連邦議会が議員の過半数をもって、別の連邦首相を選挙したときは、直ちに消滅する。

【参考七】戦後のドイツ連邦議会解散の例(三回)

一九七二年九月二十二日、ブランド首相(当時)が提出した信任案を与党議員の棄権によって否決させた。

一九八三年一月七日、コール首相(当時)が提出した信任案を与党議員の棄権によって

否決させた。

二〇〇二年九月二十二日、シュレーダー首相（当時）が提出した信任案を与党議員の棄権によって否決させた。



国会用資料（他省庁作成）

分類

作成日:2018/03/01

大分類	中分類	小分類

整理番号：001

件名： 問一 憲法について、
（一）安保法制及び集団的自衛権容認の法的根拠について、一月二十五日の代表質問の答弁で、砂川事件に関する最高裁判所の考え方と軌を一にすると述べたが、軌を一にするとはどういう意味か、総理の見解を伺う。
（同旨 小野寺国務大臣）

（答）

一 御指摘の本年一月二十五日の衆議院本会議で私が申し上げた、「砂川事件に関する最高裁判所の考え方と軌を一にする」というのは、
○ 昭和四十七年見解において政府が示した「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどうもい解されな
い。」との見解と、
○ 砂川事件に関する最高裁判決で示された「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置を取り得ることは、国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならない。」との見解は、
全く同じ考え方に立っているということである。

更問一。「同じ考え方に立っている」とはどういうことか。全く同じ考え方ではない、ということか。

（答）

一 先ほど御紹介したとおり、二つの見解で示された考え方は、一言一句同じというわけではない。

二 しかしながら、この二つの見解が拠って立つ考え方は、全く同じである、ということである。

更問二。砂川判決は、限定された集団的自衛権が合憲であるという根拠になるということか。

（答）

一 新三要件は、直接には、昭和四十七年見解を根拠とするものであるが、新三要件で示している限定的な集団的自衛権の行使は、個別的自衛権の行使と同様、砂川判決において最高裁判所が示している考え方に沿うものであり、そのような意味において、砂川判決は根拠たり得ると考えている。

更問三。単なる政府見解だけでなく、最高裁判決によっても自衛権行使の合憲性が根拠づけられていると考えるのであれば、自衛権行使を任務とする自衛隊の合憲性も明確であり、なぜ、改めて、憲法上明記する必要があるのか。

（答）

一 （国会の憲法審査会において議論される憲法改正の内容について、私が、内閣総理大臣としてこの場でお答えすることは差し控えさせていただきたいが、お尋ねなので、）自衛隊を憲法に位置付けることについて、私があえて自民党総裁として一石を投じるべく申し上げた理由の一端を申し上げる。

二 近年の世論調査でも、「自衛隊は合憲」と言い切る憲法学者は二割にとどまり、多くの教科書に合憲性に議論がある旨の記述があるという状況がある。自衛隊員たちに、「君たちは、憲法違反かもしれないが、何かあれば、命をはってくれ。」というのは、あまりにも無責任。そうした議論が行われる余地をなくしていくことは、私たちの世代の責任ではないかと考えている。

三 我が国の安全を守るため、命を賭して任務を遂行している者の正当性を明文化し、明確化することは、我が国の安全の根幹にかかわること（であり、何ら情緒的なことがらではない）。憲法改正の十分な理由になるものであると考える。

答 弁：平成 30年3月1日（第196回国会）
院：参議院 予算

質問者：大塚耕平 党派：民進

答弁者：安倍晋三 内閣総理大臣

答弁作成者：安保



備 考：答弁なし【セット】20180301参・予算委大塚君対総理問一(一)(安保作成集団の自衛権).docx

三月一日 参・予算委 大塚 耕平 君

問一 憲法について、

(一) 安法制及び集団的自衛権容認の法的根拠について、一月二十五日の代表質問の答弁で、砂川事件に関する最高裁判所の考え方と軌を一にすると思へたが、軌を一にするとはどういう意味か、総理の見解を伺う。 (同旨 小野寺国務大臣)

内閣官房国家安全保障局作成↓ 協議先 内閣法制局、
外務省、防衛省

答弁連絡責任者

内閣官房国家安全保障局

内閣参事官 萬浪 学

連絡先 役所

自宅

携帯

(提出期限 二十三時二十五分 提出 二十三時二十分)

三月一日 参・予算委 大塚 耕平 君

問一 憲法について、

(一) 安保法制及び集団的自衛権容認の法的根拠について、一月二十五日の代表質問の答弁で、砂川事件に関する最高裁判所の考え方と軌を一にすると思われたが、軌を一にするとはどういう意味か、総理の見解を伺う。
(同旨 小野寺国務大臣)

(答)

一 御指摘の本年一月二十五日の衆議院本会議で私が申し上げた、「砂川事件に関する最高裁判所の考え方と軌を一にする」というのは、

○ 昭和四十七年見解において政府が示した「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じている」というてい解されない。」との見解と、

○ 砂川事件に関する最高裁判決で示された「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置を取り得ることとは、国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならない。」との見解は、全く同じ考え方に立っているということである。

「同じ考え方」

に関する更問あり

問一(一)——

更問一 「同じ考え方に立っている」とはどういうことか。全く同じ考え方ではない、ということか。

(答)

一 先ほど御紹介したとおり、二つの見解で示された考え方は、一言一句同じというわけではない。

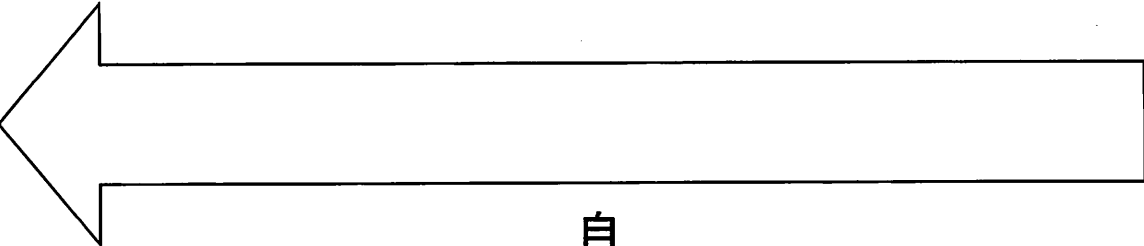
二 しかしながら、この二つの見解が拠って立つ考え方は、全く同じである、ということである。

集団的自衛権の根拠
に関する更問あり

更問二 砂川判決は、限定された集団的自衛権が合憲であるという根拠になるということか。

(答)

一 新三要件は、直接には、昭和四十七年見解を根拠とするものであるが、新三要件で示している限定的な集団的自衛権の行使は、個別的自衛権の行使と同様、砂川判決において最高裁判所が示している考え方に沿うものであり、そのような意味において、砂川判決は根拠たり得ると考えている。



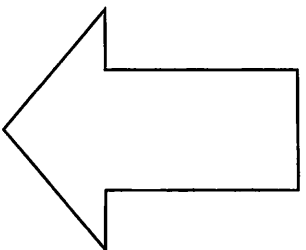
自衛隊明記の必要性
に関する更問あり

更問三、単なる政府見解だけでなく、最高裁判決によっても自衛権行使の合憲性が根拠づけられていると考えるのであれば、自衛権行使を任務とする自衛隊の合憲性も明確であり、なぜ、改めて、憲法上明記する必要性があるのか。

(答)

一 (国会の憲法審査会において議論される憲法改正の内容について、私が、内閣総理大臣としてこの場でお答えすることは差し控えさせていただきたいが、お尋ねなので、) 自衛隊を憲法に位置付けることについて、私があえて自民党総裁として一石を投じるべく申し上げた理由の一端を申し上げます。

二 近年の世論調査でも、「自衛隊は合憲」と言い切る憲法学者は二割にとどまり、多くの教科書に合憲性に議論がある旨の記述があるという状況がある。自衛隊員たちに、「君たちは、憲法違反かもしれないが、何かあれば、命をはってくれ。」というのは、あまりにも無責任。そうした議論が行われる余地をなくしていくことは、私たちの世代の責任ではないかと考えている。



三 我が国の安全を守るため、命を賭して任務を遂行している者の正当性を明文化し、明確化することは、我が国の安全の根幹にかかわること（であり、何ら情緒的なことがらではない）。憲法改正の十分な理由になるものであると考える。

【参考二】第一九六回参議院・本会議 平成三十年一月二十五日

○安倍総理大臣 (略) 平和安全法制の見直しと憲法改正の関係についてのお尋ねがありました。

平和安全法制は、国権の最高機関である国会において二百時間を超える御審議をいただいた上で成立したものです。野党の皆さんからも複数の対案が提出されるなど、充実した深い議論が行われたものと考えています。

憲法との関係では、昭和四十七年の政府見解でお示した憲法解釈の基本的論理は全く変わっていません。これは、砂川事件に関する最高裁判決の考え方と軌を一にするものであります。憲法の解釈を最終的に確定する権能を有する唯一の機関は最高裁判所であり、平和安全法制はその考え方に沿った判決の範囲内のものであり、憲法に合致したものです。

平和安全法制は、その手続と内容のいずれにおいても、憲法の下、適切に制定されたものであり、見直すことは考えていません。

憲法改正は、国会で発議し、最終的に国民投票で国民が決めるものです。各党が憲法の具体的な案を国会に持ち寄り、憲法審査会において、議論を深め、前に進めていくことを期待しています。

【参考二】第一八九回衆議院・平和安全特別委員会 平成二十七年六月十五日 対長島昭

久君

○横島政府特別補佐人 まさに、どのようなものとして重く受けとめるかということが重要でございます。

そこで、砂川事件に係ります昭和三十四年十二月十六日の最高裁判所大法廷判決は、まさに旧日米安保条約に基づくアメリカ合衆国軍隊の駐留が憲法第九条第二項前段に違反して許すべからざるものと判断した原判決を誤りとして破棄したものでございます。その判断に至る過程におきまして、次のようなことが示されているわけでございます。

一つとして、憲法第九条についてでございますが、「同条は、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているのであるが、しかしもちろんこれによりわが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないのである。」との判示でございます。二つ目ですが、「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。」との判示でございます。

これらは、自衛隊の合憲性や我が国による武力の行使の可否そのものが争点となった事件について示されたものではないわけですが、その判断の過程においてあえて

考え、かつ判決書にも法廷意見として記載されているというところでございますので、その意義をどのように評価するかというところでございます。先ほども申し上げましたが、その部分は厳密な意味での判例としての法的効力を持つものではないことは当然の前提でございます。その上で、最高裁判所の権威ある重い判断であるとしてどのように受けとめるかという問題であるかと思えます。(略)

【参考三】第一八九回 衆・平和安全特別委員会 平成二十七年七月八日 対北側君

○横島政府特別補佐人 この砂川判決につきまして、傍論ではないかというような議論もあるわけでございますけれども、そもそも砂川判決が我が国の自衛権について論じている前提となっておりますのはやはり問題となった旧日米安保条約でございます。その旧安保条約そのものの前文におきまして「平和条約は、日本国が主権国として集团的完全保障取極を締結する権利を有することを承認し、さらに、国際連合憲章は、すべての国が個別的及び集团的自衛の固有の権利を有することを承認している。」さらに「これらの権利の行使として、日本国は、その防衛のための暫定措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその附近にアメリカ合衆国がその軍隊を維持することを希望する。」ということが明記されている。そのような観点から、まさにこの旧安保条約の締結が憲法に適合するかどうかの判断の道筋として、我が国に自衛権があるのかどうかということについて判断をしているということでございます。

もとより、この砂川判決自体が自衛隊の合憲性でありますとか我が国による武力の行使の可否そのものが争点となった事件について示された判断ではありませんけれども、違憲立法審査権を有する最高裁判所の大法廷におきまして、かつまた全裁判官のコンセンサスとして示されている見解というものは大変重いものでございまして、これは尊重すべきものであると考えております。

その射程距離ということになるわけでございますけれども、まさに法廷意見そのもの、判決文そのものには個別的、集团的という区別が書いていないということでございます。そして、それはどのように解するかということでございますけれども、ただ、同判決自身が論じているこの自衛権というものはあくまでも我が国自身の防衛のための自衛権ということでございます。我が国が他国を防衛するために武力を行使するという、いわゆる今言う他国防衛の権利としての集团的自衛権、そういうものを念頭に判示しているところまではなかなか認めがたいだろうということでございます。まさに御指摘がございましたように、砂川判決の射程としては、国際法上の概念でいえば、我が国に対する武力攻撃が発生した場合の個別的自衛権のみならず、やはり我が国が危機に瀕した場合の、今回新三要件でお示しているような限定された集团的自衛権の行使ということまではその射程に入っているのではないかというふうに考えております。

189—衆—我が国及び国際社会の平…10号 平成27年06月15日

○寺田（学）委員 基本的な論理一、基本的な論理二というのが、政府見解、四十七年見解というものであります。基本的な論理一、必要な自衛の措置をとることを禁じているとは到底解されないということと軌を一にしているんだという御答弁でしたので、それでは、基本的な論理二に当たる自衛のための措置を無限定に無制限に認めているとは解されない、必要最小限度の範囲にとどまるべきであるということは、そこは軌を一にしていないということだと思います。一を認めると言った以上は、大臣も答えなきやだめですよ。

○横島政府特別補佐人 昭和四十七年見解の一の部分が、まさに砂川判決で判示されていたことと軌を一にする、つまり、政府も全く同じ考え方に立っているということだと思います。

昭和四十七年見解の二の部分は、冒頭「しかしながら、だからといって、」と申し上げているとおりでございまして、やはり砂川判決によるだけでは大変漠としている、我が国を守るための自衛権というだけで漠としておりますが、憲法九条のもとでどこまでの武力の行使が許されるか、そういう観点から絞り込んであるのが二の部分でございまして。

189—衆—我が国及び国際社会の平…10号 平成27年06月15日

○寺田（学）委員 それでは、今回の限られた、限定された集団的自衛権が合憲であるという根拠をこの砂川判決には求めていないということでもよろしいですね。

○横島政府特別補佐人 委員お尋ねの、根拠を求めるといふ意味のいかによろうかと思えます。

厳密な意味で最高裁の判断が判例として法的拘束力を持つ、そういう意味での根拠というものはもともとないということは当初来申し上げている意味でありまして、そのような意味での根拠として用いているものでないことが前提でございまして。

その上で、先ほど申し上げたような、最高裁判所があえてその判断の過程で考慮したことを判示しているということ、それにそぐうものか、沿うものか、その範囲内かということはその根拠かというお尋ねでありますれば、今回の限定された集団的自衛権というのはその根拠たり得る、その範囲におさまっているものである。別の言い方をすれば、個別的自衛権の行使が今回の砂川判決を根拠とするのかと違って、それがイエスであるならば、今回の限定的な集団的自衛権の行使もイエスである、そういう意味でございませぬ。



国会用資料（他省庁作成）

分類 作成日:2018/03/20

大分類	中分類	小分類

整理番号:001

件名: 問1. 森友学園問題に係る今回の決裁文書の改ざんは、憲法第62条に基づく国政調査権の行使の妨害であり、憲法第66条が定める、内閣の国会に対する連帯責任への違背ではないか、官房長官の見解を伺う。 (同旨 財務大臣)

(答)

1 御指摘の憲法の規定を踏まえても、国民の代表である国会の場に、書き換えた決裁文書を提出したことは、大変由々しき事態であり、政府として、大変遺憾であると考えている。

2 国民の皆様から厳しい目が向けられていることを真摯に受け止め、財務省において、捜査に全面的に協力するとともに、このような事態が起こったことについて全容を明らかにするために、徹底した調査を行う必要がある。

3 また、全容が明らかになった段階において、このような事態が再発しないよう、信頼回復に向けて必要な対応を行う必要がある。

4 政府として、国会のご要請にはできるだけ丁寧に対応していくとともに、国民の信頼が得られるようできる限り丁寧な説明を行ってまいりたい。

(更問1) 憲法62条及び66条3項の趣旨をどう考えるのか。

1 いわゆる国政調査権は、憲法第62条に規定されている国会の権能であり、政府としては、それが適正に行使され、国会の国政調査活動が、十分その目的を達成できるよう、政府の立場から許される最大限の協力をすべきものであると考えている。

2 また、憲法第66条第3項は「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」と定めているが、この規定は、内閣に帰属する行政権の行使について、これを国会に、民主的な統制のもとに置くという基本的な原理を明らかにする趣旨であると考えられる。

3 いずれにせよ、政府としては、国会のご要請にできる限り丁寧に対応していく必要があると考えている。

答 弁:平成30年3月20日(第196回国会)

院 :参議院 予算委員会

質問者:藤田幸久 党派:民進

答弁者:菅義偉 内閣官房長官

答弁作成者:財務省



備考:(セット版)20180320 参・予算委 藤田幸久君 問1v2(対官房長官).docx

(対官房長官)

3月20日 参・予算委

藤田 幸久君

問 1. 森友学園問題に係る今回の決裁文書の改ざんは、憲法第62条に基づく国政調査権の行使の妨害であり、憲法第66条が定める、内閣の国会に対する連帯責任への違背ではないか、官房長官の見解を伺う。 (同旨 財務大臣)

(答)

- 1 御指摘の憲法の規定を踏まえても、国民の代表である国会の場に、書き換えた決裁文書を提出したことは、大変由々しき事態であり、政府として、大変遺憾であると考えている。
- 2 国民の皆様から厳しい目が向けられていることを真摯に受け止め、財務省において、捜査に全面的に協力するとともに、このような事態が起こったことについて全容を明らかにするために、徹底した調査を行う必要がある。



問 3 - 1

- 3 また、全容が明らかになった段階において、このような事態が再発しないよう、信頼回復に向けて必要な対応を行う必要がある。

- 4 政府として、国会のご要請にはできるだけ丁寧に対応していくとともに、国民の信頼が得られるようできる限り丁寧な説明を行ってまいりたい。

(更問1) 憲法62条及び66条3項の趣旨をどう考えるのか。

- 1 いわゆる国政調査権は、憲法第62条に規定されている国会の権能であり、政府としては、それが適正に行使され、国会の国政調査活動が、十分その目的を達成できるよう、政府の立場から許される最大限の協力をすべきものであると考えている。
- 2 また、憲法第66条第3項は「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」と定めているが、この規定は、内閣に帰属する行政権の行使について、これを国会に、民主的な統制のもとに置くという基本的な原理を明らかにする趣旨であると考えられる。
- 3 いずれにせよ、政府としては、国会のご要請にできる限り丁寧に対応していく必要があると考えている。

(参考1) 憲法

第62条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第66条 3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

(参考2) 平成10年8月18日衆・予算委員会 中村鋭一議員質疑(抄)

(小淵内閣総理大臣)

憲法六十五条は「行政権は、内閣に属する。」と定め、さらに憲法第六十六条第三項は「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」と定めておりますが、この規定は、内閣に帰属する行政権の行使について、これを国会に、民主的な統制のもとに置くという基本的な原理を明らかにする趣旨であると考えられます。

ここに「連帯して」と規定いたしておりますのは、内閣は国務大臣の施策について一体として責任を負うべきであるという当然の趣旨を明らかにしたものと解されております。

この規定を受けまして、内閣法第四条は、合議体たる内閣がその職務を行うことは閣議によるものとする旨定めております。

国会に対する内閣の責任の負い方として内閣がどのような措置をとるべきかは、衆議院における不信任決議に関する憲法第六十九条のようにこれについて定めた規定がある場合は別として、内閣が事案の軽重に応じて合理的に判断すべき事柄であると思っております。(略)

(参考3) 平成5年3月5日衆議院予算委員会第一分科会

(津野政府参考人)

憲法六十六条第三項の内閣の連帯責任ということの御趣旨についてのお尋ねかと存じますが、この憲法六十六条第三項におきましては、「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」というふうに定めておりますけれども、ここに「国会に対し責任を負ふ。」と規定しておりますのは、内閣に帰属する行政権の行使につきまして、これを

国会による民主的な統制のもとに置くという基本的な原理を明らかにする趣旨であるというふうに考えられまして、したがって、同項に言う「責任」というのは、これは本質的には法的責任と申しますよりは政治的な責任であるという、政治的責任を意味すると解すべきであるというふうに言われているわけでございます。「連帯して」ということでございますので、内閣が一体として責任を負うというのは常識的に言われている事柄でございます。それから、内閣の責任と申しますのは、これは行政権の全般に及ぶというふうに考えられるところでございます。

大体六十六条第三項についての解釈といえますか、考え方は以上でございます。

(参考4) 平成18年2月10日内閣衆質164第34号衆議院議員鈴木宗男君提出国民の知る権利等に関する質問に対する答弁書

二について

いわゆる国政調査権は、憲法第六十二条に規定されている国会の権能であり、政府としては、それが適正に行使され、国会の国政調査活動が、十分その目的を達成できるよう、政府の立場から許される最大限の協力をすべきものであると考えている。

(対官房長官)

3月20日 参・予算委 藤田 幸久君

問1. 森友学園問題に係る今回の決裁文書の改ざんは、憲法第62条に基づく国政委調査権の行使の妨害であり、憲法第66条が定める、内閣の国会に対する連帯責任への違背ではないか、官房長官の見解を伺う。 (同旨 財務大臣)

財務省作成

答弁連絡責任者

財務省理財局

国有財産企画課長 井口 裕之

連絡先 役所

携帯

(提出期限 23時10分 提出 時 分)



国会用資料（他省庁作成）

分類 作成日:2018/04/09

大分類	中分類	小分類

整理番号：002

件名： 問二. 佐藤外務副大臣は、昨年の特別国会における参・外交防衛委員会における就任挨拶において、「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託に応える」という、自衛隊員のサービスの宣誓の文言を引用し、決意等を述べている。自衛隊員の宣誓は、武官として、武力行使に当たる際の決意を述べたもので、総理や閣僚が文民でなければならないとした憲法第六十六条第二項の文民条項の趣旨や、外交政策を所掌すると定める外務省設置法の趣旨にも反した暴挙であり、シブリアンコントロールの観点から、内閣として即刻罷免すべきではないか、総理の見解を伺う。 (同旨 外務大臣)

(答)

一 佐藤副大臣の挨拶は、自衛隊員のサービスの宣誓行為として行ったものではなく、文民たる外務副大臣としてその職務を全うするという佐藤副大臣の基本的姿勢を全体として述べたものである。したがって、本件挨拶は憲法や外務省設置法の趣旨等に反するものとは考えてない。

二 その上で申し上げれば、佐藤副大臣は、自身の挨拶によって、平和国家としての歩みを堅持するとの政府の方針について結果として疑念を招いてしまったことは、大変遺憾であると、答弁している。

三 いずれにしても、佐藤副大臣には、引き続き、外務副大臣としての職責を果たしていただきたいと考えている。

答 弁：平成 30年4月9日 (第196回国会)
院：参議院 決算

質問者：小西洋之 党派：民進

答弁者：安倍 内閣総理大臣

答弁作成者：外務省



備考：外務省作成法制局合議【対総理】180409小西洋之君(民進)_総理問2.docx

四月九日 参・決算委 小西 洋之 君

問一 佐藤外務副大臣は、昨年の特別国会における参・外交防衛委員会における就任挨拶において、「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託に応える」という、自衛隊員の服務の宣誓の文言を引用し、決意等を述べている。自衛隊員の宣誓は、武官として、武力行使に当たる際の決意を述べたもので、総理や閣僚が文民でなければならぬとした憲法第六十六条第二項の文民条項の趣旨や、外交政策を所掌すると定める外務省設置方の趣旨にも反した暴挙であり、シビリアンコントロールの観点から、内閣として即刻罷免すべきではないか、総理の見解を伺う。

(同旨 外務大臣)

外務省作成↓ 協議先 防衛省、法制局

答弁連絡責任者

外務省総合外交政策局

政策企画室長 高橋 直樹

連絡先 役所

自宅

携帯

(提出期限 二十一時四十五分 提出 二十五時)

四月九日

参・決算委

小西 洋之 君

問二 佐藤外務副大臣は、昨年の特別国会における参・外交防衛委員会における就任挨拶において、「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託に応える」という、自衛隊員の服務の宣誓の文言を引用し、決意等を述べている。自衛隊員の宣誓は、武官として、武力行使に当たる際の決意を述べたもので、総理や閣僚が文民でなければならぬとした憲法第六十六条第二項の文民条項の趣旨や、外交政策を所掌すると定める外務省設置方の趣旨にも反した暴挙であり、シベリアンコントロールの観点から、内閣として即刻罷免すべきではないか、総理の見解を伺う。

(同旨 外務大臣)

(答)

一 佐藤副大臣の挨拶は、自衛隊員の服務の宣誓行為として行ったものではなく、文民たる外務副大臣としてその職務を全うするという佐藤副大臣の基本的姿勢を全体として述べたものである。したがって、本件挨拶は憲法や外務省設置法の趣旨等に反するものとは考えてない。

二 その上で申し上げれば、佐藤副大臣は、自身の挨拶によって、平和国家としての歩みを堅持するとの政府の方針について結果として疑念を招いてしまったことは、大変遺憾であると、答弁している。

三 いずれにしても、佐藤副大臣には、引き続き、外務副大臣としての職責を果たしていただきたいと考えている。

【参考一】平成二十九年十二月五日 参議院外交防衛委員会における佐藤外務副大臣挨拶及びやり取り

(1) 佐藤副大臣挨拶

○副大臣(佐藤正久君) 外務副大臣を拝命いたしました佐藤正久でございます。事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託に応える決意であります。

厳しい安全保障環境の中で、国家国民の安全、安心を守るため、現場主義で汗をかいてまいります。

特に、担当であります北米、中南米、中東、アフリカ諸国との関係強化に努めます。また、国連外交、安全保障、戦略的対外発信や文化外交に注力するとともに、在外邦人の安全確保、国際的なテロ対策にも全力で取り組んでまいります。なお、二人の副大臣の中で、私が特に本委員会を担当することになっております。

三宅委員長を始め、理事、委員各位の御支援と御協力を心からお願ひ申し上げます。(発言する者あり)

(2) 河野外務大臣と小西洋之(こにし・ひろゆき)議員(民進)のやりとり

○小西洋之君

(略)

私は、この佐藤副大臣の挨拶、この外交防衛委員会に対して政府として行われた挨拶は、日本国憲法の趣旨に反し、また自衛隊法や外務省設置法などとの関係で、それらの趣旨、また国家行政組織法の趣旨にも反する暴言であると思ひます。佐藤副大臣は内閣において即刻罷免をされるべきであると考えます。今からその理由を御説明をさせていただきたいと思ひます。

(略)

○小西洋之君 今大臣が答弁いただきましたように、佐藤外務副大臣が外交防衛委員会で、この決意でありますとおっしゃった服務の宣誓は自衛隊法に基づく制度なんです。自衛隊法と自衛隊組織令に基づくものであります。先ほども外交と防衛の違いの質問がございましたけれども、紛争を阻止する、他に適当な手段がない、もうほかに全て手段がない、外交ではもう間に合わない、どうしようもない、防げないときに武力を行使して国民を守るのが防衛省の役割であり、その下の自衛隊の役割であります。

また、日本国憲法の第六十六条二項には、こういう規定がございます。「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならぬ。」「文民でなければならぬ、この趣旨は、かつての政府答弁において、武断政治を排除する、安倍内閣の解釈改憲以前に唯一解釈変更が行われた例でございます。かつて自衛隊員は、武人ではない、文民であるというふうにされておりました。しかし、自衛隊の装備の実態などから見て、組織の実態などから見て、文民ではない、武人であるというふうに解釈変更された経緯もございます。つまり、自衛隊員の服務の宣誓というものは武人の精神の言わば真髄を言ったものであり、武力の行使に当たってその職務の精神、それを述べたものでございます。

河野外務大臣に質問させていただきます。

大臣は、この佐藤副大臣の服務の宣誓の、もって国民の負託に応える決意である、このような就任に当たつての挨拶をこの外交防衛委員会ですることを事前に御存じでしたでしょうか、かつ、それを了承されたのでしょうか。

○国務大臣（河野太郎君） 佐藤副大臣がどのような挨拶をするか、別に事前に原稿を見ていたわけではございませんが、外務省の職員も国民の平和あるいは安全、繁栄を守るために身をなげうって職務を行うわけでございます。

外務省の中には、外務省の職員として殉職した方々のための碑が、碑というか像がございますが、外務省の職員も、いざというときには、国民を守るためには危険を顧みず、身をもって職務の完遂に務める必要があるというのは、これは公務員として変わりません。これは自衛隊であるうが外務省の職員であるうが、あるいは国家公務員ではないかもしれませんが、警察官、消防員、あるいは消防団員といった方々も、いざ事に臨んでは危険を顧みず、身をもって職務の完遂に務める、そういう方が大勢いらっしゃるわけでございます。私は特に問題があるとは思っておりません。

（注…この後、本件は小西委員の要請により理事会協議事項となった。）

【参考二】平成二十九年十二月七日 参議院外交防衛委員会におけるやり取り

(1) 佐藤副大臣と小西洋之(こにし・ひろゆき)議員(民進)のやりとり

○小西洋之君

(略)

佐藤副大臣が本委員会の就任挨拶の決意として述べた、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって職務の完遂に務め、もって国民の負託に応えるとの文言は、自衛隊法五十二条で戦闘任務に従事する自衛隊員の服務の本旨、すなわち自衛隊員がその任務に服する本来の趣旨、目的とされ、同じく五十三条で全自衛隊員に宣誓が義務付けられているものであります。

一方、憲法六十六条二項の文民条項の政府解釈では、武力組織に属する自衛隊員は武人であり、大臣になることは違憲とされています。そして、その趣旨は、過去の戦争の責任から、国政が武断政治に陥ることを防ぐためとされています。だとすれば、元自衛隊の指揮官である佐藤副大臣は、武力組織の武人の服務の宣誓をもって外交をつかさどるとの決意を述べたのであり、明確にこの文民条項の趣旨に反します。

佐藤副大臣に伺いますが、もはや外務副大臣として在籍すること自体が憲法六十六条二項の文民条項の趣旨に違反するという自覚はございませんか。佐藤副大臣は即刻辞職するべきではありませんか。

○副大臣（佐藤正久君） お答え申し上げます。

五日の委員会では私が挨拶した内容でございますけれども、これは自衛隊員の宣誓行為ということではなく、私自身が、我が国の安全とか繁栄を維持し、国民の生命と財産を守るために、外務副大臣として国民の負託に応え、その職務を全うするという私自身の基本的姿勢、これを述べたものであります。この点について

御理解をいただきたいと考えております。他方、本件挨拶につきまして、結果として誤解を招いた、しまったのであれば、大変遺憾に存じます。

いずれにいたしましても、引き続き、我が国の平和と安全、そのために外務副大臣として職責を全うしてまいりたいというふうな考えます。

○小西洋之君 副大臣に伺いますけれども、就任の外務副大臣の決意表明として、武人の服務の本旨を基本姿勢として決意することは許されないこと、憲法や外務省設置法の趣旨に照らし許されないことである、違憲、違法であるとお考えになりますか。

○副大臣（佐藤正久君） 私が挨拶で申しましたのは、自衛隊で言ういわゆる服務の宣誓を行ったわけではなく、我が国の平和とそして繁栄を守るための私の副大臣としての基本姿勢、これを述べたものでありますので、繰り返しますけれども、服務の宣誓というところを行ったわけではございません。繰り返しますけれども、結果としてそれが誤解を招いたというのであれば、それは大変遺憾に思います。

以上です。

○委員長（三宅伸吾君） 申合せの時間が過ぎておりますので、小西君、質疑をおまとめください。

○小西洋之君 一言だけ。済みません。

憲法六十六条の趣旨に佐藤副大臣の決意表明が反しないのか、外務省設置法、自衛隊法及び防衛省設置法の趣旨に反するのではないかについて、理事会で協議し、速やかに佐藤副大臣に委員会としての辞職勧告の措置を行うことを委員長に要請させていただきます。

○委員長（三宅伸吾君） 後刻理事会で協議いたします。

【参考三】初鹿昭博君提出質問主意書（平成二十九年十二月十五日閣議決定）1
2月5日（火）の参議院外交防衛委員会における佐藤副大臣の挨拶文の内容に関する考え方

佐藤外務副大臣が自衛官の服務の宣誓を引用したことに関する質問主意書

十二月五日の参議院外交防衛委員会の所信聴取において、佐藤正久外務副大臣が、自衛官が入隊する際に署名する「服務の宣誓」を引用し、「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託にこたえる決意だ」と述べました。

公務員は、任用される際に服務宣誓書に署名して任命権者に提出することが政令により求められています。自衛官については職務の性質上、一般職の公務員とは異なる宣誓書となっています。

一般職の宣誓書は「私は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を深く自覚し、日本国憲法を遵守し、並びに法令及び上司の職務上の命令に従い、不偏不党かつ公正に職務の遂行に当たることをかたく誓います。」というものであり、先述した自衛官のものとは大きく異なっています。

文民である副大臣と実力組織である自衛官とは職務が大きく異なることは明らかであり、副大臣が自衛官の服務の宣誓を用いて職務に当たる決意を述べることは

不適切であると考えます。

政府は、自衛官の服務の宣誓を引用して副大臣が職務の決意を述べることは不適切だと思わないのか見解を伺います。

【答】御指摘の本年十二月五日の参議院外交防衛委員会における佐藤外務副大臣の発言は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）に基づく服務の宣誓として行ったものではなく、外務副大臣としてその職務を全うするという佐藤外務副大臣の基本的な姿勢を述べたものであると承知している。

【参考四】12月5日（火）の参議院外交防衛委員会における佐藤副大臣の挨拶文の内容に関する考え方

（憲法66条2項との関係）

○12月5日の参議院外交防衛委員会における佐藤副大臣の挨拶は、自衛隊員の服務の宣誓行為として行ったものではなく、我が国の安全と繁栄を維持し、国民の生命と財産を守るために、文民たる外務副大臣としてその職務を全うするという基本的姿勢を全体として述べたものである。

○したがって、12月5日の参議院外交防衛委員会における佐藤副大臣の挨拶は、憲法66条2項の趣旨に反するものとは考えていない。

（外務省設置法との関係）

○外務副大臣を含め、外務省員が、外務省設置法にしたがって外交政策を行っていくことは当然である。

○12月5日の参議院外交防衛委員会における佐藤副大臣の挨拶は、自衛隊員の服務の宣誓行為として行ったものではなく、我が国の安全と繁栄を維持し、国民の生命と財産を守るために、文民たる外務副大臣としてその職務を全うするという基本的姿勢を全体として述べたものである。

○したがって、12月5日の参議院外交防衛委員会における佐藤外務副大臣の挨拶は、外務省設置法の趣旨に反するものとは考えていない。

（防衛省設置法・自衛隊法との関係）

○防衛省・自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務としており、この旨は防衛省設置法及び自衛隊法に規定されている。

○これらの任務に従事することとなる自衛隊員として入隊等する際には、服務の宣誓を行っているが、これは、「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛する」という自衛隊の任務や隊員としての服務上の義務を隊員一人一人に自覚させ、政府の最も重要な責務である国民の命と幸せな暮らしを守るといふ自衛隊に対して託された思いにこたえることを国民に対して宣誓しているものである。

○12月5日の参議院外交防衛委員会における佐藤副大臣の挨拶は、自衛隊員の服務の宣誓行為として行ったものではなく、防衛省設置法・自衛隊法の趣旨に反するものとは考えていない。（了）

【参考五】平成三〇年三月二〇日 参議院外交防衛委員会におけるやり取り

○小西君 ちよつと時間が切迫してしまつたんですが、佐藤副大臣ですけれども、12月5日の就任の挨拶ですね、この服務の宣誓、具体的に日本語としてどういう意味、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もつて国民の負託に応える決意というのは、外務省の行政に当たる身として具体的にどういう思い、決意を述べたものでいらっしゃるんですか。

○佐藤外務副大臣 お答えいたします。繰り返し答弁になりますが、本件挨拶は、自衛隊員の服務の宣誓行為として行ったものではなく、我が国の安全と繁栄を維持し、国民の生命と財産を守るため、文民たる外務副大臣としてその職務を全うするという私の基本的姿勢を全体として述べたものであります。この点について御理解をいただきたいと思ひます。

特に、我が国は戦後一貫して平和国家としての道を歩んできており、この歩みを引き続き堅持しております。このような方針の下、文民たる外務副大臣として私はこの外交的努力を進めて参りたいという思いを述べたものであります。しかしながら、本件挨拶によりまして、結果として政府の方針について疑念を招いてしまつたということについては、大変遺憾だというふうに思っております。

○小西君 いや、遺憾であるのは当然なんです、やはり、憲法の文民条項の趣旨、あるいは外務省設置法の趣旨、あるいは防衛省の立場からしても、自衛隊員のみが行う宣誓を外交を担当する政務が就任挨拶として、決意として述べる、これはやはり自衛隊を侮辱する行為だと思ひますので、私は、そういう意味で、佐藤副大臣は即刻辞職をして頂かなければならないというふうに思ひます。

【参考六】昨年十二月五日(火)の参議院外交防衛委員会における佐藤副大臣の挨拶について(外務省の考え方)

(2018年3月13日(火)の参外防理事会における資料)

○我が国は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできており、この歩みを引き続き堅持している。このような方針の下、文民たる佐藤外務副大臣は、国の外交的努力を進めている。

○しかしながら、昨年12月5日の参議院外交防衛委員会における佐藤副大臣の挨拶によって、結果としてこのような政府の方針について疑念を招いてしまつたことは、大変遺憾である。



国会用資料（他省庁作成）

分類

作成日：2018/04/09

大分類	中分類	小分類

整理番号：001

- 件名： 問四. 集団的自衛権行使容認の解釈変更の疑義に関連し、
 (一) 「昭和四十七年政府見解」の作成に関与した法制局長官は「憲法九条の規定が容認しているのは個別的自衛権の発動としての自衛行動だけ」「集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではない」と述べていた。安倍内閣は「昭和四十七年政府見解の作成当時から限定的に集団的自衛権行使を容認する法理が含まれている」「憲法九条の下でも武力の行使ができる基本的な論理の部分は、四十七年見解で示された基本的な論理であり、その考え方を当時の担当者は皆持っていた」と主張しているが、これは虚偽ではないか。この解釈変更は、憲法解釈文書である昭和四十七年政府見解を改ざんする違憲行為であり、安倍内閣は即刻内閣総辞職すべきでないか。総理の見解を伺う。(同旨 小野寺国務大臣)
- (答)
- 一 元は公職にあったとは言え、現在は現役を引退された私人の立場にある方の発言に、政府の立場でコメントすることは差し控えていただく。
- 二 また、過去の法制局長官の答弁に関しては、法制局長官から答弁させる。
- 【基本的論理】
- 三 これまで繰り返し返し申し上げているとおり、四十七年見解において政府が示した「基本的論理」とは、
 憲法が、「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは到底解されない」ということである。
- 四 この基本的論理は、政府だけが述べているものではなく、最高裁も、砂川事件判決において、
 「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置を取り得ることは、国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならない。」と述べている。
- 五 このように、四十七年見解における基本的論理は、最高裁判決で示された見解と、全く同じ考え方に立っている。
- 【当てはめ】
- 六 その上で、昭和四十七年当時の安全保障環境に照らせば、「基本的な論理」に当てはまる場合というのは、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られる」、というのが当時の事実認識であったわけである。
- 七 昭和四十七年当時、今からおよそ半世紀前の安全保障環境を振り返れば、
 ・ 北朝鮮は弾道ミサイルも保有しておらず、核兵器の開発も行っていなかった。
 ・ 他方、弾道ミサイルに対抗するミサイル防衛という手段も全く無かった。
 ・ また、同盟国である米軍の兵力数は、現在に比べはるかに強大であった。(兵員の数、艦艇の隻数、航空機の機数は、現在、いずれも当時の半分)
- 【注】兵員：三百万人⇒百四十万人、艦艇：二千二百隻⇒九百隻、航空機：六千五百機⇒三千六百機
- 八 しかし、今日、我が国を取り巻く安全保障環境は、昭和四十七年当時からは、想像もつかないほど変化しており、今や、脅威は容易に国境を越えてくる時代となった。
- 脅威がどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている。もはや、どの国も一国のみでは、自国の安全を守れない時代となった。
- 九 半世紀にわたる安全保障環境の大きな変化を踏まえ、「基本的論理」に基づく「必要な自衛の措置」とは何かを考え抜いた結果、「新三要件」の下、我が国の存立を全うし、国民を守るための「限定的な集団的自衛権」の行使が許容されると判断するに至ったものである。
- 【平和安全法制】
- 十 また、政府の判断(閣議決定)のみで、「限定的な集団的自衛権」の行使が可能となったわけではなく、平和安全法制によって初めて可能になったものである。
- 十一 平和安全法制は、憲法解釈を最終確定する権能を有する最高裁の見解に合致したものであり、かつ、国権の最高機関である国会において、二百時間を超える充実した審議の結果、制定されたものである。
- 十二 このように、平和安全法制は、憲法の下、その内容においても手続きにおいても、適切に制定されたものであり、ご指摘は当たらない。

更問一、横島法制局長官が、平成二十七年六月十一日及び、同年八月三日に答弁している通り「四十七年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということ」という見解は、現在も変わらないか。

(答)

一 過去の法制局長官答弁に関しては、法制局長官から答弁させる。

【法制局長官の答弁要旨】

① 御指摘の答弁は、昭和四十七年の政府見解の基本的な論理、すなわち、法理の部分についてのお尋ねに対してお答えしたものであるが、

○ 平成二十七年六月十一日の参議院外交防衛委員会における答弁は、「昭和四十七年当時の担当者の具体的な意識、認識は、先ほどお答え申し上げたとおり、そのような事態というのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという事実認識に立っていたわけでございますので、当時、明確に限定的な集団的自衛権の行使というものがこれに当てはまるという認識はなかったと思いますが、法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないということでございます。」であり、

○ 平成二十七年八月三日の参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における答弁は、「まさに昭和四十七年当時におきましては、その昭和四十七年見解の結論で述べておりますとおり、個別的自衛権といえますか、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみが、ここに言う外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に当たるのだという、そういう事実認識の下で昭和四十七年見解が作成されているわけでございますけれども、その前提となっている、すなわち憲法第9条の下でもなぜ我が国として武力の行使ができるのかというその基本的な論理の部分は、まさにこの基本的論理、この四十七年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということであろうというお答えをしているわけでございます。」である。

更問二、四十七年見解の曲解である、と問われた場合。

(答)

一 政府が平成二十七年七月の閣議決定で示した憲法解釈は、

○ 我が国を取り巻く安全保障環境が客観的に大きく変化しているという現実を踏まえ、

○ 従来の憲法解釈との論理的整合性と法的安定性に十分留意し、

○ 従来の政府見解における憲法第九条の解釈の「基本的な論理」の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための合理的な結論を導いたものである。

二 合理的な解釈の限界を超えるような憲法解釈の変更ではない。

答 弁：平成 30年4月9日 (第196回国会)

院：参議院 決算

質問者：小西洋之 党派：民進

答弁者：安倍 内閣総理大臣

答弁作成者：国家安全保障局



備 考：安保局作成法制局合議【対総理】300409対総理問4(1)(集団的自衛権).docx

四月九日 参・決算委

小西洋之君

問四 集团的自衛権行使容認の解釈変更の疑義に関連し、
(一)「昭和四十七年政府見解」の作成に関与した法制局長官は「憲法九条の規定が容認しているのは個別的自衛権の発動としての自衛行動だけ」「集团的自衛のための行動は憲法の認めるところではない」と述べていた。安倍内閣は「昭和四十七年政府見解の作成当時から限定的に集团的自衛権行使を容認する法理が含まれている」「憲法九条の下でも武力の行使ができる基本的な論理の部分は、四十七年見解で示された基本的な論理であり、その考え方を当時の担当者は皆持っていた」と主張しているが、これは虚偽ではないか。この解釈変更は、憲法解釈文書である昭和四十七年政府見解を改ざんする違憲行為であり、安倍内閣は即刻内閣総辞職すべきでないか。総理の見解を伺う。

(同旨 小野寺國務大臣)

内閣官房国家安全保障局作成↓ 協議先 外務省、

防衛省

答弁連絡責任者

内閣官房国家安全保障局

内閣参事官 萬浪 学

連絡先 役所

自宅

携帯

(提出期限 二十一時四十五分 提出 二十八時)

問四 集团的自衛権行使容認の解釈変更の疑義に関連し、

(一) 「昭和四十七年政府見解」の作成に参与した法制局長官は「憲法九条の規定が容認しているのは個別的自衛権の発動としての自衛行動だけ」「集团的自衛のための行動は憲法の認めるところではない」と述べていた。安倍内閣は「昭和四十七年政府見解の作成当時から限定的に集团的自衛権行使を容認する法理が含まれている」「憲法九条の下でも武力の行使ができる基本的な論理の部分は、四十七年見解で示された基本的な論理であり、その考え方を当時の担当者は皆持っていた」と主張しているが、これは虚偽ではないか。この解釈変更は、憲法解釈文書である昭和四十七年政府見解を改ざんする違憲行為であり、安倍内閣は即刻内閣総辞職すべきでないか。総理の見解を伺う。

(同旨 小野寺国務大臣)

(答)

一 元は公職にあったとは言え、現在は現役を引退された私人の立場にある方の発言に、政府の立場でコメントすることは差し控えさせていただく。

二 また、過去の法制局長官の答弁に関しては、法制局長官から答弁させる。

【基本的論理】

三 これまで繰り返し申し上げているとおり、四十七年見解において政府が示した「基本的論理」とは、憲法が、「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは到底解されない」ということである。

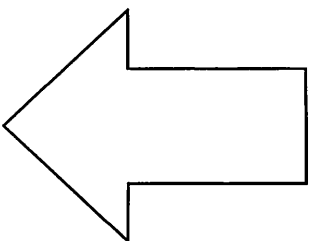
四 この基本的論理は、政府だけが述べているものではなく、最高裁も、砂川事件判決において、

「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置を取り得ることは、国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならない。」と述べている。

五 このように、四十七年見解における基本的論理は、最高裁判決で示された見解と、全く同じ考え方に立っている。

【当てはめ】

六 その上で、昭和四十七年当時の安全保障環境に照らせば、「基本的な論理」に当てはまる場合というのは、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られる」、というのが当時の事実認識であったわけである。



七 昭和四十七年当時、今からおよそ半世紀前の安全保障環境を振り返れば、

- ・ 北朝鮮は弾道ミサイルも保有しておらず、核兵器の開発も行っていないかった。

- ・ 他方、弾道ミサイルに対抗するミサイル防衛という手段も全く無かった。

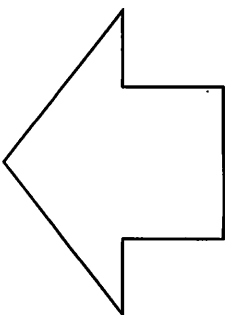
- ・ また、同盟国である米軍の兵力数は、現在に比べはるかに強大であった。（兵員の数、艦艇の隻数、航空機の機数は、現在、いずれも当時の半分）

【注】兵員：三百万人→百四十万人、艦艇：二千二百隻→九百隻

航空機：六千五百機→三千六百機

八 しかし、今日、我が国を取り巻く安全保障環境は、昭和四十七年当時からは、想像もつかないほど変化しており、今や、脅威は容易に国境を越えてくる時代となった。

脅威がどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている。もはや、どの国も一国のみでは、自国の安全を守れない時代となった。



九 半世紀にわたる安全保障環境の大きな変化を踏まえ、「基本的論理」に基づく「必要な自衛の措置」とは何かを考え抜いた結果、「新三要件」の下、我が国の存立を全うし、国民を守るための「限定的な集団的自衛権」の行使が許容されると判断するに至ったものである。

【平和安全法制】

十 また、政府の判断（閣議決定）のみで、「限定的な集団的自衛権」の行使が可能となったわけではなく、平和安全法制によって初めて可能になったものである。

十一 平和安全法制は、憲法解釈を最終確定する権能を有する最高裁の見解に合致したものであり、かつ、国権の最高機関である国会において、二百時間を超える充実した審議の結果、制定されたものである。

十二 このように、平和安全法制は、憲法の下、その内容においても手続きにおいても、適切に制定されたものであり、ご指摘は当たらない。

更に、横畠法長官の見解について問われた場合の更問あり

更問一 横畠法制局長官が、平成二十七年六月十一日及び、同年八月三日に答弁している通り「四十七年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということ」という見解は、現在も変わらないか。

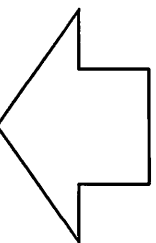
(答)

一 過去の法制局長官答弁に関しては、法制局長官から答弁させる。

【法制局長官の答弁要旨】

① 御指摘の答弁は、昭和四十七年の政府見解の基本的な論理、すなわち、法理の部分についてのお尋ねに対してお答えしたものであるが、

○ 平成二十七年六月十一日の参議院外交防衛委員会における答弁は、「昭和四十七年当時の担当者 of 具体的な意識、認識は、先ほどお答え申し上げたとおり、そのような事態というのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという事実認識に立っていたわけでございますので、当時、明確に限定的な集団的自衛権の行使というものがこれに当てはまるといふ認識はなかったと思いますが、法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないということでございます。」であり、



○ 平成二十七年八月三日の参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における答弁は、「まさに昭和四十七年当時におきましては、その昭和四十七年見解の結論で述べておりますとおり、個別的自衛権といいますが、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみが、ここに言う外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に当たるといふ、そういう事実認識の下で昭和四十七年見解が作成されているわけでございますけれども、その前提となっている、すなわち憲法第9条の下でもなぜ我が国として武力の行使ができるのかというその基本的な論理の部分は、まさにこの基本的論理、この四十七年見解で示された基本的な論理であるといふ、そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということであろうというお答えをしているわけでございます。」である。

四七見解の曲解に関する
更問あり

更問二・四十七年見解の曲解である、と問われた場合。

(答)

一 政府が平成二十七年七月の閣議決定で示した憲法解釈は、

○ 我が国を取り巻く安全保障環境が客観的に大きく変化しているという現実を踏まえ、

○ 従来 of 憲法解釈との論理的整合性と法的安定性に十分留意し、

○ 従来 of 政府見解における憲法第九条の解釈の「基本的な論理」の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための合理的な結論を導いたものである。

二 合理的な解釈の限界を超えるような憲法解釈の変更ではない。

【参考一】昭和四十七年九月十四日 参・決算委 吉國內閣法制局長官答弁
私の、これはお答えと申し上げるより釈明みたいなものでございますが、
平和条約の五条のC項でございませうか、と安保条約の前文、日ソ共同宣言
で、わが国が自衛権を持っているということは確認をしております。その自
衛権には、形容詞がついておりまして、個別的及び集団的自衛の固有の権利
があるということ、条約上うたわれておりますが、これは国際法上の問題
として、日本が自衛権を持っている、その自衛権というのは個別的及び集
団的なものであるということ、これを国際法上うたったわけでございます。憲法上
こういう権利の行使については、また別途措置をしなければならぬ。憲法
ではわが国はいわば集団的自衛の権利の行使について、自己抑制をしてい
ると申しますか、日本国の国内法として憲法第九条の規定が容認している
のは、個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだということが私どもの
考え方で、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論とし
て、その法律論の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、
あのような説明で、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由
及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとると
いうのが自衛行動だという考え方で、その結果として、集団的自衛のための
行動は憲法の認めるところではないという法律論として説明をしているつ
もりでございます

(略)

わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権
利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるというのが自衛行動
だという考え方で、その結果として、集団的自衛のための行動は憲法の認め
るところではないという法律論として説明をしているつもりでございます。

【参考二】平成二十七年六月十一日 参・外防委


○ 政府特別補佐人(横島裕介君) 昭和四十七年当時の担当者の具体的
な意識、認識は、先ほどお答え申し上げたとおり、そのような事態とい
うのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという事実認識に
立っていたわけでございますので、当時、明確に限定的な集団的自衛権の行
使というものがこれに当てはまるといふ認識はなかったと思えますが、法理
といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらな
いということでございます。

【参考三】平成二十七年八月三日 参・平和安全特委

○ 政府特別補佐人（横畠裕介君）

まさに昭和四十七年当時におきましては、その昭和四十七年見解の結論で述べておりますとおり、個別的自衛権といいますが、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみが、ここに言う外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に当たるといふ、そういう事実認識の下で昭和四十七年見解が作成されているわけでございますけれども、その前提となっている、すなわち憲法第九条の下でもなぜ我が国として武力の行使ができるのかというその基本的な論理の部分は、まさにこの基本的論理、この四十七年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということであろうというお答えをしているわけでございます。

【参考四】小西君提出参考資料抜粋（平成三十年三月二十八日）



「横畠君がそう言っているの!？
そういう分析をした記憶はないし、
そういう理解はなかったと思いますね。
ここに書かれている『**外国の武力攻撃**』
は、日本そのものへの攻撃のことです。
日本が侵略されていないときにどうなる、
なんて議論は当時なかった。
これを根拠に解釈改憲なんて夢にも思っ
ていなかった。
いやあ、よく掘り出したものだね」

—「集団的自衛権は想定外」政権が依拠する「72年政府見解」作成の元法制局長官(94)が激白
出典：平成27年8月28日週刊朝日より小西洋之事務所作成 平成30年3月28日参議院予算委員会 民進党・新緑会より小西洋之 2015.9.28 週刊朝日

安保国会での「S47政府見解の読み替え」全否定陳述

濱田邦夫 元最高裁判所判事

四十七年の政府見解の作成経過及びその当時の国会での答弁等を考えますと、政府としては明らかに外国による武力攻撃というものの対象は我が国であると。これは日本語の読み方として、普通の知的レベルの人ならば問題なく、...それを強引に外国の武力攻撃というのが日本に対するものに限られないんだというふうに読み替えをするというのは、法匪という、つまり、字義を操って、法文そのものの意図するところとは懸け離れたことを主張する、これはあしき例であると、とても法律専門家の検証に堪えられないと。平成27年9月15日衆議院

それは読みたい人がそう読んでいるというだけの話で、裁判所に行って通るかという、それは通らないでしょう。平成27年9月15日衆議院

宮崎礼壹 元内閣法制局長官

「外国の武力攻撃」とある表現には、我が国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃も含むと読めると強弁して、...これは、いわば黒を白と言いくるめる類いと言うしかありません。平成27年6月22日衆議院

伊藤真 日弁連 憲法問題対策本部副本部長

四十七年意見書の当時から限定された集団的自衛権は認められていたというようなことはあり得ません。当時の吉國長官答弁及び防衛庁政府見解によって完全に否定されている

平成27年9月8日参議院

出典：国会会議録より小西洋之事務所作成 平成30年3月28日 参議院予算委員会 民進党・新緑風会 小西洋之



国会用資料（他省庁作成）

分類 作成日:2018/11/07

大分類	中分類	小分類

整理番号：001

件名： 問二. 沖縄問題について、普天間の現状や辺野古移設の現状・訴訟状況をどのように認識しているのか。また、沖縄県知事が話合いを行いたいと言ってきたとき、対応する予定はあるのか。対応することにより、現在、沖縄県は県民投票を行おうとしているが、移設を認めた判決があるにもかかわらず、それを県民投票で覆そうとしている憲法上の問題があると思われるが、それを回避できるのではないかと。総理の見解を伺う。（同旨 防衛大臣、官房長官）

【注】議員は、本質問内の憲法上の問題にも質問として触れる可能性があるとのこと。

(答)

一 住宅や学校で囲まれ、世界で一番危険とも言われている普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならない。

これが大前提であり、政府と地元の皆様の共通認識であると思う。

二 沖縄県による埋立承認の撤回については、事業者である沖縄防衛局が、行政不服審査法に基づき、公有水面埋立法を所管する国土交通大臣に対して「審査請求」を行うとともに、「執行停止の申立て」を行い、十月三十日、国土交通大臣により、関係法令にのっとり、執行停止の決定が行われたことから、昨日（一日）より、海上作業を再開していると報告を受けている。

三 また、政府と沖縄県の間では、「普天間飛行場 負担軽減 推進会議」や、「政府・沖縄県協議会」という、協議の枠組みがある。

四 政府としては、このような協議の枠組みを活用し、基地負担軽減のための政府の取組について、粘り強く、丁寧に説明していきたいと考えている。

五 県民投票については、地方自治体の条例に関することであり、政府としてコメントすることは差し控えるが、辺野古への移設は、最高裁判所で「違法」も「不当」もないことが確認された埋立承認に基づいて進めているものである。今後とも、丁寧な説明に努め、御理解・御協力が得られるよう、粘り強く取り組んでまいります。

六 いずれにしても、今後とも、地元の皆様の御理解を得る努力を続けながら、普天間飛行場の一日も早い全面返還を実現するため、全力で取り組んでまいります。

答 弁：平成 30年11月2日（第197回国会）

院：衆議院 予算

質問者：下地幹郎 党派：維新

答弁者：安倍 内閣総理大臣

答弁作成者：防衛省



備考：301102 下地幹郎君(辺野古を進める前に対話が必要)対総理.docx

十一月二日 衆・予算委 下地 幹郎 君

問二・沖縄問題について、普天間の現状や辺野古移設の現状・訴訟状況をどのように認識しているのか。また、沖縄県知事が話し合いを行いたいと言ってきたとき、対応する予定はあるのか。対応することにより、現在、沖縄県は県民投票を行おうとしているが、移設を認めた判決があるにもかかわらず、それを県民投票で覆そうとしている憲法上の問題があると思われるが、それを回避できるのではないか。総理の見解を伺う。

(同旨 防衛大臣、官房長官)
【注】議員は、本質問内の憲法上の問題にも質問として触れる可能性があるとのこと。

防衛省作成↓ 協議先 法制局

答弁連絡責任者

防衛省大臣官房

米軍再編調整官 三原 祐和

連絡先 役所

携帯

(提出期限 二十五時十五分 提出 二十六時十分)

十一月二日

衆・予算委

下地

幹郎

君

問二・沖縄問題について、普天間の現状や辺野古移設の現状・訴訟状況をどのように認識しているのか。また、沖縄県知事が話し合いを行いたいと言ってきたとき、対応する予定はあるのか。対応することにより、現在、沖縄県は県民投票を行おうとしているが、移設を認めた判決があるにもかかわらず、それを県民投票で覆そうとしている憲法上の問題があると思われるが、それを回避できるのではないか。総理の見解を伺う。

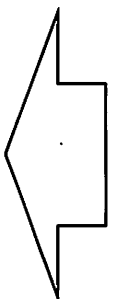
(同旨 防衛大臣、官房長官)

【注】議員は、本質問内の憲法上の問題にも質問として触れる可能性があるとのこと。

(答)

一 住宅や学校で囲まれ、世界で一番危険とも言われている普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならない。

これが大前提であり、政府と地元の皆様の共通認識であると思う。



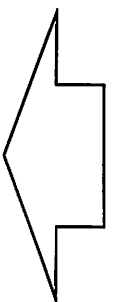
二 沖縄県による埋立承認の撤回については、事業者である沖縄防衛局が、行政不服審査法に基づき、公有水面埋立法を所管する国土交通大臣に対して「審査請求」を行うとともに、「執行停止の申立て」を行い、十月三十日、国土交通大臣により、関係法令にのっとり、執行停止の決定が行われたことから、昨日（一日）より、海上作業を再開していると報告を受けている。

三 また、政府と沖縄県との間では、「普天間飛行場負担軽減 推進会議」や、「政府・沖縄県協議会」という、協議の枠組みがある。

四 政府としては、このような協議の枠組みを活用し、基地負担軽減のための政府の取組について、粘り強く、丁寧に説明していきたいと考えている。

五 県民投票については、地方自治体の条例に関することであり、政府としてコメントすることは差し控えるが、辺野古への移設は、最高裁判所で「違法」も「不当」もないことが確認された埋立承認に基づいて進めているものである。

今後とも、丁寧な説明に努め、御理解・御協力が得られるよう、粘り強く取り組んでまいります。



六 いずれにしても、今後とも、地元の皆様の御理解を得る努力を続けながら、普天間飛行場の一日も早い全面返還を実現するため、全力で取り組んでまいります。



国会用資料（他省庁作成）

分類 作成日:2018/11/07

大分類	中分類	小分類

整理番号:001

件名: 問1-1. 沖縄問題について、普天間の現状や辺野古移設の現状・訴訟状況をどのように認識しているか。

(答)

1 普天間飛行場の辺野古移設をめぐる問題の原点は、市街地に位置し、住宅や学校で囲まれ、世界で一番危険とも言われている普天間飛行場の危険除去と返還であり、これは、政府と沖縄県との共通認識である。

2 当時の沖縄県知事の要請を受けて、普天間飛行場の全面返還を日米で合意したが、今から約22年前(平成8年4月12日)の橋本総理大臣とモンデール米駐日大使との会談であり、その3年後には、当時の県知事及び名護市長の同意の下、辺野古移設を閣議決定した。

3 その後、沖縄や政府の多くの関係者が努力を重ねてきたにもかかわらず、様々な事情により移設は進まなかったが、安倍政権では、辺野古移設に必要な埋立承認を受けて(平成25年12月)、自然環境や住民の生活環境にも最大限配慮し、工事を進めてきた。

4 辺野古への移設が実現すれば、飛行経路が海上となることで、安全性は格段に向上し、騒音も大幅に軽減され、住宅防音が必要となる世帯は、一万数千戸からゼロとなる。

5 また、辺野古移設と併せて、沖縄に所在するといわれる米軍約2万8千人の3分の1に当たる約9千人をグアムを始め海外に移転する事業も推進している。

6 政府としては、早期に辺野古への移設と普天間飛行場の返還を実現したいとの考えに変わりはない。

7 また、沖縄県の埋立承認撤回処分に対して、沖縄防衛局が行った「審査請求」及び「執行停止の申立て」については、公有水面埋立法の所管大臣たる国土交通大臣により、関係法令にのっとり、執行停止の決定が行われたものと承知している。沖縄防衛局では、これを受けて、昨日(1日)から海上作業を再開したと報告を受けている。

8 これは、法治国家として、法律に基づき、必要な法的手続きが行われたと認識しており、これを尊重すべきものと考えている。

問1-2. また、沖縄県知事が話合いを行いたいと言ってきたとき、対応する予定はあるのか。

(答)

1 政府と沖縄県の間では、「普天間飛行場負担軽減推進会議」や、「政府・沖縄県協議会」という、協議の枠組みがある。

2 政府としては、このような協議の枠組みを活用し、基地負担軽減のための政府の取組について、粘り強く、丁寧に説明していきたいと考えている。

更問 玉城知事は、来週にでも、総理、官房長官との面会を求めているが、どう対応するのか。

(答)

1 沖縄県の玉城知事とは、先般(10月12日)、官邸で、総理と私(官房長官)がお会いし、沖縄基地負担軽減のため、政府が進めている対策の現状と、普天間飛行場の辺野古移設についての考え方をご説明した。

2 現段階では何も決まっていないが、双方の日程が合えば、私(官房長官)が知事にお会いし、改めてお話を伺いたいと考えている。

(更に、総理との面会はセットしないのかと問われた場合)

1 総理は、先般、既に一度知事と面会しており、今回は、基地負担軽減担当大臣として、私(官房長官)がお話を伺いたい。

問1-3 対応することにより、現在、沖縄県は県民投票を行おうとしているが、移設を認めた判決があるにもかかわらず、それを住民投票で覆そうとしている憲法上の問題があると思われるが、それを回避できるのではないか。

(答)

1 県民投票については、地方自治体の条例に関することであり、政府としてコメントすることは差し控えたい。

- 2 いずれにせよ、安倍政権としては、基地負担軽減のため、「できることはすべて行う、目に見える形で実現する」という方針の下、取り組んでいる。
- 3 今後とも、普天間飛行場の危険除去と辺野古移設に関する政府の考え方や、沖縄の負担軽減を目に見える形で実現するという政府の取組について丁寧に説明し、玉城知事をはじめ、地元の皆様の御理解・御協力を得られるよう、粘り強く取り組んでまいります。

更問1 移設を認めた判決があるにもかかわらず、それを県民投票で覆そうとしていることについては憲法上の問題があると思われるが、政府の見解如何。

(答)

1 辺野古への移設は、最高裁判所で「違法」も「不当」もないことが確認された埋立承認に基づいて進めているものと認識している。

更問2 県民投票の結果、「辺野古ノー」が上回れば、政府として、沖縄の民意を尊重し、工事を停止するのか。

(答)

1 (県民投票の結果、どうなるかという) 仮定の話であり、コメントは差し控えない。

2 いずれにしても、政府としては、普天間飛行場の危険除去と辺野古移設に関する政府の考え方や、沖縄の負担軽減を目に見える形で実現するという政府の取組について丁寧に説明し、玉城知事をはじめ、地元の皆様の御理解・御協力を得られるよう、粘り強く取り組んでまいります。

答 弁：平成 30年11月2日 (第197回国会)

院：衆議院 予算

質問者：下地幹郎 党派：維新

答弁者：菅 内閣官房長官

答弁作成者：防衛省



備考：301102 下地君(官房長官).doc

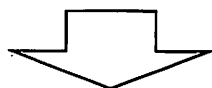
(対官房長官)

11月2日 衆・予算委 下地 幹郎君 (維新)

問1-1. 沖縄問題について、普天間の現状や辺野古移設の現状・訴訟状況をどのように認識しているか。

(答)

- 1 普天間飛行場の辺野古移設をめぐる問題の原点は、市街地に位置し、住宅や学校で囲まれ、世界で一番危険とも言われている普天間飛行場の危険除去と返還であり、これは、政府と沖縄県との共通認識である。
- 2 当時の沖縄県知事の要請を受けて、普天間飛行場の全面返還を日米で合意したのが、今から約22年前(平成8年4月12日)の橋本総理大臣とモンデール米駐日大使との会談であり、その3年後には、当時の県知事及び名護市長の同意の下、辺野古移設を閣議決定した。
- 3 その後、沖縄や政府の多くの関係者が努力を重ねてきたにもかかわらず、様々な事情により移設は進まなかったが、安倍政権では、辺野古移設に必要な埋立承認を受けて(平成25年12月)、自然環境や住民の生活環境にも最大限配慮し、工事を進めてきた。



(続きあり)

問1-1

- 4 辺野古への移設が実現すれば、飛行経路が海上となることで、安全性は格段に向上し、騒音も大幅に軽減され、住宅防音が必要となる世帯は、一万数千戸からゼロとなる。
- 5 また、辺野古移設と併せて、沖縄に所在するといわれる米軍約2万8千人の3分の1に当たる約9千人をグアムを始め海外に移転する事業も推進している。
- 6 政府としては、早期に辺野古への移設と普天間飛行場の返還を実現したいとの考えに変わりはない。
- 7 また、沖縄県の埋立承認 撤回処分に対して、沖縄防衛局が行った「審査請求」及び「執行停止の申立て」については、公有水面埋立法の所管大臣たる国土交通大臣により、関係法令にのっとり、執行停止の決定が行われたものと承知している。沖縄防衛局では、これを受けて、昨日（1日）から海上作業を再開したと報告を受けている。
- 8 これは、法治国家として、法律に基づき、必要な法的手続きが行われたと認識しており、これを尊重すべきものと考えている。

問1-2. また、沖縄県知事が話し合いを行いたいと言ってきたとき、対応する予定はあるのか。

(答)

- 1 政府と沖縄県との間では、「普天間飛行場 負担軽減推進会議」や、「政府・沖縄県協議会」という、協議の枠組みがある。
- 2 政府としては、このような協議の枠組みを活用し、基地負担軽減のための政府の取組について、粘り強く、丁寧に説明していきたいと考えている。



(更問あり)

問1-3

更問 玉城知事は、来週にでも、総理、官房長官との面会を求めているが、どう対応するのか。

(答)

- 1 沖縄県の玉城知事とは、先般（10月12日）、官邸で、総理と私（官房長官）がお会いし、沖縄基地負担軽減のため、政府が進めている対策の現状と、普天間飛行場の辺野古移設についての考え方をご説明した。
- 2 現段階では何も決まっていないが、双方の日程が合えば、私（官房長官）が知事にお会いし、改めてお話を伺いたいと考えている。

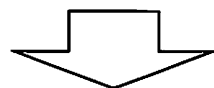
(更に、総理との面会はセットしないのかと問われた場合)

- 1 総理は、先般、既に一度知事と面会しており、今回は、基地負担軽減担当大臣として、私（官房長官）がお話を伺いたい。

問 1 - 3 対応することにより、現在、沖縄県は県民投票を行おうとしているが、移設を認められた判決があるにもかかわらず、それを住民投票で覆そうとしている憲法上の問題があると思われるが、それを回避できるのではないか。

(答)

- 1 県民投票については、地方自治体の条例に関することであり、政府としてコメントすることは差し控えたい。
- 2 いずれにせよ、安倍政権としては、基地負担軽減のため、「できることはすべて行う、目に見える形で実現する」という方針の下、取り組んでいる。
- 3 今後とも、普天間飛行場の危険除去と辺野古移設に関する政府の考え方や、沖縄の負担軽減を目に見える形で実現するという政府の取組について丁寧に説明し、玉城知事をはじめ、地元の皆様の御理解・御協力を得られるよう、粘り強く取り組んでまいります。



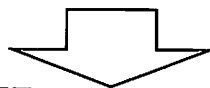
(更問 2 問あり)

問 1 - 5

更問 1 移設を認めた判決があるにもかかわらず、それを県民投票で覆そうとしていることについては憲法上の問題があると思われるが、政府の見解如何。

(答)

- 1 辺野古への移設は、最高裁判所で「違法」も「不当」もないことが確認された埋立承認に基づいて進めているものと認識している。



問 1 - 6

(更問 2 あり)

更問2 県民投票の結果、「辺野古ノー」が上回れば、政府として、沖縄の民意を尊重し、工事を停止するのか。

(答)

- 1 (県民投票の結果、どうなるかという) 仮定の話であり、コメントは差し控えたい。
- 2 いずれにしても、政府としては、普天間飛行場の危険除去と辺野古移設に関する政府の考え方や、沖縄の負担軽減を目に見える形で実現するという政府の取組について丁寧に説明し、玉城知事をはじめ、地元の皆様の御理解・御協力を得られるよう、粘り強く取り組んでまいります。

(対官房長官)

11月2日 衆・予算委 下地 幹郎君 (維新)

問1. 沖縄問題について、普天間の現状や辺野古移設の現状・訴訟状況をどのように認識しているのか。また、沖縄県知事が話し合いを行いたいと言ってきたとき、対応する予定はあるのか。対応することにより、現在、沖縄県は県民投票を行おうとしているが、移設を認めた判決があるにもかかわらず、それを県民投票で覆そうとしている憲法上の問題があると思われるが、それを回避できるのではないか。総理の見解を伺う。

(同旨 総理大臣、防衛大臣)

【注】議員は、本質問内の憲法上の問題にも質問として触れる可能性があるとのこと。

防衛省作成→ 協議先 法制局

答弁連絡責任者

防衛省大臣官房

米軍再編調整官 三原 祐和

連絡先 役所

携帯

(提出期限 25時50分 提出26時45分)



国会用資料（他省庁作成）

分類 作成日:2018/11/07

大分類	中分類	小分類

整理番号:001

件名: 問二、交戦権と自衛隊について、
(一) 憲法九条二項の「交戦権」について、日本は国連憲章に基づく個別的自衛権、集団的自衛権、集団的安全保障の実力行使を持ち、個別的自衛権に基づく交戦権等も持っており、憲法九十八条二項に基づき条約の誠実遵守義務を持つ一方で、九条二項で交戦権を否定しているのは、矛盾しているのではないか、総理の見解を伺う。(同旨、防衛大臣)

(答)
一 憲法九条二項の「交戦権」とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称である。

(注) 相手兵力の殺傷・破壊、領土の占領、臨検・拿捕等

二 また、個別的、集団的自衛権及び集団安全保障措置に基づく「武力の行使」は国連憲章上、許容されている。

三 我が国は独立国家として国際法上国家に許容されている様々な権利を保有していることは当然である。

他方、これらの権利は、あくまで権利であって、その行使は義務ではない。

四 我が国が憲法上許されるのは、我が国を防衛するための必要最小限度の実力の行使に限られ、また、交戦権は否定されているが、このことは、憲法第九十八条の定める条約の誠実遵守義務と矛盾するものではないと考えている。

五 いずれにせよ、我が国が、我が国を防衛するための必要最小限度の実力を行使し得ることは当然である。

更問、交戦権が否定されて、我が国の防衛ができるのか。

(答)

一 憲法は交戦権を否定しているが、憲法上、我が国を防衛するための必要最小限度の実力を行使し得ることは当然である。

二 このことは、砂川事件における最高裁判決においても、明確に認められている。

答 弁:平成 30年11月7日 (第197回国会)

院 :参議院 予算

質問者:浅田均 党派:維新

答弁者:安倍 内閣総理大臣

答弁作成者:防衛省



備考:[set]301107 浅田君問二(-)(交戦権).docx

十一月七日 衆・予算委（総括質疑） 浅田 均君

問二 交戦権と自衛隊について、

（一）憲法九条二項の「交戦権」について、日本は国連憲章に基づく個別的自衛権、集団的自衛権、集団的安全保障の実力行使を持ち、個別的自衛権に基づく交戦権等も持っており、憲法九十八条二項に基づき条約の誠実遵守義務を持つ一方で、九条二項で交戦権を否定しているのは、矛盾しているのではないか、総理の見解を伺う。（同旨 防衛大臣）

防衛省作成↓ 協議先 内閣法制局、外務省

答弁連絡責任者

防衛省大臣官房

文書課長 小野功雄

連絡先 役所

携帯

（提出期限 十六時〇〇分 提出 〇〇時〇〇分）

十一月七日 衆・予算委（総括質疑） 浅田 均君

問二 交戦権と自衛隊について、

（一）憲法九条二項の「交戦権」について、日本は国連憲章に基づく個別的自衛権、集団的自衛権、集団的安全保障の実力行使を持ち、個別的自衛権に基づく交戦権等も持っており、憲法九十八条二項に基づき条約の誠実遵守義務を持つ一方で、九条二項で交戦権を否定しているのは、矛盾しているのではないか、総理の見解を伺う。（同旨 防衛大臣）

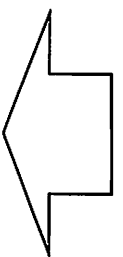
（答）

一 憲法第九条二項の「交戦権」とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称である。

（注）相手兵力の殺傷・破壊、領土の占領、臨検・拿捕等

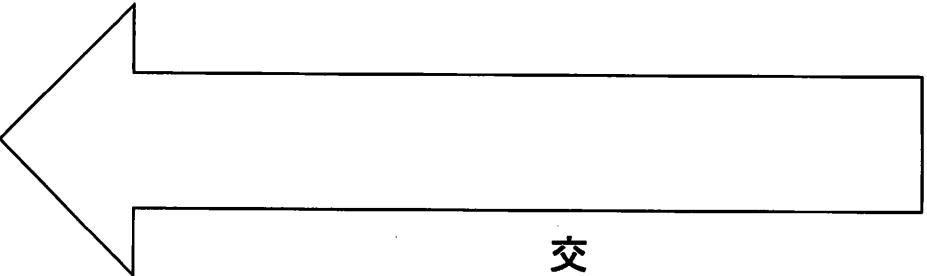
二 また、個別的、集団的自衛権及び集団安全保障措置に基づく「武力の行使」は国連憲章上、許容されている。

三 我が国は独立国家として国際法上国家に許容されている様々な権利を保有していることは当然である。他方、これらの権利は、あくまで権利であって、その行使は義務ではない。



四 我が国が憲法上許されるのは、我が国を防衛するための必要最小限度の実力の行使に限られ、また、交戦権は否定されているが、このことは、憲法第九十八条の定める条約の誠実遵守義務と矛盾するものではないと考えている。

五 いずれにせよ、我が国が、我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使し得ることは当然である。



交戦権否定と我が国防衛
に関する更問あり

更問：交戦権が否定されて、我が国の防衛ができるのか。

(答)

一 憲法は交戦権を否定しているが、憲法上、我が国を防衛するための必要最小限度の実力を行使し得ることは当然である。

二 このことは、砂川事件における最高裁判決において、明確に認められている。

【参考一】国連憲章（抄）

第三十九条 安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第四十一条及び第四十二条に従っていかなる措置をとるかを決定する。

第四十二条 安全保障理事会は、第四十一条に定める措置では不十分であるうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができ、この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。

第五十一条 この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならぬ。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をいづれでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

【参考二】参・平和安全特委理事会提出資料（平成二十七年八月二六日）

3 国際法上、集団的自衛権とは、一般に、自国と密接な関係にある外国に對する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利をいうと解されている。集団的自衛権は、国連憲章第五十一条において規定され、国家に認められている権利であり、各国がその範囲内でこれを制限的に行使しても国際法上ならぬ問題は無い。（略）

【参考三】衆議院議員稲葉誠一君提出鈴木内閣の憲法についての考え方に關する再質問に対する答弁書（昭和五十六年五月十一日）

三について
1 憲法第九条第二項の「交戦権」とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であつて、このような意味の交戦権が否認されていると解している。

他方、我が国は、自衛権の行使に当たつては、我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することが当然に認められているのであつて、その行使として相手国兵力の殺傷及び破壊等を行うことは、交戦権の行使として相手国兵力の殺傷及び破壊等を行うこととは別の觀念のものである。實際上、自衛権の行使としての実力の行使の態様がいかなるものになるかについては、具体的な状況に応じて異なると考えられるから、一概に述べることは困難であるが、例えば、相手国の領土の占領、そこにおける占領行政などは、自衛のための必要最小限度を超えるものと考へている。（以下略）

【参考四】参・予算委大出内閣法制局長官答弁（平成六年六月十三日）

集団的安全保障とは、国際法上武力の行使を一般的に禁止する一方、紛争を平和的に解決すべきことを定め、これに反して平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為が発生したような場合に、国際社会が一致協力してこのような行為を行った者に対して適切な措置をとることにより平和を回復しようとする概念であり、国連憲章にはそのための具体的な措置が定められています。

ところで、憲法には集団的安全保障へ参加すべきである旨の規定は直接明示されていないところであります。ただ憲法前文には、憲法の基本原則の一つである平和主義、国際協調主義の理念がうたわれており、このような平和主義、国際協調主義の理念は、国際紛争を平和的手段により解決することを基本とする国連憲章と相通するものがあると考えられます。

我が国は、憲法の平和主義、国際協調主義の理念を踏まえて国連に加盟し、国連憲章には集団的安全保障の枠組みが定められていることはご承知のとおりであります。

したがって、我が国としては最高法規である憲法に反しない範囲内で憲法第98条第2項に従い国連憲章上の責務を果たしていくことになりませんが、もとより集団的安全保障に係る措置のうち憲法第9条によって禁じられている武力の行使または武力による威嚇に当たる行為については、我が国としてこれを行うことが許されないのは当然のことであります。